

平成 22 年 9 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成22年 9月 7日 開会

平成22年 9月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成22年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年9月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 決算審査特別委員会の設置について

日程第 5 第 1号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 2号議案 平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 3号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 4号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 5号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 6号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 7号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 8号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第 9号議案 平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第14 第10号議案 平成22年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第15 第11号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第12号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第13号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第14号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 第15号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第16号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 第17号議案 山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第22 第18号議案 豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第23 第19号議案 本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第24 第20号議案 北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第25 第21号議案 高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第26 第22号議案 針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第27 第23号議案 長野県地方税滞納整理機構の設置について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 米田章一郎 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議開会

開 議
議 長

平成22年9月7日 午前9時10分

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより平成22年9月飯島町議会定例会を開会します。

今定例会には、平成21年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成22年8月18日付飯島町告示第74号をもって、平成22年9月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申します。9月に入り実りの秋を迎え朝夕は多少涼しくなり秋の訪れを感じる季節となりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。今年の関東甲信越地方の梅雨明けは平年より3日早く、7月17日ころでございました。その後今年の夏は異常気象に見舞われまして、台風の通過こそなかったものたいへん暑い日が続き、飯島町では8月中旬に天候の悪い日が幾日か続きましたが、総じて平均気温は25度、最高気温が30度を大幅に上回る日が幾日も続いてまいりました。現在のところ町内の熱中症と思われる症状で救急搬送した患者さんは5人に達しておりますが、心配をいたしておりましたけれども幸い大事に至らず、その後皆さん回復をされております。

農作物に関しましては天候による被害はほとんどなくて、生育はおおむね順調で推移をしておるといふうに聞いておりまして安心をしておるところでございます。そうした中、去る8月8日に行われました長野県知事選挙によりまして9月1日からは阿部守一長野県知事が就任をいたしました。阿部知事とは就任前に個別に会談する機会がありましたので、私からはぜひとも各市町村の実態をよく見ていただくとともに、各市町村の意見を十分取り入れて、今までのプロセスを大切にして各市町村と強調する中で県政運営を是非お願いをしたい旨申し上げたところでございます。一方、国においても現在民主党の代表選挙が行われているところでございますが、ぜひとも国民が安心して暮らすことのできる安定した政治をお願いをしたいところでございます。

さて日本の経済情勢はこのところの急激な円高、株安が進み、一層のデフレが懸念されており厳しい経済情勢にさらに拍車をかけるのではないかと大変危惧をいたしておるところでございます。また長野県内の8月の経済動向の概要によれば、持ち直しをしているものの雇用面を中心に厳しい状況が続いておるといふうにしております。生産部門では持ち直しの動きで推移をしており、個人消費も特にエコカー減税の効果もあって乗用車販売が9カ月連続で前年水準を上回っております。さらに公共工事の保証請負額が3カ月連続で前年を上回った一方で、住宅投資面では新築住宅着工件数が2カ月ぶりに前年水準を下

議 長

回り、雇用情勢では有効求人倍率が5カ月連続で上昇はしているものの依然として厳しい低水準が続いており、大変厳しい状況が続いております。こうした国内の諸情勢等を踏まえて国は9,200億円程度の予備費の活用や、補正予算の検討を含めた経済対策基本方針の骨子を固めたようではありますが、当町といたしましても大変注目をし期待をしているところではありますが見通しは全く立っておりません。いずれにいたしましても当町でも昨年度からの経済対策を進めておりますので、一日も早くこの町においても景気回復を実感できる日が来ることを切に願っておる次第でございます。

さて本定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、条例案件が1件、決算案件8月件、予算案件7件、その他案件7件、計23件でございます。9月議会は決算議会とも言われておりますが、平成21年度の各会計の決算認定をお願いすることを中心として、いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番 久保島巖議員、2番 中村明美議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

堀内議会運営委員長。

議 会
運営委員長

会期につきましてご報告を申し上げます。去る8月25日に議会運営委員会を開催をいたしまして、本定例会の会期について審議をいたしました。案件の内容からいたしまして、本日から9月17日までの11日間と決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。以上です。

議 長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月17日までの11日間としたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から9月17日までの11日間とすることに決定しました。堀内委員長、自席へお戻りください。

議 長
事務局長

会期の日程は事務局長から申し上げます。

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に平成22年6月定例会において議決された、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」、「長野県独自の30人規模学級への早期拡大を複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」、「安全・安心な国民生活実現のため、防災、生活関連公共

工事予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」、「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書」、「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」、「国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乘せ補助を求める意見書」につきましては、平成22年6月18日に衆参両院並びに関係機関へ送付しましたので報告いたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等の文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。

次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成21年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第4 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件については別紙のとおり議長並びに議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本日提案されます平成21年度飯島町各会計決算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって本件については10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日本会議終了後正副委員長選出のため決算審査特別委員会を開催いたします。委員の皆さんは本会議終了後、委員会室1にお集まりください。

議長

日程第5 第1号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第1号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業で整備いたしました山久、豊岡、本郷第一、北村、高遠原、及び針ヶ平の各地区高齢者支えあい拠点施設がそれぞれ供用開始となるため、所要の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

議長

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第6 第2号議案 平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7 第3号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第4号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 第5号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第6号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第7号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第8号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第9号議案 平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上日程第6から日程第13の決算8議案を一括議題とします。本8議案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第2号議案から第9号議案までの平成21年度各会計決算認定議案8議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。平成21年度一般会計他7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い過日監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。また各会計年度における主要な施策の成果を説明する書類といたしまして、行政報告書、及び財政分析資料の提出をいたしますので、併せてご覧をいただきたいと思っております。なお私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者、及び企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なるご審議をいただきまして認定をいただきますようお願い申し上げます。

さて昨年度のわが国の状況を振り返ってみますと、経済は一昨年の急激な経済情勢の悪化から徐々に回復に向かい、政治においては政権交代が行われるなど大きな変化の年でありました。しかし依然として厳しい経済雇用情勢や消費の低迷、円高、デフレなど課題は現在も山積をしておる状況でございます。このような厳しい一年ではありましたが、平成21年度は住民の皆さんとの協働のまちづくりの推進、子育て支援、若者定住などの人口増と活性化の促進、新しい基盤整備や地域特性を生かした産業振興の促進、安心・安全なまちづくりの推進、地域活動や交流の場の整備、快適環境の整備、雇用を生み出す経済の

活性化の7つの目標を掲げ財政運営に取り組んでまいりました。その結果、昨年度の一般会計を始め特別会計を含めた町全体の会計は、厳しい財政環境の下ではありましたが、予算執行方針に基づき概ね計画どおりの行財政運営ができました。これもひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜物であり深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて当町のすべての会計を合わせました全体の歳出決算規模は約7,650,000,000円となりまして、平成20年度と比べまして約180,000,000円増加をいたしました。これは一般会計が約280,000,000円、国民健康保険特別会計で約40,000,000円、介護保険特別会計で約20,000,000円増加した一方で、老人保健医療特別会計が約80,000,000円、公共下水道事業特別会計で約50,000,000円、水道事業会計で約30,000,000円の減少となったことなどによるものでございます。

それでは先ず第2号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額は約4,850,000,000円、歳出総額は約4,730,000,000円となり、前年度に比べまして歳入で6.1%、歳出で6.4%の増加となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰越を除いた実質収支は約90,000,000円の黒字決算となりましたが、前年度繰越金を差し引いた単年度収支では10,000,000円ほどの赤字となり、積立金などを勘案した実質単年度収支におきましては約230,000,000円の黒字決算となりました。平成21年度の特徴的な内容といたしましては、国の経済危機対策に対する臨時交付金の交付と地域介護福祉空間整備事業に対する補助金の増が挙げられます。1つ目の経済危機対策臨時交付金につきましては国が厳しい経済情勢や雇用情勢への対応として臨時交付金を交付しましたもので、当町では総額で約230,000,000円の交付を受けたところでございます。この交付金は一定の要件はありましたが他の補助金を受けられない事業へもこの交付金を充てることなど、地方自治体にとっては使いやすい交付金でありました。当町では学校、保育園、消防などの施設改修や地球温暖化対策、雇用対策など多くの事業に取り組むことができまして、安心安全の実現や地元企業への発注機会の増など、その効果は大きいものであります。2つ目の地域介護福祉空間整備事業は約270,000,000円、前年度に比べて180,000,000円増の補助を受けまして、町内5地区の集会施設等の整備と田切及び本郷地区交流センターの施設整備、また民間が経営をしております福祉施設の施設整備に対する補助を行ってまいりました。今後計画されている地区を含めると町内の各地区集会施設等の約半数を本事業で整備をすることとなります。大変有利な事業で施設整備を行うわけでありまして、ぜひ目的に沿って有効にご活用いただければというふうに思っております。なお臨時交付金の対象事業や地域介護福祉空間整備事業などで年度内の事業完了が不可能になった15事業、総事業費で約670,000,000円につきまして平成22年度への繰越事業としたことも特徴的なことでございます。次に歳入の内容でございますが普通交付税が約300,000,000円の増額となりました。これは平成20年度の景気の急激な悪化に伴う法人町民税の大幅な減収分が平成21年度の交付税算定において参入されたことにより、基準財政収入額が減少したことなどによるものあります。町税につきましては依然として厳しい経済情勢の影響で約70,000,000円の減収となり、特に法人町民税では前年度に比べまして約30,000,000円の減収となっております。なお収入未済額につきましては町民税を中心にその額が増えてきております。景気の影響によるところが大きいわけではございますが、納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいりたいと考えております。

次に歳出でございますが、行政効率を一層高めるために人件費や行政経費の削減、また町民の皆様にも一部負担をいただく中で補助金等の見直しなどを行いながら予算の執行をしております。特に平成21年度では厳しい雇用状況の改善を目指して、県の緊急雇用創出事業補助金など約35,000,000円を活用いたしまして、延べ53名の方を臨時的に雇用し13の事業を実施をしております。雇用情勢はまだまだ厳しい状況でございますが、新たな雇用の場の確保につながったのではないかと考えております。建設事業におきましては継続事業であります伊南バイパス関連事業につきまして平成24年度には本郷地籍から堂前線までの工事が完了する見込みであります。また堂前線のJR踏切改良工事にも着手をすることができ、平成22年度には完了の予定となっております。町民の皆様のご協力を得まして計画通り順調に進んでいるところであります。農業振興関係では中央道を横断をしております農業用水路の耐震化を実施をいたしました。有事の際には道路交通網の混乱とともに災害を拡大する要因ともなりますので、地域防災、安心安全の確保を目指して取り組んだところでございます。商工関係では国の臨時交付金を活用しまして、いいちゃんプレミアム商品券の発行補助を行いました。町内の多くの経営者の方々の賛同をいただき商品券の発行が行われたわけではございますが、発売当日に完売しその換金率も99.8%と高く、当初の目的を達成したものと考えております。保健福祉関係では少子化・子育て支援といたしまして妊婦検診の補助回数を増やし、予防事業では新たに75歳以上の皆様を対象とした肺炎球菌予防接種への補助を行いました。また世界的な問題となりました新型インフルエンザ対策にも取り組んできたところでございます。教育関係では平成21年10月から飯島地区で子ども広場が開設されたことにより、町内4地区すべての開設となりました。子ども広場の運営につきましては多くのサポーターの皆様のご協力をいただいております。関係の皆様へ感謝を申し上げるところでございます。放課後児童の活動の場として各地区で開設されておりますが、地域全体で子どもを育てるといった仕組みが一層求められている今日、子ども達にとっては大変貴重で有意義な場であると考えておりますので、今後とも子ども広場の活動が活発になりますよう願っております。また飯島体育館の耐震診断と本郷公民館の耐震補強工事をまちづくり交付金を活用して実施をいたしました。飯島体育館の耐震補強工事は平成22年度で実施をしておりますが、災害時の避難場所に指定している施設でありますので、地域の皆様の安全確保のためにも着実に実施をしておりますと考えております。このような事業を実施する中、硬直化する財政の体質改善策としまして、平成19年度から実施をしております起債の繰上償還を平成21年度も約110,000,000円実施をいたしました。また平成20年度に300,000,000円の基金取り崩しを行っておりますので、不測の事態に備え財政調整基金、減債基金を中心に合計約180,000,000円を基金に積み立てをいたしました。

次に当町の財政状況でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます4つの指標の公表が平成19年度決算から義務付けられ3年目の公表となります。この4つの指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標でございますが、どの指標におきましても国が示した一定の基準を超えますと、財政健全化あるいは財政再建のための計画策定や外部監査が義務付けられることになっております。当町の平成21年度における4指標でございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては黒字決算であったため昨年同様数字は表れませんでした。実質公債比率

につきましては15.0%、将来負担比率につきましては98.6%と平成19年度、平成20年度に引き続き基準未滿の数字となりました。基金残高の増や起債残高の減少、その他経常経費の削減などの取り組みにより各種財政指標の数値が好転をしております。しかし今までに実施をいたしました大型事業の起債の償還が始まることや、新規事業への取り組み、また一部事務組合などの外部団体への負担金の増額など今後は負債の増加が予想されますので、その動向に注視をし、慎重な財政運営が必要となっております。4指標以外の主な財政指標では財政力指数が0.48となり、前年に比べて0.01低くなりましたが、当町の税源などの歳入構造に大きな変化はないために今後2・3年は若干低下傾向で推移をするものと予想をいたしております。次に経常収支比率について申し上げますが、経常的な経費に充てた一般財源は前年度より減少をし、地方交付税などの歳入経常一般財源が増額となったために81.1%となり、前年度に比べて8.9%好転をいたしました。これは普通交付税や臨時財政対策債の増額によるところが大きく、今後は財政力指数と同様に例年ベースの数値に戻るものと予想をいたしておりますので、より一層財政の健全化に向けて努力をしていかなければならないというふうに考えております。

次に第3号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約970,000,000円、歳出決算額は約870,000,000円で、歳入歳出差引額は約100,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入では国保按分率の改定と新たな加入者の増加により、国保税収入が前年度に比べまして増額となったほか、前年度繰越金の増額により基金等繰入金の減額をいたしました。また国保税の収入未済額につきましては、町税同様、景気の影響を受け年々増加してきておりますが、個々の事情もあろうかと思っておりますが、国保制度をご理解いただき納税をいただくよう努めてまいりたいと考えております。歳出では保険給付費や国庫支出金の償還金が前年度に比べて増額となり、老人保健拠出金などが減額となっております。今後も保健予防に努め国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第4号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額では約102,000,000円、歳出決算額は約100,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約2,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。対象者の増加により徴収保険料が増額となり、これに伴って県広域連合への納付金が増額となっております。保険料の軽減を受けられた方は全体の63%となり、軽減分は国、県、市町村が負担することとなっておりますので、国・県負担分が繰入金として収入となっております。なお保険料の徴収率は100%であり、対象の皆様のご理解ご協力に感謝を申し上げる次第であります。

次に第5号議案の老人保健医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約12,000,000円、歳出決算額は約3,000,000円、歳入歳出差し引き額は約9,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。老人保健医療特別会計は請求遅れなどの清算のために経過措置として残されたもので、平成23年度中は残額を一般会計へ繰り出し、会計を廃止する予定となっております。

次に第6号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約840,000,000円、歳出決算額は約820,000,000円、歳入歳出差し引き額で約20,000,000円となり、翌年度への繰越金となりました。前年度に比べまして歳出決算で約20,000,000円増となりましたが、これは要介護者の増加等により保険給付費が6.5%増加したこと

などによるものであります。今後も保険給付費は増加すると予想しており、これに伴い一般会計からの繰入金も増額となる見込みですので適正な会計の運営に努力をしております。

次に第7号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約550,000,000円、歳出決算額は約520,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約30,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。管渠の工事は飯島処理区と七久保処理区を合わせて22カ所、約3.7キロメートルを計画通り実施をいたしました。本事業も平成23年度には事業完了となる見込みであります。今後は接続率の向上を目指して安定した料金収入による健全経営を目指してまいります。

次に第8号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約250,000,000円、歳出決算額約210,000,000円となりまして、歳入歳出差し引き額は約40,000,000円となりまして翌年度への繰越金となりました。平成15年度から維持管理業務のみの形態となっておりますが、据置期間が満了した起債の償還が本格的に始まり、公債費が年々増加をしております。公共下水道事業と同様につなぎ込みの普及を図り健全な運営を目指してまいります。

最後に第9号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。21年度もお陰様で断水までに至る大きな災害や取水停止もなく、安定給水をすることができました。主な事業は公共下水道事業及び道路改良関連の配水管布設替工事を21件、また送水管の布設替工事など単独工事5件を実施をいたしました。業務面におきましては給水件数が前年度に比べ100件ほど減少をし、年間給水量も経済不況の影響もあつてか900,000立方メートルほどとなったために、単年度の収支は6年ぶりの赤字決算に至りました。今後は経営状態を見直す中で健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上第2号議案から第9号議案まで平成21年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。今年度は第5次総合計画の策定年度であり、現在基本構想審議会にて素案の審議をいただいているところであります。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、住民の皆様とともにこの町に暮らす全ての人が夢の持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願い申し上げ、よろしくご審議をいただき認定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。ありがとうございます。

議 長

会計管理者

豊口会計管理者。

ただ今一括提案されました第2号議案平成21年度一般会計歳入歳出決算から第8号議案平成21年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算までの7会計につきまして、会計事務を掌握する立場からご説明を申し上げます。なお後日決算審査特別委員会で審査をいただくことになっておりますので、私からは概要についてお手元の決算書、行政報告書をもって説明申し上げたいと思います。なお決算係数につきましては万単位までとさせていただきます。多少時間がかかるかと思いますがよろしく願いいたします。

平成21年度の各会計の決算額につきましては、会計別決算総括表小計表のとおりでございます。一般会計及び6つの特別会計の決算総額は歳入は前年度比2.7%増の7,560,640,000円、歳出総額は前年度比3%増の7,250,600,000円でございます。また

7会計の次年度への繰越金の総額でございますが約310,040,000円となっております。

それでは各会計別にご説明申し上げます。第2号議案平成21年度一般会計歳入歳出決算をご覧ください。決算書の1ページから5ページの方をお願いをしたいと思います。歳入総額4,846,965,335円、歳出総額4,733,643,934円、差し引き残高で113,321,401円でございます。対前年度比で歳入では277,420,000円、6.1%の増、歳出では283,250,000円6.4%の増でございます。最初に歳入の方をご覧くださいと思います。1款町税でございますが町税全体の収入額でございますが、1,128,600,000円で前年度比で71,360,000円余り、率で5.9%の減収となっております。歳入項目中、町税の構成比は23.3%となっております。町税のうち町民税は463,760,000円で前年度比で52,330,000円の減収となっております。このうち個人町民税は427,430,000円で21,050,000円の減収、法人町民税は36,330,000円で景気の後退の影響を受け31,280,000円の減収となっております。また固定資産税は平成21年度は評価替えの年でありました。その結果、収入済額は601,710,000円で前年度比で18,840,000円、率で3%の減収となっております。軽自動車は27,180,000円で率で1.3%の増収となりました。たばこ税は収入総額35,950,000円で前年度比560,000円、率で1.5%の減収となりました。国保税を除く税全体の収納率は92.3%で前年度比で1.8%低下をしております。一方、町税の収入未済額でございますが81,290,000円でございます。前年度より5,990,000円増加しております。なお納税者が所在不明等で徴収困難と判断されるものにつきまして12,600,000円余の不納欠損処理を行っております。次に、2款の地方譲与税でございます。自動車重量譲与税、地方道路譲与税と地方揮発油譲与税、合わせました収入額95,250,000円となり、前年度比5,930,000円、率で5.9%の減収となっております。次に、3款、利子割交付金でございますが、5,110,000円で前年度比150,000円の減収となっております。4款、配当割交付金ですが1,230,000円で前年度比280,000円の減収です。5款、株式等譲渡所得割交付金は640,000円で前年度比70,000円の増収です。6款、地方消費税交付金は101,290,000円で前年度比3,750,000円の増収です。8款、自動車取得税交付金は22,830,000円で前年度比14,920,000円の減収です。11款、地方特例交付金ですが地方税減収補填臨時交付金が廃止されましたが16,470,000円となり、前年度比1,180,000円の増収となっております。12款、地方交付税でございますが町の歳入項目中第1位の34.9%を占めております。収入額は1,690,210,000円であり、前年度比より306,890,000円の増収となっております。また地方交付税の減収を補完する臨時財政対策債も増加し、合計額では前年に比べまして389,890,000円の増収となっております。13款、交通安全対策特別交付金ですが2,320,000円で前年度比60,000円の増収でございます。14款、分担金及び負担金の収入額は63,220,000円であります。全体では2,670,000円の増収となりました。なお負担金の収入未済額の1,180,000円の内訳でございますが、繰越事業の農地有効利用支援整備事業にかかる分担金が780,000円、養護老人ホーム入所者負担金が220,000円、児童福祉費負担金180,000円、以上でございます。15款、使用料及び手数料の収入額は43,500,000円になっております。3,260,000円の減収となっております。なお住宅使用料において1,130,000円の収入未済がございます。16款、国庫支出金の収入額は666,240,000円です。236,230,000円の増となっております。国の経済対策による臨時交付金や地域介護福祉空間整備事業等により増額となっております。内訳に

つきましては国庫負担金が86,820,000円、国庫補助金が571,340,000円となっております。国庫補助金の613,330,000円が収入未済となっておりますが、繰越明許事業の財源となっております。17款、県支出金の収入額は232,900,000円です。前年度に比べて44,710,000円の増収でございます。収入未済額の20,700,000円は繰越明許費の財源となっております。18款財産収入でございます。収入額は37,730,000円となっております。22,260,000円の増収となっております。19款、寄付金の収入でございますが19,910,000円で6,520,000円の減収となっております。この内、ふるさといいじま応援寄付金が1,410,000円でございます。20款、繰入金でございます。収入総額は12,960,000円となっております。庁内の新クライアントシステム導入などの財源として高度情報化基金から10,840,000円、また、ふるさといいじま応援基金から各種事業費として2,120,000円の繰り入れを行っております。22款、諸収入でございます。延滞金、預金利子、貸付金元利収入等で収入済額は204,900,000円であり、ほぼ前年並みとなっております。23款、町債でございます。総額では382,500,000円の借り入れを行いました。まちづくり交付金事業、町道整備事業等の借り入れで、前年度に比べ71,100,000円増加いたしました。また収入未済額の14,100,000円は繰越明許費の財源となっております。以上が歳入決算の主な内容でございます。一般会計の収入総額は4,846,970,000円となり、不納欠損額が12,600,000円、収入未済額の総額は繰越明許費財源を含め731,730,000円となりました。予算現額に対する収入割合の執行率は88.2%、調定額に対する執行割合は86.7%となっております。

次に決算書の4・5ページをご覧くださいと思います。

歳出決算について申し上げます。1款、議会費でございますが支出総額は約62,240,000円で前年度より2.1%、1,340,000円の減となっております。議員報酬、議会だよりなどの議会活動に要した経費でございます。2款、総務費でございます。支出総額は756,170,000円であり、前年度比3.1%、22,750,000円の増でありました。翌年度繰越額の22,950,000円の内訳は、きめ細かな臨時交付金事業による防災センターの修繕事業2,500,000円、地域防犯灯LED化事業15,200,000円、経済危機対策臨時交付金事業の防災センター倉庫建設事業5,250,000円でございます。主な事業につきましては総務管理費では第5次総合計画策定素案づくりや庁舎の管理、地域循環バス事業、新クライアントシステム構築事業となっております。また財政調整基金に128,600,000円、減債基金に30,810,000円余の積み立てを行っております。徴税費でございますが臨時雇用創出事業により課税資料の整備を行っております。3款、民生費でございます。支出総額は1,244,050,000円であり、前年度より244,090,000円、前年度対比で24.4%の増となりました。翌年度繰越額427,510,000円の内訳は、きめ細かな臨時交付金事業や福祉施設大規模改修12,300,000円、地域介護・福祉空間整備事業等415,210,000円でございます。民生費は一般会計の歳出決算構成比中最も大きく26.3%を占めております。また支出中の扶助費は253,580,000円余りとなっております。社会福祉協議会等への福祉事業委託金や上伊那福祉協会、伊南福祉会等に対する負担金を支出しております。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金も大きな支出項目となっております。4款、衛生費でございます。支出総額は298,650,000円でございます。前年より7,510,000円、前年度比2.6%の支出増となっております。支出のうち102,040,000円余

が昭和伊南総合病院への負担金であります。清掃費につきましてはし尿処理費が前年度より2,240,000円増となっております。また9月から緊急雇用創出事業により不法投棄、散乱ゴミの監視パトロール、撤去作業を行ってきました。予防事業において新型インフルエンザ予防接種の低所得者軽減の償還払い分1,780,000円が繰越事業となっております。6款、農林水産業費でございます。支出総額は380,780,000円であります。前年度比39,100,000円、11.4%の増となっております。1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指した農業振興事業、経済危機対策臨時交付金事業としての農地有効利用支援整備事業、21世紀ふるさと森と川、里山公園整備事業をふるさと雇用再生特別事業補助金で、また長野県森林づくり県民税を活用した信州の森林づくり事業などを実施いたしました。繰越明許費の40,340,000円の内訳でございますが、農業費の農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業が16,010,000円、農地有効利用支援整備事業が11,880,000円、林業費で林道整備事業として12,450,000円となっております。その他、地籍調査事業や農業集落排水事業特別会計の繰出など農村環境整備を進めてまいりました。7款、商工費でございます。支出総額は196,180,000円であり、前年度より28,970,000円、率で17.3%の増となりました。地域活性化経済危機対策臨時交付金でいいちやんプレミアム商品券事業、与田切公園遊具リフレッシュ事業を、県の地域発元気づくり支援で飯島町への招待券(P.Rしおり)事業を、また臨時雇用創出事業として千人塚公園の桜育成事業、公園施設リフレッシュ事業などを実施いたしました。8款、土木費でございます。支出総額482,700,000円であります。前年度より8,120,000円、率で1.7%の減となっております。翌年度繰越額24,190,000円につきましては道路維持費でございます。地域活性化公共投資臨時交付金の活用による地方特定道路整備事業と、まちづくり交付金事業により、堂前線の建設改良を引き続き実施いたしました。また20年度の繰越事業の地域活性化・生活対策臨時交付金事業として地域交通環境改善事業を行っております。一方、国・県道関係では道路関係で国道153号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線、河川関係では天竜川維持修繕、与田切床固工事業など交通網の整備と災害から郷土を守る事業の推進を図っております。また公共下水道事業特別会計への繰出を行い、住環境整備の推進を行いました。9款、消防費でございます。支出総額は191,870,000円で昨年より31,130,000円、率で19.4%の増となりました。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として親町コミュニティ消防センターの建設、消防自動車整備事業、消火栓新設事業などを行っております。常備消防にかかる伊南行政組合負担金として107,100,000円を支出しております。10款、教育費でございます。支出総額は361,730,000円であり前年より28,690,000円、率で8.6%の増となりました。こども室において子どもに対する総合的な支援事業を引き続き行っております。きめ細かな臨時交付金事業として保育園の修繕を、経済危機対策臨時交付金事業で各園にAEDの設置、安心子ども基金事業で各園に空気清浄機の設置等を行っております。また全区で子ども広場推進事業を行っております。小学校費では地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として飯島小学校の外壁改修、飯島・七久保小学校のパソコン教室の整備を行いました。中学校費でも同事業でパソコン教室の整備を行っております。社会教育費、保健体育費では男女共同参画、青少年育成、公民館、図書館、文化館や歴史・文化、社会体育など町民の様々な要望に応えながら各種事業を行ってまいりました。公民館関係では地域介護・福祉空間整備事業により田切・本郷の交流センター

増改築工事を行っております。翌年度繰越額の151,910,000円の内訳でございますが、公共投資臨時交付金事業の小・中学校太陽光発電施設設置事業145,710,000円と、きめ細かな臨時交付金事業の文化館排水施設修繕事業3,100,000円、田切野球場フェンス修繕3,100,000円でございます。11款、災害復旧費でございますが災害等の発生がなかったために支出はありません。12款、公債費でございます。支出総額は729,170,000円で前年度より93,980,000円、11.4%の減となっております。なお109,770,000円の繰上償還をしております。13款、諸支出金であります。支出総額は30,110,000円であります。主な内容は土地開発公社へ30,000,000円支出したものでございます。平成21年度は国の経済危機対策等により繰り越した事業が総事業数で15件、繰越事業費が668,680,000円と例年より多くなっております。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。総額で4,733,640,000円となっております。

次に行政報告書の18ページ、19ページの、第6表7表の方をご覧くださいと思います。性質別決算の状況でございます。表をご覧くださいと思いますが、当町の性質別決算額の構成比中1位は人件費、2位が普通建設事業費、以下公債費、補助費等、繰出金などの順となっております。

次に実質収支等に関する事項でございます。同じく行政報告書の13ページをご覧くださいと思いますが、決算収支の状況でございます。収入総額4,846,965,000円、歳出総額4,733,644,000円、歳入歳出差引額は113,321,000円でございます。翌年度へ繰越すべき財源としての19,770,000円を差し引きました93,551,000円が実質の収支額となります。また前年度からの繰越金を除いた歳入歳出の差額と財政調整基金等の積立金の増減額から算定してあります実質単年度収支は228,244,000円の黒字となりました。

次に再度決算書の方へお戻りいただきまして113ページをご覧くださいと思います。財産に関する調書でございます。当年度中の変更カ所のみを申し上げます。1公有財産関係で(1)土地関係では本六、山久、柏木、高齢者支えあい拠点施設用地が1,742平方メートル増加しまして、バイパス用地が3,626平方メートル減となりました。差し引き1,884平方メートル減少しております。また建物関係につきましては町営住宅分が410平方メートル減少しまして、高齢者支えあい拠点施設分950平方メートル、消防施設31平方メートルが増となりまして、合わせて571平方メートルの増となっております。2の物品でございます。普通自動車、循環バスワゴン車、自動体外式除細動器等が増となっております。120ページをご覧くださいまして3の債権でございます。ふるさと融資の償還金が38,460,000円減となっております。次に4の基金関係でございますが、期間中の積立状況は財政調整基金や減債基金等の積立により165,360,000円増加しました。基金の保有総額は1,280,980,000円となりました。基金ごとの変動内容はその表のとおりでございますのでご覧くださいと思います。次に123ページをご覧くださいと思います。起債の目的別現在高表でございます。21年度中の借入状況は地方特定道路整備事業、臨時財政対策債など382,500,000円の借入を行いまして、年度末残高は前年度より243,500,000円減少しまして5,592,930,000円となっております。

次にもう一度行政報告書の方をご覧くださいと思いますが、20ページの第8表をご覧くださいと思います。経常収支比率の推移でございます。これは財政構造の弾力性を判断する指標でありまして、昨年の90.0から当年度81.1と8.9%下がって

り改善されております。次に21ページの第9表財政力指数の推移でございます。市町村の財政力を示す指数で1に近いほど良いとされておりますが、昨年の0.49から0.48となっております。以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況について申し上げます。

引き続きまして各特別会計の報告を申し上げます。第3号議案平成21年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。最初に決算書の1から4ページをご覧くださいと思います。歳入総額は966,979,493円、歳出総額は867,106,909円、差引残99,872,584円を次年度に繰越しております。前年度に比べ歳入で74,410,000円、歳出で36,590,000円の増となっております。町内の国民健康保険の加入率は総世帯数の42%、全町民の25.8%であります。世帯加入率及び被保険者の加入人数は前年度より増加しております。国民健康保険税は268,250,000円で前年度に比べ52,060,000円の増となっております。収入未済額は36,980,000円で7,720,000円増加しております。収納率でございますが87.6%で前年度に比べ0.4ポイント低下しております。また滞納分のうち1,070,000円を不納欠損処理しております。歳出の方でございますが、保険給付費、後期高齢者支援金が増額となりましたが、老人保健拠出金、介護納付金等が減額となり、総額では867,110,000円となりました。前年度より36,590,000円の増となっております。基金総額は520,000円増加をしまして年度末残額97,760,000円となっております。

次に第4号議案平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について報告を申し上げます。決算書1～2ページをご覧くださいと思います。決算額は歳入総額102,374,243円、歳出総額は100,649,343円、差引残高1,724,900円を次年度に繰越しております。歳出で後期高齢者医療広域連合納付金が3,000,000円増加しております。対象者数につきましては平成22年2月末で1,734人となっております、前年度より21人増加しております。

次に第5号議案平成21年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。決算書1～2ページをご覧くださいと思います。決算額は歳入総額12,391,437円、歳出総額は3,378,002円、差引残額9,013,435円を次年度に繰越しております。なお老人保健医療特別会計は平成22年度が最終年度となっております。

次に第6号議案平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。決算書1～2ページをご覧くださいと思います。歳入総額835,052,608円、歳出総額818,924,746円で差引残高16,127,862円を次年度に繰越しております。介護保険料は142,160,000円と前年に比べまして2,550,000円の増加となっております。介護保険料の1,590,000円が収入未済となっております。介護保険の第1号被保険者は21年3月末現在で第1号被保険者のいる世帯が2,019世帯、被保険者数は3,019人と前年同期と比べまして27世帯38人増加しております。保険給付費でございますが751,290,000円で前年度より45,900,000円、率で6.5%増加しております。また基金関係でございますが介護給付費準備基金が12,230,000円増加しました。介護従事者処遇改善特例基金を4,470,000円取り崩しております、合わせまして前年度残額は61,350,000円となっております。

次に7号議案平成21年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。同じく決算書の1～2ページをご覧くださいと思います。歳入総額は548,108,265円、歳出総額は517,916,847円です。差引残額30,191,418円次年度への繰越

額でございます。前年度に比べまして歳入で98,120,000円、歳出で50,580,000円減少しております。歳入関係では加入者分担金の5,270,000円と下水道使用料の640,000円につきまして収入未済となっております。使用料の滞納金のうち40,000円を不納欠損処理しております。歳出の方ですが公債費が12,490,000円増加しております。14ページに起債の表がございますが、当年度の起債の借入額は195,700,000円であります。年度末残高では4,570,640,000円となっております。

次に8号議案平成21年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。同様に決算書の1～2ページをご覧くださいと思います。歳入総額は248,772,635円、歳出総額208,984,619円、差引残高39,780,000円、8,016円が次年度の繰越額でございます。歳入で使用料及び手数料で使用料で210,000円の収入未済がございます。歳出の内容については施設の維持管理が主体となっております。また公債費が158,350,000円となっており、ほぼ前年並みとなっております。12ページに起債の表がございますが、当年度起債の借入額は50,700,000円であります。年度末残高で2,445,710,000円となっております。

以上をもって特別会計の決算報告といたします。なお全会計に共通する事項としまして通常の支払い資金を確保するために財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金より620,000,000円を繰替えて運用しております。以上一般会計及び特別会計につきまして歳入歳出決算並びに財政状況の報告とさせていただきます。細部事項につきましては決算審査特別委員会にて各担当からご説明申し上げますので、よろしく審議をいただきご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長
建設水道課長

塩沢建設水道課長

それでは続いて第9号議案平成21年度水道事業会計決算につきましてご説明をさせていただきます。なおこちらの方も後日決算審査特別委員会におきまして審査をいただくことになっておりますので、概要について説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。決算書一番最後に水道事業会計決算書がついてございます。その9ページをお開きください。先ほど町長の提案説明でも申し上げましたように、水道事業につきましてはお陰様をもちまして大きな災害もなく、引き続き安定給水をすることができました。しかし業務面におきましてはその決算書9ページに表に記載してありますように、給水件数の年度末件数は前年より108件減少し、3,528件となりました。また年間の給水量では3年ぶりに100万立方メートルを割り込んだ昨年をさらに大きく下回り、前年比91.3%の903,274立方メートルとなり、おおよそ20年前の水準まで落ち込んでおります。このことは世界的な経済不況により当地域の企業活動が停滞したことなどが大きく影響してきております。続いて決算書3ページをご覧ください。こうした状況の中で事業損益計算書の1の営業収益と3の営業外収益、5の特別収益を合わせた収入総額では給水収益が大きく減少となり、前年比8.5%減の191,723,000円と前年度よりも17,500,000円ほどの減収となりました。一方、2の営業費用と4の営業外費用、6の特別損失と合わせた支出総額では前年比0.3%増の200,068,000円と560,000円ほどの増額となりました。この支出増につきましては伊南バイパス関連の配水管布設替工事に伴う既存の配水管の廃棄処分を資産減耗費として計上したことによるものでございます。この結果、当年度の収支差引は5年連続の黒字決算から8,346,000円の赤字決算となりました。

そのため平成20年度からの未処理利益剰余金は8,346,000円の減額となり、当年度末処理剰余金は11,404,000円となりました。続いて2ページをお願いをします。資本的収支につきましては収入総額は建設改良事業のための企業債借入金と下水道事業に伴う補償金、一般会計からの繰入金等を含め84,830,000円に対し、支出総額は193,513,000円でございます。これによる資本的収支の不足額108,683,000円は損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。続いて4ページをお願いいたします。貸借対照表による21年度末における飯島町水道事業の資産合計は3,731,784,016円となりました。21年度の主な事業につきましては公共下水道、道路改良関連の配水管布設替工事を21件、水道事業単独改良工事を5件、消火栓新設工事を4件、計30件の工事を実施しております。また上通りの減圧槽の新設等を実施したことによりまして配水管幹線の安全性、機動性が図られ、一層の安定供給が図られてきております。これにより本年度の配水管の布設総延長は4,700メートルで、総延長144,526メートルとなりました。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。ここで会計管理者より意見を求められておりますのでこれを許可いたします。豊口会計管理者。

会計管理者 すいませぬが、議案の方、第5号議案の老人保健医療特別会計歳入歳出決算書の方の1ページをご覧くださいまして、一番上に歳入の表の上の部分でございますが、平成22年度とありますが21年度にご訂正の方をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、林代表監査委員をお願いいたします。

林 代表監査委員。

林 代表監査委員 それでは決算審査意見書についてご報告を申し上げたいと思います。ただいま平成21年度普通会計それからまた水道会計についての提案理由、それからまた内容についての報告がございました。その内容について過日、審査を実施しておりますのでその内容について報告を申し上げたいと思います。まあ内容において多分にダブルところがございまして、特徴あるところに絞って報告を申し上げたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それではまず1ページをお開きをいただきたいと思います。平成21年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書ということでございまして、第1、審査の概要であります。審査の対象、平成21年度飯島町歳入歳出決算について一般会計と特別会計6会計、全7会計につきまして審査の期間であります。平成22年8月4日から8月10日まで土・日を除いての5日間でございます。北沢監査委員と事務局長立ち会いのもとで実施したところでございます。

審査の方法であります。平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書を歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合をいたしまして、係数の確認と合わせて、予算執行は適正に行われたかどうか、効果的であったかどうか、財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われたかどうか、及び事務の合理化、経費の節減に努力しているかどうか等について審査を実施したところでございます。更には既に実施いたしました例月出納検査、これ毎月行っておりますけれども、その状況とも参考にして審査を行ったところでございます。

審査の結果でございます。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成されておまして、その係数は誤りのないものと認められました。また予算の執行及び財政運営状況は概ね良好と認められました。2ページお願いしたいと思います。総括的検証これを先に申し上げます。平成21年度における日本の経済は一昨年平成20年9月リーマンショック以来ですね、続く世界的な経済情勢の低迷により今なお回復の兆しに乏しくて、自治体財政にも大きく影響が出た年となりました。このような状況の中で当年度当初は実施計画で掲げた協働のまちづくりと人口増活性化対策、行財政改革をさらに発展をさせて、新年度予算編成方針にもありましたアウトプットではなくてアウトカムを重視した予算を掲げ、さらに経済危機対策を受け地域活性化、生活対策に関連する事業を実施しております。その結果平成21年度の一般会計決算は歳入決算額4,846,900,000万円、歳出決算額4,733,600,000円、歳入歳出差引額113,300,000円となりまして、翌年度への繰り越すべき財源19,700,000円を差し引いた実質収支は93,500,000円の黒字となっております。ただし単年度収支は赤字10,000,000円でございます。また平成21年度の特別会計は6つの特別会計合計額で歳入決算額が2,713,600,000円、歳出決算額2,516,900,000円、歳入歳出差引額で196,700,000円となりまして、実質収支は196,700,000円の黒字決算となっております。一般会計、特別会計にかかる収入未済額及び不納決算額について見ますと、町税、国民健康保険税、各種使用料、各種手数料等の収入未済額は776,400,000円で、対前年比464,800,000円、149.2%増加しております。この主な原因は地域介護福祉空間整備事業や国の経済対策にかかる臨時交付金事業の多くが次年度への繰越しとなったことと、町税、国民健康保険税の収入未済額が増えたためでございます。特に町税については収納率92.3%、前年度より1.8%減少しております。不納欠損額13,717,000円でございます。対前年比13,120,000円でございます。大幅に増加をしております。この主な原因は個人町民税12,500,000円、国民健康保険税1,070,000円の不納欠損処分を行ったためでございます。財政調整基金及び減債基金の残高の合計額は795,600,000円で財政環境の変化への対応等への確保がなされていると言えるわけでございます。ただし平成19年度比で見ますと136,000,000円の減少でございました。財政指標で見ますと地方公共団体の財政力を示す財政力指数は0.48で前年度よりも少し悪くなっております。財政運営の健全性を示す実質収支比率は2.9%、前年度より0.4%減となっております。一般的に望ましいとされております3~5%の範囲内をわずかに下回り、財政運営の健全性に課題を残した年でございます。財政構造の弾力性を示すとされております経常収支比率は81.1%、前年

度より8.9%減少、財政構造の硬直化が幾分改善されたということですが、80%以下が望ましいとされておる比率でございます。今年8月内閣府発表の月例経済報告によりますと景気は着実に持ち直してありまして、自立的回復への基盤が整いつつあるとありました。急速に日本経済が回復するとは期待できず今後町税収入も同様と考えられるわけでございます。歳出面においては福祉医療費等の扶助費、国民健康保険などの給付費の増加が予想されております。今後、行財政運営にあたりましては歳入に関しては課税客体の的確な把握に努めるとともに、町税、国民健康保険税等の収入未済額の解消に向けまして効果的な滞納処分を実施するほか、一層の収納対策の強化を図っていただきたいわけでございます。歳出に関しましては外部委託の推進とか指定管理者制度の活用、補助金の整理・合理化、組織機構の合理化等、既に取り組んでいるところもございますけれども、今後もさらに経費の削減を図るとともに、効果的・効率的な予算の執行に努めていただきたいということでもあります。また常日頃から町民のニーズを的確に把握して最少の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むものでございます。続いて各会計の決算概要でございます。全7会計の合計額、実質収支額290,269,000円の黒字でございます。この歳出に含む支払い利息を取り出して見ますと、一般会計で103,000,000円、公共下水道で92,900,000円、農集で52,800,000円の支払い利息がございまして合計額で248,900,000円でございます。これに水道事業会計支払い利息46,400,000円を加えますと利息の合計額は295,400,000円になります。加えて開発公社に支払い利息がございまして19,600,000円、総計で315,000,000円の支払い利息でございます。支払い利息の歳入に対する割合、支払い利息率を見ますと4.5%、民間から比べてみると非常に高いというわけでございます。4ページへまいりまして、財政指標は御覧をいただくとおりでございます。実質公債費比率15%、3年平均でございますが、繰上償還等で調整をしておるわけでございます。これは財政健全化判断比率の中でも重要視されておる比率でございます。5ページへまいりまして実質収支額の対前年度比マイナスの10,130,000円、これは単年度収支の赤字ということでございます。4行目へまいりまして、前年度決算と比較では歳入は277,400,000円、6.1%増、歳出では283,200,000円、6.4%増となっております。その主な理由は、歳入では厳しい経済状況の影響を受けまして法人町民税で31,200,000円の減額、地方交付税が306,800,000円大幅増でございました。国の経済対策にかかる臨時交付金等により国庫補助金で218,500,000円の増額となったことと、臨時財政対策債232,000,000円対前年比55.7%大幅な増額となったものでございます。歳出では民生費で地域介護福祉空間整備事業や国の経済対策にかかる臨時交付金を活用した各種事業の実施により大幅な増額となっております。経済対策として国庫補助金が115,800,000円、交付金で272,800,000円、合計で388,600,000円ということでありました。多くが繰越事業になっております。歳入について御覧をいただきたいと思っております。6ページ御覧をいただきますように不納欠損と収入未済額は年々増えております。滞納額の総計で見ますと19年度が97,500,000円、20年度が129,400,000円、21年度今年度ですねこれが145,600,000円ということで年々この未収金が増えてくる傾向にございます。今後のこの成り行きが心配ということでございます。7ページ、町税の不納欠損処理額ですね、これが12,600,000円でございます。まあ大きくこれが今年度増えたというのが特徴でございますが、不納欠損調書で確認をしております。8ページ次のページを

おまくりをいただきたいと思っております。この中で国民健康保険税の現年分の収納率、これ収納率は年々下がってきておるんですけれども、ここの国民健康保険税の94%このところが93%を維持できないと調整交付金が減額されるということでございますので注意が必要なところでございます。ちょっと飛びまして13ページをお願いしたいと思います。寄付金であります。19,900,000円。一般寄付が17,600,000円、ふれあい施設の地元負担金であります。ふるさと応援基金先程も説明がございました。1,412,000円でございます。今年度。前年度が2,170,000円ございましたので750,000円の減でありました。14ページをお願いしたいと思います。町債が増えておりますけれども大きくは臨時財政対策債の232,000,000円でございます。次に歳出であります。15ページ、翌年度繰越額これが今年の特徴でございます大きいわけでございます。668,600,000円、繰越明許で15件ということでございます。続いて16ページの総務費をお願いしたいと思います。人事評価制度これ17年度より管理試行ということで委託金を支出しております。当年度が779,000円を委託支出がありまして今までの合計額が6,230,000円の支出ということでございました。ぼつぼつ成果を上げることが求められるのではなかろうか、そう見ております。それからまた前年度もそう、今年度もそういうことでございますが、法人税の還付金が目立っております。当年度は法人税の還付金、これは予定納税をした会社が決算の時にその税金よりも下がった場合に町税はお返しをしなきゃならん、そういうことで還付金、法人税の還付金が14,000,000円でございます。この還付するについて還付加算金というものを4.5%付けております。これが450,000円支出されております。これまあ低金利時代に4.5%非常に高いと思うわけでございますが、今は4.3%に落ちてきております。個人の還付金が7,200,000円ございました。それから人件費もこの中にありまして、有給休暇の消化が平均で5日弱、それから時間外の勤務手当が20,060,000円、それからまたついでに申しますと物件費に含まれております臨職の人件費これが79,300,000円ございました。18ページをお願いしたいと思います。土木費だんだんこれ下がってきておりますが、現物給付費の支給が増えております。これ工事完了報告を受けて確認をしておるということでございます。落札率は単純平均で92.3%でございました。19ページ、教育費の中で3校のパソコン室が整備されております。災害復旧先ほども説明がありました。今年度は災害復旧支払い額はゼロでございました。昨年は伊那谷を北上した台風がありましたけれども、飯島町だけ頭の上を通過したというそういう年でございました。

続いて特別会計へまいります。20ページをお願いしたいと思います。国民健康保険特別会計でございます。先ほどもちょっと申しました、この現年度の徴収率93%を確保することが大事なところでございます。21ページ老人保健医療特別会計これ22年度で廃止になります。以降は一般会計で残務処理ということになります。24ページへまいります。農集までが特別会計でございまして特別会計への繰出金、年々増加しておりますけれども、当年度の繰出金、特別会計への繰出金、合計しますと628,600,000円でございます。前年度が601,270,000円でございますので当年度は27,300,000円の増額でありました。出資による権利でございます。下から2行目水道事業会計への出資債がございまして。当年度は出資債の支出がございませんでした。前年度と同額237,900,000円ということであります。水道事業会計の決算書では自己資本金の514,800,000円の中に含まれるものでございます。25ページ、基金の運用状況でございます。年度間の財源調整とか長

期的な財政安定、健全財政に向けた取り組みということが重要になってまいりまして基金運用状況、大変大事なところでございます。総額で 1,440,000,000 円の合計額になっております。

続きまして水道事業会計をお願いしたいと思います。1 ページ、平成 21 年度飯島町水道事業会計決算審査の意見書について申し上げます。審査の期日でございます、平成 22 年 6 月 24 日、1 日間でございます。審査の方法、決算審査にあたりましては町長から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成 21 年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などによりまして検証をいたしました。また併せて年度内の事業全般について関係職員から説明を求めまして、公営企業の基本原則であるところの公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査を実施したところでございます。審査の結果であります。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書およびその他付属書類については係数に誤りなく適正に記帳されており、当年度等会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認められました。また現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認をいたしました。総括的意見書でございます、平成 21 年度における日本の経済は一昨年より続く世界的な経済情勢の低迷によりまして、大きく影響が出た年でございます。その結果、損益収支の収入総額は給水収益の減収によりまして前年度より 17,750,000 円の 191,723,000 円となりまして、支出総額は 561,000 円増の 200,069,000 円となっております。これにより当年度純損失 8,346,000 円で前年度からの未処分利益剰余金は 11,404,000 円となりました。また資本的収支は 84,830,000 円の収入総額に対して支出総額は 193,514,000 円でありました。この資本的収支の不足額の 108,683,000 円は損益勘定留保金資金で補てんをしておるということでございます。個別意見でございます。世界同時不況の影響を受けて企業活動の停滞に伴う工場使用量の減少及び給水人口の減少に伴う生活使用量の減少が続いております。安定経営の基盤となる有収水量の長期的な推移を展望をいただきたいということであります。下水道関連事業などによって年々、老朽石綿管の更新がなされまして、残すところ約 13.9 キロメートルとなっております。計画的な設備更新に努めていただきたいということでございます。給水人口の増加は水道事業の安定経営の観点からも重要でございます。適地への配水管路の布設について次期飯島町総合計画策定に関連をしまして、町と連携した先行投資の検討もいただきたいと思うわけでございます。決算の概要を掲げてございます。ちょっと飛びまして 5 ページをお願いしたいと思います。経営成績でございます、当年度 8,345,000 円の赤字でございます。これは総収益が大きく減少したことでございます。この固定費というのが非常に大きいので収益が減りますと赤字体質になってくるということを見ておりますが、当年度赤字になったということで損益分岐点の計算を参考としてしてみました。この総費用 200,000,000 円について変動費と固定費に分けて見ます。これざっくりと分けまして、変動費 23%、固定費 77%とこういうことで、変動費比率を見ますと 24%、限界利益率が 76%、これによって損益分岐点の収益を見ますと 202,600,000 円になります。それを総収入の 191,000,000 それとの比較で見ますと当年度プラスマイナスゼロにするには収益で 10,000,000 円不足したという結果でございます。これ参考のために申し上げておきます。まあ水道事業会計は経営感覚を持って事業運営に当たらなければならないだろうと思って

おります。6 ページをお願いしたいと思います。赤字になったということでありまして、供給単価から給水原価を差し引いた額 13 円 36 銭の赤字でございます。今後このところに注目をしていきたいところでございます。固定費が高いのでこの固定費というのはどうすることもできませんが、それが公営企業会計の特徴かとも思って見ております。7 ページ、ご覧をいただきますように減価償却費とか支払い利息これは固定費でございます。続いて 10 ページをお願いしたいと思います。10 ページの中頃、負債・資本の部でございますが固有資本金が 514,800,000 円でございます。先程も申しますように町からの出資債 237,900,000 円がここに含まれておるわけでございます。11 ページ、未払金は消費税でございます。消費税の課税業者ということでありまして、消費税の総額は 3,528,000 円予定納税を 2,332,000 円収めておりますので差し引き申告納税額が 1,195,000 円だったということでございます。

続きまして健全化判断比率をお開きいただきたいと思っております。まず最初に平成 21 年度飯島町一般会計・水道事業会計・財政健全化及び経営健全化審査の意見書でございます。審査の対象であります、平成 21 年度飯島町一般会計健全化判断比率、平成 21 年度飯島町水道事業会計資金不足比率についてでございます。審査の期間、平成 22 年 8 月 30 日、1 日間一般会計、水道事業会計でございました。審査の結果であります。いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、正確であると認められました。2 ページへまいります。平成 21 年度比一般会計財政健全化審査意見書でございます。審査の概要であります、この財政健全化審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施したところでございます。審査の結果、総合意見ということではありますが、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。2 の個別意見へまいります。実質赤字比率についてであります。平成 21 年度の一般会計の実質収支額は 93,551,000 円となっており、実質赤字の標準財政規模は 3,176,665,000 円でございます。実質赤字比率は黒字で 2.94% でございます。連結実質赤字比率についてであります、平成 21 年度の全会計を対象とした実質収支額は 290,270,000 円となっておりまして、全会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模 3,176,665,000 円に対する連結実質赤字比率は 21.72% 黒字ということでございます。実質公債費比率について平成 21 年度の実質公債費比率は 15% となっております。3 年間平均でございます。早期健全化基準の 25% と比較するとこれを下回っておるわけでございます。また平成 20 年度の 16.4% に比較して 1.4 ポイント健全化しているということでございます。繰上償還等の調整がなされたためでございます。3 ページ、ただし地方債許可団体移行基準でございます 18% には迫っておりますので、引き続き基準を超えないように繰上償還等の適切な措置が必要と思われるわけでございます。将来負担比率について一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。平成 21 年度の将来負担比率は 98.6% でございます。早期健全化基準の 350% と比較すると健全側にあるということでございます。また平成 20 年度の 105.7% に比較して 7.1 ポイント健全化しております。将来負担比率は将来の財政運営を展望する指標といたしまして継続的な留意が必要と思われるところでございます。3 として是正改善を要する事項でございます。指摘すべき事項は特にはございません。将来負担比

率でございますが県下・郡下では高い方の位置にあると聞いております。財政の調整がますます重要になると思われまますので推移を見守っていききたいところでございます。

続いて水道事業会計お聞きいただきたいと思ひます。平成21年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。審査の概要、この経営健全化審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をしたところであります。審査の結果、総合意見といたしまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められるわけでございます。2の個別意見であります、資金不足比率について決算審査書に記載した水道事業の財務の短期流動性を示す実質流動比率は543.6%、資金繰りを示すものとして比率が出ておりますが、非常に資金繰りは良好ということでございます。平成21年度の水道事業会計の資金不足率はマイナス210.9%でありまして資金不足とはなっておりません。また実質的な資金不足比率もマイナス172.6%で経営健全化基準の20%と比較しますと極めて良好な状態にあると認められるわけでございます。参考として上の比率の解説でございます。ご覧いただきたいと思ひます。是正改善を要する事項でございます、指摘すべき事項は特にはございません。以後も健全財政維持に更に努めていただきたいということでもあります。

以上で報告は終わりますが、参考としてこの町全体のバランスシート、これ民間の経営分析の比率を当てはめてみております。これ行政にはそぐわない部分もありますけれども、まあ一つの参考として出しておりますので安全性の分析ということで見ただけならばと思ひます。流動比率、当年度は未収金のこの金額が非常に大きかったので流動比率は高くなっております。ただし通常の未収金に置き換えてみますと下に掲げたように196.9%が流動比率ということになります。まあ毎年そう大きくは変化はないということでもあります。まあ良好な資金繰りを示すということになれば200%が欲しいところあります。固定比率であります、これは100%以下が望ましいということでございます。固定資産に対して自己資本比率の割合であります、182.6%自己資本が少ないという意味を示してございます。長期固定適合比率、これは固定比率の補完をするものでございまして100%以下が望ましいとされております。当年度が95.6%、固定負債まで含めたところでどうなのかということでもあります。この比率が100を超えておりますと長期的にみると財政は破たんの方に向かうのではなからうかと言われておるところでございます。注意をしたいところであると思ひます。自己資本比率50.8%、借入依存度49.1%、資本比率が高くなれば借入依存度、借入をしなくても済むという体質になっていって、財務体質は良い方に向かうわけでありまして、まだまだ借入依存度は高いわけでございます。まあ民間ではこの決算書というものを経営者の通信簿とかカルテということで見まして、これを分析して次に計画を立ててまいります。貸借対照表、損益計算書、複式簿記によるものでございますけれども体質と健康状態を示すものとしてとらえております。民間と行政はそぐわないと先ほども申しました。他の数値と関連をして参考にしていくということでございます。キャッシュフロー計算書、プライマリーバランスもできておりますので、そういったものとの判断をしながらこれを見ていききたいところでございます。以上を付け加えまして決算の審査の報告にさせていただきたいと思ひます。

これから、只今の決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監

議 長

査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変にご苦労様ございました。

只今議題となっております第2号議案から第9号議案までの決算8議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託したいと思ひます。

お諮りします。決算8議案について、決算審査特別委員会へ審査を付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって決算8議案については決算審査特別委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

これより、平成21年度会計決算8議案について総括的な質疑を行います。なお質疑につきましては、ただいま議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託が決定いたしましたので、その点を踏まえて行っていただきたいと思ひます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

5番

堀内議員

それでは何点かお伺いをしていきたいと思ひます。行政報告書のページで申し上げますのでそちらで見てくださいたいと思ひます。行政報告書46ページ、人事評価制度の構築、まあこれにつきましては平成18年の人勸ですかね、で俸給表が大幅に改正されまして人事評価が導入されてきたという経過があると思ひます。先ほど監査委員さんからの報告にもありましたが、6,230,000円の経費を投入しまして人事管理の適正化のために進めていると思ひます。昨年の報告では目標管理試行を実施したようですが、評価者が適正に管理するというのは非常に難しいことで、私も経験ありますが非常に気苦労する問題でございます。そこでお伺いしたいのは、この評価を職員管理にどう反映させていく考えで入っているのか。それから今までやってきた試行もやっていますので、このことの良いこと悪いことその点。それから本格実施はいつから行うのかその点についてお伺いしたいと思ひます。

それから2点目は91ページ中ほどの(4)廃棄物の収集運搬処理委託料、これにきまして過去の資料も見ましたが平成19年度が約17,000,000円、平成20年度が13,230,000円、これは19年度比では78%に減額になっております。さらに21年度は資料にありますように9,550,000円、これは前年比72%、19年度比較すると56.3%というふうに非常に大幅に減額になっております。資料からはゴミの収集量も約1割くらい減ってはおりますが、この原因は何か、住民意識の問題等もあろうかと思ひますが、逆に不法投棄が増えているんじゃないかということも心配されますので、併せてお伺いしたいと思ひます。

それからページ151ページ、中山間地域等直接支払い事業につきましては町が3分の1の負担をされております。一方、農地・水・環境保全事業につきましては町の負担は4分の1でございます。現在、各区等で中心となって農地・水・環境保全で水路改修等を実施しておるわけですが、中山間地域につきましてはなかなかこの共同事業についての取り

組みが少なく、地域での課題となっておりますので、これだけの町費負担もしておりますので、町としてどのような方向に誘導していくのかその点についてをお伺いしたいと思います。

それから資料の編纂の関係でちょっと私の意見ですが、特別会計の事業あるいは町の特別会計でもない事業、例えば土地開発公社・振興公社等の資料が行政報告書の一般会計のところに載っていますが、水道事業会計は別になっていますし、国保会計以下の会計についても別になっていますので、これはやっぱり同じように区分すべきではないかと思っておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つお願いします。水道事業につきましては私も前の経験上からいきますと、有収率というのが非常に関心の高いところでございます。まあ有収率というのは浄水場で作った水を100としますと、その水を一般の家庭で使っていただいておりますのでいくのがどのくらいの率かということの比率であります。まあ特に水道事業の場合には漏水があるとこの有収率が下がるということで、水道経営の基準の1つとしてあるわけですが、監査委員さんの資料には有収率等載っておりますが、町の方の資料にはこれが欠落しております。一番肝心なところが欠落しているように私は思いますのでこの点についてお伺いしたいのと、併せまして飯島町には飯島上水道と日曾利簡易水道があると思っております。それぞれの水道によって有収率等が違ってくると思いますので、それらのデータも行政報告書には載せるべきではないかと、まあそんなように思いますので以上の点についてをお伺いをいたしますのでよろしくをお願いします。

副町長

それでは最初にご質問のありました人事評価の関係でございます。業者を入れます何年かプロセス評価について基準に試行を重ねてまいりまして、昨年からは目標管理を試行に入れてきたということで、今現在プロセス評価と目標管理、2つの制度の試行を重ねておるとい状況でございます。プロセス評価の方につきましてはだんだんまあ慣れというか、評価の目合わせ等もだんだん進んできておりますので、できるだけ早く本試行に入っていきたいという考え方であります。である、人事評価制度は基本は人材育成ということを目標にしてやっておりますので、その辺に力点を置いたプロセス評価、目標管理を進めていくということでございまして、定員管理の中で100人という大きな目標の中で一人でも優れた人材を養成し、住民の皆さんの期待に応えていきたいというそういった目標がございまして、その辺をテーマにして取り組んでまいりたいと思っております。まあ良いこと悪いこといろいろございますけれども、まあ特にあの人を評価するという部分で非常に評価する立場の人としては悩みの多いことでもあります。常にその人の動向を見ながら評価をしていくということでございまして、1点の事実をもってその人をすべて評価することは非常に危険なことでありますので、できるだけ長い目で職員を見ながら評価をしていきたいという考え方でありますし、目標管理の部分につきましてはこれからあの行政評価という部分にも入ってまいりますので、それぞれ実施計画に基づく予算編成を行い、それに基づいて当年度、その課、それから係ではどういった目標を持って1年取り組んでいくのかという、そういったあの1つの年度の目標を持って職員の皆さん取り組んでいくというそういった目標がございまして、長い目では先程の監査委員さんの方の監査結果にもありましたように、業務量を評価することよりも成果を評価するというような方向に向けた目標管理の試行をしていきたいということで今取り組んでおりますの

で、皆さんの合意のできたようなところから試行から本試行に入っていきたいということで、まあゆくゆくは成績優秀あるいはあの成果を挙げた職員に対しては人事上あるいは給与面についての評価も加えていく必要があるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

住民福祉課長

それではあの行政報告書91ページの部分で2点ご質問をいただきました。ゴミの量が年々減少しているが住民の意識改革が進んでいるのか、単価についてはだいぶ安くなっているがどうしたことか。詳細につきましては係段階でそれぞれあの詳細な資料を用意して決算審査に臨みますので、その折りにあまたご審査いただければと思いますが、概要を申し上げますと住民意識が進みゴミの減量化は進んでございます。それからあの値段的なことにつきましてはゴミが資源かという部分で中国特需の関係でゴミが資源化しておる部分が大いぶんございまして、入札をすると安価な結果が出てきておりますこのところ、まあそういった影響かと思っておりますが、細かいところは決算審査の方へ譲らせていただきたいと思います。

産業振興課長

それではあの中山間の直接支払い、それからそれと同じような事業でありますけれど農地・水の関係でございますけれども、中山間の直接支払いの関係につきましては平成21年度で第2期対策が終わったということの中で、その中で水路改修が出来るものに対して、出来ないというかまあ出来なかったというお話なんですけれど、これはあの現実的に中山間の中では水路改修が出来たわけなんですけど、まあ協定の中でもそういうことを謳ってありましたが、出来なかったことは現実出来なかったです。というのは1期から始まっております中山間のこの直接支払い制度のそれぞれの取り組み、まあ団地なんですけれど、取り組みが営農サイドの方が中心となっております、農地整備関係が意外とそのどういふふうに言ったらいいですかねえ、あの意識が薄かったということで、中山間地域の水路改修ができなかったということで、22年度から3期対策が始まっております。始まっておりますというか現在あの協定書を取り進む最中でございますけれども、その中で地区ごとJA、町、担当幹事とともに地区ごとに水路改修ぜひやっていただくという協定書をその中に入れ込みながらやっていくように考えております。協定書につきましては近々出来る状況になってくるわけでございますけれども、若干2期までの意識的な問題等がありまして、必ず水路改修については入れるようにはなっておりますけれども、やっぱり意識改革の面が若干難しい面があったりしておるのが現実です。ですので3期対策に向けてはそういう方向で進めたいというふうに考えております。

建設水道課長

それではご質問の有収率の関係でございますが、ここ何年か行政報告書等を決算書まあ水道事業会計の決算資料等には有収率という形ではデータを載せてございません。ですがご質問の通りこの有収率というのは非常に関心が高い部分でありますし、漏水等によりこれがかなりまあ大きく左右されるということで、これについては次年度より掲載をしていきたいというふうに考えております。

(載っているのではないかとの声あり)

あの有収率については記載がされていないと掲載がされていないというふうに、あの有収水量等は載っていますが有収率が載っておりません。でその部分は今答えた通りです。であるのこれについてもあのまた決算審査特別委員会の中でお話をしたいと思いますけれども、かなり漏水修理等で改善もされてきておりますが、まあ全町的にはまだ漏水箇所が非常に多

いという状況でございます。それからもう一つの日曾利簡易水道と上水道とそれぞれ有収率等が重要になってまいりますので、これについては決算審査特別委員会の中でまた資料を提出させていただきますのでそんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

総務課長

行政報告書の整理の仕方につきましては議員ご指摘の通りだというふうに思っておりますので、改善の方向でちょっとこれから研究していきたいと思ひます。経過につきましてはこれは昭和49年の行政報告書からだったと思ひますけれども、係ごとに1年間どんな仕事をしてきたかということを確認するためにこれが策定されてきてまして、元は八丈島の行政報告書がベースになっております。その後平成12年に事業別予算を町で本格稼働したときに、この中を事業コードごとに整理をしようということだったんですけども、なかなかちょっと庁内のコンセンサスが得られませんでしたので今日に至っております。これからはPDCAサイクルということで計画、執行、評価それから改善といったようなことを見ていくためには、やはり会計別、それから企業別いろんなあの形できちっと分けて、その事業を実施した内容が分かるように整理することが大切だと思ひますので、議員ご指摘のような方向でちょっと研究をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。以上です。

議長
9番
竹沢議員

他にありませんか。

2点にわたって質問いたします。縷々、町長の提案それから監査委員の報告を見ましてでございますけれども、1つの問題は町税ですとか国保税の現年度課税分の収入未済額が町税で80,000,000の余、国保税で30,000,000の余、足しますと1億数千万とこういうことでございまして、町税でいきますと調定額に対してまあ1割を超えていませんけれど、国保税になりますと1割を超えている部分が収入未済額になるということで、これはあの納税通知差し上げてもしささかの事情で経済的な事情を含めまして収めていただけないとこういう事情がございまして、実に悲しいことでございまして、これに対する対策についても監査委員からも指摘があるところであります。今後、町から提案される平成22年度一般会計補正でも町税60,000,000減額ということでもございまして、そこでお伺ひしたいんですが、現在、町の総合計画の分科会をやっております、その中で私も意見を申し上げましたが、現年度課税の町税等について今度の計画の中ではいろいろまあ数値目標を定めてですね、今後10年間取り組んでいくという課題がございまして、その現年度課税分の徴収率、将来10年向こうに対する目標がですね100%とこういう設定になっておりまして、これは私おかしいと、現実的にその努力目標ということでは分かりますけれども、おかしいんじゃないですかということをお願ひしたわけでありまして、この決算を踏まえてですねこの1億余の数字が実際にはその調定しても収入にならないということは絵に描いた餅でありまして、納める人達と納めない人達との不公平ということがありますが、ここの辺についての町としての今後の対策について意見を求めたいと思ひます。もう一つ、べつに町ばかりの問題ではないんですけど、県もそうですけれども、わが国この地方交付税の縮小の問題でやむを得ないことでありますけれども、俗にあの町の場合もそうですけれども55億ほどの借金があると、でこの中にですね本来ですと地方交付税で丸々市町村に交付されなければいけないところの費用が、臨時財政対策債ということで、まあ借金という肩代わりで今年度において交付税措置されるということで、

当町でも15億あるわけです。それで差し引くと実質は40億で、過去に飯島町が普通建設事業で投資をしてきたいろんな事業について着実に借金を返していくんだけれども、トータルでは臨時財政対策債があるためにその借金が膨らんで借金が多い町だということに一般論としては捉えられてしまうわけですけども、この制度上の問題でやむを得ないところはありますけれども、町民の皆さんに正しく伝えるとしたらその実質ですね過去投資してきた部分と国の制度によるこの仕方なく借金している部分とね、中身が違うんだということをやっぱり正しく情報として伝える必要が僕はあるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、この考え方についての見解。以上。

町長

それではあのご報告を申し上げましておりますように、この公金の未収金問題、特にあの国保税を含めた税金に対する未収金問題というのは大変まあ重くのしかかっているということで、私どもも大変あの頭を痛めておる問題でございます。当然のことながらこの税の基本は公平、公正でなければならぬということでございます、皆が平等に負担をしてこの課税根拠に基づいてまあ負担をいただくということでございまして、で、これがまああの納めていただく方、それからいろんな事由でもって収めていただけない方、収められない方、まあそれぞれあるわけでございまして、この未納の対象者に対して行政の事務で通り一遍のこの督促なり催促なりをただけで、これを済ませていくというわけにはもうとうまいりません。あらゆる努力を込めて、納めていただいた方との公平性は保つていかなきゃならないと、これがまあ大原則というふうに私ども常にやってきました。ただまああの年々、これは各町村も同じ頭が痛いわけでございまして、こうした経済状況やいろんなあの状況の中で、未納率が増えてきておるということはまあ現実でございまして、これに対してまあ如何にこの対応していくかということでございますが、やはりこれにはいろいろ理由があるわけでございまして、繰り返し繰り返しいろんな手を講じて、その理由の如何というものを十分承知しながら、いろんなケースバイケースに基づいて納めていただく努力をあらゆる努力をまあしておるのが現実の姿であります。従ってあの事務的な対応といたしましては町の内部にはこの収納対策委員会等を組織して、いろいろとまあ連携の下にやっておることと、それから今年から所管においてこの収納専門員を2名配置をして、具体的な個々の対応についてやっておることと、ここのらにつきましてはあの事務方と十分連絡をとりながら、一部強制執行、差し押さえというようなこともございまして、それからまた生活相談に乗っていただきながらの弾力的な対応もしていくということの、いろんなまあ状況の中でやっておるわけでございまして、現実としてこういう姿であるということ大変まあ心配をしておるわけでございまして。そういうまあ基本的な考え方の中で今後とも、とにかくあの少しでも公平上収めていってもらうような一つの努力をしていくということでございまして、であの基本構想審議会の議論の中でまあ税の目標100%、これはまあ一つの目標でありますから当然あのそれ以下でいいというこの定義付けはできないというふうに思ひますので、そうした議論の中で100%というふうに目標を掲げてあるわけでございまして、現実問題としてそれはなかなか難しいということの中で、じゃあ何%に目標を置くということの議論は今日ここでちょっと申し上げるこの見解もございませぬけれども、十分またあの構想審議会の中でどういうふうに謳うかということは議論をいただきたいと思ひますし、まあ私ども行政の立場としては限りなく100%に近づけていく努力をするんだと、こういう一つの心構えで

総務課長 臨むべきであるというふうに考えております。

総務課長 それではあの私の方から地方交付税と臨時財政対策債についてご説明したいと思います。本来あの地方自治の必要経費というのは地方交付税ですべて賄わなければならないというようにご意見だったかと思いますが、それとはちょっと違ったような形で今の制度ができておりますので、その内容について説明をしたいと思っております。まず地方交付税の総額というのは法律で定めてありまして、法定交付税と言っておりますけれども、所得税とか法人税、酒税など5つの税金のうち国が徴収した内の何割を地方交付税として地方に交付しなければならぬというふうに定められております。それを全部足しますとだいたい、毎年ちょっと違いますけれども、11兆円から13兆円というふうに言われております。それで地方自治体の行政運営を賄っていくということはできませんので、この額を、ちょっと10年くらい前ですけれども、それ前は例えば13兆円はこれでは足りないの国が交付税特別会計という会計を設けてありました。そこへまあ13兆円入れるんですけども、これでは足りないのこの特別会計で借金をしておりました。借金をしてその交付する額を例えば16兆円とか、まあ政策によって毎年違ってきましたけれども、18兆円とかいう形でそこで枠を膨らませてその額を地方へ交付してきました。その結果、国の借金がかなり加算してきましたし、国がそうやって特別会計で借金をしているという実感が地方ではそういうことを実感していないと、借金ばかりが増えていってしまうということで、こういうやり方はだめだということで、この交付税特別会計で借り入れていた分を地方が直接借り入れてくださいという制度に改められました。それが臨時財政対策債という形でございます。ですので基本的には従来から交付税特会で借り入れた分と法定交付税を足した部分に相当する額が今地方交付税で来ている部分と、町が直接臨時財政対策債で借り入れている部分の合計金額ということになります。ですのでそういう制度でありますので、本来ならば法定交付税の方の法律の方を改正して必要な額を増やしていけばそういうことはなくなりますけれども、全体の90兆円くらい国の予算の内、税収というのは35兆円くらいしかありませんので、もう今は現在税金で国や地方の行政サービスを賄うだけの財源はないというような実態から今こういう制度になってきておまして、実質的には臨時財政対策債というのは借金の額にカウントされていますので、大きな数字になってしまっているという実態で、今の制度はそうようになっております。以上です。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時52分 休憩
午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第14 第10号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第10号議案平成22年度一般会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ38,881,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,477,547,000円とするものであります。今回の補正につきましては歳入面では主には平成21年度の決算がまとまり繰越金が確定をしたことや、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額が確定したこと、個人町民税の賦課決定などによる予算の増減措置を行うものでございます。歳出面では主に町営住宅の再生事業や道路及び施設の補修等を中心とした予算措置を行うものであります。先ず歳入面では前年度繰越金、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の確定に伴い、約58,000,000円を増額補正するとともに個人町民税の額が確定し60,000,000円を減額するものであります。また歳出面では公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の決算処理を受けて、一般会計からの繰出金を合計で25,000,000円を減額するものであります。その他歳出補正といたしましては住民要望の多い道路の補修や現物での支給に要する経費をそれぞれ増額するものであります。さらに介護慰労金の支給対象者の増に伴う慰労金の増額や、太陽光発電施設導入補助金について当初予定しておりました件数を上回る要望が出されておりますので、これに対応する増額補正をするものであります。また現在入居募集を行っております町営住宅グリーンハートの建設に対する国からの地域住宅の交付金を受けまして、歳出の補正も行うものであります。その他、細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 北澤議員 防犯灯の関係の補助金についてちょっともう少し詳しく説明いただきたいんですが、今町内LED化を図っているわけですが、この設置に今回の補助金を出すものについては従来型の防犯灯の補助金なんですか、それともLEDの補助金なんですか。それとあの今回の取り入れの町内全部をLED化するという事で全事業費を町の方で盛っていただいているわけですが、今回のものについてはそのいわゆるもう既にその対象から外れたと、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

総務課長 町が今回あの一斉に町内取り換えようとしている1,100箇所については、既存のもの蛍光灯だけを取り替えるという作業でございまして、今回あの申請のあったものはその数ではなくて新たに防犯灯を設置したいという箇所についての補助金でございまして、これは今年の4月1日からちょっと補助要綱を変えまして、その場合にはあのLEDの蛍光灯を着けてもらうという条件になっておまして、補助金の額の限度額も5,000円くらい上げてありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長 他にありませんか。

2番
中村議員 教育委員会の方の「笑顔で登校支援事業」ですけれども、このあの具体的な事業内容を教えてください。

教育次長 笑顔で登校支援事業でございますが具体的には不登校対策事業を行う予定でございます。内容としましては学業不振が不登校に関連をするのではないかと、こういったあの前提に立ちまして、学習到達度評価によってその到達度の方を把握しまして、その学習をケアをしまして学力を保証することで不登校を未然に防ぐという取り組みを実施する予定でございます。

議長 他に。

5番
堀内議員 農業委員会の委員さんの、先程ちょっと説明がはっきり分からなんだもんでもう一度お願いしたいと思うんですが、報酬が県の補助金の対象から外れたんだか、その点もう一度お願いしたいと思います。

産業振興課長 農業委員会の報酬の支払い方法、方法というか、現在定額で支給しております。で交付金の対象になるのは日額ないしは時間給が対象になるということで、現在、定額の分については交付金対象外ということで財源組み替えを行わせていただくものです。以上です。

議長 他にありませんか。

8番
北沢議員 お願いいたします。28ページの観光費の中でコスモの水の宣伝をしていただけると、こういう予算が盛られております。これはあの非常に良いことだと思いますが、中で1つ説明をお願いしたいのは、コスモの水のボトル用ラベルについて、今まで確か有料で販売していた分があったと思うんですが、今回はこれを作ることによってこういったものをまあ利用しやすいように無料で出すという内容なのかどうかについてお伺いをいたします。

産業振興課長 コスモの水につきましては現在あのペットボトルが無い方、無い方についてはペットボトル代といたしまして200円をいただいております。ただしラベルについては無料です。そのラベルには信州の名水という言葉が入っておりませんので、新しいラベルを作らせていただくということで、それでその古いラベルも当然残っておりますのでその関係につきましては無料で貼って、ペットボトルのみについては今までと同じように継続して200円をいただくという考えでおります。以上です。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第10号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15 第11号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第11号議案平成22年度国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ41,195,000円を追加し、歳入歳出それぞれ949,642,000円とするものでございます。今回の補正は平成21年度決算の確定、療養給付費交付金の過年度分の確定、及び県の国保連合会のシステム改修に伴う情報センターの改修費用等が主な内容であります。歳入では国・県支出金や療養給付費交付金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額をし、基金繰入金を減額するものであります。歳出では情報センターの負担金及び22年度の後期高齢者支援金、21年度決算の確定に伴う国庫支出金の償還金をそれぞれ増額をし、差引き26,153,000円を予備費に計上するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第11号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 第12号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 続いて第12号議案平成22年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,723,000円を追加し、歳入歳出それぞれを108,277,000円とするものでございます。今回の補正は21年度の決算に伴い、歳入は前年度繰越金を、歳出は県の後期高齢者医療広域連合納付金を同額増額補正するものあります。細部についてはご質問によって担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第12号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決し

ます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 7 第 1 3 号議案平成 2 2 年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第 1 3 号議案平成 2 2 年度老人保健医療特別会計の補正予算(第 1 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模におきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 9,768,000 円とするものでございます。今回の補正は前年度の決算に伴い、歳入は支払い基金交付金及び国庫支出金を増額、繰越金を減額し、差引き 2,000 円について歳出の予備費を減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 1 3 号議案平成 2 2 年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 8 第 1 4 号議案平成 2 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 1 4 号議案平成 2 2 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算(第 1 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額にそれぞれ 653,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 875,453,000 円とするものでございます。歳入につきましては平成 2 1 年決算の確定に伴い繰越金を 1,703,000 円減額し、保険給付において新たに高額医療費合算介護サービス費を計上するために、負担割合に基づく財源を措置するための補正を行うものでございます。歳出につきましては保険給付費における高額医療合算介護サービス費の給付にかかる 2,000,000 円を新たに計上し、2 1 年度分の国庫支出金返還金及び支払い基金交付金の返還均等を 6,232,000 円増額し、これらの財源として予備費を 7,617,000 円の減額とするものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 1 4 号議案平成 2 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 4 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 9 第 1 5 号議案平成 2 2 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第 1 5 号議案平成 2 2 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第 1 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,007,000 円を追加し、歳入歳出それぞれを 480,785,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては平成 2 1 年度の決算がまとまったことによりまして、歳入では繰越金を 20,191,000 円増額し、一般会計からの繰入金 12,000,000 円減額、また分担金及び負担金と使用料及び手数料をそれぞれ増額をするものでございます。歳出につきましては必要な財源組み替えを行うとともに、飯島処理区の修繕費に 2,300,000 円、予備費に 6,707,000 円をそれぞれ増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 1 5 号議案平成 2 2 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 5 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 2 0 第 1 6 号議案平成 2 2 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第 1 6 号議案平成 2 2 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,863,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 238,196,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては平成 2 1 年度の決算がまとまったことにより、歳入では繰越金を 19,788,000 円増額し、一般会計からの繰入金を 13,000,000 円減額、また使用料及び手数料を 75,000 円増額するものでございます。歳出につきましては必要な財源組み替えを行うとともに、予備費を 6,863,000 円増額するものでございます。細部につきましてはご質

間によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第16号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 第17号議案山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第22 第18号議案豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第23 第19号議案本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第24 第20号議案北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第25 第21号議案高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第26 第22号議案針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

以上、日程第21から日程第26の6議案を一括議題といたします。本6議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 ただ今一括上程されました第17号議案山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてから、第22号議案針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、以上6議案の提案理由の説明を申し上げます。供用開始となりますこれら6地区高齢者支えあい拠点施設の管理及び運営につきまして、それぞれの施設の目的に沿って効果的かつ効率的に行うよう、それぞれの耕地を指定管理者に指定するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
第18号議案豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
第19号議案本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
第20号議案北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
第21号議案高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
第22号議案針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
以上6議案を一括採決いたします。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第17号議案から第22号議案はは原案のとおり可決されました。

議長 日程第27 第23号議案長野県地方税滞納整理機構の設置についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第23号議案長野県地方税滞納整理機構の設置について提案理由の説明を申し上げます。地方税について長野県及び県内市町村の徴収率は全国順位で上位であった平成初期と比べて低下してきております。加えて税源移譲の影響も相まって収入未済額もここ数年増加し、自治体運営の財源確保に支障をきたしており、県内における新たな徴収体制の構築が急務となっております。また徴収部門は専門的知識やノウハウが必要とされ、専門性を有する職員の不足により徴収業務に精通した職員の育成確保が求められています。こうした状況の中で地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、県及び県内77市町村が連携して滞納整理を行うことが極めて有効と考えられることから、滞納整理業務課の組織を広域連合として長野県地方税滞納整理機構を設立しようとするものでございます。細部につきましては担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

住民福祉課長 (補足説明)
議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 浜田議員 この規約の中でやはり一番中心的になるのは第4条ではないかというふうに思います。で、ここにはあの構成団体が広域連合への移管の手続きを行った事案に関わるということになっているわけですが、この基準が何であるのかということをごすねもう一度はつきりお伺いしたいというふうに思います。と言いますのは、今の折山課長の方からメカニズム的にですね当然悪質滞納者になるのだということがありましたけれども、これはメカニズムの問題だけではなくて、ここに移管をする基本的な各地方自治体の考え方これが反映されるべきだと思います。その理由といいますのは元々のあの提案理由の中でですね、効率的に滞納を縮減するという効率の面だけが書かれているわけですね。一方今朝ほどの町長の未収金問題に対するご説明の中では、まあ当然のことながら税の公平性を保たなければいけないということと同時にですね、生活相談等を行いながら一方で強制執行も行うという、これまで飯島町がやってきたそれぞれ非常によく区分けされたですね徴税というものを思想としているというふうに私は理解しております。ですので、ぜひこの規約に対

町 長 する飯島町の姿勢として、こうゆう範囲を移管するんだというですね判断基準をお示しいただきたいと思えますけれどもいかがなものでしょうか。

今あのご説明の中で説明申し上げた中で、あくまでもこの広域連合に対するその業務の委託の考え方につきましては、その滞納のまあケース、実態等によりまして、こちらがまあキャスティングボードを握っておるというふうに捉えておるわけでありまして。こちらの判断によって、まあ今いろいろとあの言葉では説明申し上げておりますが、この専門性を大変高度な専門性を要するもの、それから相手はかなりまああのいろんな額、納税額にしてもまた団体対応等のこのスケールの大きなようなもの等がまあ考えられていくわけでありましてけれども、あくまでもこちらの自主判断ということでありまして、一方であるの再三申し上げておりますように今、浜田議員のおっしゃっていただいたように、この税の徴収に対する町の基本姿勢というものはそういうケースバイケースでひとつ対応していくということを確認を申し上げながら、今この段階で、今、課長の方からちょっとあのいろいろ資料もあるかと思いますが、いくらまでをこちらの方へ挙げていくと、あるいはどういう考え方の下で挙げていくというような具体的なものはちょっと各町村ともまだ定かでないように伺っておりますので、今後それはあの発足をしながら時間をかけてまあ一つの方向付けがだんだんとまあケースバイケースを重ねる中でなされていくんではないかというふうに思っておりますので、私の今感じとしてはそんな内容でもってひとつご理解をいただきたいと、是非ご協力をいただきたいと思っております。

住民福祉課長 ただいま町長の方から答弁のあったことが全てでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

7番

三浦議員

例えばですね、この広域連合に対して意見とかこう運営している中で出た場合にですね、私どもがどの様な方法で広域連合に意見を届けるかと、例えばあのまあ長野県の中から議員が選出されるということですが、この人数を見ればなかなか直接議員さんにお問い合わせをしてというようなことが可能かどうかということも大変疑問なんですけれども、こうした意見を伝える方法というのはどんなふうな方法があるかというようなことを把握しておられるかどうか、お願いします。

住民福祉課長 ただ今のご質問で、あのその整理の対象となった方がいろんな理由でご不満を持たれたということをご想定してご返答申し上げますと、公平委員会こういったものを設けて、今のところはあの県の公平委員会を想定しておるようでございますが、そういうところへ申し出をしていただいてまあ判断をいただく、でまたあのこういうこともあろうかと思えます。町からは案件ごと移管の申し出を行います。でそうするとその行為そのものが今度は適正だったかどうかというようなことについては、議員の皆様からもいわゆるこうきちっと見ていただけるような場面もあろうかと思えます。いずれにしてもこちらではどこの案件を挙げたということがございませぬので、外へ出ていくことは一人歩きすることはないと思えますそういう情報が、ご本人が町内でご相談をされたり、あるいは町のまた何故移管をしたんだということで町の公平委員会の方へ申し出るような場面もあろうかと思えますので、いろんなところでの枷はかけられるかと思えます。しかしながらあの繰り返して申し上げますと、効率という面で考えるとその何も無い方で支払い能力の無いところへはまあ行かないんで、私のイメージとしてはよくあの国税捜査でよく問題になりますね、

庭へ重機で穴を掘って金塊を埋めておったとか、いわゆるあれ搜索の範囲になります。簡単に言うとそんなようなことが国税ばっかでないわけですね、地方税にもございますので、そんなことも想定した搜索を踏まえた大規模で高度な案件について市町村は当然移管をしていくというふうに思われますし、そんな対応になろうかと思えますのでよろしく願いします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

4番

浜田議員

この案件に対しては賛成の立場で討論申し上げます。これは県全体にかかわる規約ですので、この中には個別の市町村の条件を入れることは困難であることは重々承知しております。まあしかしながら先程からの町長、それから住民福祉課長のお話の中でですね、高度で大口で困難なという条件がありましたので、これが町の姿勢として継続されるということを理解した上でこの規約に賛成したいというふうに思います。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第23号議案長野県地方税滞納整理機構の設置についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第23号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後3時08分 散会

平成22年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年9月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 倉田晋司
久保島 巖
北沢正文
中村明美
堀内克美
三浦寿美子

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 中村明美
3番 坂本紀子 4番 浜田 稔
5番 堀内克美 6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子 8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸 10番 宮下 寿
11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 儀 平成22年9月9日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議長から申し上げます。本日及び明日の一般質問について、林代表監査委員にご出席を
いただいております。代表監査委員にはご多忙中の中、ご出席いただきましてありがとう
ございます。よろしく願いいたします。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
6番 倉田晋司 議員

6番 倉田議員 それでは通告に従い一般質問を行います。初めに、買い物弱者に対する町としての取り
組みについてお尋ねをいたします。経済産業省が地域生活インフラを支える流通のあり方
研究会報告書というものを今年5月14日に公表をしております。この研究会は簡単に言
いますと、社会の変化とともに地場の中小企業や地域コミュニティは衰退し、商店や交
通機関、医療・福祉等の日常生活に必要な生活インフラが弱体をしているという時代背景、
問題意識のもと、今後の流通の発展の方向性と先進的な取り組みを整理した研究報告書
をまとめて公表したとこういうものであります。さてこの中で、60歳以上の高齢者を対象
とした調査がありますが、生活環境での不便な点について聞いたところ、日常の買い物と
答えた人が16.6%で最も多く、病院などへの通院が不便とする10%を大きく超えて
おりました。またこれを裏付けるように全国の個人商店の数は25年前の半数以下の57
万店舗となり、法人を合わせた小売店全体でも114万店舗で3割以上減少したと言っ
ております。そうした買い物弱者は全国に600万人以上いると推計をしております。この
買い物弱者とは食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人、このように定義
をしております。いわゆる買い物弱者の問題はスーパーの撤退などによる空白化や公共交
通の廃止、高齢者が多い地域が重なった場合に多いといわれております。また高齢者が多
い過疎地だけでなく、都市郊外の団地などでも深刻化していると言われております。この
ように高齢者など移動手段を持たない人は毎日の買い物に大変苦勞をしており、買い物
弱者は社会問題化しているとされております。さて飯島町は少子高齢化が進み、高齢者のみ
の世帯が増加をしております。また老老介護の世帯も増えております。家族の援助が得ら
れない買い物弱者について全国で600万人といえますのは人口の約5%、町に単純に当
てはめると500人ということになりますが、町内の実態把握はしておられるでしょ
うか。またはどの程度いると推測をされますか。また買い物弱者についてどのような認識を
お持ちになっているか先ずお尋ねをいたします。

町 長 それでは今議会一般質問の最初の質問者でございます倉田議員のご質問にお答えをして
まいりたいと思います。まず買い物弱者に対する町としての取り組みということの中で、
特にお話にございましたように全国的にこの買い物弱者といわれる方が大変増えておると、
こうした中で飯島町も高齢化が進むこの町の実態、それからそれに対する認識はどうかと
いうことでございます。お話がございましたように本年5月に発表されました国の経済産

倉田議員

町 長

業省所管の地域生活、インフラを支える流通のあり方研究会、この研究会の報告書におき
まして様々なまあこの時代的な背景として、特に車の運転ができずに家族の支援も得られ
ずに食料品などの買い物に困る高齢者らを対象とした買い物弱者というふうに呼ばれて位
置付けておられますけれども、その数について60歳以上の方では全国で600万人おる
というふうに推計をされておるところでございます。来年の3月には地域での買い物弱者
の把握の仕方等について国の方から示されるということございまして、当町として今の
ところこの買い物弱者という具体的な人数の把握はされておられませんけれども、交通手段
のない75歳以上の高齢者や障がい者を対象にした町が交付をいたしておりますこの福祉
タクシー券、この平成21年度の交付実績対象者は約180人ございまして、年々この
交付対象者も増加しておるといふ現状でございますので、買い物弱者とされております皆
さんの増加も今後だんだんとまあ増加することが予想されていくというふうに認識をいた
しておりますし、この問題については今後さらにまあいろいろと取り組んでいかなきゃな
らない大変まあ重要な課題として私も認識をしておるところでございます。

地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書では、買い物弱者の問題解決に向
け宅配サービスや移動販売、交通手段の提供、あるいは採算の取りにくい地域では自治体
の補助や公的施設の活用、それから自治体や商店街との連携などを求めています。また
買い物弱者の問題は医療や介護と比べ生命に直結する深刻な問題ととらえにくく、公的な
支援制度も整備されていないと、このようにしてこの報告書では対策の遅れを指摘してい
るところでもあります。

さて買い物弱者はすなわち高齢者などいわゆる生活弱者であります。飯島町第5次総合
計画の前期基本計画におきましては第三節で、みんなが支え合う福祉のまちづくりとして、
高齢者福祉や障がい者福祉の充実を謳っており、高齢者に優しいまちづくりを推進すると
あります。しかし日常生活環境に不便をきたしているというこの現実の問題に対しまして、
また喫緊の課題でもあります町はどのような対策をとってくれるのかについて質したい
のであります。買い物は日常生活の一部であります。特に食料品は命をつなぐものであり、
生存にかかわるものであります。大型スーパーが閉店し高齢者世帯が増えている今、高齢
者が身近な場所で食料品や日用品などを買うことができるような、まさに高齢者にやさし
いまちづくり、暮らしやすいまちづくりを進めるという視点から、行政はどんなまちづく
りを考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

この特にまあ高齢者の皆さんなどが、身近な場所で食料品を中心とした買い物ができる
ような、この町としての行政取り組みの問題でございますが、ご承知の通りこの近隣の市
町村における量販店の進出や道路改良などもございまして、非常にこの影響を受けて、町
内の商店の不振が続いておるといふこと、その裏返しはやはり、こうした高齢者の皆さん
方が身近にだんだんとこの買い物がしにくくなってきたというまあ実態があるわけでござ
いまして、で、一方でまたこの経営者の高齢化等もございまして、こうしたことも相まっ
てまあ閉店や閉店を今後予定しておるといふ店舗もだんだんと増加しておることも現状と
して事実でございます。そこで現実の問題として町内の買い物弱者といわれる高齢者の皆
さん方を中心にしていろいろとまああのこの考えを巡らしながら、特にまあスーパーマー
ケット等での食材の配達サービスを受けるというようなこと、それから通信販売等を利用
して、あるいはまた介護保険や障がい者このサービスを制度的にまあ利用する方、まあそ

それぞれの皆さん方の考え方でまあ対応されておるといのが実態でございますが、特にまあ行政といたしましてはこの町の包括支援センター、これがひとつのこの相談なりまた対応するこの窓口となりまして、いろいろまあ対応しておるわけでございます。加えてあのホームヘルパーによる買い物支援といったようなものも加えて、できるだけ日々の生活維持ができるようにというようなことで努力しておるわけでございます。またこの一方でこうした買い物弱者の増加というものは、商店側から見るといわゆるこの商店経営のグレードアップと申しますか、商業振興の面からはこの食材やそれから日用雑貨品などの宅配業務などといった特定のマーケットの拡大をするチャンスでもあるというふうにも考えるわけでありまして、そういう意味では町内商店の積極的なこの取り組み、事業展開というものも是非期待をしたいというふうにご考えておるところでございます。そこでまあ町といたしましては、今お話にございました第5次構想そのものもありますけれども、現実の問題としてこの協働のまちづくりによる近所での支え合いなどのこの地域共助を基本としながら、循環バスの更なる利用促進、そのことがまた買い物につながる利便性につながるような運行の問題もございます。それからそうした、支え合って、特に行政的にはこの地域包括支援センターこの相談窓口を通じて介護保険及び障がい者自立支援等のサービスを進めながら、総合的にこのことに対応していくということで今後とも精いっぱい努力をして進めてまいりたいとこんなふうにご考えております。

倉田議員

次に長野県の商工労働部がまとめた2009年度商圈調査報告、これが5月に公表されております。飯島町の買い物客の地元滞留率は4.4%という驚くべき数字であります。前回調査ではこれは3年前ですけれども前回調査では13.6%、まあこの原因はコスモ21の閉店とこういう影響であります。この4.4%は上伊那の市町村で最も低い、県内の町の中でも最も低い数字であります。県内の町村平均は18.4%となっております。遠く及ばない数字であります。まあ町にとっては大変不名誉な数字でありますし、町民にとっては日常生活が大変不便であるということ物を語る数字であります。何より町民の消費支出のほとんどが町外に流れているという現状であります。町内に還流していないのであります。町民生活やそれから町の経済にとっても大きなマイナス要因であると思えます。まあこれは平均的な家庭の1カ月当たり消費金額に世帯数をかければ、莫大なこの経済的損失と実にもったいないことだというふうにご思いますけれども、この数字に対して町長はどのように認識をされておりますでしょうか。

町長

最近のこの町内における買い物のいわゆるまあ滞留率が低いことへの対応についての所見でございますけれども、お話もございましたけれども、この本年の3月に長野県の商圈調査というものがございましてこの結果が発表されたわけでございます。飯島町町内で、地元で買い物をする率、この地元滞留率が全品目の平均で4.4%と、これは既にあのいろんな面の場で公表されておる、申し上げておる数字でございます。それでこの4.4%という数字が前回の18年の調査から9.2ポイント減少しておるということで、特にまあ中小小売業の振興や町の活性化の観点から大変重く受け止めておるという心情で実感でございます。ただあのこの調査対象が中学2年生に限った家庭であって世代というのが限定をされておったというようなことや、品目別ではこの生鮮食品については一方で26.5%、4分の1強の結果だということの中から、まあ必ずしもこの数字だけが一人歩きして悲観的になる必要もないのではないかというふうにも思っておるわけございま

倉田議員

して、この結果は結果として厳粛に受け止めながら、再出発する1つの方策を歩み出すためのこの起点としてとらえていくべきであるというふうにご思っておるわけございまして、従って今後いろんなまあ努力によって、またそれぞれ各関係機関の協力協調によってこの地元滞留率を少しでも向上を図っていくということが最も大事な重要なことだろうというふうにご思っております。まあ具体的には商工会との連携を図りながら商品券事業をはじめとする商工会事業に対するこの支援や、商店経営に対するこの資金面での支援等を通じて、一方でやはりその業者の皆さん方企業の皆さん方にも何としまががんばっていただかなきゃならないと、滞留率を少しでも上げていくような企業努力もお願いしていかなくちゃならないということもまあ期待をしながら、魅力ある商店づくりを進めていきたいと、そしてやはり町民の皆さん方が一人ひとりがこうしたことに思いを寄せていただいでですね、やはり地元で間に合うものは地元でまあ購入をしていただくことをひとつの意識的に持っていただくということございまして、このことがあのこうした商店経営を中心とする中小企業の最大のまあ支援策の考え方であるというふうにご思っておるわけでございますので、今後とも各方面いろいろと連携をしながらその少しでも地元の購買率が上がるような方向で考えてまいりたいと努力してまいりたいとこんなふうにご思っております。

今、町長からお答えをいただきましたが、第5次総合計画の中でですね、これは第5節の3、にぎわいある商店づくりの推進というところで、地元滞留率を平成22年度を4%とし、これは毎年2%づつ上げていき平成27年度には14%にすると数値目標を掲げております。まあこの2%毎年というのは根拠はまだ定かではありませんし、まあいろんな施策を総合してと今町長答弁にありましたような内容を含むことであると思えますが、まあこれをどのようにして引き上げていくのかということがまあ1つの問題であります。それであるこの4.4%、これ答弁にありましたように全品目の数字であります。品目別に見ますと飲食料品がこれは3年前の前回対比で数字を申し上げますと、前回63.5%これが今回24.6%、それから日用品が23.1%が6.3%、それから贈答品19.2%が3.3%、他に身の回り品、文化品いろいろありますが特に衣料品に至ってはですね6.1%が0.6%ということで、これはもう全く何も買えないという状況ではないかと思えます。要するに町内で買い物しようにも店がないという町中がこの買い物弱者のような状態に置かれているのではないかとご思っております。

それからこの第5次総合計画の策定に合わせまして昨年11月に町民意識調査を行っております。その結果をもう一度注目していただきたいと思えます。飯島町に住み続けたくないという設問がありまして、その理由として、買い物などの利便が悪いからというのが62.1%と最大でありました。これは先程の商圈調査報告を裏付けるものだと思います。それから商業振興のために力を入れるべきことは何かこの設問では、生鮮食品等生活関連商店の充実これが63.4%、駐車場が整備された大規模な店舗の誘致42.4%、バイパスやアクセス沿いへの商業施設の誘致が38%などとなっております。それからこれからのまちづくりの重点戦略である人口増活性化対策への取り組みでは、重要度では61%がとても重要、21%が重要ということで、計82%が重要というふうにご捉えております。一方、満足度を見ますと35%がやや不満、21%がとても不満、計56%が現状不満というふうにご思っております。この意識調査からも分かりますように、買い物問題に対する町民要望は圧倒的に高いものがあります。町として最優先の課題と位置付け取り組ま

町 長

ねばならないものになっていると思います。逆にまたこのことが改善されなければ人口増活性化というこの飯島町が掲げる重点戦略が実現できないと考えますが、町長は現状等を受け止めこの商業振興に対するこの要望にどのようにお応えになりますかご答弁ください。

今あの縷々数字を挙げられてお話にございましたように、第5次総合計画の策定、素案策定のためにいろんな面からまあ住民意識調査を行って、特にその中で買い物などの利便性を町の重要課題と最優先課題とするという意見が6割を超えておりまして、今や町にとりましてこの商業振興というものは最重点課題の1つというふうに認識しておるわけでございます。で、特にまあ調査の中で商業振興のポイントとして回答の上位を占める大規模な店舗の誘致や国道バイパスの商業施設については、今後実現の可能性を含めて詳細にまあ検討をしてみたいと思いますけれども、先ずはいま懸命にまあ頑張って営業をしていただいております町内、スーパー的には日常の食料品買い物では3店舗がJ A施設も含めてあるわけでございますけれども、このスーパーを最も身近なまあ生鮮食料品の生活関連商店として是非ひとつ地元の方は積極的にこの利用をいただきたいということをお願いしながらやっていく必要があるということでございます。そしてまああのお話にございましたようにスーパー、日用品ばかりではございません。衣料品からいろいろあの住民の今の生活用品その他を購入するニーズというものはまさに多岐多様でございます、なかなかそのことが町内では満たされる部分がだんだん少なくなっていることは事実でございますので、今後そうしたまあいろんな施策を人口増活性化これに対する期待度も大変大きいわけでありまして、その辺のところもいろんな施策の組み合わせの中で、そして1つにはやっぱりバイパスや関連道路等々の土地利用も含めて、総合的にこれを何としても少しでもグレードアップしていく必要があるという認識の下にやってみたいと思います。そのためにもいろんなあの町民の皆さん方の知恵もお借りしたいし、そしてこの5次総合計画に位置付けられる1つの基本施策というものを何としても前向きに取り組んで、少しでもこの町の商圏の滞留率を上げていくということの努力をしてみたいと、またあの細かいものにつきましてもきめ細かく、例えばこのプレミアム商品券等の更なる発行も含めてですね、関係機関と協議をして進めてみたいというふうに思います。

倉田議員

同時にまたあの商工会を中心にした1つの積極的な前向きな果敢な取り組みというものも大いにまあ期待をするわけでありまして、こうした問題はこの行政だけでいろいろこの議論をして手立てしてもなかなかこの実を結ばないということでございますので、是非ひとつ既存の皆さんも意欲あるこの取り組みといたしますか事業展開をする中で、企業努力も含めて是非お願いしたいということをして是非商工会を中心に求めてお願いをしてみたいというふうに思っております。

数日前に私は一通の手紙を受け取りました。一般質問の通告書が公表されまして今回の質問内容に共感を持ちペンをとりましたという町民の方からであります。これを読ましていただいて大きな共感を覚えました。これこそ多くの町民の声を代弁するものだと思いますので町民の声をこの議場に届けたいと思います。

[今の飯島町の商業は壊滅状態だと思います。「にぎわいの抜け殻ひとつ空き店舗」という川柳がありますが、まさにコスモを連想させ町の行く末が心配になります。夕方、福岡の「食彩館」へ買い物に行くとき会うのは飯島の人ばかり、おそらく半分以上は飯島からの客ではないでしょうか。駐車場はいつもいっぱいです。地元の店を利用しようとしても

品ぞろえや鮮度を考えると適当なお店がありません。先日、中川の「チャオ」を利用しましたが、人口は飯島の半分のところにあれだけの規模のお店が繁盛しているのです。うらやましく思いました。人口10,000の町で毎日の食料品を満足に買える店がないとは何と情けないことでしょうか。若者向け住宅をつくっても買い物不便な町に若者たちが住み着くでしょうか。おみやげのお菓子1つを買おうにも七久保まで行き開店の10時まで待っているという不便さ、たまりません。]

この話は私は多くの方から聞いております。多くの町民が同じ思いといたしますか不満といたしますかそういうものを持っているということを知っております。さらに続けて、[第5次総合計画を読ませていただいても町の商工業をどう立て直していくのか見えてきません。総花的なものでなく町の課題に焦点を当て、それに対する対策を盛り込むような計画でない形だけのものになってしまうと思います。現状のままでは人口10,000を割るのは時間の問題だと思います。今、町民にとって何が最優先課題か町当局は分かっている危機感もありません。このままでは地元滞留率4.4%が示すように、じり貧状態になり衰退の道をたどっていくのではないかと心配です。]

そして最後に次のように結んでおります。[今まで議会でこのような内容の質問が出ないことを不思議に思っていました。こういう問題こそ議会で真剣に話合うべきだと思います。]まあこういった内容であります。町長の率直なご感想をこの町民の声にお答えいただきたいと思います。

町 長

まあこの地元での買い物非常にあの利便性の問題やらそれから品物の数というようなことで、ご意見をいただいておりますことは私も同様でございます、それ以上に町長への手紙やホット懇談やそれからいろんなあの今度の懇談会にも回ってみても必ず出る問題でございます。その都度まあ苦しい答弁をしながら、特にあのコスモ21がああした形になってからこのことがまあ顕著でございます、これはまた後ほど質問に出てまいりますのでまた触れたいと思いますけれども、ひとつにはこうしたイメージの問題もあるわけでございますので、なかなか今、倉田議員からいろいろとあのお話をいただいておりますけれども、なかなかこれあの行政だけで解決できる問題でございませぬので、まあ議会というようなお話も出ましたけれども、町民一人ひとりがやはり今までどういふふうにこの地元のお店を利活用して育てていただいたのかどうかということもあるわけでございますので、加えてまあ企業努力もどうであったかということもございませぬけれども、いろいろそのことを過去のことを言っておつても止むを得ませぬ。仕方ありませんので今後どうしていくかということがまさに正念場であるわけでございますので、倉田議員さんも含めてですね、共々にひとつこの質問してどういふふうなことでございませぬ。一緒になってまあどうして打開していくかということも含めて、真剣にひとつまたお知恵を拝借しながらご協力をいただきたいというふうに思っております。

倉田議員

持ち時間の関係がありますので次の質問に移ります。コスモ21施設の利活用をどう考えるかについてお尋ねをします。このことは毎回取り上げられております。それほどに関心が高い問題であります。これまで町長の取り組み、まあ努力というものは理解をし評価をしておるものでありますが、この事態が進展しているように見えてこない、動きも町民に見えてきておりませぬ。まあそういうことからどんな会合あらゆる場面でも要望として出されております。3月議会で同僚議員から提案がありましたコスモの救済というこれま

での面から脱し、町営化も含め町民要望に応える商業環境の整備をと、こういうまあ提案であります。まあこれに対して町長は次のように答弁をされました。第5次総合計画策定アンケートでもこの町の商店、買い物がお店が近くないことは住民の皆さんの大きな願望要素とらえており、私も全くそのとおりでと思う。それからコスモの施設の利活用については企業からの提案もある中でいま真剣に取り組んでおるところであり、今年度中にはその方向性に目途をつけたいということでありました。更に6月議会ではですね、コスモと県の対応策についての同僚議員の質問に対し、当事者間の債権債務の問題が早く解決することを期待する。施設の活用は早い時期に次のステップに進むよう期待する。まあこういう趣旨の答弁でありました。まあこれはあの債権債務の問題が解消すれば次の展開に進むとこのように受け取った人が多いと思いますが、そこで3カ月経過をしております。この問題解決に向けて事態というものは着実に進展をしておるのでしょうか伺います。

町 長

2つ目のご質問が先程のご質問にも関係若干ございますけれども、具体的にコスモ21の施設の問題でございます。住民要望も踏まえて積極的な利活用を目指す中で現状のこうした対応の進み具合といったようなことに関してのご質問でございますが、昨年12月の定例会以降まあ同様のご質問を再三いただいておりますので、時と共に多くの町民の皆さん方からも更にまあ心配の声をお聞きしておるということで、私自身も閉鎖されておりますコスモ21の現状をこの目の当たりに見るにつけても大変まあ胸を痛めて深刻な事態であると、一刻も早いこの時期での方向付けを祈る気持ちでいっぱいというふうに考えております。ただあの12月からまた今年に入って、それから6月の議会のご質問を踏まえてそれから3カ月経過ということの中で、基本的な部分のところは何ら変わっておりません。なかなかそれだけにこの難しいそれから時間を要する問題を内蔵しておるということを是非まあご理解をいただきたいということの中で申し上げてまいりますけれども、まあ町といたしましても決してこの手をこまねいているわけではございません。むしろまあ今お話を申し上げたように何とか打開策をということで取り組んでおるわけでございます。従って今後の展開についても町もできるだけ支援をしていくと、側面、後方支援も含めてしていくと、このことにつきましても何ら変わるわけではございませんけれども、やはりこれはあの再三申し上げておりますように、先ずはこの当事者間におきましてこのまあ具体的には高度化資金というのが創業の時に、立ち上がりの時に億単位の数字にまあ入っておるわけでございますが、この融資を受けた高度化資金の整理解決というのが大前提になるということをごきこでもう一辺まあ整理をして申し上げざるを得ないわけでございます。で、その上に立ってこの今後の利活用についてはこれまでご提案をいただいておりますいろいろなまあプランもあるわけでございますが、必ずしもこのいろんな角度から考えて店舗用途に限定をせずに、様々な方向から私もまあ一刻も早くこの施設の有効活用が図られるような検討を進める必要があるということで、まあ本当にあのジリジリする思いでおるわけでありまして、いろいろとまあ手を打っておるところでございますけれども、やはり現在手続き中のこの制度資金の解決方向が見えないことには動きが取れないということでございまして、もう少しまあ時間を要する問題ということでございまして、で今、県ともいろいろ協議をいたしておりますけれども、その後の事務的な手続きと申しますか、あの若干個人との対応の問題がございますので、立ち入ったその内容というものをお話するわけにはいかない面もありますけれども、いろいろと県、まあこれは具体的に

産業振興課長

は上伊那地方事務所でございますけれども、通じていろいろとまあやっとなつていただきますので、その辺の経過を差し障りのない範囲内で課長の方からお答えをさせていただきますと思います。

今、町長が申し上げましたことがほとんど大綱でありますけれども、6月定例会以降の県とのやりとりにつきまして、一部にまああの個人情報的な部分にも絡んできますので、ちょっと言葉的にうまく言えない部分も出てくるかもしれませんが、まあ県の方では先程の高度化資金に絡む債務債権関係について制度上の手続きをしているということでありまして、ですので、その関係やっぱり期間的な問題が出てきますので今その関係等をやっているということで8月の段階で県の方から連絡等いただいております。ですので、その関係が制度上の調査を含めた中でまた方向が変わってくると思いますので、その状況によってまた町の対応も出てくると思いますのでよろしく申し上げます。

倉田議員

だいたいお答えの内容はわかりました。ちょっと1点確認をさせていただきますが、債権債務の問題はまああの現状としてあるわけでありまして、でこの問題が解決すれば次へ進めるとこのように受け取っておりますが、逆に言いますとこの債務返済の問題が解決しない限り次の展開をすることができないとこういうふうに理解している人が多いと思うんですけれども、この問題は債務の問題はそれはそれとして、これと切り離してですね、施設の利活用というものは別個にできるのではないかとということが私の得た情報ではそういうことなんですけれども、それと同時に商業施設またはそれ以外の活用転用といいますが、そういうことができるのではないかと、この返済問題とは別に切り離してできるのではないかと、こういうことを情報として得ておりますけれども、この点だけちょっと確認をさせていただきますと思います。

町 長

まああのそのことについての確認というふうに言われますけれども、確たるものはまだ何も決まっておきませんので、確認をしていただくというわけにもまいりませんけれども、やはりあの最終的に債権債務を整理をどのようにしていくか、これが若干時間がかかるといふこの法的な手続きの問題でございます。であの、じゃあその方向が見えた段階でその利用目的をどういふふうにご協議をして、他にあるいろんなあのニーズ等の絡みをしていくかについて、若干あの県も弾力的な、中途でもその方向付けの検討はあり得るかもしれないというふうに言ってくださっておることは事実であります。ただやはりあの当事者のこの権利関係が生じておりますので、例えばあの土地の問題、それからこの建物の問題もそれぞれの所有権があるわけでございますから、そのことが法的にきちんと帰属が解決されない限りどうもどんどんその事業を進めていくというようなわけにはいかんのではないかと、いうこともまあこちらも思っておりますし、むこうもその辺は定かな見解は出しておりませんので若干その辺はあやふやであります。でその利用目的、利活用の目的につきましても、できれば今までコスモにあったようなこの地元の買い物が利便性が戻るといふようなことが一番理想的であるわけでありまして、やはりこの今まで活動をしてきたお願いをしてきた経過からみますと、どうしてもこのまあ経済状況ももちろんあるわけでありまして、同じ規模でもってまた同じようなこの他の地域に負けなような総合スーパーというものを再現するっていうのはちょっと無理ではないかというように1つの専門的な見方が多いわけでありまして、できたらそうしたあの、いろんな今きておるいろんなあの利活用のお話の中にも福祉の問題もありますし、それからそこに

併設するような少し買い物できるようなものがあれば一番理想的だというような考え方もありますので、その辺はまた総合的に判断をしながら、いずれにしてもこの手続きの方向付けが早くなされることを期待しながら次の対応を考えていくと、こういうことで今思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

倉田議員 今、地権者のお話も出ましたんですけれども、現在このコスモの地権者の皆さんがですね、困難な立場に置かれております。まああの土地にかかる固定資産税、これは地権者が負担をしております。納税をしております。しかしコスモ21がその営業を終えて約2年になろうと思いますが、あの施設から収益というものは全く上がりません。まあそのことで賃料の支払いの問題がつまり厳しい状況にあるという現状であります。それである土地はまあ商業地ということもありましてこの課税標準額が非常に高いという設定になっております。具体的には1,000平方メートル当たりまあ10アール当たりですけれども、10アール当たりで固定資産税の税額が168,055円ということに私の計算ではなります。土地全体では16,000平米余ということで固定資産税、土地にかかる税は全体で2,700,000円余となると思うんですけれども、これはあの町にとっては貴重な税収であります。でありますからこそ地権者がですね、今後ともこの安定的かつまた継続的に納税をしていくことができるように、そういう意味でも施設の利活用というものは焦眉の急であります。今お話がありましたように商業施設の誘致まあこれも企業誘致、町民全体が望んでいることだと思いますが、あるいは事前の策としてまあ商業以外の活用というものも視野に入れる中で、要はこの一日も早い解決、一日も早い復活に向けて町として最大限の取り組みをすべきと考えますけれども、再度、町長のお考えをお聞きします。

町長 まああの現実的にあのコスモ21の土地というのは地権者の方から使用料をお払いをして営業をしてきたという形の中で、これがストップしていることについての地権者の皆さん方の心情はまあ本当にあの察するに余りあるというふうに私も思っておりますが、ただまあこれはあの課税との関係では、制度的には致し方ないことであるわけでございます。頑張っていたおことに対してほんとに敬意と感謝を申し上げるわけでございますが、であの、今までもお答えしてまいりました内容でもって一日も早くこの利活用を含めて、この地権者のためにもそのことが解決していくような方向を何としまあ生み出していきたいということで努力してまいりますので、どうかひとつ地権者の皆さん方にもよろしくお伝えいただいて、共々よろしくご協力いただきたいというふうに思うわけでございます。

倉田議員 今お答えをいただきましたが、あのもう少し時間がありますのでアレですけれども、税負担というのはあの実はこれだけではありません。国保税にも実はあの課税をされております。これはあの医療分27%、後期高齢者支援分で7%、それから介護分7.1%ということで、これはあの固定資産税の資産割分が課税をされております。要するに固定資産税の41.1%が国保税として課税をされております。で、これを全部加えますと先ほどの10アール当たり168,055円というのは237,125円というまあこういう非常に大きな金額になるということでもあります。で、まあ町長答弁にもありましたけれども、この町にとって貴重な税収ではありますが、地権者にとってはこれはあの自分自身の家屋敷、あるいは田地畑とは違いますので、賃料収入がなければ地権者は納税しようにもしようがないと、こういう実態があります。まああのもう一度お聞きしても同じご答弁だと思いますの

でアレですけれども、一応そういう地権者の立場というものをまたよく理解をしていただいて、今後に臨んでいただきたいということを申し上げて質問を終わります。

議長 1番 久保島 巖 議員。

1番 久保島議員 それでは通告に従いまして質問を始めてまいりたいと思います。まず第1なんですが、有害鳥獣被害対策防止施設についてでございます。本年度当初予算で2,800,000円が計上されました有害鳥獣被害対策防止施設補助金なんですが国の予算査定が0円ということでございまして事業実施の見込みは立っておりません。これはあの日曾利地区の鹿に対する防護策で平成22年今年度から24年までの3年間にわたって進めるものなんです。で本年度については約10,000,000規模のもので工事計画したものだというふうに理解しております。その2分の1が国からの補助金そして4分の1が町負担、であと残りの4分の1が地元の負担ということになっておると、その分の2,800,000円ということだというふうに思います。わが飯島町議会では国に対して事業仕分けによるこの見直しと、それから9月補正に間に合うような早期な予算措置というのを要望する意見書、県に対しては本事業の補助金の新設という要望をすることを意見書として提出しております。しかしですね、いまだに先が見えてこない、回答がないということが現実だと思います。新聞報道によりますとですね、2011年度の農水省の概算予算要求ではですね本年度約5倍11,300,000,000円の要求を出すという方針が決められたところでもありますけれども、まあしかしながら代表選挙のドタバタ、茶番劇といえますか、それに巻き込まれてどうなるかなという不安でございます。与野党間のものではなくて与党内の勢力争いでもってマニフェストの完全実施だ修正だとかってということで、政争の具にならないとも限らないというふうに不安をいたしておるところでございます。一方鹿の方はですね知ってか知らずかこれ幸いとですね我が物顔で飯島町内全域に出没していると言っております。既に西山の方にも現れているという情報も入ってきているところでございます。まあ鹿だけじゃあなくて、猪、それから猿、ハクビシンなんかでもですねまん延しているというような状況でございます。町長はこの被害状況及びそれから国政府ですね県、どのような見通しをお持ちなのかこの辺の点から先ずお聞きしたいと思います。

町長 それでは久保島議員からは有害鳥獣防止対策の施設の問題に関連して、予算がまあ激減、0となってしまったことに対する今後の見通しと見解でございますが、このことにつきましてはまあご承知の通り国の政権の政府の事業仕分けというこの厳しいことの中で今年度予算配分の激減を全国的に受けておると、新規事業の立ち上げについては0というふうな大変まあ厳しい状況で推移しております。そこであの被害状況等を実態をちょっと申し上げますが、農作物の鳥獣被害状況は飯島町の農作物の有害鳥獣駆除の推進協議会というのがございますけれども、ここへ正式にそれぞれ町、JAさん、あるいはいろんな機関とも検分をする中でまとめた報告をしたものがあるわけでございますけれども、この中では鹿や猪、猿、そしてハクビシンの被害で平成20年度、一昨年で23カ所、それから昨年の21年度ではこれも23カ所、そして平成22年8月まででございますけれども、今年度36カ所に増えてきておるとこういうまあ非常にあの危機感を持っておるわけでございまして、ほぼ全町でいろんなこの有害鳥獣の被害が発生しておると年々増加傾向という

方向にあります。まあこれはあの一応把握できた数字であるわけでございますけれども、この把握されないケースというものが非常にまあいろんな形の中で目に見えるもの見えないうものがあるわけでございます。それを含めるともう莫大なこの被害の状況があるんじゃないかと、大小含めてですねそんなふうな認識をしておりますが、そこであの本年度具体的に特に日本鹿対策を推進するための鳥獣の防止総合対策の交付金を活用した事業、防護柵でございますけれども、お話ございましたように当初予算で計上をいたしましたけれども、国の事業仕分けの中で飯島町は実質ゼロ配当という形になってしまったわけでございます。今のところなかなかこの厳しい状況でございます。議会もいろいろとまあ要請をいただきましたし、その復活要請、補正予算を含めてやっておるわけでございますが、今のところ見通しは立っておりません。一部新聞報道で知るのみという形でございます。従ってあの今のこの状況からしますとこの22年度今年度での当初予算の事業を推進していくのを見送らざるを得ないと今年度、見直しざるを得ないというまあ厳しい認識をしておるところでございます。それぞれ関係のまたいろんなお話しをしていかなきゃというふうに思っておりますけれども、直感的にはそういうふうに思っております。元よりまあ申し上げましたように町の議員の皆さんによる意見書を国や県へ提出をしていただきましたし、それから伊南の農業振興連絡協議会、これは伊南4市町村の農業振興の構成団体でありますけれども、これがまあ口をそろえて一体となってこの国や県へ陳情をしておると、わたし自身も事あるごとに県や国へ出向いてこの復活要請、予算確保の要請を働き掛けておりますけれども、なかなかあの直接の国会議員にお聞きしましてもお伝えをしておくという状況の中で、その返事も何ら明快なと申しますかその情報すら入れていただけないというのが現状であるわけでございます。で、お話にもございましたけれども、この22年度はまあそういうわけで若干あの補正、景気対策がこういうことでございますので、それに関連していろんなあの補正予算を組むという動きには今なっておりますけれども、やはりこれもあの新聞報道等で出される範囲内で全く分かっておりませんけれども、次の23年度につきましては今お話のとおりでございます。今年度が全国ベースで2,270,000,000余りの予算に対して23年度では11,280,000,000余りというような約5倍のまあ農水省としての概算要求基準への提出数値ということでございまして、まあこれにつきましては全国的にこういう要請が強いわけでございますので、これで政府が何も手を打たないということはありませんかというふうに期待を持っておりますけれども、やはり財源問題が絡んでまいりますのでどういふふうになるかは定かではありませんけれども、一応期待しておるということでございます。今後ともまあ機会あるごとに議会の皆さんとも一緒になってこの予算要求、増額要求というものをしまいたいという認識でございます。

久保島議員

町長おっしゃるようによくに厳しいものだろうというふうに思っております。23年度について期待をしているというところでございますけれども、先行きは明るくはないというふうには私の方は認識をしたいと思っております。じつとですね国の対応を待っていたんでは飯島町はですね全滅してしまいます。まあ多少の無理を承知でですねちょっとここでご提案なんです、国からの補助金分をですね今年度分町で一般会計の中から何とかならないかなというのを思うわけでございます。で、国からの補助事業でありますからもうたないなあと、来年度11,300,000,000円できればですね多分できるんじゃないかなということ

で、来年度に回すということも1つの手ではありますけれども、まあまた今年のように新規事業については0ですよなんて言ったら、来年度も実施される保証っていうのはないわけでございますので、もはや地元の住民の方だけの問題ではない、町内全体の問題であるというふうに思っております。これ早急な手を打たないといけないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。まあ話は別だとおっしゃるかもしれませんが、6月の定例会にですね一般会計第1号補正で街灯のLED化っていうのが事業計画追加事業されて、当初21年度にですねきめ細かな交付金というですね実に雑駁な目の粗い交付金で、ほとんどのものが事業に引かからないようなものでしたけれども、なんとか工夫をしていただいて町の町内の半分の街灯をLED化することに計画されました。しかしながらこれを事業を進めるに当たって半分をどう割り振るのか、地区にどう割り当てるかっていうことで、やりにくくなってきたということでもって今年度宝くじの還付金と11,200,000円の一般財源を使って全街灯のLED化をしたと、これはやむを得ないことかなということでも私も賛成はいたしました。単純に比較するのは私の悪い癖だとおっしゃるかもしれませんが、街灯のLED化が出来て何で有害鳥獣の防護策が出来ないんだというふうに考えちゃうわけですよ。で、街灯の新設要望っていうのは多分いくつもあると思いますが、全街灯をLED化にしてくださいっていう要望はですねそんなにはないんじゃないかなというところでございます。これはいわゆる交付金の消化っていうこととそれから行政の都合による産物だと、住民要望の実現ではないと、町長がいつもおっしゃっている住民要望に答えていく行政ということからするとどちらに優先度があるんだと、私は、私はですよ防護策の方に優先度があつたんじゃないかなというふうに思うところでございます。本年度国が出してくれないなら今年度分は飯島町でやりましょうと、だけど次年度分からについてはじゃあ国でやってくださいよと、この計画2段階方式っていうんですかね、こういうふうにすれば補助対象にはならないんでしょうかね。せっかくの国の補助金制度があるからもうたないということでは分かるんですけども、本年度のうちに採択される可能性がないということでもありますので、思い切った政策が必要じゃないかなと思います。私町内を回っておりますとおじいちゃんおばあちゃんが夏休みに来る孫のためにスイカやトウモロコシやトマトや作っておいたと、それが鹿や猪にやられちゃった、情けないねえっていうのを聞くにつけてですね、私どもも切ないですよ。こんなことをね野放しにして置いちゃいかん。少しでもいいから今年やりましょう。何かいい方法はありますか。町長お答えいただきたいと思っております。

町長

まああのなかなかつらいところであるわけでありまして、あのLED化これが出来て何故こっちは出来ないんだと、住民感情もあるではないかと、まああの確かにそういう面もあるかと思っております。まあこの高規格の照明灯に切り替えていくこれはまあ環境問題でもありますし、それから結果的にまあ2分の1は国費でやる、このひとつの最初当初の発想は2分の1だった半分ということでございますけれども、やはりこれはあの技術的な面もありますけれども、一気に町の1つの環境への対する方向として少し町を明るくしたりということも含めてやろうということは、これはこれでひとつの判断をして議会議決をいただきましたのでひとつご理解をいただいておりますけれども、で、これにこちらの方の有害鳥獣の柵の事業につきましても、これはあのLEDが出来てこっちは出来ないというその比較の問題では決してない、まあそれを言うとまたあの久保島議員さん

の方からその議論がかみ合わない部分が出てくるかと思えますけれども、これはあくまでもやりたい前提でまあ現在も持っておるわけです。で、一抹のその9月補正はできなくても今日あたりの新聞ではまたずれ込むかもしれない、年が明けの方へっていう補正予算の問題であります、ただあの経済状況が非常に厳しくなって更に来たために、もしかしたらという一抹の期待も抱いておることも事実でありますので、今の状況ではこの単年度で100%町が負担をしてやっていくという、まあ財政事情と言ってしまうとまたアレですけども、そういう苦しい部分と、一抹の期待をとということでございますので、あのいろんなことを想定しながら今後の対応をしていきますけれども、今の状況ではこれは3年計画を進める事業であります。あの今年それじゃあ100%町で出して次にそのことが保証されということもなかなかこれはまだ概算要求は出ておりますけれども、保証がされておらない、そうするとこの事業の枠組み形態というものを全面的にどういう方向でいっていかうかが皆目わかりません。それからもう一つあの国があの米の所得、農家の個別所得補償の制度が来年からはこの畑作の麦や大豆、蕎麦にも及んでまいります。であの一つの議論の中ではやはりこの水田ばかりでなくて畑作物に対しても有害鳥獣の土俵というのは同じではないかというような議論も今度は具体的に出てまいりますので、それに対するやはりあの農家の皆さん方の応分のいろんな負担というものをどう考えるべきかということ、たまたまそうしたことの兼ね合いの中でもう一辺議論して構築する必要もあるというようなふうにも思っておりますので、今後まあ地元とそれからあの関係する営農センターや農業委員会や関係する農協といろいろと相談してまいらなきゃなりませんけれども、そういう一つの問題も出てきておるということでございますので、今この単年度分だけこの時期からもう先の見通しが分からないのでやるっていう、ちょっとこの結論を出すというわけには残念ながら至らないということ、是非ひとつご理解をいただいて、そちらが出来たんでこちらが出来んのはおかしいじゃないかという議論だけでなくでですね、やっぱりあのやっつかないやっつかないというその課題はもう十分承知しておりますので是非ご理解をいただきたいと、ちょっと苦しい答弁でありますけれどもそういう状況でございます。

久保島議員

確かに苦しい答弁でございましてありがとうございます。実はですねその単年度だけでは単年度分で次年度分については別の計画でっていうこの言い方もですね、私の方の急ぎの提案でございまして、保証も別にあるわけではございませんので是非積極的な取り組みを期待したいと思えます。

では次にまいります。次はですね地域づくり委員会についてでございます。飯島町には地域づくり委員会っていうのを設置条例っていうのは別に無いわけでございますけれども、飯島町地域づくり委員会事業交付金交付要綱っていうので飯島町の補助金交付金規則を補完する形で交付金について定められております。要綱の第2条でですね、10項目対象の事業として挙げられておまして、1つは地域づくり委員会の運営に関する事、2は地域の住環境を整備する、3は地域の自然環境や景観の整備、4は地域における生涯学習、5は地域の伝統や文化・特産品の支援活用を活用して地域の活性化やイメージを図っていく事業、6番目として地域における子育て支援、青少年の健全育成、障がい者・高齢者の自立支援、7番目として地域住民の健康づくり、8番目として防災・防犯活動、その他安心安全なまちづくり地域づくりですね、9番目として地域を支える人づくり、女性による

地域活動、その他新たな仕組みづくりに関する事、10番目としてその他地域づくりのための事業で町長が特に必要と認めたものというふうになっております。で本年度世帯数を基本に飯島地区に360,000円、本郷地区に162,000円、田切地区に183,000円、七久保地区に295,000円と総額1,000,000円が交付されることになりました。で先程の事業対象のですね、ところを見てもですね、取り組みには予算は乏しい、地域づくり委員会の形態組織もですね多少無理があるというふうに感じているんですね。で交付金の範囲内でやってくださいよっていうことなのか、まあ町長がよくおっしゃっている自助・共助・公助の形の中で共助のこの部分にですね行政が手間と金を惜しんでいるようじゃですね、住民の皆さんからはこれはあの協力は得られませんし、今後進展も浸透も図っていけないというふうに思っております。ある程度町のサポート等ですね持ち出しも覚悟しなきゃならないんだというふうに思うところです。七久保地区でですね今年度県の元気づくり支援金を活用して千人塚・御座松線の遊歩道の整備を行いました。一部対象外になったものについてはですね町費から捻出するというのもしていただいて、非常に評価しております。今定例会初日で22年度一般会計補正予算の第2号補正で上程されて承認されたところでございます。では仮にですね仮に地域づくり委員会の中で、先ほど私が話をした有害鳥獣の防護策が必要だよということになりまして取り組もうとしたとします。で本年度は1,000,000しか枠がないわけですけども、まあ先ほど補正の例もありますので組める可能性もあるわけですが、そうしたらどう対応されますか。地域づくり委員会が必要だと認めた取り組みを町としてはどう対応していくか、地域づくり委員会にどこまでの権限と活動を期待しているのか、1事業いくらまでの事業規模を想定しているのかお答えをいただきたいと思えます。また地域づくり委員会の交付金は総務課所管の自治振興費から出ております。で、地域づくり支援員は一方ですね教育委員会所管の公民館費の中から出ております。そうすると地域づくり委員会はどこの管轄なんでしょうか、行政における地域づくり委員会の位置付け、また更にですね区会とどういうふうに住み分けしておられるのか、その辺合わせてお答えをいただきたいと思えます。

町長

2つ目のご質問でございますこの地域づくり委員会に関連をいたしましていくつかの質問をいただいておりますが、まずこの地域づくり委員会の位置付け、権限それから責任の範囲というようなことに関連してそれぞれお話をいただいたわけでございます。この地域づくり委員会の構想というものはふるさとづくり計画とそれから第4次町の総合計画の後期基本計画の策定期間までまあ遡るわけですが、この計画の中でそれぞれ自立のまちづくりを進めていくためには、今お話にございました自助・共助・公助この3つのまあいっこの基本的な考え方に基づく協働のまちづくりということが原点であるわけでございます。とりわけまあ地域に軸足を置いた協働のまちづくりが欠かせないというこの認識の下に、その共助の部分を担当いただく自治組織活動、こうしたことがまあ活性化しようという形で生まれてきたものであるのがこの地域づくりであり地域づくり委員会というふうにご理解をいただいておりますけれども、そこでこの構想に基づく地域づくり委員会は住民自治の推進役として、あるいは協働のまちづくりの推進役として19年度から町内4地区に発足をさせていただいた住民自治の組織であるということになります。そこで具体的にこの組織は地域の課題解決に向けて、あるいはまた取り組んでいただく前向きなその取り組みの中で地域のさまざまな立場に立ってこの住民が集まって協議をしていた

だいて、必要な事業を企画調整をしながら、事業内容によっては自らこの事業を実施する組織としての機能を持っていただいているのが現実の姿でございます。でこの組織化の過程の中では区でもこの役割を果たせるのではないかというような意見もございましたし、地域によってはまあ事情も異なるのでいろいろまた別の組織がいいというような議論もあったわけでございますけれども、最終的にはやはりこの地域づくり委員会は区とは別にこの役割分担を明確にした上で、別組織として発足をして今日に至っているというふうになってまいっております。そしてこの地域づくり委員会は自治組織でありますので地域ごとに規約を定めて、それ沿って事業を計画をして必要な事業費は原則として地域住民の負担により賄っていただくということでありまして、それぞれの地域づくりの取り組みによって町もその支援をしておるということで、予算にはまあ十分とは言えないまでも精いっぱいその取り組みに対しては事業費をつけて、また今年度からは2つ二本立ての交付金の中で対応させていただいておるということでございますので、この辺のひとつの事業に対する町の交付金の現状につきましてはまた総務課長の方からご説明申し上げたいと思っておりますけれども、そういう状況でございますので基本的には自主的な運営の中で町は後方支援をしていくと、自らの発想で取り組んでいただく、これが地域づくり委員会の現在の姿であるというふうに思います。

それからあの今年度、まあ前年度からもそうでございますけれども、飯島地区と田切地区に専門員を配置をいたしました。これはやはりあのその発端といいますか、発足となる部分は中央公民館をひとつの方向転換をいたしまして生涯学習センターに切り替えるために併せて地区公民館の充実というものを考えた上での専門員を派遣するというところからスタートをしております。で、それに今申し上げておるこの地域づくりにお手伝いをする要員として専門員も一緒になってひとつ地域に溶け込んで活動してもらおうという趣旨でございますので、ちょっと予算と人員配置の部分の所管が今別々でございますけれども、今後まあ本郷地区と七久保地区にも順次そのことが配置をされてまいりますけれども、そこでひとつあの統一したまた職員の対応の問題とそれから交付金の問題等をもう一辺そこで再検討をして、しかるべき方向を出す必要もあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、現在のところはそういうことでちょっとあの支障もございませんのでひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

地域づくり交付金の先ず使途につきましては、先ほど議員が言われたように10項目に該当する内容で執行していただくということで、こちらでは事前の審査それから最後の実績報告によって確認をしているところであります。でそれを各年度交付金の額が決められますので、その使途につきましてはそれぞれの地域づくり委員会が独自に決めていくということでもありますので、特定の地域づくり委員会がかなり大規模な事業をやったとしても、そちらの方へ特別に交付するというような考えは現在持っておりませんので、予算の範囲内で現在の配分方法によって交付しますのでその使途については地域づくり委員会が独自の判断でその目的に沿って執行していただくということになりますのでよろしくお願いたします。

今お話をいただきましたものはですね、位置付けという話にはなっておりませんが、実は国の方で前政権でですね、地方分権という形で進めてまいりましたものが地域主権という名前に変わりましたが、まあ国民主権なら話は分かるんですが、地域主権

というちょっとわけのわからないものではありますけれども、まあその議論はさて置きまして、要するに小さな政府にしていこうということだと思っております、でそうすると国は県に、県は市町村に、市町村は地域にという形でだんだんにですね事務事業等を移管していく、降ろしていくということが大まかに現れてくるんじゃないかなというふうを考えておるわけでありまして、で最近その傾向がございまして、大都市中心ではありますけれども、地域委員会という取り組みがされてきております。ここにですね名古屋市の地域委員会の創設に向けてというパンフレットがございまして、名古屋市まあいろいろ物議を醸しておるところでございますけれども、このモデル事業ということで今年度8カ所が実施をいたしました。これはいわゆる合併による地域委員会とは違っていて、おおよそ小学校の区をですね基本に地域を想定して区からの推薦委員と一般公募からの委員をですね住民投票で選出してそれを市長が任命するという形でございまして、で立場としては特別職で任期は2年で最長2期までというふうになっております。住民が自らの地域の課題を解決するように地域に関する施策の企画及び決定、並びに必要な予算はですね策定して市に上げると、そうすると市の方は議会にかけて承認されればそれが実行されるということでございます。委員の方は無報酬でございますがまあ費用弁償は支払われます。地域を構成する団体というのも当然含まれておまして、意見構成、合意構成を図るために地域委員会の会合は公開で開いて、だれもが意見を述べられるというふうな市政になっております。で地域の予算はですね5,000人未満は5,000,000円、5,000人から15,000人は10,000,000円、15,000人以上は15,000,000円というふうな上限が決められております。

飯島町の地域づくり委員会はですねこの地域委員会の先駆けに相当するのではないかなということで、早々にですね平成19年度から第4区に作ったということで、これは大変に結構なことだと思います。まあしかし、いまひとつですね住民の皆さんに浸透しておらずですね位置付けも明確ではないと思います。地域づくり委員会のメンバーなんですが、私ちょうど飯島区に所属しておりますのでそれを例に申し上げますと、区長さんが委員長さん、区会代理さんと各区の委員長さん、それから耕地総代さんと、私どもの地元選出議員、それから公民館の館長さん主事さん、小・中学校・保育園のPTAの役員さん、育成会の代表の方、営農組合の代表の方、それから商工会の代表の方・女性部の役員さん、高齢者の代表の方といっちゃんまちづくり協議会の代表の方、それと消防団第1・第2分団の分団長さんと、いうメンバーでございます。委員としてはですね人員が多過ぎますし実行部隊としてはですね少な過ぎる、でしかもですね半数は1年で交代してしまう、毎年4月になるとリセットされてしまうという状況になってしまうと、でリーダーとなっている区会の幹部の皆さんですね非常に歯がゆい思いをしているんじゃないかと思っております。まあしかしその中で今年新たな交付金が出ましたので、飯島地区の地域づくり委員会ではですね部門制というのを布きまして、各部で地域の課題の掘り出しとか事業実施に向けて活動を始めております。他の地区でもですね多分活発に行われてきて、1ランク上のものになってきていると思います。さてそこでですね町長は飯島町の地域づくり委員会を将来どのように進展させていくのか、たとえば先の名古屋方式のようにしていくのか、それとも独自の方式でいくのか、またはですね第5次総合計画の中でどういうふうな形で織り込んでいくのか、今までと変わらないのかそれとももうちょっと進展させていくのか、その辺に

総務課長

久保島議員

町 長

ついでお答えをいただきたいと思います。

この協働のまちづくりを目指す最大のひとつのその実践組織であります地域づくり委員会、平成19年度に発足してまだ3年目という形の中で、この位置付けは第4次現在の総合計画に位置付けられて、概ねまあ10年を目途にひとつの形にしていくという大変まああの長いスパンの考え方で現在臨んでおまして、いつも申し上げておるようにこれが1・2年でもって全部住民の皆さんに浸透をして理想的な姿で進められるということは毛頭思っておりませんし、そう急にできるものでもないという大変まあ難しい面も承知しておるわけですが、何とでもあの将来的にこの地方分権、やはり地域の発展なくしてということでございますので、自ら取り組むその受け皿としての地域づくりってものは前向きな発展する方向でやっぱり考えていかなきゃならないということはもう当然なことでありまして、そうしたことを含めてまあ4次から5次に受け継ぐ第5次総合計画の中でもそのことが位置付けをされておるということで素案に入っているわけございまして、内容的には申し上げませんが、久保島議員読んでいただいておるとおりでございます、さらに充実発展をしていくという基本的な考え方でありまして、それからこの地域づくりが盛んになればなるほど地域の活性化には必ずつながっていくということがまあ期待をされておるわけございまして、ひとつのその方向づけの手法としてさっきも申し上げましたけれども、この地域づくり支援員を配置をして、さらにいろんなこの地域の問題を町が直接支弁する職員と一緒にまあ考えていってもらうということが、その人の行政支援の1つの具体的な一環でございます。それぞれあの協働の共助の部分というのはいろんな発想があつてしかるべきだと思いますし、それでそれに対するあの資金支援の部分につきましても基本的にはあのまちづくりの交付金の中で対応してまいりますけれども、その事業の内容・量によってはさらにまた今後上積みをしていくことも考えていかなきゃならないだろうし、それから県のまあもう少し大きい枠の中での元気づくり支援金あたりの仲介の労も取っていくことも必要であるというふうに思っておりますので、決してあのこの地域づくり委員会そのものもそうでございます。それから取り組んでいく内容もそうでございます。それから資金の支援の問題も、決してまだ固定されておる部分ではございません。今後10年に向けてそうしたことをひとつ真剣に前向きに取り組んでいくということの発想が今始まったということでございますから、まだまだ時間がかかる道半ば、半ばまで行っていないぐらいのものでございますので、そうしたことを含めながら是非ひとつ1年1年ひとつ住民の皆さん方とそのことをひとつ浸透していくような地元も要請も精いっぱいその努力をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

久保島議員

第5次総合計画のですね素案を読ませていただきましたが、いまひとつ具体的にですね進展策というふうには見えなかったものですからあえてここで発言させていただいております。さてまたちょっと大きな都市でちょっと恐縮なんです、横浜市の泉区ってところではですね地域自身で決めて実施できるシステムとして、地域経営委員会というのをですね泉区の全12地区にできております。メンバーはですね飯島町と似ておまして、自治会、町内会、それから地区の福祉協議会、民生委員児童委員の協議会、PTA、NPO、商店会などで構成しており、やっぱりここもですね地域意見合成を図りながら問題解決に取り組むというふうな実践を行っております。でこのエリアマネジャー組織っていう形で設置がありまして、ここは地域の課題を抽出点検を行うということを中心として

おります。で1番は地域で主体的にできること、2番は行政と共同で解決を図っていくもの、3番は行政にゆだねるものということで整理分類、いわゆるまあ事業仕分けを行ってですね、地域で解決することは主体的に行っていくと、で補助金なんですここはまあ運営費という形で年50,000円、活動拠点の家賃の4分の3、それから備品は上限で200,000円と、1事業に対して2,000,000円3年以内でっていうことで補助が出るというふうな形態になっております。またですねこの各地域系委員会から2名ずつのですね委員を推薦して地域協議会というのを作っております。ここがですね年4回の定例会と、まあ必要の時には臨時会も開くということなんです、審議会の前にこれを開いてですねそして行政の役割や運営・事務事業に対して意見交換を行って諮問を受けて審議すると、それから地域の課題について情報交換を行い各地域経営委員会の活動に反映していくと、3番目として行政の事務事業を評価して提言をしていくと、いうことでこれもやっぱり3つの任務ができております。いわゆるですね、ここも任期2年で再任は可なんですが無報酬で費用弁償ということでございます。いわゆる地域主権の考え方によってですね地域主体の地域運営と行政への住民参加を目指して新しい地域自治の形ということで注目をされているところでございます。でこの2つの組織がですね地域経営委員会と地域協議会ということがよりスムーズな運営を図られているということで注目をされております。

飯島町の地域づくり委員会はですね、名古屋方式とこの泉区の方式を良い所を取り入れちゃってですね、で、地区の推薦委員と公募による委員で構成する地域づくり委員会っていうのを作って、地域にできること、それから町と協力すること、町で行うことっていうような抽出作業を行って、まあそれは全員参加、だれもが参加できるという会議は公開で行って住民だけからも意見を聞くということを行って、地域で出来るものについては次年度企画立案して予算要求して議会で議決するというような方式、そして各地区の地域づくり委員会から、まあこの場合は4区しかありませんので4名～5名ほどの代表委員でつかね、を作ってもらって、地域づくり協議会というような上部団体を組織すると、そこで意見交換と情報交換をして行政の事務事業の評価とかですね提言を行える、いわゆる町長の諮問機関としての役割を果たしていくというようなことをですねひとつ提案するわけですね。そうすると、いわゆる地域づくり委員会の位置付けっていうのがはっきりするわけですね。町長諮問機関である仮称ですが地域づくり協議会の下部組織として位置付けて、町長から行政まで風穴の通ったいわゆるですねその住民参加の地方自治の形というのがここで組織ができるんじゃないかなというふうに思うわけですが、町長この提案はいかがでしょうか。

町 長

まああの地域づくり委員会を主体としたこの協働のまちづくりを進めていく上の1つの手法として、まあそれぞれあると思いますけれども、今、名古屋市やそれから横浜の例を示されて、特にその中で全体を束ねるあるいは諮問的な協議会を設置をして統一を図っていったらどうかというまあご提案もいただいたわけですが、まあこうしたあの協働のまちづくり、これはあの全国どこの自治体や地域も全く思えば同じだと思いますが、ただこの都市型のそうした地域づくりの取り組みとですね、それから飯島町を含めたこの信州それぞれの地域のこの農村型の地域づくりというものとは根本的に違うんじゃないかと、取り巻く環境も違うと思いますし、それからそこに構成するいろんなあの参画する団体も農家もあれば非農家もある、いろんなあの立地条件も違いますのでそれぞれあの

自らの発想で、それに合った一つの組織づくりと活動をしていくのが一番良いのではないかと考えていますので、いろいろあの生みの苦しみもありましたけれども、今の飯島町の地域づくり委員会はまだまだあの成熟した形にはなっておりませんが、一番このいい形でスタートしておるのではないかとこのように私自身思っております。ただまあその浸透度の問題やそれからそれに実際みんな一丸となって参加をするということはまだまだ時間がかかるというふうに、今も先程もおっしゃった通りでございますので、そうした上に立ってあのいろんなこの方向付けというものを含んで考えていくところにまた新たな発展もあるということでございますので、同時にあの地域づくり委員会の取り組みに対して町が行政機関としていろいろこの物を申し上げていくということはいかがかなと、最初の1つの組織発足についてはいろいろと協議をしてまいりましたけれども、あとはこの共助というその1つの地域の活動の問題として捉えて自主的な運営をして、ただあの必要な支援は先程の専門員みたいな形ではやっておりますし、それから交付金的なものも考えていかなきゃなりませんけれども、それを束ねてまた協議会として町長が諮問をしてこの答えをいただいて町がまたやっていくということになりますと、また元と同じようにそれじゃ行政が何でもやればいじゃないかというような話になってまいりますので、むしろこれはそこからひとつ距離を置いた形で運営していただいておりますので、今の地域づくり委員会が4地区一緒になってあの折りに触れて協議を重ねております。正式なあの位置付けされた協議の機関ではありませんけれども、要するに地域づくり委員長さん区長さんが中心に集まっておりますので、いろんなあの他の地区とのこうあれをしながら連携も取りながらやっていくということで機能が一番良い姿ではないかと考えていますから、今ここは改まってその諮問機関としての協議会というものをこの時点で置くという考え方は持っておりませんのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

久保島議員

また新たにですね協議会を設営する気はないということですが、私が考えてみますとですね、どうしてもその地域づくり委員会が、今のメンバー構成ではですねこれから立ち行かなくなるといことが考えられるわけですね。メンバー構成をもう少し実際にやりたい人が出てきて地域について考えていく行動していくというふうにしていかないと、あて職でもって地域づくり委員会のメンバーに入れられて、そこで何も知らない人が出てきて、じゃ今年からですよって1年間で終わってしまつてまた次の人となつていくと、いつもリセットしていつて、まあリセットというのはかわいそうかもしれませんで三歩進んで二歩下がるという形ですよ。だから一歩一歩進んでいるって言えばそれまでなんです、それでは町長の目指している住民自治、地域主体で経営していく共助の部分っていうのは大きくはなつていかないと思つているわけですね。そこである程度町の組織として考えていかないと、行政が関わることはいかなものかとおっしゃいますけれども、それをしないと大きく育つていかないのではないかなというふうに懸念するとこなんです。もう一度お伺いいたしますが、じゃあメンバー組織についても町の方としては意見を出すつもりはないし組織外も関係ないと、今のままが一番いいんだと、それから今の形態、地域づくり委員会がそのままあつて、まあ区長さんがたぶん集まつて意見交換などをするんだと思つていますが、いわゆるメンバーではないわけですので町長に諮問することもできないし、それから町長に対して意見具申することもできないというような状況

町長

の中ではこれはつまらないかと、地域づくり委員会の存在意義っていうものがですね単に地区のことだけではなくて、まちづくり全体のことを考えていこうっていうふうにはならないじゃないかなというふうに懸念すると、で、町長もう一度考えをお聞かせいただきたいと思つています。

今あの久保島議員が言われておることは、私どもの考えておるところとはちょっと逆なまあ考え方のように受け止めます。あくまでもこの地域づくり委員会は自主的な、スタートの時点ではいろいろ協議を重ねてその構成するメンバーとかいうようなことも具体的にこの役職を示したうえでどうだろうかというようなこともやつてまいりましたが、あくまでもこれはあの地域のこの自主的な考え方の下に進めていくのが地域づくり委員会であり、その事業・取り組みであるということを含んで基本に置いていただきたいというふうにするわけをございまして、で、そういうことに対して行政がまた行政に諮問して町長が束ねてまたいろんなことをこの施策として地域づくり委員会に関与していくということになりますと、これはまた元の姿に戻つてしまうという形でございますから、ただあの地元の地域としてはあくまでもこのいろんな地域を構成する役職という立場がありますので、皆さんには入つていただいた方がやっぱりこのいろんな面で広がりがあるというようなことだというふうに思つてはおりますけれども、ただあのお役目的に1年勤めればそれで終わりということでは、なかなかこれは今おっしゃるようによつてまいりませんので、それを受けていただいた方もひとつの前向きな取り組みの中でその任を果たしていただくということも含めて、あくまでもこれは今までの反省も含めながら、地域は自主的な発想の中でひとつ取り組んでいただくということで、あくまでもこれはあの地域の問題としてやつていくことが基本原則だというふうに思つておりますのでよろしくご理解いただきたいと思つています。

久保島議員

地域のことは地域で行つていくと、それはわかります。しかしですねこれが町のことですので結局は町長が把握してないといけないということでございます。是非ですねこの辺のところも、今まで作つてきたものを見直しするという柔軟な姿勢っていうのも大事ですので、メンバー構成それぞれについても進めてきてどうだということでございますので、是非見直しの検討もしていただきたく、そんなことをお考えがあるかどうかお聞かせいただきたいと思つています。

町長

先も申し上げましたようにあの4つの地域の委員会をまとめる協議会の中で把握は十分できておりますし、それからまたいろんな要望があればその見直しの部分、何をどう見直しかということは具体的なものが出来れば、またそれはそれとして全体の問題として対応することはこれはやぶさかじゃございませんで。そんなことでひとつお願いしたいと思つております。

久保島議員

これで終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

議 長
8番
北沢議員

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
8番 北沢正文 議員

それではこれから一般質問に入るわけでございますけれども、質問の内容については財政力指数をどう評価し今後の方向性をどう考えるかと、こういった課題でお願いしてございます。要は次期長期構想の中で如何に町単独の財源を確保していくかと、まあこういったもの的一端をお願いするものであります。まあ今先輩の先の議員たちからもいわゆる町単独事業、まあこういったものを如何に確保していくかという趣旨の発言もあったかと思えます。まあこれからの財政を考えたときにまあこの部分をどうするかという問題を質問するということをおきながら、若干私の、まあいままでの数字等を並べて質問内容を明らかにしていきたいと思えます。この9月の議会は前年度の決算が大きな議題であります。平成21年度の決算数字に基づいた各財政分析指標が示されこの分析が行われております。その数値は今回示されましたここにあります行政報告書によりまして、過去5年間の経過と比較できるように工夫されて公表されております。先般同僚議員の質問でまだまだ工夫する余地のあることが指摘されましたが、職員も町民のみなさんも財政のことを知る良い資料であると思えます。当然のことながらこの資料は有効に活用されなければ無駄な作業に終わってしまいます。そこで今回はその中から普通交付税算定上の留保財源の数値を示す財政力指数について伺いたいと思えます。具体的な質問に入ります前に伊南バイパスの促進について一言申し上げたいと思えます。新聞報道によりまして先般9月7日に国土交通省中部地方整備局の事業評価監視委員会が名古屋市内で開催され、この委員会において飯島町本郷と駒ヶ根市赤穂を結ぶ国道153号伊南バイパス事業の継続が承認されたとあります。評価対象の区間は2車線が既に開通した駒ヶ根市区間4.2キロと、2012年度に暫定2車線で堂前線までの開通を含み飯島区間5キロの、全長9.2キロの整備事業で、同整備局は本年度末で事業の51%が進み用地買収は100%となる見込みであると報告されております。開通した駒ヶ根区間では国道153号の渋滞時間が8割減り、市街地での夜間騒音レベルも環境基準をクリアしたなどの指摘と合わせて、バイパスの完成による時間短縮、走行経費の減少などの便益を事業費と維持管理費の合計額で割った費用便益比は全体で2.5%になると報告したとあります。非常にうれしい報道であり関係各位の努力に感謝をいたしますとともに、更なる順調な事業の進展と、この事業が当町にもたらす便益に期待し、当町発展の起爆剤となるよう期待をいたすところであります。

さて質問の本題に入りますが、只今申し上げました伊南バイパスは当町の安全安心、経済の動脈など最も基礎となる大きなインフラ整備であり、長年の懸案事項でありました。こうしたインフラの整備の進展は自立し個性あるまちづくりを進展させるために財政力を強める投資であると考えているところであり、この他、税収を上げるための努力が懸命に続けられておりますことには数字にも表れております。当町の財政力ですが、今年度の行政報告書、先ほど示しました報告書の21ページに示されておりますが、交付税不交付団体である指数1を目指してこのところ順調に伸びてまいりました。21年度の決算においては0.01ポイント下がったわけでございます。財政力指数は3年平均で表されておりますので、これを単年度で単純に見ますと平成20年度が当町始まって以来だと思えますが、

町 長

0.52という5を上回った数字でございます。ところが21年度は0.42に下がったとこういった現状でございます。このことは町長の決算の提案説明でもありました向こう3カ年に影響を与える数字というふうに捉えております。現在の基本構想が出発した平成13年は0.406でありましたので、この10年間の構想期間中は概ね順調な推移と見ることができると思えます。この間2004年度から2006年度における第1期の三位一体の改革に伴う地方への税源移譲により、この数字は全国的にも高くなる傾向があると分析している向きもあります。同時にしかしながら地方財政は社会保障関係費等の増数、まあ高くなることもありまして、必ずしもこのことによりまして地方財政の自由度が高まっていないという状況にあるとの判断もあります。税源移譲の結果、地方自治制度の自由度が高まっていないこと、現在の税収の状況、人口の推移、特に長期構想の中で示されております人口の推移や生産年齢人口の減少による所得の減少などが想定されるわけでございますけれども、この次期構想の数値を勘案した時に21年度の財政力指数からどのようなお考えを持っているか。財政力の強化に向けて今後の方向性をどのように考えるか町長の所信を伺いたいと思えます。

それでは北沢議員から財政力、まず財政力についての評価とそれから今後の方向見通し、高めるためのひとつの手立てというふうに関してご質問いただきました。その前に冒頭、153号伊南バイパスの飯島工区に関して中部地方整備局、新聞報道のように、毎年工区ごとにあの評価委員会の中の方向付けが貸されるわけでありまして、いよいよ最終的にこのことが全面的に認められて工事のゴーサインが出ておるとことで評価をしたいとともに、これまでの皆さん方のご協力に対して心から感謝を申し上げながら、今後また事業がいよいよ更に進んでまいります。一層のご協力を町民の皆さん方をお願いしてまいりたいと思えます。

そこであの財政力指数でございますが、もうご承知かと思えますけれども標準的な財政活動を行うために必要の財源というものをどれくらい自前の自身の自治体で調達できるかということを表す数値がこの財政力指数でありまして、この数字が1に近いまたは1であることを超えるほど財政力は強いと自前の財源が強いということになっておるわけでございます。当町の平成21年度決算の中では他財政力指数は0.48というふうにご報告を申し上げております。その前の年の平成20年度が0.49でございましたので、0.01低く若干まあ下がったというふうになります。で、これは平成20年度の数値が特殊事情にもよる部分がございましたので、平成21年度は低くなりましたけれども財政構造的には大きな変化があったというふうには考えておりません。またこの数値の算定にあたりましては地方交付税の算定基準の改正によっても左右される部分があるということで、その時々々の1つの国の施策、交付税制度の取り扱いの考え方の中では流動的な部分があるということを是非ご理解をいただきたいと思えます。それから今後のまあ見通しでございます。平成20年度の一昨年の交付税算定における法人町民税額そして実際の納税額との差が生じておることで、このことが平成21年度以降3年をかけて減額分を控除するという仕組みになっておりますので、基準財政収入額は若干抑えられていくというふうになるかと思えます。ちょっと若干あのかう複雑であるわけでございますけれども、従いまして財政力指数は平成23年度頃まで今後来年ぐらいまでは徐々に若干低くなることを予想しておる現状でございます。で、やはりこの財政力を向上させることが議員ご指摘の

ように何よりも大切であるということをごさいます、一番まあこのことに対して施策をどう取り組んでこれにつなげていくかということが大きな課題になるわけでごさいます。まあそのためにもあの再三申し上げたりまた次期構想の中にも謳ってまいりますし、毎年毎年のその予算編成の中にもそのことを組み込みながら、総体的にはまあ人口増活性化につなげていくようなこの複合的な施策を伴ってその施策を進めていくことがどうしても必要であるというふうに思っておるわけでごさいます、決してあの交付税頼みだけではこの活力あるまちづくり財政運営というものはありませんということを痛感をいたしておるわけでごさいます。まあそういう意味で今後とも財政力を少しでも上げるように様々な方策を検討してまいりたいと考えておりますけれども、具体的にはやはりこの活力を出して税収の上がるような諸施策、産業振興、農・工・商もちろんでございますけれども、これをくくったひとつの全体的な産業振興の第6次産業というものにこれから更にこの取り組みというものを強めながら、関係機関とも協議をして進めていきたいというのがひとつの考え方に具体的にあるわけでごさいます。現在も若干まあそうした面で進んでおりますけれども、今後更に農・工・商一体と連携した中での第6次産業というものにひとつ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから当然のことながらまあ福祉政策を含むこの企業の進出と導入、両方を加味しながら、少しでも働く場所の確保をして、若者定住それから雇用の促進確保というようなこと、それからそのことが子育て支援などにつなげながら精いっぱい取り組んでまいりたいと、こんな考え方を持っておりますので是非ひとつご協力をいただくようお願い申し上げます。

今回回答をいただいた中に企業誘致、それから農・商・工、連携の第6次産業の振興とまあこういったような具体的に今後の方向について述べられました。まあこのことは従来から町が進めてきたことプラスα、新しい道も模索をしているとまあこんなふうに捉えるところでございまして、今わが国は1ドル83円台、まあ昨日のニュースでも83円台でございました。超過激な円高の真最中であり、その他自由貿易協定など輸出産業については大きなリスクであります。まあ前回のいろんな行動転換の折りに産業の国内空洞化という問題が取り上げられておりましたが、いま再び産業の国内空洞化そういったものの危機にあるのではないかとこのように考えるところであります。産業の転換や観光への振興など新たな分野への転換、こういったことも現在取りざたをされているところであります。まあ飯島的に言いますと現状でいきますと、例えばJRに乗って2つのアルプスの展望を楽しんで飯島の駅に降り立つ観光客がいるという実態があるのにまあ商業意欲が湧かないとか、町内の食料品の買い物が不自由だといわれながら何か障害があつてそういったもののいわゆる商業意欲が湧かないと、それから行政的に言えば公共事業、特に今言われております平成23年には町内の下水道工事等が終了いたしますと、公共工事などの数量が非常に減少するとまあそういったような難題が山積しております。まあしかしながら前向き志向で考えますと例えば国が当面する緊急経済対策の追加、まあこれは昨日のニュース等によりますと補正予算の時期等が流動的な問題があつたり、当面は予備費の中で対応するところといったような手段を取るような報道がされております。それからもう一つは国内産業の空洞化を抑止するために地方への企業誘致に対する施策、こういったものが通商産業省から出されておりますが、まあそういったものが今後出てくると思います。これらの情報的

町 長

確に生かして町の活力の基を作るチャンスと捉えることができるのではないかとこのように考えるとあります。この財政力を強くするこういった道筋を町長が示すことによりまして、町民の皆さんの活力を引き出し、結果総合的に活力があり財政力の強いまちづくりを期待したいと思うわけでごさいます、まあ次期構想の中での考えと合わせて町長の今一度その部分の、先ほど方向を示していただいた中で具体的な取り組み等がありましたらお考えをお聞きし、この内容は終わりたいと思っております。

まああの財政力自前の力をつけるためにいろんな施策を重ねていきたいと、またそのことを第5次総合計画にも盛って具体的に示して実施計画も含めて示していきたいということはどう再三申し上げておるところでごさいます、特にあの今いろんな面であの産業が個々の部分では低迷をしておる、農業は農業で然りでありまして、それから円高によるこの中小企業の影響もまあ大変厳しいというようなことも、ただこれを1つにまとめて言ってみればまあ第6次的なプラスまあ観光面も含めて第7次ぐらいまで含めてというような構想の中です、東ねることによってこの非常にインパクトがあるのではないかとこのように思います。そのことを今までも若干取り組んできた経過もございまして、今後更に既存のみなさんもそうした方向で今進んでおる分野もいろいろの足元の中にあるわけでありまして、それからその意欲を買いながら町としてどう支援していくかという部分もあります。それからまあ町が直接いろんなあの6次の部分では一方ではあの産・学・官連携というような信州大学も含めての今研究もしておる部分もあるものですから、是非ひとつそれをひとつ力が出ようなまとめた形のなかでひとつやっていきたいということと同時に、やはりこれはあの1つには、そのことによって町に訪れていただく、あるいは定住をしていただく方にどうしても結び付いてほしいという前提の中で考えてまいりたいということでごさいますので、ひとつのそうしたものが加わることによって全体のグレードアップが図られるということでごさいます。と同時にあのこのことを観光戦略のひとつにまあ使うべきであるというふうにも思っておりますし、今あの飯田線のまあ乗って飯島で降りて若干道の駅やそこらを探してまた自然環境を探してということもありますけれども、これをまあ町として体系づけるという部分と、それからもう一つはあの今度の新しい白鳥伊那市長、広域連合長なんかもそう言っておりますけれども、上伊那全体としてあるいは下伊那も含めて一つの連携の中で更にグレードアップしてことも考えられないか、そうすべきであるというようなことも、私も全く同感であります。今までも若干ずつそのことはあれしましたけれども、やはりあの体系付けたものがないというようなことで、それぞれ市町村で持つておる資産と申しますか資源というものはいろいろあのボリュームの点ではいろいろあるわけでごさいますけれども、やはりそこにはそれぞれの個性的なほんとはあのひなびた個性のことが大きな評価を受ける、観衆をいただくという部分もありますのでそうしたことをもう少し整理をして、そうした面については前にも議会でご講演をいただきましたけれども、ふるさと大使の宮沢さんあたりにもそうしたことをいろいろ提案して取り組んで力を貸していただくようなことにもなっておりますので、是非そうしたお力も知恵を借りながらやっていきたいというふうにも思っておりますのでござい

ます。それからもう1つはあのまあ自主財源の確保という面では、やはりあの既存の伊南バイパスひとつを取ってもそうございまして、単なる車の通過ということだけで終わる

北沢議員

北沢議員

ことでは決してあってはならないというようなことでございますので、そこにあの地域の皆さん方がどういうものを期待して自ら取り組む要素があるのかどうかということもひとつ関連団体等とも十分連携をとりながら実現に向けていくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、そんなことも含めながら次期構想は構想ということでありませうけれども、やはり実戦あつてのみでございますので、そんな努力をしてまいりたいということをお願いいたします。

是非あの活力ある、私あの朝、家で新聞を読むことを楽しみにしておりますけれども、新聞紙面を賑わすようなそういった話題性のある取り組みをお願いをいたしたいと思えます。普通交付税を期待するまちづくりはないというお話でございました。私もそう思えますし、まあ交付税の中では町が努力することによりまして25%の自主財源を留保できるような制度でございますので、町のいろんな町民の皆さんの思いを汲み上げる意味においても自主財源の確保、こういった点については是非取り組みをお願いをいたしたいところであります。

次に関連をすることでございますが、次の質問に移りさせていただきたいと思えますが、税を身近なものに感じる事への方策をどう講じているかという問題でございます。この問題の背景には平成21年度の決算上で町税、国保税の滞納額の累計が110,000,000円余となっておりまして、不能欠損処分額も13,000,000円余と大きく増えております。財政力がついてこの部分が増えていけば実質的な財政力は衰えてまいりますし、不公平感も増してくると思えます。町では今年度からコンビニ収納、これも可能にしたり、今議会においては長野県と全市町村の加盟による長野県地方税滞納整理機構これを作ってそういったものに対処するところといった議決もされました。町の税収については懸命の努力を続けられていることは承知いたしております。しかし昨今の経済情勢はまだまだ予断を許さず、この問題の解決が解決の方向に向かうという方向にはないと判断するところであります。税や公共料金の納付これは多くの町民の皆さんが納得する万やむなき理由を除いて私たちの義務であります、ともすれば気持的には後回しになりやすい事項であります。そこで税が私たちのいかに身近なところにあるかといった視点が大切ではないかと考えるところであります。例えば国税地方税を問わず納税意識の醸成を今やっただいておりますけれども、それだけではなくて税制度を活用した生活情報の提供、まあ具体的に言えば今話題のエコカー減税だとかエコ住宅の減税、相続税の特例、まあこういったことが国税の中で行われておるわけでございますけれども、まあそういったものに代表されるものとか、住民税これはいろんな問題を指摘されておりますけれども、現在は前年度の所得に対して課税されるこういったものがあるわけでございまして、まあ前年度収入があつてそこそこ生活を送られていると、翌年度収入がなくなつても前年度の所得に対して課税されるこういった問題があるわけでございまして、こういったものは昨年の収入に対して課税されているといった情報を流して、生活費の配分予約まあそういったものをしていただくような気構えを持っていただくとか、まああのちょっと余談になりますが、予約といえば子ども手当や高校の授業料の無料化の財源とするために扶養控除の廃止がこれから始まるわけでございますけれども、子ども手当を受け取って使っていたら扶養控除がなくなり、1年間のトータルで見たらアレっと思うようなまあそういったことが起きないように、まあそういった情報もあらかじめこう提供していくというようなことが必要じゃないかと、

町長

まあ今政府の方では今の額でいくと年収3,000,000円ぐらいの方は逆転現象が起きる可能性もあるといった情報も新聞報道でされております。まあこれらについては政府もこれから制度設計を行うとまあこういったことがされておりますので心配はしていませんけれども、まあこういった問題について例題を使って税額でいくらの扶養控除の影響が来年度ありますよ、こういったような税情報を日常発信し、そういったことによりまして税というのが身近に感じる事のできるこうした方面からの工夫も必要ではないかと考えるところですが、まああのもう一つの面から言いますと、今、車、まあ昨日で補助金の方は打ち切られたようでもありますけれども、まあエコカー減税は残っているわけでございます。まあこういった車の販売みたいに業者がですね大々的に宣伝しているところはいいわけでもありますけれども、例えばエコ住宅で二重サッシにしたりそういったリフォームをするにあつた減税があるわけでございますけれども、まあこういった問題についてはそういった制度を有効に活用するという宣伝をしていただくことによって、この地域の中小の建築業者それからまあ分譲宅地を抱えて、まあ町も抱えているわけでございますけれども、まあそういった業者へのまあ支援にもなるんじゃないかというふうに考えるところであります。税を身近なものに感じる事への方策これをどう講じているか現状についてお伺いをしたいと思います。

2つ目のご質問は税を身近なものに感じる事への方策のどう講じておるかということの中で、特にまああの税金等の未収問題の大きなこの問題になっておる昨今でございます。これをどう税というものを理解してもらつて身近に感じてその責任を果たしていただくかどうかということについて、まあいろいろと今見解をお聞きしたわけでもありますけれども、申し上げるまでもなくこの国家財政それから地方財政これを担いながら、それぞれの住民が要望する生活の文化的な生活を維持していくためのこの受益の対価として納めていただく税というものは、基本はあくまでもこれは公平・公正でなければならないというふうなまあ理解をしておるわけでございまして、このことを理解をしていただくためにはあらゆる努力を関係機関と一緒にやっていく必要があるということはおっしゃるとおりでございます、そのために今までも努力をしておりますし、またあのつい最近ではコンビニの扱いの問題、それから徴収機構の問題等また対応しながらやっただいてまいりたいと思っておりますけれども、であのやはりこの税を理解をしていただくには、どうしても小さいときから子どもの頃からそのもう現実問題として消費税なんかも生まれたときからそのことが関わっておるわけでもあります。まあ判断能力は別にいたしましても、そういう課税対象の問題についてはもう国民全員がそういう形でございますので、やはりこれは理解をしていただく必要があるという前提に立つて、特に飯島町では従来からこの小中学生に対する租税教育というものがあるかと思えます。毎年これはあの上の団体組織であります上伊那の租税教育推進の連絡協議会、あるいはあの伊那地区の納税貯蓄組合連合会というようなものが連携してそれぞれの自治体、町もそうでございますけれども、税に対する啓発活動を行つて、もう戦後発足してずっと今日まで来ておるわけでございますけれども、税に関する作文や書道の作品を募集しながら、その優秀作品に対しては表彰をしたり、それから展示会をしたりしてまあ啓発に努めておるということでございます。またあの教育委員会の方でも税に関する出前講座等を利用してながら国税から地方税まで幅広く、地元のまあ要望といいますかこちらからの啓発の呼びかけ

も含めて講座を開いて一定の成果を上げているのではないかというふうに思っております。まあ今後におきましても所得税あるいは住民税の申告時期における町の広報紙によるPR、それからホームページでの充実、成人式の折りなどの機会をとらえてパンフレットやなんかを配布して、とにかく税を身近に感じていただいて国民としての地域住民としてのやっぱり義務を果たしていただくと、で行政はやっぱりそれに対するこの報いもないとなかなか理解ができないという面もございますので、そのことに対しても精いっぱい努力を重ねながら、ひとつ税の啓発というものを図ってまいるといことで、従来と同じ考え方を含めてですねやってまいりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

北沢議員

現状についてはよくわかりました。ただ私が先ほど申し上げた中にありますまあ自分自身の戒めも含めてでございますけれども、まあ学校で習ったことは頭の中にありますけれども、現実の生活にいきますとなかなかそのことが実態として着いてこない、理論と現実という問題があるわけでございます。子ども達へのそういった租税教育こういったものは欠かせないことだと思います。ただ現実的に現在社会に出ている納税義務者たる皆さん、まあこういった皆さんに更にその小・中学校の時代に勉強したことですね思い起こしていただくような日常啓発がやはり必要ではないかというふうに考えるところであります。納税というのは収められてこれでまあ当たり前でありまして、逆に言うと納税できない苦しみというのものもあるわけでありまして、まあそういったものから救ってあげるためにも、あらかじめ税というのがこういうふうに納税されるんだよと、まあ逆に言えば税を使えばこういう一つの現在は政策があるんだよと、まあこういったようなことを日常的にPRしてやると、このことが逆に言えばいわゆる行政の情報公開ではなくて積極的な意味でいわゆる税情報を流してやると、こういったたぐいの分野であると思っておりますので、まあそういったことを是非検討いただきたいと、こういった点について町長もう1回答弁をお願いしたいと思っております。

町長

決して小中学生を対象にしてこの啓発それで終わりというわけにはまいりません。広く一般大人の社会に至るまで税の意義、それから責任義務というものをいろんなまあ広報媒体を使いながら、それから国税も盛んにチラシ等を作ってその税金というものは、100円あるいは1,000円というものはどういふふうに国やそれから地方に使われているんだという、わかりやすくいろんな資料も降りてまいりますのでその辺も配布をしながら、出前講座もできるだけまあ要望に応じて開きながら、そしてあのいろんな制度改正になりますと新聞紙上あるいはニュースの中でも必ずその標準的な世帯を捉えての試算というものが出てまいりますので、これはあの実際に自分のこう財布に関係することでございますから住民の皆さん方は関心を持って見ていただける部分だというふうに思っておりますので、今後また更にいろんな税の議論も来年の税制改正に向けても始まっておりますし、消費税のこともいろんな取りざた今後されていくとはいうふうに思っておりますので、関心を持っていただけたらと思いますけれども、行政としてもできるだけそういうことにひとつ沿って啓発活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

私もそうですが、いわゆる毎月私の耕地は全員が集まって配布物を受け取るわけでございます。その中に税務署便りも確かにございます。ただしやはりですねああいうふうに別紙のチラシっていうのはなかなかそれを隅から隅まで読むということが少なくてですね、むしろ町の広報の中の1つの部分にそういうものが乗っておった方が効果的に見ていただ

けるんじゃないかというふうに自分自身はそんな体験をいたしております。町からそういったものが発信されるということについて町民は非常にあのそういった効果があるんじゃないかというふうに考えるところであります。まあそういった点を含めて今町長が啓発をするということでもございましたので、今後の中で、まあこれは解決のほぼ何%かのPR方法でございまして、まああのこれが完全な解決策に向かうということではないわけでございます、とにかくいわゆる滞納繰越額が100,000,000円を超えたと、まあこういったことへ現実的にしっかり対処していただく、こういったことへのひとつの提言でございますので今後の中で検討いただきたい。以上申し上げて一般質問を終わります。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分と致します。休憩。

午前11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を説き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 中村明美 議員

2番

中村議員

通告に従いまして一般質問を行います。1、子宮頸がん予防ワクチン接種の町費補助についていたします。子宮頸がん予防ワクチンは海外では100カ国以上で使用され、先進国のほとんどの国ではワクチン費用に公費補助があります。日本では昨年12月に接種が始まりました。しかし任意のためワクチン接種の費用に対し公費助成をしている自治体が増加傾向にあると厚生労働省が本年7月に発表しています。それによりますと子宮頸がんワクチンは半年で3回の接種が必要で、1回につき12,000円から17,000円、駒ヶ根高原レディースクリニックですと16,800円です。3回接種すると高額となり全国の114市区町村これは6.5%に当たりますが、そこでは公的助成をしています。そのうち半数以上の自治体は1回当たり12,000円以上助成しているとありました。県内では松川町が一部補助、根羽村、南牧村が全額補助、富士見町が8割補助、木曾町は2011年度から開始とあります。当町におきましてはこの予防ワクチン費用の公費助成について町民から要望があり前回の6月議会において、議会としては生命の尊厳、生命の平等から考え自治体任せでなく国が早急に交付すべきだと本内容を国に要望いたしました。しかし昨日の朝日新聞にもありましたが国への予防ワクチンに対する補助を早急にすべきだというふうにありました。しかし国が公費助成を制度するまでには時間がかかりそうです。そこで町長はかねてから子育て支援に尽力されており評価しておりますが、この子宮頸がん予防ワクチン接種費用への補助に対しては未だ発表がないため町民は早い時期での町の補助を心待ちにしております。既に検討中だと思いますが未来を担う大切な飯島の子ども達を守るために子宮頸がん予防ワクチン接種に係る費用の補助の次期、または対象学年、補助の割合等について検討されていたらその旨もお聞かせください。町長の予防ワクチンの町の補助に対する見解をお伺います。

町長

それでは中村議員の質問にお答えをします。まず最初が子宮頸がん予防のワクチン接種に対する町費の補助について検討の見解はどうかというご質問でございます。子宮頸がん

の原因となるHPVというヒトパピローマウイルスというふうにあちよつと菌をかむような言い方の細菌でございますけれども、これはあの一般的にはごくありふれた病原菌であるというふうに言われておまして、誰でもがこのHPVに感染する可能性がある、しかしまあ自然に消えていくものが大半であると、ただ不幸に残った内から10年以上経過してたまたまガンになってくる人が出てくると、こういうふうにあま言われておるものでございます。昨年12月にお話にございましたように予防ワクチンが販売を開始されました。県内でも感染する前の中学生を対象にこのことに対して今年度から公費助成を始めたところが県内今もお話にございましたけれど3町村、内容はいろいろまちまちでございます。それから更に検討中というところもあるというふう聞いておりますが、一方で国の方の施策として長妻厚生労働大臣、平成23年度まあ来年に向けてこのワクチン接種に対する公費助成の予算要求を行うということで、概算要求の中にもそのことが捉えられておるようでございますが、果たしてあのどういう制度設計になって予算化されていくかということはまだ未知数でございます。具体的には厚生労働省の科学審査会の中の予防接種部会、ここで小委員会を設置して検討を進めていくという考え方のようでございます。当町ではまあ来年度に向けて一応あの前々からも検討してまいりましたけれども、公費助成の方向で国の動向、そして国の制度設計がどういう方向になるかっていうことを見ながら、具体的には内容を詰めてまいりたいというふうに思いますけれども、いずれにしても実施をする方向の中で接種対象者や接種医療機関等の検討を今しておるところでございます。また細部についてはあのお答え申し上げられる段階ではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

中村議員

町長からは国の動向を見ながら一応実施する予定でいるということかと認識いたします。そういたしますと懸念するのが昨年です。接種が実施されまして、そしてまあ対象者の多くは本年22年度の子ども達というか中学生がですね多くが対象になっております。来年度から実施となりますと本年の中学3年生にあたる生徒がですね対象から漏れるということもあります。そこで私が申し上げたいのは、あの当町におきましては来年度の実施に当たったとしても、本年度です。まあ中学3年生の生徒たちが本年度中に例えば実施を済まして予防接種を済ませたお子さんたち等にもですね、補助を同じように補助が出来るようなそういうふうには是非とも検討をしていただきたいと思います。例えばですね本年で言いますと飯島中学校の女子生徒数は1学年が42名、2学年が44名、3学年が57名と女子生徒がいるわけですが、例えば1人1回16,800円で3回で54,000円というこの高額な1人当たりかかります。それを全生徒に例えば町が補助するとすると2,402,400円と大変高額になるわけです。まあこの補助金額は財源も限られておりますので検討されること内容になってくると思います。私たちが行政が一番考えていかなければならないのは、未来の日本を背負っていく子ども達の健康を守ることの重要性を一番考えていくべきだと思います。ワクチン接種で子宮頸がん発生率を70%抑えることができ、また子宮頸がんはワクチンによって予防できる唯一のがんです。町では格差なく予防ワクチンを受けたい人が全員接種できるように全額補助を求める次第であります。もし国です。まあ来年度になって国の予算が例えば決まらない場合、では町としてはですねこの子ども達を守るために是非とも予防ワクチンの公費補助をですねしていくことを強く求めまして次の質問に移ります。

教育長

2つ目の女性特有のがんに対する知識を中学時にについて質問いたします。今若い女性の発症率が増加傾向にあるのが前の質問でも触れました子宮頸がんです。そしてその予防のためには女性特有のがんに対する正しい知識が必要で、その知識をつけるには心身の活発な成長段階にある中学生の時期が適切だと考えます。私は中学校でがんの予防に対する教育状況を伺いましたが、現在健康管理についての教育はあるが特にがんの予防に対する教育はしていないとのことでした。またこのがんの予防の指導時間をとることについては、授業の内容が増えており、授業時間の中で全ての内容をクリアしなければならないため頭を悩ませているところですよというふうに言われました。しかし今までの健康指導の時間または性教育の時間の中に入れて、がんに対する指導をしていくことは可能だと、大変前向きに言われました。そこで是非この件に対して保健センターや学校側と調整を行い実施していくことを求めますがいかがでしょうか。

それではあの方からお答えをしたいと思いますけれども、初めにですね中学校における健康教育について少し触れたいと思いますけれども、あの申すまでもなく健康教育は心身両面から指導することが肝要と考えております。まあ体、いわゆる身体面での健康指導につきましては毎日の健康観察を始めとして、日常のすべての教育活動を通して行っておりますし、心の面においても同様であります。教科や特別活動の学習を通して行うもの他にですね、養護教育におけるインフルエンザ等の流行性疾患、あるいはHIV等の指導、それからあの登山あるいは修学旅行の事前指導として女子生徒を対象にした個別指導も行っております。その他にですね外部講師による生活習慣病の予防、あるいは禁煙、それから薬物乱用などについての社会的な課題について指導を行っている、これが健康教育の総体であります。議員ご質問の女性特有のがんに対する教育でありますけれども、その疾患に対する重要性は私も十分認識しておりますし、たまたまあの私が購読しております今日の新聞にもですね、子宮頸がんについての記事が載っておりました。まあ日本の思春期学会というところで提言を行っているようでもありますけれども、疾病については私も注目をしているところであります。しかしながらですね先ほど議員もお話がありましたように特定のがんのみを取り上げて指導するところは現在行っておりません。今後あの平成24年度から新しい学習指導要領の改定に伴って、中学校における指導すべき内容がかなりあの増加して増えてきてまいりますし、時間数も多くなってまいります。しかしながらそういった中でまあ思春期におけるですね心身の機能の発達、とりわけ女子生徒も含めて子ども達の体の変化や成熟に伴って、生徒一人ひとりがですね適切な行動を取れるようにするためには何を優先して指導すべきか、そういうことをですね全体の中で考えていくことが大事ではないかなというふうに考えております。従いまして現在行っている健康教育に関連する内容もありますから、飯島中学校におけるこれからの教育課程を編成していく中で今ご指摘の女性特有のがんをどのように位置付けて、どういう内容で子ども達に指導していくか大事に考えながら、今後学校とも協議し検討していきたいというふうに考えております。以上です。

中村議員

検討との教育長のお考えを伺いました。これはあの2人の20代の女性の体験ですね、がんが子宮頸がんが発病された体験を紹介いたします。1人の方は子宮頸がんの知識が全くなく、子宮がんが発病した時には進行しており子宮を全摘しなければならなかったという女性です。この方は将来出産ができないことから結婚への不安もあり、もっと早くにが

教育長

んに対する知識があったらよかったと言われていました。もう1人の女性は子宮がん検診で子宮頸がんが発見され、初期であったため全摘することなく子宮が温存でき元気な男のお子さんに恵まれ、子宮がん検診バンザイと語っておりました。この2人の体験を聞いたとき私は我が町の子ども達からは知識が不足した原因でこのような思いを絶対にさせてはいけないと強く感じました。従って全員に知識がつけられる中学校での指導が望ましいと考えます。教育長はこのお二人のですね体験を今聞かれて率直な感想をお聞かせください。

あの事実をですね率直に語られたお二人のその体験ですね、大変敬意を表するところがあります。あの非常に微妙な女性特有のがんということでもありますので、誤ったですね子ども達に認識、あるいはそういった疾患や疾病に誤解と偏見のないような指導をすることが大事ではないかなということを、今お話をお聞きして思いました。あのHIVでもそうでもありますし、そういう特有のあるいは特定の疾患がですね、あるいはそのワクチン接種することによって、逆の効果を産み出さないようにする、例えばですね、そのことがいわゆる性的な経験をですね助長するようなことがあってはならないというふうに思いますし、このことは微妙な問題を含んでおりますので、重要かつ慎重に進めるべきではないかなというふうに私は思っております。いずれにしましても国の動向、先ほど町長を申しましたように、国の動向を見ながらですね適切なあるいは慎重に配慮をし子ども達の健康を守っていくということが大事ではないかというふうに考えております。以上です。

中村議員

確かにすべての病気、健康に対してはあの前回の時教育長が言われたようにですね、子ども達に病気に対してその指導をすることによってですね恐怖感をあおらないような、そういう教育が大切だというふうに言われておりました。恐怖感を持たせないようにするのは本当に指導者の力にかかってくるわけですので、正しい指導をですね早いうちに若いうちにですねすることが大切だと思います。高校とか社会に出てしまいますとそれぞれの時間がバラバラですね、こういう町とか地域とかですね例えば学校とかでそういう子宮頸がんに対する指導をするにあたっては個々のそれぞれの事情があり、一斉に受ける一斉に知識を身につけることはできません。そこで私は中学の時期、同じ年代で同じスタートをつけてですね知識を学べるというこの段階がとても大切ではないかな、この時期が適切ではないかなというふうに思います。また、がんに対する指導はがん予防のみに留まらず、自らの生活、健康管理、社会モラルを身につけることにもつながり大変に重要なことだと考えます。そして子どもから大人に知識が伝授していくことも望めます。是非教育の現場から健康管理の基礎を築くことを切に求めまして、次3番の質問に移ります。

がん検診受診率アップへの取り組みについて質問いたします。長野県がん対策推進計画ではがんを早期発見早期治療するためには重要ながん検診受診者を増やすことを、個別目標の中でも大きな柱の1つとしています。そのため現在は30%程度と低い状況にあるがん検診の受診率を、平成24年度、2012年度ですが、までに50%に向上させていくこととしています。平成21年度行政報告書による当町の受診率を見ますと、20年度と比べて受診率が上がっているのが、大腸がん検診42.0%で6.9のプラス、乳がん検診41.5%でプラス9.4、胃がん検診28.1%プラス8.5、20年度と比べて受診率が下がっているのが、子宮頸がん検診35.2%マイナス2.4、肺がん検診16.6マイナス1.2、また女性特有のがん検診に対する無料クーポン券が発行されましたが、この対象者の受診率は、子宮頸がん22.8%、乳がん37.8%で、乳がん検診につい

町長

では当初目標をクリアしたのかと思いますが、しかし無料検診であっても大変低い検診率でした。この結果を見ても受診率50%の道のりは大変険しく感じます。単に数字にこだわるわけではなく検診が健康管理の大事な1つだとの認識を深め、受診への啓発をしていくことが最重要だとは思っております。また県で行った3年以上検診を受けていない人へのアンケート調査がありました。その結果、上伊那での行かない理由のベスト3は、1番、心配なときは医療機関に受診するから44.7%、2番、費用がかかり経済的に苦しいから15.8%、雇用の問題がここにも波紋を及ぼし、特に若い世代に経済的なことで行かれないという人が集中していました。3番、毎年受ける必要がないから13.2%とこのような結果でした。さて、当町では既に県の目標に対して取り組んでいることと思いますが、どの点に重きを置いているのか、また現段階でその効果はどうか伺います。

次のご質問であるがん検診、各種のがん検診受診率アップへの取り組みということで、お話にございましたように、町では平成24年度を目途にそれぞれの各種のがん検診に対する受診率を50%を目指しておるということで今取り組んでおるわけでございます、あの決してこのがんだけではなくてですね、全ての成人病等に対する予防保健、予防検診というものを重きを置いてまあ町では取り組んでいるわけでございますけれども、特にあの各町村に対して比率の多いといわれる町のがんの発生率等にも対応しながら、特にこの点についてはまあ意を注いで進めていくということで、今その重点的に取り組んでおる内容、これは予算審議の折にもいろいろとまああの議論をいただきましたけれども、そしてその効果はどういうふうに今出ており、また今後どうしていくのかというようなこと、あの具体的な数字等にもなりますので担当課長の方からお答えをいたしますけれども、やはりこのそれぞれの保健予防、予防的な1つの措置に対する検診というものは行政からお願いをしてそのノルマでやっていただくというこの気持ちではとてもではない、この初期の目的は達成できません。やはりこれはあの自分の健康はまず自分で責任を持つと、そして守っていくというこの基本的な考え方の下に行政はそのことにお手伝いをして、受診補助等を含めてまあ対応しておるわけでございますので、このところをひとつ町民の皆さん方には是非ご理解をいただいて、進んで受診をいただくように今後ともお願いしたいと、細部につきましては担当課長の方から申し上げます。よろしく願いいたします。

住民福祉課長

それではあの数字を伴うことで所管からということなのですが、まああの議員の方から数字の分析細くしていただきましたので省略はさせていただきます。で、今の段階での状況はどうかということなのですが、受診申込者は昨年同時期に比べて子宮がん、乳がんともに5%ほど増えてきております。で、申し込んだ方々が受診をきちっとしていただけるように勧奨という、勧めて必ず受けてくださいねという、そういう働きかけもこれから強めてまいりたいと思います。で、まあ時期なのですが、毎年1月にやっておるんですが、まあ秋・冬にかけて健康推進員の皆様のご協力を得てですね申し込みをまとめ、それからあの申し込んでいただいた方に、また是非受けてくださいねというまああの働きかけ、こういったことをあの今年の実業の中ではまたやっていただくということで決めておりますので、そんな向で進めてまいりたいと思います。で、どんなことに取り組んでいるかということなのですが、今年あの、町はやはりあの健康推進員さんが地元との接点になりますのでいろんなまあ事業をお願いしておるころなのですが、特に最近ではですね健康推進員会の事業として講演会を企画いたしまして7月に実施したんですが、こないだまで

テレビで再放送されておりました。昭和伊南の外科のマンモ読影認定医、森川先生、この方の講演会をお願いいたしまして、ちょっと私も見たんですが、大変いい講演会で多くの方がこれ見ていただいているのかなと、かなり広い啓発になっているのではないかなというふうに分析しております。いずれにいたしましても日進月歩の医療でございます。がん検診というのは受けることで早く発見できれば、先ほど議員ご指摘のとおりであります。その方の被害もうんと少なくて済むということで、発症の一步前、未了段階で発見するそんなような検診というものにこれからも力を入れてまいりたいと思っております。で、繰り返しになりますがやはりあのその方が発症しない早期の段階で治癒していただけるというのは、これからあの私どもの保健財政についても大きく影響してくるものでございますので、その点も踏まえて十分取り組みを強めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

中村議員

今、町ですすね努力の点について伺いました。更なる効果をですすね期待するものであります。私が調べた中にですすね、自治体独自の受診率アップの取り組みというのがあります。その中に休日検診を行っているところが3地域ほどありました。これは県内ですけれども、昨今の景気低迷により雇用環境も厳しく賃金が日割りだったり、また人件費削減によりぎりぎりの人数で仕事をしているところも少なくありません。このような環境ではついつい仕事優先になり検診に行けずに過ごしてしまうということもあるようです。このように日々きびしい環境で働く方々の健康を大変に心配する次第です。そこで仕事に支障がない休日検診があったら、検診を受けたくても仕事で行けなかった方々に大変お喜んでいただけたと思います。当町でもこの件については幾度となく医療機関にお願いをしているとのことですが、未だ実現に至っておりません。そこで伊南行政組合に昭和伊南病院があるわけですから、是非とも休日検診の実現に向けて伊南行政へ強く働きかけていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

住民福祉課長

ただいまの休日検診の件につきましてはご指摘いただいておりますとおり、毎年度要望を直接こちらの当方の方で行っております。しかしながらあの今、上伊那の医療の実態というのはですすね地域医療再生ということで医療環境が県内の医療圏域の中でまあ木曾に次いで悪いという環境の中、これ医師不足のことがあります。で、今一番困っているのが医師の皆様の勤務実態が過酷過ぎてしまって、なかなかできないということがございまして、こちらではあの毎年度要望は致すんですが、そここの兼ね合いも含めてあの是非地域医療再生の中へも、私部会の方へ出ておりますので届けてまいりたいと思っております。これから医療の再生という中には一つ休日のそういう検診行為、こういったものも含めた中で体制の構築をしていただけるような声を届けさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

中村議員

病院側にもですすねあの縷々の事情があるということはわかりました。しかし病氣予防ということを最大限に考える、また雇用の厳しい中で本当に休むこともままならず働いている方々のことも考えていっていただきたいというふうに思います。確かに病院の医師不足ということは大きな問題であり、早急に解決していかなければならないことだと思いますけれども、当町においては病氣予防にたいへん力を入れているわけですので、まず飯島町や当町が先頭に立ちこの休日検診の実現を更に進めることを要望いたします。

次に検診受診を進めるにあたり、私は各耕地の、ただいま課長の方から健康推進員の方

のお話がありましたけれども、この健康推進員の方々に推進力となっていただき受診への啓発を行うことも受診率の向上につながると考えます。日ごろ健康推進員の方々には住民の健康に対して数多くの活動をされていることに心から感謝いたします。行政の力だけでは届かないところも耕地住民の顔が見える健康推進員が推進力となって、総代さんなどを中心に耕地全体に検診の重要性を呼びかけることで、受診をこまねいていた人も親近感ある近隣の人から言われることで、検診に対する認識が深まると思います。そしてこのことは自助・共助・公助の共助の強化につながり、昨今問題となっている閉鎖的な社会を解消していくために重要となる近隣とのつながりを深めていくことに通じるとも考えます。健康推進員と行政との関係プレーで個人への健康管理に対する認識強化を図ることを求めますがいかがでしょうか。

町長

地元にもまあ根ざしたほんとはあの足元の立場としてのまあ健康推進員さん、日夜ご活躍をいただいております、ほんとはあの町の健康づくり保健予防のために、まったく今、中村議員さんのおっしゃったことと同感でございます感謝しておりますでございます。やはりあの地域の顔見知りのひとつ立場の中で一緒になって健康を考えたり健康づくりを推進していくことは、何よりも行政の直接の呼びかけよりも大変まあインパクトのある問題であろうということでございますので、これはあの他の町村にも若干例はあるようございますけれども、町がもう何十年来ってこう取り組んできた独特のまあシステムであり、やり方である取り組みであるというふうに自負をしておるわけでございますけれども、それだけにまあそれに携わっていただく健康推進員の皆さん方ほんとはあの日夜大変でございますけれども、行政との意思の疎通を十分まあ図りながら、更にまあ効果が上がっていくような1つの方法の中で是非ひとつ一体的に取り組んでいただくということ、お願いをしながら今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

中村議員

またですすねこのようなことを思います。あの受診への啓発活動といたしまして、町がですすね年に1回ぐらいこの耕地別検診率を目に見える形で表し、自分たちの耕地は受診率が高いのかどうなのかを実感してもらい、検診への認識を深めるバロメーターにしていくことはどうかと思うのですがこの点いかがでしょうか。

町長

まああの確かにそれぞれの地域によって検診受診率というものがあるかと思えますけれども、ひとつのデータの中でそれを比べて、言ってみればまあそのことを競い合うというようなことにもつながると思えますが、あまりこのそうした数字だけをあおっているのかどうかということもひとつの一方では考えていくべき問題でありますし、それからそこには当然結果として健康推進員さん当たりのひとつの活動がどうであったかというようなことにも個々の問題としてつながるというようなことの中で、どちらともまあいろいろな課題もあろうかと思っておりますので、検討をさせていただきますけれども、今即そのことを実施をそれじゃしてまいるというようなお答えをするのはちょっと差し控えさせていただきます、十分検討していきたいと思っております。

中村議員

確かに競い合ったりとか健康推進員の方にこう責任を押し付けるというかですすね、そういう形で捉われる、そういう形で捉われてしまうとこれは逆にあのマイナス傾向に行ってしまう。そうではなくして自分たちの認識ということですから、そういうことが高めていくというふうに活用できたらなというふうに思いますので、前向きな考え方としてですすね数字というのも大事ではないかなというふうに思いますので検討をお願いしたいと思

ます。何と言っても健康で人生を過ごすためにも、町長は先程言われましたが、自身が健康管理を行うことが最重要だと考えます。健康長寿の町を目指していきたいと思ひます。大きな括りでの健康への講演も必要ですが、小さな個人の心に届くための活動がとても大切であり、地道な持続の中から結果として費用対効果が生まれると考えます。どうかこの件について前向きな検討を求めまして最後の質問に移ります。

4番目のアナログテレビの処理トラブル・不法投棄防止策はについて質問いたします。私も町の環境保全審議会に所属していますが、ゴミ等の問題は課題も多く担当職員は苦勞をしているわけですが、そんな中2011年7月アナログ地上波の廃止となります。それによって懸念される1つに悪徳業者からアナログテレビの処理に伴い高額な処理代を請求されることがあります。特に高齢者の方は言われるままに払ってしまい、後から後悔するといったことが起こります。2つ目としてリサイクル料金を払うのが惜しく不法投棄するといったことが心配されます。新聞でもアナログ放送終了に伴い不法投棄が懸念されるためその対策が不可欠とありました。またアナログテレビと一緒に他のゴミも不法投棄される恐れがあります。不法投棄は地元から出るとは限りません。当町としては地元以外から被害を被る恐れもあり対策が非常に大事だと考えます。町として住民が安心してアナログテレビ処理ができるための情報発信と不法投棄防止策はどうか伺います。

町長 最後のご質問でありますこのアナログテレビの処理トラブル・不法投棄の問題に関しまして、2011年来年平成23年の7月をもってこのアナログ地上波の廃止が行われます。従って現在の懸念されるアナログテレビの処理でのトラブルも、そのことがまた不法投棄にもつながるのではないかとという関連してのご質問でございます。このことにつきましては町といたしましてもいろいろなあのこの時期を迎えるにあたっての広報活動も広報紙等で進めておるわけございまして、まあそれに伴っていま他の不法投棄ごみ等のことも懸念されるというようなことの中で、いろいろあの環境問題への対応も含めて対応しておるところございまして、この内容につきまして現時点でのこの取り組んでおるものにつきまして担当課長からこれも細かくご報告を申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。

住民福祉課長 それではあのお答え申し上げますが、お陰様で過日の補正予算の審議の折りにもご報告させていただきましたが、飯島町のあのいわゆるゴミの量ってあの皆様にもご協力いただきながら年々減ってきております。またあの不法投棄のゴミの量なんです、平成17年7.45トンピークにいたしまして、20年度は4.41、平成21年度が3.5、で今年がちょっといろいろな事情であのパトロールと収集を強化している関係で若干上回ってはきていますが、年々不法投棄も減少傾向であります。で、アナログのデジタル化の買い替えはここを多分1・2年以上前から進んできていると思ひますので、お陰様でまあ制度の周知も合っただい飯島では直接的な影響はないと思ひますが、ご指摘の通りこれからあの間際にかけてが一番心配される場所です。で、いわゆるあのテレビばっかなくて大型の家電っていうものどうして不法投棄をするのかなということをちょっと考えてみますと、いろいろなまあ思い込みとか手続きの面倒さ、費用の部分、いろいろな理由があるろうかと思ひます。で、テレビについて言いますと例えばあの買い換えなくてもあの通常の画面で見ればいいやという方はチューナーをセットすれば今あるテレビでご覧いただけるというようなこともございまして、費用負担や手続きのことについてはこういった

方法があるという周知が当然これから必要になって来ようかと思ひます。で、家電販売店の方へ相談すればそれは向こうで代行してやっていただけるようなこともありますので、そういったまあ制度周知。それからこれはまあモラルのことでございますので是非それを守っていただくような趣旨の普及をしていくと同時にですね、物を捨てるって割合こう犯罪意識が薄いわけなんです、これ立派な犯罪になります。で、その点をちょっと明確に申し上げていかなければいけないんですが、これ懲役刑もつくあるいはあの高額な罰金刑も適用されるってといういわゆる犯罪行為であるということをよくご認識をいただかなければならないということでありまして、あの不法投棄については必ずあの投棄物について警察官の方にも来ていただいて内容分析しながら、投棄者の特定までこちら全力を挙げていくということも十分ご理解をいただかなきゃいけないし、そのこともお伝えしていかなければならないと思ひしております。いずれにしてもあの制度についてのいわゆる主旨普及というようなことは十分力を入れる一方で、不法投棄の監視パトロールこれを従前にも増して力を入れていくことで未然防止、それからまた投棄されたものについては不法投棄者の発見、それから投棄物の速やかな処分、こういったことに力を入れてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

中村議員 ただいまあの不法投棄の対策についてはわかりました。しかしあの高齢者がですね高齢者の方はあのまあアナログが何なのか地デジが何なのかご理解されていない方も多々いらっしゃるかと思ひます。そういう方々がいろいろな悪徳の業者にですね利用されてしまつて被害を被るわけですね、ですからその高齢者に対してはどのような対策をされていくのでしょうか。

住民福祉課長 高齢者の皆さんっていうよりもまあ一般的な先ずあの普及をテレビ・広報を通じながら行いますし、またそういうご理解をなかなかしづらいで皆さんにつきましてはですね、あの要は支援の必要な方についてはあのうちの包括支援センターここで係る部分が多いかと思ひますので、今ご指摘いただいた部分について情報をきちっと持って訪問したり相談に乗るような体制をこれからあの作ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。

中村議員 是非ともですねあのそのような対策を強化されますことをお願ひいたします。これも新聞からなんですけれども、まあ絶対にあつてはならないことですが、回収業者はですね引き取り額が最初は高いかもしれませんが、安くなってきた場合にはお金だけをとって回収した多くのテレビを不法投棄するというのが大変懸念されるというふうにありました。当町は遊休農地、山、川と不法投棄の危険カ所が多くあります。不法投棄により製品から出た有害物質によって自然界また田畑ですね大きな悪影響を及ぼす結果となります。対策は早くに越したことはなく、今既に処理業者が回っていますので年内といひますか一刻も早くですねこの対策を進めることを求めます。また近隣地域へも啓発対策を行ひですね、共に呼び掛けていくことを考えますがいかがでしょうか。

住民福祉課長 あの大量まあ投棄こういったようなことも考えられます。それで飯島町としては先ほど申し上げましたみたいに、幅広いエリアを毎日パトロールをかけております。従いまして町はかなり早い時間帯におかしい車両の動きがあればすぐわかると思ひます。またあのご指摘の通り近隣の町村との連携も十分取り合いながら、その部分の対応に後手に回らないように努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

中村議員 対策の方をよろしくお願ひしたいと思います。どうか美しい伊那谷をですね、守ること

を強く求めまして、以上で一般質問を終わります。

議 長
5番
堀内議員

5番 堀内克美 議員

それでは通告に従いまして一般質問をお願いいたしたいと思います。基本構想につきましては1969年、昭和44年に地方自治法の改正によりまして地方自治体に策定が義務づけられ、町長が町の将来構想を策定し議会の承認を得て執行されるものというようになっております。ただこの中で基本計画、実施計画については地方自治法の議決事項とは定められてはおりません。今年度末に第4次総合計画が終了することから、現在町でも第5次総合計画の策定が進められております。そこで今回は基本計画に関わる幾つかの問題についてお伺いをいたしたいと思います。私は先日議員研修としまして全国生産性本部主催の自治体マネジメントセミナーを受講する機会を得ました。総合計画主導による行政運営をテーマにしまして山梨学院大学の教授で前多治見市長の西寺先生の講義をお聞きいたしました。先生は多治見市会議員を5期20年務められ、その後1995年から2007年、平成7年から19年まで3期12年間多治見市長を務められ、地方自治を現場で実践された方でございます。市長時代は総合計画のあり方を根本から見直し実質的に使える総合計画づくりを進め、行政全般を総合計画を基軸としてコントロールし多治見市の自治基本条例を制定しまして、基本計画とともに機能させ、自律自治体、自律と律は立つんじゃなくて自分で律する制御する方ですが、自治体づくりを進め、住民にわかりやすい多治見市の行政運営体系の基礎づくりをされた方であります。先生の話では総合計画は自治体において組織横断的に作成された唯一の総合的な計画であり、他の個別計画を含む全てのその自治体の最上位の計画で、自治体の唯一の総合的な計画で行政が執行すべき政策の体系を示したものでありまして、住民、議会、首長、職員参加で作成し、住民、議会、首長、職員間の約束事として位置付けて作られたものだとそういうふうに申しております。また総合計画が機能する仕組みとして総合計画に乗せた事業は確実に実行する、その逆に計画に書かれていないことは予算化をしない、これを大原則としましてその計画の中には夢物語を画かない、実現の可能性にこだわる、予算編成時に突然事業が入り込むような恣意的なで事業選択は行わない。財政計画と総合計画を関連付けると、それから進行管理、計画変更のルール等の確立を行うということを挙げております。また総合計画はこれらの行政運営には欠くことのできない計画と位置付けをして話されておりました。計画策定に当たっては現在の社会情勢を的確に把握し、景気の今景気の非常に悪い時期でございます。昔は右肩上がりで行ってきた時代が逆に今はいろいろの数値が右肩下がり、将来は下がっていくという時代になってきております。そうした現実を直視して実効性のある計画作りが求められております。この基本を誤ると自治体崩壊の危険を含んでいるまあそんなように指摘しておりました。

さて、過日行われました町からの第5次総合計画の説明では、総合計画と町で言われているのは基本構想・基本計画、実施計画この3つをセットしたものを町としては言われております、の説明では、現在策定中の計画は国の将来の人口予測それから現下の経済情勢、それらを考慮して作成するという説明を受けております。そこでお伺いをいたします。現在作成されている第5次総合計画、まあいわゆる基本計画も含めてですが、については現在

町 長

の右肩下がりの社会情勢に対して先程言いました夢物語を書かない実現可能性にこだわるといったより現実的なものになっているかをお答えをいただきたいと思ひます。

それでは堀内議員から第5次の総合計画に関連して、特に基本計画の部分を中心にしてどう考えて組み立てられておるかということのご質問でございます。この基本計画は基本構想に定める将来像の実現に向けて進むべき方向性や基本施策をある程度まあ具体化、体系化した5カ年の計画であるということでございます。従いましてあの当然ながらこの個々の細かい施策の具体的な事務事業までに至る内容というものは明らかにされた計画ではないということございまして、そこで策定中の第5次総合計画を体系として表した場合には今もお話にございましたように、この三角形の頂点に基本構想があり、その下に基本計画と、もう1つまあ3年度を目指した実施計画というもので構成されておまして、これを総称してまあ総合計画と呼ぶ。いずれにいたしましてもこれを一体的に計画を推進をしていくという総合計画になっておるわけでございます。従って基本構想の実現に向けて基本計画を機能させるためには、この更に具体的な実施計画というものが町民の皆さんにとっても大変まあ具体的な大変重要な部分になっているということは言うまでもございません。で、この基本計画が果たしてあの実現可能なえらい夢物語でないということにある程度まあ徹していくべきだという1つのお考えも今述べられておりますけれども、そのことにつきましてはこのその下にあります実施計画というものの関連が非常にまあ微妙に関わってまいりますので、ちょっとそのことについても言及をさせていただきたいと思ひます。

この実施計画は基本構想と基本計画を掲げる将来像やその実現のために進むべき方向として、今度の町の総合計画の中では48の基本施策と4つの重点プロジェクトの推進に向けて取り組むべき施策を、年次別の具体的な事務事業として明らかにしていくと、そしてそのことを予算編成の1つの指針にするということございまして、3年計画としての財政を伴う見通しの中で整合性をとりながら策定をしておるということでございます。今回まだあの次の3年計画の実施計画はまだお示しをしてございませんけれども、いずれ今準備中でございますのでやってまいりますけれども、この第5次総合計画を具体的に推進する最初3年間の計画であることや、前期の基本計画に掲げた分野別の基本施策やこの重点プロジェクトというものを始動をすると、立ち上げていくということと同時に、このことをまあ着実にスピードをもって推進をしていくというここの計画の両面からなっておるわけでございます。当然のことながらまあ財政的な制約もございまして、それから基本計画に掲げる全ての計画を一斉にこの実行に移せるというものでも到底ございません。重点的優先的に取り組むべき施策事業の選択ということと、それから行政経営資源の集中の徹底を図ることがまあ基本になってくるということでございますので、今後前期、これから定めます前期の基本計画に掲げた分野別の基本施策や重点プロジェクトの内から、最重点課題を位置付けながらこれを重点的集中的に推進するように総体的にまあこういう考え方で進むわけでございます。それであの、じゃこの基本計画が夢物語で終わることなく着実にこの実践できるこのものに絞り上げてひとつ策定すべきものというようなご意見でもございましてけれども、やはりこれはあの長期計画でございますので、そこには努力目標というものも掲げながら、あるいは夢というものも少しは謳いながらみんながそういう目標に向かって鋭意努力をしていくんだと取り組んでいくんだという一つの考え方もあって当然

というふうにも思っておりますし、それからまたその時の経済情勢や政治情勢というものが最近特にまあ目まぐるしく変わってまいりまして、特にあの財源問題等を考えますともう今現在もそういうことが顕著でございます。なかなかその見通しどおりにはいかないということで、地方自治体は右往左往する面が非常に多いわけでありましてけれども、一応まあ町として長期的な視野に立った形の中で、まあ総合計画というものをまずこれを基本の根拠がある1つの政策の基本として掲げながら努力をしていくということがこの総合計画であるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

堀内議員

お答えをいただきましたが、まあある程度は配慮しながらやっていて実際には実施計画の中で動いていくというお話でございます。まあ実施計画の件についてはちょっと後ほど触れたいところもありますので、まあ一応そういうことであの私の聞いてきた中で、いまその先生が一番心配されているのは景気が上向きの時だったらいくら大きい絵を書いてもいいけれど、景気がこういう状態の時にはもっと慎重な計画を立てた方がいいよと、そういうことに注意なさいとまあそんなことを言われておりましたので、これからそういう時期にもなりますので是非また計画の中でご検討をいただけたらと思っておりますのでお願いします。

次に計画目標値に対する達成率をお伺いをしたいと思います。まあ計画目標値ですので当然100%達成率というのが普通かと思いますが、なかなかそうばっかにいかない数値が載せられておると思っています。基本計画の中を見ましてもそんな数字があります。この基本計画の中で平成27年度5カ年後の前期計画の目標数値が掲げているのが63項目数値目標を記載するところがある中で、49項目書いてあります。また14項目は先日の説明会の時に頂いた資料ではまだ数値目標が入っておりません。計画目標値の中に対する計画目標数値に対しまして計画最終年度平成27年度にはどのような数字で達成できるかをお伺いをしたいと思います。特にあの私の方からいくつかお伺いをしたい部分がありますので特にその点をお願いしたいと、まず人口でございます。人口につきましては国の推計は9,710、目標は10,250人ということです。まあそう言ってもこれはちょっと厳しいんじゃないかなと思います。それから協働のまちづくりの住民満足度、現行12.7%を25%増、これもこの経済情勢の中で協働活動をボランティアで町民は疲れ気味ではないかなと、これは私の評価です。それから地元滞留率の4.4が14%これは約3倍、都市計画道路の整備が現在0が5キロ、それから住宅用火災報知機設置率現在16.5が100、これは100という気持ちはわかりますが実際に目標数値として挙げるのがいいのかどうか現実的ではないような気がします。それから上水道の有収率、現在の数値では59.3これは目標数値80になっております。飯島町のように配水池が10カ所くらいありますのでそれらに関する管理用水も相当ありますので、それと合わせて水道の漏水というのは修理をすればまた弱いところへ出てくるということで、なかなかこの有収率は上がっていかないんじゃないかなと思うので、ちょっと高いかなとそんなように感じますのでお答えいただきたいと思っております。それから昨日も同僚議員が質問しておりまして、一昨日ですか、しておりましたが、税の徴収率100%が目標になっていますがそこらについてを、実際にはこの達成率これではちょっと厳しいかなあと思っておりますので、どこらを目安にしているかお伺いしたいと思います。

町長

次の5年間の基本計画の中での、今お話にございましたように策定中の計画では、施策

ごとにこの数十目間にわたりまして数値化したその目標を設定をしております。これらまあこれらの目標指標達成度を測るための物差しとしての意味もあるということでございますが、当然のことながら目標数値でございますので、だれから見てもこの達成できたのかどうか、できなかったのかどうかということが一目瞭然に数値としてはまあ判断できるというわけでございます。そこにひとつの全体的な努力目標をして掲げていくんだという一つの思いがあるわけでございます。で、この目標数値を掲げることにつきましては1つには町民がみんなこの目標を共有できるというようなこと、それから判断材料、まあ行政評価等にもつながりますけれども、の材料として使いやすい1つの材料になるというようなこと、それから目標達成までのこの進行管理というものが1つの取り組みとして目標になるというようなこと、それからその他いろいろとあのそれに取り組んでいく町の理事者以下職員はもちろんでございますし、町民の皆さんに向けてもこれは一つのその努力目標として、取り組んでいくんだという前向きな姿勢というものをそこにひとつ期待をするというようないろんな考え方があるわけでございます。そういうふうにはまあ掲げてあるわけでございます。従ってあの経済状況、財政問題いろいろ絡んでまいります。都度まあこのことについてはあの実施計画の中で修正をしながら当然行くということでございますが、あまりこの夢的な、先ほども関連しますけれども、目標を高くして設定して出来ないことまでこう背伸びしてやるというのはいかがかなというふうには思いますけれども、やはりこれはあの普通の分析をする中で少し設定目標というものはその高目に置いて、それでまあ取り組んでいくんだという一つの気持ちの表れ、考え方の表れだというふうにもご理解をいただきまして、今のこの目標数値を、今までの第4次の経験等の中から設定してきたということでございますので、今あの私の方からこの部分について、ちょっと高い部分だ、いろいろあのご指摘もございましたけれども、特にあの人口問題10,500人というのはこの最高のひとつの指針に掲げている、これも同様でございます。果たしてできるのかどうか、また関連してご質問もあろうと思っておりますけれども、なかなかこれも至難の業だというふうには思っております。国の人口推計からまいりますと。だけれどもまあそれをいろんな施策によってカバーしたうえでそれを目標にしていくんだという一つの将来の証の考え方でもございますので、他のことも、あの少しその数字を分析した内容を総務課長の方から補足して申し上げますけれども、今、基本構想審議会の各分科会でそのことも含めて審議をいただいております。またあの今日こうして一般質問を通じてまた議論をいただいておりますので、その辺もまた基本構想審議会の方へおつなぎをして、最終的にはどこへ目標設定するかこれからまあ一つの課題であるというふうには思っております。

総務課長

目標数値につきましては議員ご指摘の通りあの空欄である部分やちょっと数字が高いとかそういったようなところがありまして、今、基本構想審議会の分科会の方でその議論をしているところでありまして、ほとんど同じような意見が委員から指摘されております。で、基本構想審議会の事務局っていうのは行政組織全員がその事務局っていうことで、課長、係長職もそこへ同席して事務局の意見も踏まえながら、審議会の方で一部修正をしたり新たに目標数値を設定したりということを今そういう作業をしておりますので、最終的に100になっている部分もあろうかと思っておりますし、若干数字を修正した部分、あるいは数字として表せない部分で文章で表現する部分等、今、基本構想審議会の方で今補完をし

堀内議員

ていただいておりますので、またその動向を見てまた町の方でもそれを目標にして実施していくという形になろうかと思えます。

お答えをいただきましたが、何でこんな数字を出して聞いたかということは、先ほど一番先の中で申し上げた夢物語を画いておったんじゃ実際の計画じゃなくて絵に画いた餅になるんじゃないかなと、まあそういうことから数字をお聞きしたんであって、今、町長の答弁では若干上は見ているけれど実現性のあるものを考えているということですので、また数値につきましても現在分科会等で検討中ということですので、是非それらについて合わせて実現性、より実現性のあるものに設定をいただけたらいいかなとこんなように思えますのでお願いしたいと思えます。

次に議決事項に基本計画、実施計画を加えていかないかという点についてをお伺いしたいと思えます。先ほども申し上げましたが、飯島町では基本構想・基本計画、実施計画これを含めて総合計画として計画策定を進められております。この中で基本計画には目標値を設営してあるものがありますが、具体的な事業等はここには計画されておられません。先ほど話がありましたが、具体的な計画は実施計画の中に策定されておるとそんなふう聞いております。開かれた行政運営を進めるには飯島町はどのような事業でまちづくりを進めるのかを具体的に住民の皆さんに周知することが求められます。現在集落懇談会を実施しておりますが、住民の皆さんの声は説明の内容が実際にはよくわからないという方が結構おります。まあこれはあの先程言ったように基本計画の中に具体的な事業を書いていないので、自分の身近なものとして感じられないということもあるんじゃないかなとそんなふうに入ります。

話は変わりますが、先の国会では地方自治法の改正案で基本構想の議会議決からの削除が提出されましたが継続審議となっております。将来的には地方自治法で基本構想の議決が義務付けされなくても、基本構想・基本計画これは当然計画的行政運営のためにはを作成していかなければならないものであります。そこで基本構想に合わせて基本計画、実施計画も含めて飯島町の条例で制定すれば議決事項となります。また議決事項にするかしないかの内容では計画の運営が非常に違ってきます。議決事項でなければ飯島町役場の単なる行政計画ということで目標達成は努力目標ということになるといわれています。なぜ議会議決が無いと行政計画になるかと申しますと、まあ自治体は首長と議会の二元代表制を採用しておりますが、よく町長や議長が車の両輪として機能しているということを言われておりますが、この二元代表制の両方で議決したものは自治体意志の決定事項ということで、飯島町が目的達成の義務が生じますし、町民の皆さんにもそういうものとしてお示しすることができるということになります。基本計画が計画のための計画でなくて住民に約束できる総合計画とするために、基本計画、実施計画を議会の議決事項に加える考えがあるかをお伺いをいたしたいと思えます。

町 長

この長期構想それから基本計画、実施計画からなる総合計画を議会の議決事項に同じようにしたらどうかというまあご提案、考え方でございます。その考え方があるかないかということだけ申し上げれば結論は早いわけでございますけれども、少しこのそれぞれの計画のこの組み立てられておる背景を申し上げてご理解をいただきたいわけでございますが、あの冒頭にお話にもございましたように、地方自治法の第24項ではこの市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政

の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないというふうに規定されております。この規定のまあ立法趣旨につきましては、地域経済社会の変動の中にあつて、市町村が真に住民の負託にこたえて地域社会の経営の任務を適切に果たすためには、市町村そのものが将来を見通した長期に渡る経営の基本を確立することが必要であるという趣旨にまあ他ならないわけでございます。で、基本構想では町の将来像、それから目標、施策の大綱といったものを定めて、すべての行政経営はこれに則して行わなければならない、一番のまあ最高計画であるということになります。従って基本構想は性格上市町村長の責任において原案を策定して、その重要性に鑑みて議会の議決を経なければならないというふうになっておるわけでございます。で、もう一つのこの基本計画や実施計画につきましても、基本構想に定めるこの将来像や施策大綱に沿って具体化、体系化した計画であるということから、町では町長の専決事項として議会の議決を経ずに計画決定をして議会には報告をしまいたるところでございます。まああの全国のほとんどの市町村がこうした形をとっておることはまあご承知かと思えます。ただまあこの基本計画の部分を議会の議決として付すべき事項として、例としては長野県がそうした条例を可決しておりますが、近隣では飯田市が議会提案で条例を可決したというふうにお聞きしております。その状況を承知しておるのみでございますけれども、いずれにまあいたしましてもこの長期構想、計画というものは現状のこの社会情勢に則して、より透明性の高い行政運営を目指すという観点から、町ではこの基本構想審議会委員に長期構想、それから基本計画を審議をいただくこの委員には議会代表の皆さんにも加わっていただくということでございます。それからこの策定過程においては必要な事項はすべてまあ議会にも順次ご報告をして、素案段階でまあ説明する機会をできるだけ多く設けて、更にまあ今回行っておりますけれども耕地や各種団体、自治会組織等の懇談会を開催をするなどして、よりまあ透明性を持ったこの町民の意見を反映をしていくような手続きを経てきておりますので、まあこうしたことから当然長期構想と一体としてまあ捉えて住民に理解をいただくという手法をとっておりますので、今ここであの基本構想あるいは素案策定委員会、基本構想審議会等でずっとこの第5次の策定に対する総合計画の説明を開いておりますけれども、12月に最終的に基本構想の分は議決をいただく日程を進めておると説明をさせていただいてまいりました。ただ当然今申し上げましたように基本計画とそれから更に土地利用計画もセットでこのことを一体としていただいた上で説明をして、最終的にその両方をご理解をいただいた上で12の月議会に基本構想の部分を、まあ一体的なものではありますけれども、その具体的には長期構想の部分を議決いただくという進捗で進んできておりますので、今この時点で第5次の部分の基本計画と実施計画を議会に付すというようなことの中で考えていくということは今その考え方はございませんので、ひとつ是非ご理解いただきたいということと、それから実施計画についてもより同様でございます。こちらの方につきましては更にあの3年計画でございますので、もう来年のことも分からないというこの経済社会の状況でございます。都度まあこれは毎年ローリングをして財源問題も含んだ形の中で修正していくということがございますので、この方はあのその都度の予算議決ということでもって十分対応できるものでございますので、実施計画についてはなお更そうした議会の議決に付すべき内容のものではないというふうに入りますので是非ご理解をいただきたいと思っております。

堀内議員

お答えいただきましたが、どうもあんまり取り組みたくはないというようなふうにお伺いしました。先進的な自治体では自治基本条例を制定しまして、自治体も住民に自治体はこういうことをやっていくんだということを明らかにして自治体運営を進めていく、また議会につきましても議会基本条例というのを作りまして議会もこういう形で町と協力しながら町の行政運営を進めていくと、そういう自治体がいま非常に増えてきております。先日も議会運営委員会で視察に行った開成町というところもその1つですが、非常にあの積極的に対応しております、あまりゆっくりしていると乗り遅れるのかなとまあそんなような気もするくらい皆さん張り切ってやっております。今回の5次計画、前期の計画につきましてはまあ時間的な余裕もないんで議決事項のことはまあ無理なところはあろうかと思いますが、後期計画辺りからは是非そんなようなことを取り組んでいただけるよう是非検討を進めていただきたいということをお願いをして次の質問に移りたいと思います。

各種委員の報酬等がバランスがとれているかについてをお伺いしたいと思います。町の各種委員につきましては多くの委員会がございまして、多くの委員の皆さんにお世話になって行政運営がされております。最近改選委員の成り手がなくてその選任に非常に苦労されていると、まあ特に選考委員になった皆さんには大変なご苦労がかかっているというふうにお聞きしております。先日も民生児童委員の選考がありましたが定数までまだ行っていないというようなふうにもお聞きしております。社会情勢が複雑化して個人情報保護等でなかなかいろいろの情報がもらえないということで、委員の任務を執行するに多くの問題を抱えておるということであります。また一方ではこの景気の後退、雇用が不安定のため自分の生活を守るためには町の委員で赤い日をつぶしている余裕がない、まあそんなような皆さんもおるのではないかと思います。そんな状況の中で委員になっていただく皆さんに報いるためには待遇面の改善が必要ではないかと思ひまして各種委員の報酬等について調べてみました。月額報酬の委員についてのみ申し上げますが、比較しますと最高の委員が月額22,800円、最低の委員が9,000円、非常に大きな開きがあります。特に同じように毎月定例的に活動しております委員で農業委員さん農業委員が22,700円、福祉事務調査委員、民生児童委員ですね、は9,000円と大きな差があります。民生児童委員は厚生労働大臣からの任命で他の委員と違うということは承知はしておりますけれど、町のために活動していただく委員ということでありますので、町独自で皆さんに報酬等のバランスを改善しまして気持ち良く活動していただきたい、まあそんなふうに思いますので実際にその数字を見て各種委員の報酬の見直しを行う考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

町長

次のご質問でございますこの各種委員等、特にまあ特別職それぞれ常勤、非常勤、各種委員あるわけでございますけれども、この報酬について最近のこの担当する業務量等に照らしながらそのバランスがとれておるのかどうか、改善の余地がありはしないかというようなことに関連してのご質問でございます。特別職を含めたこの委員報酬につきましては地方自治法の203条の規定によりまして、この日数に応じた報酬を支給をする規定になっておるわけでありまして、現実的には仕事の質や量を勘案して月額制や年俸制などまあ合理的な方法をとっているのが各市町村の実態でございます。でそのそれぞれの額につきましては、あるいは各種委員も含めてでありますけれども、飯島町の場合はかねてから類似団体、あるいはまた近隣の市町村との水準バランス等々を参考にいたしまして、

従来からこの特別職条例に掲げる額でまあ運用をしてきておるわけでございます。最近のこの10数年来の経済状況の中では、かつては高度経済成長時代には職員や議員の報酬というものはもう右肩上がりに毎年上がるような時代でございましたけれども、今は逆にこの右肩下がり、この繰り返しでございます、従ってあのそのことが非常にあの特別職全体の報酬のあり方にも一石を投げておるわけでございます。ただあの議会の皆さんも含めて常勤特別職等につきましては報酬改定につきましてはその都度まあ対応してきておりますけれども、こうしたあの各種委員等の、今お話にございました行政委員会の委員も含めて、なんとかその現行を維持するということでここ何年かずっとやってまいっておりますので、ここ10年来ちょっと改定をしていない、いわゆるあの特別職の別表の部分であります、ございません。ただあのこうした時代と同時に非常に世の中は携わっていただく職務というものが非常に多岐に渡ってきて、しかもまた日夜にわたる大変ご足労をいただくというようなものも出てまいっております。これはあの今民生委員のお話もございましたけれども、民生委員のみならず他にもそうした、もう一辺考えてみる必要があるなどいうことを常々私も思っておりますので、お答えとしてはあの全体的には今年度、特別職報酬審議会に、今ではあの主として議員それから常勤われわれの特別職を含めての諮問が中心でございましたけれども、全体的に見直す一つの審議会に諮ってご意見を聞いてまいりたいということをご予定をしたいと思いますので、そんなふうにご理解をいただきたいということと同時に、民生委員さんにつきましてもまあ今度任期改選ということで、推薦委員会をはじめ大変まあご足労をいただいて、なかなか難しいことの中ではぼ方向を出して来ていただいたということで、ほんとに感謝しておるわけでございますけれども、これにつきましてもあの今お話のように、他の常勤、常勤っていいですか各種行政委員会なんかのまあ若干のノルマの違いもいろいろ立場の責任の状況も問題もあるわけですが、総じて民生委員さんの皆さんの方の報酬が少し低い、職務にしかもここ数年来仕事は増える報酬はこういうことだということで、非常にあのそのことによって士気に影響するかどうかということとは別問題でありますけれども、やはりあの責任を果たしていただくためには十分とは言えないまでもある程度のもは考えていく必要があるんだろうということで、その点も含めて特別職報酬全体のバランスの中で考えていきたいと今計画しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それからあの民生委員の報酬そのものというものはこれはあの国家の委任機関の職務でございますのでまさにボランティアという部分であります。若干の調査費等が年60,000円ですとか出ておりますけれども、これはあの町との考え方と別に国へこれは全国をして突き上げていくべきものだと思いますので、機会をあるごとにまた各自治体とも共同しながらそうしたことも厚生労働省ですか、の方へまあ要望してまいるふうに、そういうふうに思っております。

堀内議員

お答えいただきました。ご検討していただけるということでございますので、まあ特別職の審議会等で十分ご検討をいただきたいと思ひます。次に協働活動について何点かをお伺いをします。時間が少なくなりましたのでちょっと飛ばしたりしてご説明をしますがお願いをします。協働活動として町に協力して道路・水路の草刈り等管理を行っている皆さんへ感謝の気持ちを表せないかという意味でお伺いをしたいと思います。町道等につきましては町有地であります昔から隣接する土地の所有者が草刈り等の管理を行ってきております。しかし最近高齢化の進行、住民意識の変化等によりまして管理状態が悪く、場

所によっては道路に草が覆いかぶさって見通しの悪いところが多くなってきております。そこで今回提案したいのは、道路・水路の草刈り等を管理していただいている皆さんに町として感謝の気持ちを表したらどうかということでございます。具体的には草刈り機の刃を何年に1回1枚支給してもらったどうかと、道路の端に、だいたい道路の中に電柱が非常にたくさんありますので草刈りをしてると草刈りの刃が電柱に当たりますと飛んでしまったりとか非常に消耗が激しくなりますので、あえて草刈りの刃にしたわけですが、財源としましては年間の道路占用料約 8,000,000 円が町の収入としてあります。その内の中部電力とNTTの電柱、この占用料が年間約 1,400,000 あります。ちょっとどのくらいの人が道路の草刈等に関わっているか分かりませんが、まあ約1,000人の人が関わっているとしますと1,500円の刃を支給しますと1,500,000円、概ね1年分の電柱料で済むと思います。まあ長年ずっと草刈り等の行って地域の環境保護に努めてきていただいております皆さんでございまして、まあ高齢化の中で今度はあるいは地域の皆さんで人の土地の横の道路まで刈ったりとか、そういうことも出てくると思いますので、協働の精神で気持ちよく草刈りをしてもらうために是非こんな気持ちを表せないかということをお伺いしたいと思っております。

町長

次のご質問はこの協働活動、特にあの道端あるいは水路端の草刈り等に対するこの何らかの1つの対応ができないかということでございます。まあ飯島町は他の町村もそうかと思っておりますけれども、伝統的にこのまあ古き良きまあ習慣と申しますか定着したものとしまして、身の回りのあるいは地区内のことをみんなで協働できいいにしながら環境維持していただくと、大変まあありがたい仕組みでまあきていただいております。それがあの少しずつまあこうしたあの高齢化等に伴ってその仕組みがなかなか難しくなってきたということは十分まあ理解できるわけでございます。大きくはあの地域づくりの中でまあひとつ捉えていただきたいなということでございますが、今あの財源も示されて、何らかのこの実費弁償的な部分のものが考えられないかということでありますが、1つの考え方として町では行政協力費、これはあの作業に対するものというふうに限ったわけではございませんけれども、そうしたことに対する思いの中でその規模によって交付をさせていただいておるというようなこと、それから具体的な協働作業の取り組みについてはまちづくり交付金の2つに分けた考え方の財源の中で対応して、必要があればまたこの増額もやぶさかではないというようにお申し上げておられるわけでございます。いわゆるこの金品対価で対応していくということになりますと、これはまたちょっとまた全体的な仕組みをもう一度このあり方というものを考えなきゃならないわけでございますけれども、各地域によって事情もいろいろ違うと思います。それから携わる人もそれぞれあの専門的な部分の方がおるか、あるいは地先のことも他人の回りの人にやって依存しておる部分があるかというように、なかなかあの実態として掴みにくい部分であろうかと思っておりますので、ちょっとこれはあのノコギリ、草刈り機の刃の支給あたりもというふうなお言葉もございましたけれども、ちょっと検討課題とさせていただくように、今そうしますとか出来ませんかというのではなくて、ただあの直接・間接に町が支援しておる部分でできれば対応していただくということのまあ趣旨で考えていただければありがたいなというふうに思っておりますけれども、そんなことで検討課題とさせていただきたいと思っております。

堀内議員

まあ検討していただけるということですので是非お願いしたいと思っております。またあの今

に行政協力費の話も出ましたが、私も過去に総代をした経験したことがありますけれども、こういうことに使ってほしいということがなかなか説明がないので、総代さんたちもわからん部分があると思いますので、まあ機会があったらそんなことも是非言っていただくのがいいのかなと思いますのでお願いします。

それでは最後に言葉はあんまりいい言葉じゃなかったんですが、ボランティアの押し売りについてということをお伺いします。協働のまちづくりを進めるという中でまあボランティアの名の下にまあ各種の議員だとか役員だとか委員、地域の役員も含めてそれぞれの役員の皆さんに動員というものが行われております。例えばごみゼロ運動、植栽ボランティア、花市、社協の行事、それから各種委員の自主活動という名前但实际上には施設の草刈りとかそんなようなこともやっておりますが、やっておることもあると思いますが、それぞれの皆さんはなかなか、口には出しにくいですが、そこまで私たちがというふうな声も若干聞こえてくる場合がございます。まあある程度整理していただいた方がいいような気がして私はおりますので、こういう形でボランティアの押し売りというものがあるのか、まあ押し売りと考えているのかも含めてですが、あるとしましたら今後また検討するという考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

町長

今回のご質問の中でボランティアのまあ意味するところというようなことも原稿に含まれておりましたので、ちょっとこのボランティアであるのかないのかというそのお答えご質問等に触れないままこの問題に入りましたので、ボランティアについてのこの定義が、いろんなあの考え方があるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもこのボランティア精神、ボランティアというのは本人の自発的な発想の中で自分の気持ちとしてこのいろんな職務やそれから活動に自ら実践を意思でやっていただくということだろうというふうに思います。であのこのボランティアという名に借りてまあ利便主義でもっているようなことをまたさらに拡大して、そのことが結果的に本人の意に反して押し付けられていくというふうなことは、これはやっぱりあのあまり良いことではないというふうに思います。原点はそういうことに置きながらもですね、やはりあの地域としては一つのまあ公の立場にある方はいろんな面で精通をしておる関係で、是非ひとつこちらの方にも取り組みに携わっていただきたいという、まあ町の願望もでございます。地域の期待もあるというふうなことは当然あの事実としてあるんだろうというふうに思っておりますけれども、これもまああくまで個人のひとつのご了解とかその理解をしていただいた上でいろんなことを兼ねていただいて、その任務を果たしていただくということが理想でございます。従ってあの町も向によってはおのかなりお願いする度合いを強くする部分もありますけれども、やはりこれはあの本人の了解なしに、当然そうあるべきものだというふうな先入観念でお願いするというわけにはまいりません。やはりあのお願いする話合いの中でやっておるということでございますので、決してあの強制的な向きというものはありませんというふうに思っておりますが、ただまあその人の持つておられるいろんなあの能力的なものを高く期待してお願いしていく部分はあるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時30分といたします。休憩。

午後 3時09分 休憩

午後 3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。福祉のまちづくりについて質問をいたします。基本構想審議会の厚生文教部会が8月26日に開かれ、福祉のまちづくりについて話し合ったとのことです。町職員から現状と課題を確認したとの報道がされております。これからの10年間の福祉施策が飯島町でだれもが自分らしく自立した暮らしができるよう現実を見据えたものとなるよう期待をするものです。私が議員として一番力を入れてきたことは、声なき声を受け止め社会的に弱い立場の人に寄り添うことの出来る一番身近な行政のあり方だというふうに思っております。いま国の方針は障がい者が住み慣れた地域の中で生活することであり、過去のように大きな施設を造って入所を進めることから大きく変化をしてきています。飯島町の現状で社会的に弱い立場の人が安心して自立生活をしていくことは可能だろうか、障がい者やその家族が抱える問題、不安に寄り添う体制ができていだろうか、検証する必要があると考えます。福祉のまちづくりを進めるに当たって行政として必要と考える課題は何か最初にお聞きをしたいと思います。

町長

三浦議員からは大きくまあ福祉のまちづくりについてということについていくつかの質問をいただきました。まず第5次総合計画に位置するこの福祉政策、この対応についてのご質問でございます。来年度から始まる飯島町の第5次総合計画、過日、基本構想審議会が8月にこの社会文教分科会として職員ともいろいろまあ懇談をしたというふうに今お話がございました。そのことに関連してでございますが、まあ再三申し上げますように第5次総合計画、町では住民協働によりましてこの基本構想と前期の基本計画について素案を策定して7月に公表と同時に基本構想審議会へ諮問をしたところであります。併せて各耕地等を単位に住民懇談会を開催して課題や主要な施策について認識を共有してまいりました。現在はこの基本構想審議会において懇談会の出た意見や要望を踏まえて、素案を詰めの審議をいただいております。そこでご質問の第5次の前期基本計画に位置付けられた福祉のまちづくりをするための上の主要な課題・施策につきまして、幅広い分野に関連をするものがございますが、骨格といたしましては第1章にございます分野別の基本施策、それからその第3節にみんなが支え合う福祉の町づくりをというものを基本的な考え方として位置付けてまとめられております。この中では8年後ころには3人に1人が65歳以上という大変まあ高齢化の到来、それから障がいをお持ちの皆様や保護者や介護者等の高齢化、そして一人親家庭のまあ増加、経済不況による低所得者の増加、いわゆるまあ社会的な経済的に弱い方が増加していくという現状を大変厳しく課題として受けとめて、その皆様に福祉の施策の光を当てながら安心して生活を営んでいただく、このまちづくりを目指すということを基本にしておるわけでございます。これまでも今までもそういうふうになってまいりましたけれども、更にこの新しい計画のスタートに当りましてそのことを再確認をして掲げてやっていくという決意でありますし、また計画であるというふうにご認識をいただきたいというふうに思っております。あの若干具体

的な主要施策といたしましては地域の支えあいを基本としながら、高齢者福祉それから障がい者福祉、介護保険の問題、全体的な社会保障などの制度の問題、それから町事業の当然のことながらこの財源を含めた課題とも対応をしながら、そんな厳しい中ではありますけれども、安定したこの制度の運用と施策をもって支援体制の一層の充実を基本課題として取り組んでいく計画であり、またこの執行についても町長以下そんな気持ちで対応してまいるようにしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

三浦議員

大きく広く大きな観点としての課題の認識は私と変わらないと受け止めました。第4次総合計画で見ますと第1章の基本理念、第3節の共に支え共に生きる健康福祉のまちづくりの示す内容には具体性がありません。しかし内容として間違っはおりません。抽象的で広く浅い内容であると感じております。これは先ほどの町長の前者の答弁の中でも感じるところであります。中期基本計画も前期、後期とほぼ同じ語句の羅列で、具体的に10年間にどのような取り組みをするのかは全く伝わってきておりません。これでは計画とはいえず場当たり的にその場その場の事案が出るたびに対応するしかないのではないかとこのように受け止めております。社会情勢が変わっても通用するような計画では飯島町の福祉のまちづくりは掛け声だけになってしまうのではないかと心配をするところです。

それでは現状の問題を解消して障がい者が障がいを乗り越えて飯島町で生き生きと自立生活を出来るまちづくりを望むことができないそんな気持ちになります。今の町長答弁のとおり高齢化、介護問題、障がい者の保護者の高齢化や低所得者の増加など目の前には今すぐ対策が必要なことばかりです。具体的に何をすべきかが一番の課題であり、今までと同じ大きな括りでの基本計画のあり方を私は見直す必要があるのではないかとそんなことを感じるわけですが、町長の見解はいかがでしょうとお聞きをいたします。

町長

あの誤解のないようにひとつお願ひしたいと思うんですけれども、この今素案をもって示しておる長期構想と基本計画、そしてその説明を地域ごとにしておる内容につきましては、やはりこれは1つの施策の体系的な考え方の計画でございますので、確かにあの一般の住民の皆さんから見ると、この足本の具体的な何をどうして具体的に取り組むという細かいメニュー的なその施策が見えないためにわかりにくいと、何をやるんだというようなことでございますけれども、この基本計画の1つの記述については8つの方向と48のまあ具体的な施策の体系という形で捉えておるわけでございますして、これをその時々合ったひとつの施策として予算化をして対応していくのが実施計画であり、それから毎年度の予算計画であるということでございますから、是非ちょっとその点誤解のないようにお願ひして、その時々具体的な施策についてはやはりこれは財源問題を含めた形の中でできるだけ努力をしていくということでございますから、是非その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。あの決してその具体的な目には見えておらないので何もこの分からないということではひとつないわけでございますので、その点をこの計画の性格上そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

三浦議員

総合計画、基本計画についてはそうした考え方はわかります。でそうした中で先ほどもありましたが、実施計画として具体的に計画が立てられていくと思っておりますけれども、そういう中にやはり具体的なことが反映されていくような計画としてやはり作っていかねばならないじゃないかなというようなことを感じているところですので、是非今現在抱えている課題、それから今後予想される事態に答えられるような具体性に富んだ目標を持った

実施計画に展開できるようなそんな取り組みをお願いしたいと思います。特に社会的弱者に関する施策は猶予が許されない社会状況ですので、そのことを意識した計画を実施していただきたいと望みます。

それから次に総合相談窓口を福祉係に開設してから相談者が増えたと6月の定例会で報告をされました。21年度の行政報告書から見えてきましたのは生活保護世帯の増加、身体障がい者の増加と重度化、療育手帳保持者の増加、身体障がい者保健福祉手帳保持者の等級の重度化、というふうには感じました。そういう状況の中で高齢化、老老介護など介護問題、独り暮らしの増加など高齢化問題が進行していますから、本気で地域で支える体制をつくらなければ深刻な問題になっていくというふうに思われます。実際に現場で頑張っている職員の感想や意見、これから必要と考えている施策を把握しているのかどうか是非その辺についてお聞きをしたいと思います。特に私は現場職員の悩みを知ることがとても重要だと考えております。現場主義が次期計画に反映されなければならないと考えておりますので、その辺のことについてご見解をお聞きしたいと思います。

町長 まああのこうした大変複雑多岐なまたいろんな要望の多い、福祉のみならず全てのこの社会のこの取り組むべき内容というものが変わってまいりまして、なかなか行政対応も次から次へと新しいまた国の方針も出てまいりますし、それから住民要望も出てまいります。その対応をしていくこともなかなか大変でありますけれども、職員はまあ頑張ってもらっておるということでもあります。でやはりあの理事者町長以下、現場の声を聞きながらそしてその目を通してまあやっていくということは、もっともあの前々から私もそう思っておりまして、必ず年に一度は一般の職員との直の懇談会もしたりして聞いております。まあその要望が全部まあ叶えるかどうかということにつきましては、またちょっと全体的な統制の中で考えていかなきゃなりませんので、いろいろあろうかと思っておりますけれども、まあとにかくそういう一つの捉え方の問題、それから職員研修等も通じながら時代の今課題をどこにおいてそれぞれの意識を持って、あるいはまた意識改革の考え方をやっていくかというようなことも常に折りに触れて、私も副町長も以下も各課長も職場の中でそうしたことをまあ督励をしながらやっておるということもございますので、今おっしゃるお話のような内容につきましては十分今後ともまた意を注いでまいらなきゃならんというふうに受け止めておるところでございます。

三浦議員 障がい者や家族が困っていること、将来への不安、悩み事の解消の手助けを担う役割をするのは誰か、その責任をどう担うのはどこかということでは、現状では十分な対応する時間や体制がとれないのではないかと、福祉係の仕事は直接住民と関わる必要があります。事務仕事もこなさないと住民の負託にも応えられません。この問題の先で泣くのは立場の弱い大きな声でSOSを発せれない人達になりがちではないかというふうに思います。福祉係を住民福祉課から分離をして独立した課に改善する必要があると私は感じておりますが、現状をどう分析しているのか、またはその必要性についてのお考えをお聞きしたいと思います。

町長 今のあの町の組織規則の体系につきましては、これはあの行財政改革いわゆるふるさとづくり計画の中で十分なまあ検討をしてスタートして、一つには現在の大課、大係制についてまあ移行をしてきた経過がございます。永続的にまあ自立を目指して町の目指すこの行政機構、最も効率的な行政機構、そして十分住民要望に沿って機能しうるこの組織機能

というものを検討をして、議会にもお諮りをして、住民合意を得て今の体制があるということでございます。まあ個々の事務につきましては今も申し上げましたように、いろいろあの国の取り上げる政策によってそのいろんな部署部署によるこの比重の度合いが常に移動をしたり、また重くのしかかったりというようなものも繰り返し繰り返しあるわけでございますけれども、全体としては今の体系の中でまあ進んできたということが現実の姿でございます。で、まああの方でこうした厳しい財政環境の中で、やはり町もこの職員の総数減というようなことの対応、厳しい行財政改革の1つの手法も入れながらやっぴいなきゃならんという一方の事情もございまして、なかなか職員1人当たりのノルマというものがかなり重くのしかかっていくということもございますが、そこまあいろんな面でカバーしながら何とかまあやっぴいってほしいということでもまあ督励をしておるところでございます。そこでこの特にまあ具体的に住民福祉課の課の1課態勢、確かにあの分野は一番行政、役場の中でも多くの係を抱え、また職員も抱えておるわけでございます。税に至る、それから福祉のキメ細かい部分、それからまた包括支援センターあたりとの連携も司っておるというようなことで、職員はなかなか大変であります。加えてあの所管としてはこの高齢者福祉の地域介護のこの建設の問題も一手にまあ窓口としてやっぴいおるというようなことで、非常にあの比重も、まあこれは一時的な部分もありますけれども、ノルマは大変であるということもございますが、まあこの福祉空間の問題についてはここ1・2年ぐらいで1つの方向が達成できるんじゃないかという考え方の中で、ひとまず終了という形になります。従ってあのこの部分だけじゃあどうするというでなくてですね、常にあの全体を見ながら、それから全体の事務のこの行政課題っていうものの取り組む内容を見ながら、有効な組織を考えていくということではまあ当然のことでございますけれども、そうしたあの一時的な問題も含めて、やはりあの今こだけをそいじゃ考えてどうするかという事でなくてですね、所管ともいろいろまあ現場の状況もコンセンサスを諮りながら、当面は今の体制を維持していくということをお前提にこの事務の増える部分また軽減されてくる部分というひとつの期間のこの移動はありますけれども、必要な場合にはこの人員体制を充足する形で、何としてもこの、手をとられてその福祉の部分に対応することができないということがあってはならないということでございますので、そうしたあの弾力的な考え方をやって当面いきたいというふうに思っております。従ってあの職員配置のメリハリを付ける中で現行の体制でいくということをお是非ご理解いただきたいというふうに思っております。

三浦議員 ただいまの見解は理解をいたします。まああの現状本当に厳しいと思っておりますので、是非そうした弾力的なということでしたけれども、そこに大きく力を配分していただくということで一歩前進と私は受け止めております。で、是非困った時には役場に行けば親切に相談にのってもらえる、そうした窓口となるよう力を入れていただきたいと思っております。

次に私の体験をした事例を1つお話ししたいと思います。是非聞いてほしいことがあるから時間ができたら顔を出してね、と、そういう知的障害の息子さんのいるお母さんからの言葉に、どんな話だろうと気になってお伺いをいたしました。息子さんの最近の様子とそのため生じているご家族の心配ごと、やり場のない行き場のない今後への不安、今に至る経過など堰を切るようにお話をしてくださりました。そのとき私は、息子さんのつらい心の中を誰が分かってやる事が出来るのだろうかということをお一番強く感じました。自分

で自分の置かれている状況や気持を話すことができたなら、きっと暴れなくても大きな声を出さなくてもゆったりと居られるのだらうとそのように思いました。誰も彼の気持ちを知らないのが現状です。お母さんをはじめご家族は起きている現状だけを見て悩みを深めるだけで、本人にとっての本当の意味での解決策にはたどり着いておりません。今までどんなにつらいことがあったのだらう、年頃だから好きな人もできたりもする、そんなけげな思いもうまく伝えられませんか。言葉にできないストレスを誰が理解しサポートできるのだらうとそのように強く思いました。私はこの子たちのためにこの飯島町で暮らしていつてもらうためには、この子たちの心の叫びを受け止めることのできる専門家が飯島町にいつもいなければならぬそのように強く思いました。困ったときだけ来てもらう人との関係では本人の心の中を知ることは到底できないからです。ゆっくりと付き合っていればちょっとしたきっかけで心を開いてくれ、その後明るく変わることもあります。生き生きと生活できる福祉の町を目指すには、どうしても私は専門家の配置は必要な施策であるというふうに考えております。このご家族は息子さんの悩みが分かれば一緒に悩んだりアドバイスもサポートもできます。少なくとも今ほど苦しまなくてもいいはずですが。このお母さんは誰にも相談できないと訴がる思いで私に声をかけたそうです。しかし私ができることは話を聞くことだけで、息子さんの気持ちを分かってやれるわけでも、ご家族の苦しみを軽くしてやれるわけでもありません。聞いてもらって元気が出たと言っていた、このくらいにしか私にできることはありません。今の飯島町の状況はこんなに苦しんでいても残念ながら行政が相談する対象として受けとめてもらっていないということではないか、そう思いました。福祉係の実状から見て現場から事務仕事まで仕事量が増えていて、職員が忙し過ぎることも1つの原因ではないかとも思いました。飯島町が今すぐ対処する必要があると感じたことが、私はこの中にあると思うんですけども、町長いかがお感じになられたかお聞きをしたいと思います。

町 長

まああの知的障がいを持つ親の方が三浦議員に相談をされて、いろいろと胸の内を打ち明けていただいて、あのそういう方は町の中にもかなりの数おられるではないかというふうに思います。まああの個々のそれぞれのまた立場、まあ民生委員さんも含めてですけども、同時にやはりこれはあのひとつ行政の窓口で相談をいただきたい、確かにその専門支援員的な配置としての職員は置いておりませんが、これはやはりあのいろんな連携機関との対応できる部分もございまして、それからとにかくその悩み、現実の対応というものをお聞きした上でその対策ができる部分もかなりあるというふうに思っておりますので、まああの確かに実態を十分勘案する中で、いろいろとこの、とにかく福祉の総合的な分、悩みの部分を聞ける窓口に対するその専門的なものをこれから考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、なかなかあのすぐというわけにはまいりませんが、今でもその相談に与る機能的なものは十分持っておるということでございますので、ちょっとその実態はまた所管の課長の方からご報告申し上げますけれども、是非ひとつお気軽に相談させていただいてですね、そこからひとつそれぞれの悩み、要望に合った形の中で解決策を、あるいはまたお話を聞いて対応策を講じていく必要があると思っております。是非ひとつそんなふうにお気軽にまあご相談をいただきたいということをお願いしたいと思います。

住民福祉課長

三浦議員のお話をお聞きしながら、これ自分のこととして受け止めるとほんとに深刻な

話だなというふうにお伺いをいたしました。で一方あのそのご家族の方が町へご相談いただけなかったことに対してほんとに反省しながらまた善処してまいりたいというふうに思いますが、実態を申し上げますと、当方の係のところへ来ていただいて様子を見ておっていただくとお分かりいただくんですが、そのケースをたくさん受けております。そして1つの電話が30分に及ぶような電話での相談、出向いての対応、それからあの係を超えてですね、その体調の部分についても対応しておりますので、そういったことをこう福祉係ほんとあの先ほど町長の言葉通りであります、拘束までその個別対応に時間がかかれば事務の方は遅い時間までかかって処理しながらも、私から見ると十分やっているんだなというふうに認識しておりました。こちらのまあPRが不足しておることの結果だと思っておりますので、また町民の皆様には遠慮なくこちらの方へご相談いただけるように呼び掛けてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

三浦議員

本当にあの職員の、本当窓口で一生懸命やっていたというふうにも私もいくつも実感しながらお付き合いをしております。であのそういう中で本当に、だからこそ本当に手が足りない、気持と現実とに頑張っても頑張っても頑張りきれない部分があつて大変だなというのを実感して、分先ほども増員をという話があつたわけですけども、ほんとにあのこれから深刻な問題としてやはり受けとめていただいて、その辺のことを考えていただきたいというふうに感じております。それからあの確かにあの私の言いたかったのは、確かに役場の窓口でほんとに一生懸命相談していただきます。で私ご家族の悩みは多分聞いていただいて、それに対していろんなアドバイスもあるし、いろんな機関も相談に乗っていただいて、あのまあいろんなことが一生懸命家族も自分たちで対応しようと頑張ってもらえるし、地域の人もそう思うと思うんです。ただあの先ほどの事例の方のお話をお聞きして、私はあの自分の息子のことも胸に浮かんだんですけども、自分で自分の気持ちがちゃんと回りに伝えられないその障がいを持っていらっしゃる方たちのその気持っていうのは、ほんとにずっとずっと積み上げて積み上げて、辛いものをずっと溜め込んで吐き出せない、そういうものが溜まり溜まってまあどこにもやり場のない気持ちが暴れてみたり、まあいろんなところに波及してしまうということが現実には自分でも実感しておりますのであると思うんです。そういう障がいをお持ちの方の気持ちを楽にできるような対応をしていただける方っていうのは、やはり専門家であつてそういう人たちの心を開けるのはやっぱりそういうことをしっかり熟知して、長くお付き合いをしながら心を開かせることのできるそういう方が必要だというふうに私は思っております。ということであの先ほどすぐにはいかないけれども、そういうこともあの考えていくことだというふうに町長も答弁されておりますので、是非今後の計画の中には専門家の配置も含めて載せて行っていただきたいというふうに考えます。是非よろしくお願ひしたいと思います。

それから住み慣れた地域で障がい者が自立生活していくためには、地域の皆さんの障がいについての理解とサポートが私は必要だと思います。昨年いいちゃんまちづくりの企画で「ふるさとをください」という映画の上映がありました。多くの方が涙しました。知的障がい者のグループホーム建設に伴う地域住民の障がいに対する理解不足による出来事を描いた感動的な映画でした。地域の皆さんに支えてもらえることが大変大事なことです。そこで私は認知症サポーター養成講座のような講座の開設を提案したいと思いますがいかがでしょうか。お願ひいたします。

住民福祉課長

先程から町長答弁しております通り、これからはそういう皆さんが増えておりますし、今まで見ておられた保護者の皆さんがご高齢により、ご自身のことの心配よりも子どもさんのことを心配されていることはよく承知しております。いわゆるあのサポーターっていう皆さんのこの養成ということについても、当然あのこれからは考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますので、駆け足のようにはいかないかと思いますが、いろんな手法を講じながら、いわゆる障がいをお持ちの方が地域で交わりながら自立できる方策というのは、幅広くこう検討をしてまいらなければならないし、そのようにしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

三浦議員

是非具体化に向けて取り組んでいただき、地域の皆さんにもまた障がい者の皆さんにも、近いところでこの地域の中で安心して暮らせるようなそんな取り組みをお願いしたいと思います。

町長

それから次に障がい者のグループホームの町内の建設について、民間の動向などについて見通しはどうかお聞きをしたいと思いますがいかがでしょうか。

障がい者の方のまあグループホーム、これがまあ町内の建設についての、あるいは民間の動向などをどう把握しておるかということでございます。ご承知かと思っておりますけれども、知的障がい者などを対象としたこのグループホームというものは現在町内には存在、設立されておられません。そこであのこれらの皆さんは他の市町村に開設されております施設や支援団体を利用していただくお状況でございます。松川それから駒ヶ根、宮田というふうにそれぞれの民間の施設もでございます。そこにまあお願いをしておる状況でございます。で、保護者の皆様は自身の高齢化等によりまして、いつまでこの現状が維持できるのか、差し迫っての不安をお持ちであるということは十分認識をいたしておるつもりでございます。従ってこれらの施設を町内に求める声も非常に多いことも承知をしておりますし、またあのかつてそうした要望もいただいております。で、知的障がい者を対象にしたこのグループホームの建設に向けての民間の動向につきましては、今年度に入りまして事務レベルではあったようでございますけれども、この事業者に対する町内での事業展開を打診をいたしましたところ、1事業者がこの空き家情報等に基づいて空き住宅を調査する段階まで至ったということでございますが、なかなか具体面でこの適当な、値する物件でなかったために、まあ実現できなかったというようなことも聞いております。で、この件につきましては引き続きやはりこの町の中に民間的な形の中でそのグループホームができることは大変いいことだというふうに思っておりますので、引き続き町もそうしたこの関係の皆さんとの話合いの中で実現可能な方向の中でまあひとつその支援活動もしてまいりたいというふうに思っております。それから知的障がい者、障がい児の保護者の皆さんが集う会におきましても、この自らグループホームの設置運営を検討をしておるという情報も具体的に今寄せられております。まあそのことが更に煮詰めていただいて具体的な計画として持ち上がる際には、この立ち上げなどできるだけまあ町としても可能な限りこの支援を検討するように所管課に指示をいたしておりますので、是非このことが実現できるような方向でまあひとつ共々考えてまいりたいというふうに思います。いずれにいたしましても町ではこの策定中の基本計画に基づきまして、障がいをお持ちの皆様方が地域に溶け込んで可能な限りまあ自立した生活、希望の持てる生活ができるような方策を共々に講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ってお

三浦議員

ります。

ただいまあの明るい兆しが少し見え始めているのかなという気がしてお聞きをしておりましたが、まああの先程も町内になかなかそうした物件が見つからないというお話もあったというふうにお聞きしました。まああの公設民営っていう方法もあの中には、私、他に以前にもそんな施設を見させていただいて経験があるんですけども、まあそういう方法もあるのかなっていうふうなこともふと思うわけですけども、また何かそんな良い取り組みがありましたら、是非そんなことも生かしていただいて、一日も早くまあ飯島町の中に障がい者の皆さんのためのそうした施設を建設されますようにお力添えをしていただくということは大事なことでございますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、憲法13条は、全ての国民が個人として尊重される生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。とあり、25条で、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。とあります。住民の一番身近な憲法の守り手として、地方自治体は特に社会的弱者の人権と暮らしを守る責任があるということを基本に、これからの福祉のまちづくりに取り組んでいただきたいというふうには思っております。次期基本計画に期待をいたしますが、今まで提案をしてきましたこうした内容については是非大きな中での計画もそうですけれども、実施計画に具体的な目標を持って生かしていただきたいというふうに考えております。その点についての所見をお聞きをして質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

町長

まああの策定をされます総合計画の中での位置付けはもちろんでございますけれども、やはりあの具体施策の面できめ細かいまあ対応をすることがやはり必要であるということも十分認識をしておりますので、そんな線に沿って精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

以上で質問を終わります。是非次期計画にはただいま提案しましたことを生かしていただくよう希望を致し質問を終わります。

議長

以上で本日の日程を終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時09分 散会

平成22年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成22年9月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 平沢 晃
坂本 紀子
竹沢 秀幸
浜田 稔

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 中村明美
3番 坂本紀子 4番 浜田 稔
5番 堀内克美 6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子 8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸 10番 宮下 寿
11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 儀 平成22年9月10日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議 長 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
11番 平沢 晃 議員 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。

11番 平沢議員 それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問を行います。1つ目としてこれからの飯島町を見据えて、元気な活力あるまちづくりについて、2つ目として超高齢化社会を迎えておりますこの重要な問題として取り込まなければならない災害弱者の支援計画について、提案を含めて順次質問を進めてまいりますので町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。本町は2つのアルプスを一望できる自然豊かな眺望の中、農業によって培われた豊かな田園風景が残されています。現在、農業に求められる安全安心な農産物生産は化学肥料・科学合成農薬など化学物質を極力削減する農法が求められています。本町では平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策による営農活動を、自然共生農場づくりの取り組みの拡大の手立てとして位置付け、同対策の実施期間5年間との整合を図って進めてきました。飯島町は飯島町1,000ヘクタール自然共生農場基本計画の中に、多様な担い手の育成と経営事業開発も謳われておりますが道半ば、ソフト事業のためかまあ停滞気味だと思っております。このアクションプランについて町長はどう評価しているか、これを最初にお聞きしたいと思います。

町 長 平沢議員から2つのご質問をいただきました。1つは町の元気な活力あるまちづくりということに関してでございますが、通告をいただいております質問の前に、今このアクションプランのことのご質問をいただいておりますので、必要に応じてまた担当課長の方から補足をいたしますけれども、いわゆるまあ町は営農センターを軸としてこの様々な農業組織営業を取り組む中で、他にまあ模範的な1つの営農組織と実践を重ねてきた、このことがかつては日本農業の大賞をいただくというような1つの功績にまで繋がって、現在に至ってきておるわけでございます、ほんとにあの全国的にも高く評価をいただいておりますというふうに、それぞれの組織の皆さん自負をしておる状況だと思います。で、その基本となりますのがやはり1,000ヘクタール自然共生農場づくりというこの大きなまあ捉え方で実践をしております、ここの中には環境に優しい安心・安全な、そしてそのことを皆で汗して組織営農を通じて食糧の生産をしていくと、またそのことを町の環境を維持していくということにまあ繋がっていくという壮大なまあ言ってみれば取り組みであるわけでございます。過去まあ10数年来いろいろと取り組みをやってまいりまして、まだまだあのおっしゃるように道半ばというところはあるわけでございますけれども、着実に今そのことに向けて歩んでおるといふふうに私どもは認識をしておるわけでございますし、また特にあの最近におけるこの生産基盤に係る部分につきましても、この農地・水・環境保全の向上対策、そしてその上にあるこの営農の問題、取り組みの問題というものも非常にあの高く評価をされておるまして、ここ相次いでまあ関東農政局の担当の方からも視察

平沢議員

町 長

平沢議員

に来ていただいて、むしろその研究のための資料提供をさせていただいておるといようなことで、ほんとにあの町の農業の位置付けというものは改めてまあ評価をいただいております。で、そのアクションプランの内容につきましても今あの営農センター、あるいはまた地区の営農組合、それからその上にありますこの組織営農である法人の担い手の問題等でスクラムを組んで実践しておりますので、このアクションプランが更にまあ実践をしていくような方向でもって町もできるだけ支援をしながら進めていきたいという考え方でおりますのでご理解をいただきたいと思っております。

このアクションプランやはり今、町長申した通り、この農業振興政策の中核という形の中で進行しております。それでこれからの問題に入っていくわけですが、まあ本町は若者が流出して高齢者が本当に多くなっております。その結果としてまあ活力が失われつつあり、何とかしてまあ活性化をしなければならぬと考えつつ、まああらゆる定住促進対策は取ってはいるが、まあ今現在結果があんまり見えないのが現状ではないでしょうか。本町の基幹産業はやっぱり農業でありますから、この農業後継者の育成を図らなければなりません。現実の農業形態は多様にまあ存在しております。その持続力を正確に把握して地域農業の担い手のネットワークの形成が、地域農業の振興にとって不可欠であります。当町の認定農業者も年々高齢化し、新規認定者もまあ年々おはやりの右肩下がりの状況にあります。農業が基幹産業であるこの当町にとってこの現在の今置かれた農業振興政策を町長はどう認識しているか、この点についてもちょっとお伺いしておきたいと思っております。

まああの今も申し上げましたように、なかなかあの農業を取り巻く状況というのは町の掲げております1つの基本政策通りなかなかいかないという面がございます。これはあのやっぱり農業政策というものが常にいろいろな面で変わってまいりますし、それから国際的にみてもWTOのこの農業交渉の問題がなかなか暗礁に乗り上げておって前へ進まないということもございますし、それから加えて今おっしゃったような後継者の問題もでございます。それから農産物の単価のやっぱり長期にわたる低迷というようなものがございまして、いろいろあの状況は厳しいわけでございますけれども、やはりそこにはあの組織営農を中心にした営農センターを中心にした町の核となる取り組みというのは決してあのぶれていないということでもあります。外部的要因についてはまあなかなかこの対応できない部分があるわけでございますけれども、皆さんがそうして丸となって取り組んでいくところにこの飯島町の農業の基本の一番大切な部分があるし、そのことが他に模範的なひとつの取り組みであるという評価をいただいておりますので、今後ともそうしたことを中心にしながら農業委員会や営農センターを中心にした取り組みというものを軸にして進めていくと、そのことを町も精いっぱい支援をしていくという考え方でございます。

まあ世界的にはいろいろの貿易の関係やら、その日本の貿易の関係もありますので一概には言えません。しかしこの食を支える農業、農を支える食生活のために、私たちはもう一度この目を凝らしてこの自分の町を見ることがもっともこの町の魅力を発揮できると私は思っております。地方自治体もこの命の循環と賑わいを保つことを基本に、この捉えることによってこの小さな自治体の価値があると私は思っております。今の社会情勢の中ではこの農業政策は猫の目政策と言われております。農業振興には大きな希望は現時点ではあまり持てません。従って私はこの今後の施策として、農業後継者に育英資金の貸付

制度を新設することについて提言をいたします。農業は先行きが不透明だとか明るい展望が開けないとして後継者がいないために離農する方が毎年続出してあります。しかしこの世界的にみるならば、人口の急激な増加によって近い将来において食料が不足することは確実だと伝えられております。こうした状況下にあつて、農産物を海外からの輸入に依存している今のこの日本の姿勢は、これは完全に改めるべきであり、そのためにはこの農業後継者の育成をしていかなければならないと思っております。従つて当町では全国に先駆けてこの長期的な視点に立ち、農業後継者を育成確保していくために思い切った政策を打ち出さなければならぬと考え、新規就農者に育英資金の貸付制度の創設を提案するが町長はこの考えはいかがでございますか、所信をお伺いいたします。

町 長

農業後継者新規就農する方への町の更なる貸付制度、育英資金の創設をというご提案でございます。お話がございましたように、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進む中で、次の世代の農業を担う農業後継者、新規参入者、あるいは団塊の世代からの定年による帰農者など、多様なまあ新規就農者の確保や育成を図ることは、町の基幹産業であるこの飯島町農業を守るためにも大変重要な考え方であり施策であるというふうに私も思っております。そこで新規就農者の支援事業に対しましては、現在国や県による各種の資金の借入に対する利子補給の問題、あるいは機械施設等の導入の補助、就農研修の実施や収納にかかわる相談等、様々な面で持って施策が講じられ、町もこれに精いっぱいまあ支援をしておるといふ状況でございます。町といたしましても具体的には農業振興総合対策の事業の補助金という形で、各種の制度によります借入制度に対するこの利子補給の支援を行つて、有効にご活用をいただいておりますというふうに考えております。今後あの、今までもそうでございますけれども、上伊那地方事務所や上伊那の農業改良普及センター、それから町の営農センターとまあ連携をする中で、現制度を最大限にまあ活用いただいて、新規の就農希望者の状況に即した支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。従つてまあ今のところこの制度活用でもって新規就農希望者に対するこの要望、十分な、要望に対しては十分にまあ機能をしてその効果を果たしておるといふふうに考えておられるわけでございますので、是非まああの新規就農を希望される方、あるいはその育成に対して資金の問題でお困り、悩んでおられる方等につきましては、お気軽にまあひとつ担当の方へご相談をいただきたいというふうに考えております。従いまして現在新たなこの町の貸付制度の創設というものは考えておらないということでご理解をいただきたいと思ひます。

平沢議員

非常に苦しい答弁でございますが、私の申しているのはこの今の社会情勢、この中にあつる農業の置かれた今のポジション、これに対して、もちろんその利子補給・補助金とかその資金流用の利子補給はしていることは熟知しておりますけれども、この全国に先駆けてこういうものを創設することによって、この飯島を全国に発信できるもっと大きな底辺が含まれているということをご理解願つて、まあこの制度は今の社会情勢下では絶対に私はチャンスでありますので、この前向きな検討を要望しておきます。

次に、地域の特性に合った産業振興施策にこの物心両面の援助をすることについて質問を行います。まあ本町においては平成16年に策定した栗の里づくり推進計画に基づき、栗の栽培20ヘクタールを目指して84名の方々が栗の新植を進めてまいりました。併せて農林水産省の平成20年度広域連携アグリビジネス支援事業による栗の加工販売施設も

完成し、地域の農業と商業との連携による栗のブランド化及び栗菓子のブランド化を行い、この町長いつも申しております北の小布施、南の飯島と言われるようなこの地域のブランド化を図り、町の活性化に向けた取り組みにはこれは高く評価するところでございます。今日の農業は多様で創意工夫のある農業が求められており、消費者、需要者の意向を受けた地域ぐるみの農産物生産で、高付加価値化と有利販売を求められる農業が必要と考えます。本町においても耕作放棄地が増加しておりますし、各法人も手詰まり状態ではないでしょうか。従つてこの町民の自主的な取り組みに援助をすることはこれは私は行政の責務だと考えております。従つてこの地域の特性に合った産業振興施策に援助をすることについて前向きに取り組む考えがあるかどうかこの点についてお伺いをしたいと思います。

町 長

次のご質問であるこの地域の特性に合った産業振興施策に対するまあ更なる補助をということでございます。ちょっとあの分野が広すぎてその要点がはっきり掴みにくい内容があるかと思ひますけれども、近年あの町内においてお話がございましたように、産業の種類を業種を超えたこの連携による事業展開が始まっておるといふことでございます。行政としても課や係の連携によるいろんなまあ支援を行つておるところでございます。具体的には、今もお話にございましたが、町の振興作物を目指しておる栗を基本とした農・工・商、連携による信州里の菓の工房の開業の問題、それから田切地区の唐辛子を基本にした産・学・官、連携による内堀醸造のアルプス工場による製品開発などが今行われております。またあの、ひかり味噌等では地域の大豆を利用した、まあ一部輸入もあるわけでございますが、そうしたことが非常にあの安心安全な食品の提供ということで、この地場産といひますか、地域から生まれておるこの農業にも振興にも寄与されているというふうになっておるわけでございます。まあこの辺はあの全てをまあ総称して6次産業というふうになつて呼ばれるようになっておるわけでございます。国もこの6次産業に対する振興支援というものを大変あの強く打ち出してきた最近の農業政策見えるわけでございます。でそこであの支援の内容といたしましては栗栽培においては町の農業振興総合対策事業、これによる栗栽培農家への苗代や肥料代の補助、それから上伊那農業改良普及センターあるいはJA上伊那による栽培の技術指導の問題、町の営農センターによる栗栽培の研究会の設立支援というような様々な支援を立ち上げて行つてまいりました。またあの唐辛子等の栽培につきましてはこの試験圃場でいま栽培が行われておりますけれども、これには更に信州大学の学術部門をひとつ参加をいただきまして、上伊那地方事務所の商工課や農政課、あるいは中心にしたこの開発支援チームを結成して、いま試験栽培や製品の開発それから施設整備の補助等の支援を行つておるところでございます。今後まあ更にあの農業の6次産業化への新たな計画が示された場合には、国、県等の関係機関の連携の下に町もこの制度としての活用を有効にまあ活用する中で支援をしてもまいりたいというふうに考えております。具体的な問題についてはまたその都度の段階でもって十分検討してまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

まあ前段で少し抽象的だと思いますが、あともっと後段の方でまあ逐条的に町長の意見をお伺いしたいと思っておりますが、前段でも申し述べましたが、このまあ本町の農業は担い手農業者の減少と高齢化等によって農業生産が減少が進むとともに、遊休農地と耕作放棄地が増加する傾向にあります。特に梨とリンゴ園等の廃園が多く見られる現状状態にあるわけでございます。これらの対策として行政とそれから農業委員会、JA、営農組合、

それから農業法人、これは農家も含めた町ぐるみのこの新たな、これは私の仮称であります、この営農検討協議会、この組織の立ち上げる必要な時期が来ているんじゃないかと私は思います。本町においてはまあ将来農業に備えて売れる農産物づくりと環境活動も併せて、先ほど町長6次産業化も言っていましたけれども後段の方でそれは触れていきたいと思いますが、私はこの遊休農地の活用対策を重点的に取り組むこの窓口の創設、これを提案し、この町民の皆さんが自主的に取り組みを推進し、この援助をすることについて、この関係についてはさっきの抽象的なものを解決する1つの方向だと思って営農検討協議会この組織の立ち上げを一応提案いたしますが、町長いかがお考えでしょうか。

町長

まあ新しく平沢議員の方でその農業振興のための、あるいはいろいろとこう総合的な施策を進めていくための農業、営農検討協議会が新しいまあ組織を立ち上げてというようなご提案でございます。まあその狙いとされるところが、今一まあちょっとはつきり私理解できないんですが、今あの町の、例えばまあ遊休農地の解消問題等につきましても農業委員会あるいは営農センターを中心にして真剣にまあ取り組んで、様々なこの課題に対しての対応をしていただいておりますし、それから町のその窓口につきましても産業振興課、農政係が中心でやっておるということで、中身はなかなか難しい問題を抱えておるわけでございますけれども、こうしたあの現実の難しい課題に対しての対応というものは、今十分それぞれの立場の組織の皆さん方で果たしていただいております。むしろあの先進的な取り組みをしておるのではないかとということでもって、過日も関東農政局の方からそのことに関しての現地視察に来ていただいたわけでございますので、まあその内容の狙いとするとところももう少しまた深くお聞きしなければわかりませんが、十分今のこの機関、機能で果たしておるのではないかとことごとでございますので、いま急にお聞きした内容につきましてはまた今後検討の中でまあひとつ考えてまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

まああの検討ということでまあ一応受け止めておきます。今町長申したこの農業委員会また営農センター、これはまあそれぞれの分野で活動しているのは私も理解しております。この第5次総合計画の中にこの地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりのために、このために私はこの今の言った営農検討協議会、これはまあ町長の一応諮問機関みたいな形としてまあ営農検討協議会でそういうものを検討していくと、まあそんなようにまあ飯島の農業を分析していく形の中のものを提案したわけでありまして、一応は一応検討というご返事いただきましたので、前向きに考えていただきたいことを申し添えておきます。

農林水産省がこの7日に発表した2010年の農林業センサスによると、農業就業人口はもう260万人で、前回調査に比べてまあ75万人減少したと、この減少率は22.4%と過去最大とのこの報道がなされておりました。この就業人口のまた平均年齢が65.8歳これが2.6歳も上昇し、この要因としては高齢化が主因と分析をしております。まあ県も私ども中山間地の多い本町にとってもこれは全く同じ傾向にあり、農業基盤は依然として厳しい環境にあると私も理解をしております。そこでこの農業の持続には若手の担い手を確保することがこれは不可欠であります。まあ本町には先ほど町長申した6次産業的の栗の加工、またこの酢の大手工場、まあ先ほど申したように産・学・官で協定で行っています取り組みもでございます。その農産物の加工販売を行うこの6次産業は、まあ町長

町長

平沢議員

さっき積極的にという言葉でありましたので、これを進めるなどこの農業に付加価値を付け就農への魅力を高めて、このためにこの新規就農者が自立できる体制づくりを、これを行政として援助を考える時期が来ていると私はまあ理解して、まあこれも仮称ですが、先ほど抽象的で分からないと言ったのが、私はこの栗の里づくり、まあパートⅡと申しますか第2弾、それと合わせたこの6次産業振興の町としてまあ新たなこの飯島町を発信することについて、これについては町長の所信を、先程少し申し上げておりましたが、改めてお聞きしたいと思います。

あの今まで取り組んできたそうしたあの農・工・商、それぞれのまあ確かにあのその過程過程の中で生産から販売までの過程の中で、付加価値を付けて総体的にこの産業振興を図るという第6次産業、これはあの今平沢議員が言われたことと全くあの私も同感でもって、具体的に今後とも更なるまたいろんな取り組みをしてまいりたいと、それに対する支援もしてまいりたいという気持ちは全く同じでございます。今あの栗であるとか唐辛子であるとか、まあ一部のひとつの品目に限っての取り組みがあるわけでございますけれども、今後更にまあいろんな面であのこの町の特殊性、独自の1つのブランドに繋がるようなこの第6次産業に向けての取り組みができれば大変まあ嬉しいことでもございますし、大きなインパクトになるという考え方でございますので、精いっぱい取り組んでまいりたいと、またあのそれぞれの取り組みに対してそうした意欲のある方についてはどんどんまあひとつまたプランを上げてきていただきたいというふうに思っております。

6次産業、まあ町長はいつも申し上げますので、まあ飯島町は特にこの6次産業も積極的に取り組むべきだと思っておりますが、先般、まあ今日の日報にも出ておりましたが、このふるさとこの里いじまがこの本郷のバイパスに駅の新店舗をオープンしました。これは地元の農産物を使い手作りの地元の味で製造販売を始めました。これはまさにこれはあの典型的な地産地消の最前線とまあ大きく期待をもって見守っていききたいと思っております。それで先程申したこの私の栗の第2弾構想、これはやはり今の言う休耕地、それから今飯島で20ヘクタール作っても需要量にはとても達していない状態、それからこの今少し飯島の栗の生産者の中にも不安の気持ちがかかなりあります。そこでこの第2弾構想としてこの飯島町のこのイメージアップにも繋がりますので、この少し低迷してきた栗の感覚を再度この蘇えさせると、このことがこの飯島町を全国に発信できるいいチャンスだと思っております。それでやっぱし高齢化した皆様も栗の収穫、あるいはそういう消毒とか管理がかかなり大変だということで、少し懸念をもたれた方が今おりますので、ここら辺をもう一度少し中入れをするという形の中で、町としても当初の栗の作付けと同様な形の中で、苗あるいは肥料それからそれに携わるものを一応補助すると、そんなような形が今なされないと大変だなあと自分なりにまあ理解しておりますので、その点もよろしく願いをしておきたいと思っております。

次にこの総合的な定住促進対策について質問を行います。この人口減に歯止めをかけるために定住促進対策を進めてきましたが、見直す時期にきているのではないかと私は思います。まあ各自自治体の定住促進対策は競合激化やマンネリ化等も見られてどこも皆同じ政策と受け止められます。なお一層の工夫が必要と思ひ、私は飯島版の定住促進を提案して町長の見解をお伺いいたします。物の豊かさから心の豊かさへと国民の意識、価値観が変化する中で、豊かな自然環境この美しい景観、個性あふれる伝統文化や歴史といったこの

地域資源を有している飯島町は、この立地条件をフルに使った複合的経営を指導・推奨するプランを立ち上げたらどうでしょうか。これは先程も私が申したこの検討協議会というような形の中で、こういうものを行っていくという形でありますから、農業委員会とか水田協のその形とは少し違った、もっと飯島町の将来を見据えた形の中で取り組んでいただきたいことを先ほどはちょっと申し上げたんですが、ちょっと言葉足らずで通じなかった点もあろうかと思いますが、町長は先日の同僚議員の答弁でこの農・工・商、一体で6次産業の取り組みに合わせて、観光も含めた7次産業も含めたまちづくりの方向性を示唆しておりました。この農業と観光それからリクレーション産業、これを複合的に経営することによってこの定住促進を図ることについて、この見解について町長のご意見をお伺いしたいと思います。

町長

農業分野に限らずこの総合的な施策を進めることによってこの定住促進を図る対策というように触れてのご質問でございますが、ご承知のようにこの策定中の現在の第5次総合計画の素案の中では、当町に暮らす若い世代には引き続き住み続けてもらえて、そして当町への移住を希望する若い世代や、田舎暮らしをしたい希望者などには積極的にまあ移住してもらうことを目指して、この定住促進プロジェクトという構想を推進としてまあ盛り込んでおるわけでございます。この促進する第一歩は、自らが地域に愛着と誇りを持って、良い町ですと言われることにあるというふうに考えております。当町に在住、在勤するすべての個人や自治組織、団体や事業者や、町はもちろんでございます、みんなが一丸となってこの町の豊かな自然や2つのアルプスの見えるこの素晴らしい景観を生かして、暮らしやすく魅力あるまちづくりを進めるとともに、移住者を歓迎をして支援することのできる信頼関係を築きながら定住を促進していくことが何よりも大切であるというふうに思っておりまして、そうした考え方の下に進めてまいります。

でちょっと補足になりますけれども、このプロジェクトの方針として次の4点を掲げております。ご承知かと思いますが、1つには、この若者が定住したくなるような魅力ある環境づくりをすること、2つ目には子育て世帯が子育てしたい子育てしやすい環境をつくること、3つ目には田舎暮らし希望者に対する受け入れ態勢を整えて、もてなしの心を持ってまあ歓迎をする気持ちを養成していくこと、そして交流の機会や滞在機会が定住促進に繋がるような段階的な施策を進めていく、こういうまあ基本的な4つのことを掲げて、更にもその施策としては、充実をした住環境、働く場の確保、そして子育て支援や医療や福祉の充実をする、3つ目には交流滞在者の受け入れ態勢の充実、U・I・Jターンの促進、そして最後にこれらを定住を促進をしていく組織として、田舎暮らしの総合案内センターというものを設置をして、開設をしてこれに対応していくと、こういうまあ構想で一応まだ素案の段階で審議をいただいておりますけれども提案をしておりますところでございます。まあいずれにいたしましてもこの町の素晴らしい環境というだけではなかなか定住促進には繋がっていかないというでもございますので、ここに今掲げたようなことを総合的に皆の力でまあひとつ迎える心を持って、そしてまたここに住む、今までも住んでおる方との気持ちを融合してひとつのまちづくりをしていくことによって、そうしたものが実現可能になるだろうというふうに思っておるわけでございますので、今後ともみんなと連携をしながら総合的に積極的に進めてまいりたいと、こういうふうにこの定住促進については思っておるところでございます。それから更にそのことがあの結果として観光の1つ

平沢議員

の振興にも必ず繋がっていくということで、これはあの町独自の問題だけではなくて、広域の連携的な部分も含めて一層の促進を図っていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

素晴らしいひとつの飯島町の移住者を迎えるひとつの4つのプロジェクト、それから田舎暮らしの総合センター、これらの啓蒙が素晴らしいプロジェクトではありますが、こういうふうな啓蒙が怠っているのではなかろうか、PRが足りないというようなことも併せて見ているわけでございますが、この複合的な経営これは大いに今のこの飯島の素晴らしい豊かな自然をこれは放任しておくわけにはいきません。確かに今言うような自然では飯は食べません。しかしこれにやっぱし肉を付けることによって、やに飯島町の発展がなされると、そういう価値観でものを考えますと、この地方自治体が従来とは異なるこの資源の価値系統への移行を見極める、この中から将来に向けた資源利用方式この転換をリードする役割を果たすのが私はやはり行政ではなかろうかと思っております。やはりこの4つの大きなプロジェクト、素晴らしいものではありませんが、これがいかに発揮できるかできないかがこの飯島の命運を分ける1つの施策になるかと思っております。その点をまあ留意してよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは次に2点目の災害弱者の支援計画について質問を行います。最初にこの災害の際に援護を必要とする方の名簿の整理や、災害の際の安否確認、避難をスムーズに行うための避難支援計画づくりについて質問をいたします。これは平成16年に自治体に求められていたものです。平成17年に、16年の豪雨災害を機に内閣府が計画を作って、翌平成17年に自治体に求められたというようになっております。それで平成18年の総務省の調査ではこの計画を作成している市区町村は1割にも満たないとこんなような報告があります。それでこの本町の地域支え合いマップ、これはもう既に3年来になりますか、町内各耕地の総代を中心に策定されていると認識しておりますが、この避難支援計画とのこの地域支え合いマップの整合性、これはどういうふうになっているのか先ず最初にお伺いをいたします。

町長

2つ目のご質問であるこの災害の折に災害弱者と呼ばれる方へのまあ支援計画についてであります。避難支援計画の策定の現状でございますけれども、お話にございましたようにこの平成18年度に町では修正をいたしました地域防災計画に基づいておりまして、この中では避難収容活動として高齢者や障がい者などの災害時の要援護者に配慮した誘導を、あるいはまた平成19年度には職員初動マニュアルの中にこの災害時の要援護者対策マニュアルというものを定めて、いざ有事の場合にはこの実践に基づいて対応しておるのが現在の非難支援計画の対応の計画でございます。

平沢議員

18年にまあ地域防災計画の見直しを行ったということで、それに準じてまあ今の防災がなされているというようにまあ解釈をして、それでまあ本町ではこの災害時に要援護者対策マニュアル、これを定めて取り組んでいるということですが、木の発災時の対応がこの人命に多く大きく影響すると言われております。そこで擁護を必要とする方の把握はこれはできているのか、災害時にはまあ家屋や道路の状況が平常時とは大きく異なることが予想されますので、この通常歩行が可能な方であっても、家具等が倒れた状況や道路が損壊した状況では自分での避難が困難になる場合があり、誘導・介助が必要となります。まあ以前はまあ耕地内の各家庭の名簿がありまして、どの家庭には高齢者がいることはだれ

でも把握できましたが、この個人情報保護を理由にこの現在では名簿がありません。それで援護を必要とする方がどこにおられるのか、これを把握することが第一であります。従って救護を必要とする方の把握は当町としてはできているのかとこの点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

町 長

常時における援護を必要とするこの常時の把握という面でございますけれども、災害時の要援護者対策のマニュアルの中では、援護を必要とするこの対象者を高齢者それから障がい者の皆さん、乳幼児それから傷病者、それから一部外国籍の方、それから一時的に滞在をする観光客、等を総称してまあ要援護対象者というふうに位置付けておるわけでございます。そこで災害直後の避難についてであります、大変まあ人命の安否を大きくまあ左右するものでございます。要援護者の避難支援は近隣住民の支えなしには考えられないということになるわけでございますが、そこで町では平成19年度に飯島町社会福祉協議会に委託をいたしまして、各耕地に地域支え合いマップの整備をいたしました。これはあの各耕地等を単位として自力で避難できない方々の住宅の位置を地図に落としまして、避難を支援する人を話し合いで定めたものでございます。確かにあの個人情報として耕地内で責任を持ってまあ管理をいただくという部分があるわけでございますけれども、一方でまた民生児童委員の皆さんについても担当の地区内の要援護者情報を収集をさせていただいておるわけでございますが、それぞれまあ責任をもって管理をして安否確認等に活用をいただくということで、一応その体制はまあできておるというふうでございますが、ただあのこれらのことを地域の情報として町が一元的に管理をしてというようなことの中の把握は現在はいたしておりません。以上であります。

平沢議員

やはり個人情報保護の関係はやはり難しい問題がここにはあると思います。それでまあ災害はこの地域の支え合なくてはこれはあの支援はできません。それでまあ発災直後はこの地域支え合いマップ、これを一番まあ熟知しているのは耕地の3役であります。しかしこの耕地3役は自主防災のためにこの地域の本部設営等、これはなかなかこの方たちは手が回らないのがこれは現状ではないでしょうか。それで昨今この災害弱者が急増しているこの時に、この民生委員の皆様もこれはとても手詰まり状態になると私は認識をしております。従ってこの消防団とかこの自警団、この方々にもこの災害時に要援護者対策マニュアルをこれを熟知をさせていただいて、この情報の共有化をすることによってこの要援護者の避難支援は可能になると思います。このやはり先程申している通り、この災害はこの近隣住民の支え合いにより執り行われなければなりません。それで協働のまちづくりに申し上げます自助・共助・公助の、この精神が発揮できると考えますが、この情報の共有については町長の見解はいかがでございましょう、お伺いいたします。

町 長

あの当然のことながら一朝、災害の場合には、特にまあ地震災害でような急激に来る災害に対しては、なかなかあのマニュアル想定通りにはいかない、むしろもうほとんどそうしたマニュアル通りにはいかないというのが今まで各地で起こった災害の教訓であると思っておりますけれども、まあそうは言ってもやはりこれはあの一つのきちんとした対応策を講じておかないと全くパニック状態になってしまうということで、いろいろとマニュアルなり防災計画の見直しなりを進めておるわけでございます。でそこにまあ手立てをする一つの対応策の問題で今関連したご質問でございますけれども、当然あの地元のまあ民生委員さんや耕地の役員の方だけにその責務というようなことにはまいりません。むしろそうし

た方は総合的な対応をしていかなきゃならないというような問題で、地域の方みんながひとつそのケースバイケースの中でできうる対応をしていただくという形になるかと思えます。そこでお話にございましたこの消防団については、当然のことながら地震等の予知情報や警戒宣言が発せられた場合のこの消防団によるまあ消防車を使ってでの、広報車を使ってのこの一つの啓発の巡視の徹底の問題、それから更に災害時の今申し上げておる要援護者に対する避難準備、避難誘導等の支援というものを任務としてやっていただくということで今現在消防団とも連携をとってその、その位置付けがされておるわけでございます。それから自警団につきましても、これはあの区や耕地の自主防災会の組織の一員としての位置付けがされておるということで、それぞれの耕地で活動をしておるわけでございますけれども、当然のことながらこの自警団の皆さんについても、それぞれの地域の実状に合った形での避難活動の支援に回っていただくということになるかと思えます。従いまして災害時の要援護者の状況把握手段としては、まあ民生児童委員や区、耕地の自主防災会の組織を挙げてまあお願いするということと、それからいろんなボランティア団体の参加をいただくことも当然ご協力いただかなきゃなりませんし、それで更にまあプライバシーの保護の問題も絡んでまいりますけれども、独り暮らしの高齢者の世帯やそして寝たきりの居る世帯等々いろいろあの難しい現場の問題があるかと思えますけれども、十分な情報把握にそれぞれ努めていただきまして、消防団、自警団の活動も含めて連携をとって情報を共有する中で進めていくということであると考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

平沢議員

少し時間が追ってきましたので、次に避難所の広報の方法についての見解をお伺いいたします。避難所は事前に指定してあっても、この災害の規模それから種類によって異なってくると思えますが、どうこの広報活動を行うのか。まあ一般論で言うならば各公民館それから集会所、また新たな介護空間施設等が考えられます。しかしこの急傾斜地を背したこの施設、または一級河川に隣接した施設等はこれは対象外です。従って発災直後の避難所の指定はどうするのか、それからまた福祉避難所への移動は災害の規模で不可能な場合があります。この時の連絡と避難活動支援はどの様に考えているのか。まあこれを調べてみますとこの災害初期行動マニュアル、あの全戸に配布してあります、その内容の中を見てもこれは見当たりません。まあどのような手段で行うつもりか、これをお伺いします。それからもう1点併せて、時間の関係がありますので、災害をまあ予知することはこれは大変難しい問題です。今現在避難所への移動や情報の伝達に支障のない方でも、大地震等の大規模災害発生という状態ではこの地域の支え合いなくしては達成できません。毎年行っているこの防災訓練の重要性を改めて住民の皆様にも認識をしてもらうことが不可欠だと考えます。避難所への入所後ならこの行政としても対応はできると思えますが、それまでの自分の身は自分で守る心掛けをどの様に啓蒙できるか、まあ先日行われた防災訓練の中、その後、隣組同士の方が集まって地域支え合いマップの確認をしたところがあったとお聞きをしました。このようなことが平常に行われるようなこの行政指導で自助・共助・公助を再確認して、安全で安心なまちづくりに向けた見解も併せてお聞きをして質問を終わります。以上2点お願いいたします。

町 長

町の避難施設の設定状況につきましては個々には申し上げませんが、16施設が現在町の防災計画の中で位置付けられております。ほとんどがまあ公共施設という形にな

りますが、ただあの災害想定によっては必ずしもこの全部の施設が機能するというふうには思えませんので、またそれはあのその都度の判断の中で決定をしていくという形になります。そしてそれぞれのこれに対する住民の周知の問題、広報の問題については総務課長の方から説明を申しますけれども、やはりあのそのためにも避難誘導を中心にした日常の訓練が大変大切でございます。年々まああの地域自主防災会による地域分散型というようなことの中で訓練を重ねておりますけれども、なかなかあの形骸化したきらいがあったというようなこともございまして、最近では新しいまあ実践的なこの避難誘導等を捉えながら、実践的な訓練を取り入れるようになってまいりまして、非常にあの危機感をもって対応しております。今お話にございましたように、やはりあの地域が自分たちがいざという時にはどういう行動でもって対応していくかということ、自分の身を守ると同時に、大変なまあ大事なことでございますので、今お話があったような一部の中ではそのマニュアルの確認というようなことを自主的に防災会でやっとなっていただくことは大変大事なことでございますので、また今後ともそうしたことも各地区の方へ啓発をして、是非ひとつ身近な問題として実践をしていっていただくように、こちらとしても努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

総務課長

それでは私の方から広報関係についてでございますが、先ずあの21年の3月に2009という保存版という総合ハザードマップっていうこういう冊子ですが、これを全戸配布されております。これはあの飯島・田切版と本郷・七久保版と2つになっておりまして、中には地図がありまして、ここにあの土砂災害の危険箇所だとか、それから避難所、避難施設、避難地集合同所等が全部地図に示されておりますし、また裏面の方には風水害、土砂災害、地震等で起きた場合の措置等が参考になる資料として全部整理されておりますので、また訓練の折り等にこの全戸配布しましたハザードマップ等を確認していただきたいなというふうに思っております。これは21年の3月でございます。それから現在進めているのはユビキタスタウンという地図情報システムがいま稼働しておりますので、こないだの補正予算でお願いしましたように緊急雇用の補助金を使ってですね、そのところへインターネットで見られるように、こういったあの避難地、避難施設、それから避難集合同所、それから消火栓の位置とか防犯灯の位置とか、地図に落とせるものはできるだけ情報として今データ化しようとしております。その中で整備できたものから公開できるものはインターネットで公開できるようにしていきたいなということで、今現在作業を進めようとして準備を進めているところでございますので。それから3点目は今後の対応としてですけれども、まあこういうことをしてもなかなかあの現場にですね避難場所とか避難集合同所とかそういったその看板がない、都会へ行くとよくあの電柱のところに、ここの避難場所はどこですとかいったような看板が目につくと思いますけれども、そういったことも考えていかなければいけないということで、地域防災計画の修正が18年に出来て以後、ちょっとその部分を取り組みがなされておりましたので、かなりその看板の費用等はお金がかかることでございますので、いま総事業費を弾いているところですので、まあ実施計画の中で順次そういった広報活動も進めていかなければならないというふうに認識して今取り組んでいるところでございます。以上です。

平沢議員

質問を終わります。

議長
3番
坂本議員

3番 坂本紀子 議員

教育長

それでは通告に従い、飯島が大好きになる教育について、という内容を具体的に質問していきたいと思ひます。1として最初の質問は、地域とともに学んだり交流する機会是小中学校の授業の中で行われているのかということをお尋ねしたいと思ひます。この町には農林業、商工業、サービス業などがありますが、授業の中でこれらの仕事を見学させたり体験させたりしているのでしょうか。教育長にお尋ねします。

それでは坂本議員の、飯島が大好きになる教育についてという大きな質問でございますけれども、それについてお答えをしたいというふうに思っております。あの飯島が大好きになる子どもを育てたいということはまた私も同感に思っております。常々申し上げておりますようにあの教育の究極の目標は、私はあの社会的自立と人格の形成というふうに考えておりまして、その人格の形成の重要な1要素にですね、ふるさとのないかなというふうに考えております。話はちょっと違ひますけれども、昨年私も還暦の同窓会を行いました。北は仙台、関東、関西から多くの仲間200名近くの仲間が集まりました。その仲間と話をしている中でですね、仕事で辛い苦しいことがあったと、でその時にですね思い出すのはふるさとの山であり与田切川であり飯島中学校であったと、そういうようなことをですね異口同音に話してくれた仲間がおります。従って人格の形成をする上でふるさとの果たす役割は大変大きなものではないかなというふうに考えておりまして、坂本議員の質問を受け止めております。

来年度完全実施となります小学校の学習指導要領、めったに皆さん目に触れることがないかと思ひますが、これがあの来年度から完全実施される学習指導要領でありますけれども、この3年生と4年生の社会科の分野の中にですね、地域の産業や消費生活の様子などを理解して地域社会の一員としての自覚を持たせることを目標としていると、併せて地域郷土への愛着と愛情を育てるとことが示されております。町内2つの小学校ではまあ学校の位置的な制約もありますから、全ての産業分野を見学するということではできませんけれども、これまでの学習の中では、聞くところによると本日飯島小学校の3年生、実際に行っているようでありますけれども、道の駅の花の里いいじま、それからマルヤス長野株式会社、それから内堀醸造、大成ハム、などの会社を見学して、仕事を会社の内容を通してですね町の産業を実際に学習しております。またあの中学校におきましては主体的に自分の進路を選択、決定できる能力を身につける。まあ社会人職業人として自立することを目的としたいわゆるキャリア教育の一環として、2年生が町内の中心にですねまあ近隣市町村の企業の協力を得て職場体験実習をしております。今年度は38企業87名が実習体験に参加しておりまして、このように学校からですね外に出て見学、学習あるいは体験を通して、多様な学習を学年に応じて行っているということでもありますのでご理解いただきたいというふうに思ひます。

坂本議員

私も小学校の校長先生そして卒業生、また在籍している小中学生、そして親御さんにインタビューをしてみました。教育長が先ほど答えられたように、小学生のころは学校の授業の中で、また土曜・日曜に行われる地域のお祭り、行事の中でいろいろなことが体験できていました。育成会が中心となって活動していただいているキャンプ、また子どもカーニバル in 七久保、町の行事のフェスティバル in 与田切、花いっぱい運動など、それぞ

れが育っていく学年の中で組み込まれておりました。現在の小学生に尋ねましたら、田植えが一番楽しかったと言っておりました。また物作りクラブでの竹とんぼ作りが印象に残っていると言っておりました。現在七久保小学校では千人塚の桜の木の手入れを6年生がしていますが、その時、木を大切にしないといけないなあと感じたということも感想をいただいております。3年生の選果場への見学では、今まで知らなかった果物の種類が見られたり、またその種類のリンゴが食べられて嬉しかったとありました。小学生時代は年齢に合わせた体験ができているようですが、中学生になると授業内容が増えるせい、また高校受験で忙しくなるせい、地域との交流が随分と少なくなりますが、これは、ゆとり教育と言われる土曜日が休日になった影響は大きいのでしょうか。教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

教育長 体験活動が減っていることが、ゆとり教育における反省からの授業削減というふうには認識はしておりません。

坂本議員 平成23年度から先ほど教育長がおっしゃいましたような新教科書になり、ページ数も増えまして、現在の授業時間の内容では益々子ども達にしわ寄せが行きそうで心配であります。今後土曜日がどういう状況になっていくのか、授業日としてまた復活していくのか、そこら辺はわかりませんが、注意深く私達議員も現場の先生方の意見を伺っていきたくてお尋ねしております。話は元に戻りますけれども、平成21年から行われるようになりまして、中学2年でサツマイモを収穫して焼酎にし、成人式に飲めるようにしようと酒屋さんの協力で始められた実習はとても面白いと思っております。今年はサツマイモの苗を植えることから始めたのかなと校長先生はおっしゃっていましたが、是非続けて欲しい取り組みであります。

次にこの町はいろいろな物の生産地であります。農産物やその加工品、花、工業製品の部品などですが、それらの物作りの喜びを感じさせる体験を小・中学校の中でそれぞれやっているのでしょうか。

教育長 小学校では先程お答えいたしましたように、2つの小学校のそれぞれの特色はありますが、3年生で町内のリンゴ農家の協力によりまして、リンゴにですぬ名前シールを張って自分のリンゴといいますかリンゴ栽培それから味噌づくり。それから今年七久保小学校では初めての経験のようでもありますけれども、今、ソバを育てているようであります。秋にはそば打ちを体験するということを計画しているようであります。それからあの4年生以上の子ども達、緑の少年団がありますが緑の少年団の活動の中に間伐材を使った木工体験、それから5年生では、先ほど議員もお話にありました稲作りを通して収穫までということで、育て作る感動と喜びを体験しております。中学校では教科のそれぞれの特長性あるいは狙いがありますけれども、特にあの技術家庭科においては木工や電気製品の製作、それから作物の栽培、あるいは調理や裁縫ということ作業ですぬ取り組んでおりますし、またあの小・中学校ともに共通するところでもありますけれども、総合的な学習の時間を使って野菜作り、あるいはあのアグリネーチャーで炭焼き体験、など積極的な体験活動に取り組んでおります。

坂本議員 今あのおっしゃったことをちょっと次に聞こうと思ったんですけれども、あの工業的な体験という部分では、それであの飯島小学校の2年生で豆腐づくりというのがあったそうで、今あの教育長がおっしゃってましたソバ作りというのも、お話を七久保小学校のそ

ば作りっていうのをお話を聞きました。ではあのそれを作ってまた粉にしてソバ打ち名人を呼んでソバを打って、そして食べるというそこまでやるということで、とてもそれを小学生がやるっていうことは、非常にトータルな意味で種を蒔いてまた粉にして食べるという、非常に良いことだと私も思っております。またあの今年は中学2年の家庭科でうどん打ちというのがあったそうで、その時には結構たくさん打ったそうなので自宅に持ち帰って家族で食べたということもお聞きしました。でまあそういういろいろ、まあそのソバに関しては確実にその場で町の中の畑を借りて育ててそれを粉にして食べるということなんですけれども、あのその先ほどおっしゃっています、まあ豆腐作り、食べることに限らずなんですけれども、豆腐づくりには大豆が必要です、例えばうどんを打つということになれば小麦粉も必要だと思うわけでありまして。であのいま飯島はやはり大豆も作っているところもありますし、麦の生産もしております。まあ強力粉ではなく中力粉という形になりますけれども、あのそういう中で是非あの地元産のまあ田切なら田切で作った大豆とかそういうのを作って、その自治体の中でそれを作ったものを食べるとかそういうことをしてほしいと思っておりますが、その点はいかがででしょうか。

教育長 地元の生産品を作ってそれを子ども達が食すという活動はあるかというご質問であらうかと思っておりますけれども、まあすなわち農業生産地を意識した取り組みというご質問だというふうに受け止めております。まああの体験についてはただ今申し上げたような内容でありまして、まあリンゴ、味噌、ソバ、それから今お聞きしたところのうどんを作る、小麦粉を使った活動というものはあるようではありますが、その他にですぬまあ食育の一環として小・中学校それから給食センターが協力しまして、地産地消の取り組みとして給食食材の生産者との交流、それから給食の時間にまああの放送委員会によるまあメニューの説明の中で、この食材はどこから入ってどこのものを使っているのか、飯島のどなたが作った農産物であるかというようなことを子ども達に伝えたりですね、あるいはあの食材提供農家の写真展示による紹介、あるいはあの学級活動で自分たちあるいはあの地元の方と協力して作った食材を使いながら活動をしたり、あるいは行事食、郷土食の給食の実施などを通して、まああの山地を意識した取り組みを行っております。それからあの地域全体の取り組みとしましては飯島町1,000ヘクタール自然共生農場実現に向けた実証活動として、育成会や営農センター、営農組合を中心としてですぬ、小学生と農業者と一緒に取り組む活動で、安心安全な農産物の生産、それから併せてあの生物多様性の保全を目指した生き物環境調査、これはまあ食とは直接は結びつかないわけではありますが、いわゆる環境を通して自分たちの食のあり方、あるいは生産物のあり方を見つめる、あるいは振り返る機会、そういうようなことを実施しております。

坂本議員 今ほど教育長に私が聞いたのは、ちょっとその聞き方が悪かったかもしれないんですけれども、校長先生たちと話をしているときに、粉までこだわっていられますかって聞いたときに、ちょっとそれはわかりませんとおっしゃったので、できたらそういうふうに使ってほしいかなという意味でお尋ねをしたんですけれども、あのまあそれはその中で是非やっていただきたいと提案したいと思っております。それで次の質問の中で、あの今教育長がおっしゃった農業生産地ということで、その意識した取り組みという中でいくつかおっしゃっていたんですけれども、あのまあこの中で実際に今現在あの小学生達がやっている、例えば5年生での米作りとか、6年生で菊の花づくりをまた復活してやっていたらいい

たいで、それとあと七小の3年生の選果場の見学っていうことで、まあ実際私の質問の中にこれらが答えとして入ってくるわけですけども、もう一つあのまあほんとに近い中にある、この役場の上にある飯島町のカントリーの見学っていうこともその米づくりの一環の中で是非あのそれを見学して、どうやって米が選別されて貯蔵されて保管されていくかっていうことと、またあの今は農家の息子さんまあお子さん達でもほとんど学校に行っている間に大型の機械が来てみんな刈ってしまってしまうので、実態としてはですね米はそこにあるんですけども、具体的にそれに代わって刈り取るとかいう作業は、まああの米を作ったその学年においてはできるでしょうけれども、他の子達はどうもこうあまり見られないと思うんですね、なので是非秋にはそのあちこちで大型の機械が来て米の刈り取り作業をやっていますので、そういうのを見てですね、そしてまたその刈り取られたお米がトラックに積まれてカントリーに行きまして、それが米が選別されていく様というのを見て、是非それを授業の中に取り入れていただきたいと思います。それとまたここではあの米しか言いませんでしたけれども、花の栽培をしている農家もたくさんあります。シンビジウムとかカーネーション、アルストロメリア、菊など花卉農家もたくさんあります。でそれらの生産している風景や見学を通して、また現場のハウスに行きましてお話を聞いたり、またそれらを取り入れて、あのまあその現場に行ってお花をですね実際に自分が切ってですね手伝うという、そういう体験もできるかと思いますが、そういう点を授業に取り入れていただきたいと思いますと思うんですがその点はいかがでしょうか。

教育長

あの今議員のそのあらゆる農業の全てを子ども達に体験させるというのは、とても限られた時間の中では不可能ではないかなというふうに思っております。むしろこのことこそですね地域、あるいはそうは言ってもあの米を作っている家庭もありますから、家庭の役割としてですね、あるいは自分の家でお米を作っていない家庭もですね、お隣近所のお米を作っているお宅、あるいはあの花を作っているお宅、そういうところへですね関心を持って家庭でですね体験させていただくということの方がむしろよろしいのではないかなというふうに思っております。もちろんあのかつてあのカントリーの見学というのは教科の中にあって現在も行っているかともいうふうに思っていますが、実情はちょっとそこところは掴んでおりませんが、今お話のことをですね是非地域のそれこそ地域の教育力として、あるいはあのそれぞれの団体ですね支援としてやっていただければありがたいなというふうに思っております。

坂本議員

確かにあの今私が言ったことは全部っていうと、確かにあの授業がない中でいくということは大変だとは思いますが。でまあ今は現在あの各地域に子ども達が授業が終わってから集まるというそういう場もありますし、そういう中であの近くで田んぼがあれば見られる、みんなを連れて稲刈り風景を見に行くっていうこともできるかと思えます。それはまた地域づくり委員会の中で何かの形で提案していけばと思います。

それではあの先程ちょっと前におっしゃいました農業体験ということで、千葉市の小学生が夏休みに農業体験のために飯島に来て農的体験をし、町内ボランティアのお宅に2・3人に分かれて泊まっておりますけれども、今年は飯島小学校の子ども達とそのやってきた子ども達と交流会をしたというお話を聞きました。でその時に校長先生にその交流会の中でどんな話が出たんでしょうかっていうふうに聞きましたら、千葉の子ども達は、毎日きれいな山が見られていいねえ、って言うていたっていうふうに聞きました。でその時言

われた飯島の子ども達は最初はキョトンとして、いつも見ているのについていう感じだったんですけども、改めてそこであのまあ飯島の良さを実感したようでしたねっていうふうに校長先生はおっしゃっておられまして、非常に向こうからは何度も来ていらっしやいまして、2泊くらい泊めてもらい、あのいろんな芋を掘るとか、草を取るとかいろんな体験をして帰っていかれます。で、更にこれは以前別の議員が言ったかと思いますが、更にこの交流を使い都会に小学生が我が町の小学生が2泊くらい泊めてもらう体験を提案しますがいかがでしょうか。でこれは都会っていても都会は家が狭いので、あの受け入れてくれるお家が難しいかもしれないので、都会とは言わず例えば千葉郊外でもいいんですけども、まあ親から離れ、全く違う環境で知らない人とふれあう体験をすることで世界の広がり、違った物事を受け入れることを学び、親離れが少しできるそんな体験は遠くに親戚がなければできないことです。教育長の所見をお尋ねしたいと思います。

教育長

あの異なる地域との交流については全く意義がないとはいわけてはありませんが、その目的を外すとですねちょっと違ってくるのではないかなと、要するによそ様の他人の飯を食べさせる体験をさせるのか、あるいは都会の生活を味合わせるのを目的とするのかによっては、活動がですねずれてくるのではないかなというふうに私は思います。あの、と申しますのはですね、以前まあ私は小さいころよくあの海彦山彦、あるいは都会のねずみと田舎のねずみっていう童話を思い出すんですけども、それほど都市とですね農村の格差、つまり生活がですね以前ほどそんなに広がってというか、むしろ縮まっているのではないかなと、飯島の子ども達にもですね都市型の生活をしている子ども達も多くいるわけですから、それを目的として例えば千葉市が来ているから逆に千葉市へ行くというのはちょっと違うのではないかなというふうに思います。しかしあのよそ様の飯を食べて家族から離れてですね、そういう他人のものこうなんて言いますか、生活を体験し自立の力を養っていくということになればちょっと話は違って来るからというふうに思っております。そのように考えております。

坂本議員

私が思うところは後半の、先ほど教育長がおっしゃられた後半の意味をもって提案をしているわけでございます。でこれには校長先生ともお話をしたんですけども、なかなかご家庭がお金を持つかその交通費の面で町が持つか、あのまあ今後の課題だとは思いますがというふうにおっしゃっていましたが、是非あのこのまあ現在千葉県から来ている小学生がいるという中でその交流をもうちょっと広げた中で、考えていただきたいと思えます。

それでこの一般質問を作るに当たり、インタビューをした人達が小・中学校での体験が高校生になってどう思い出として残っているかなという部分でもインタビューをしたいと思ったんですけども、ちょっとそれができなくて、大学生の方達に現在飯島に住んでいない大学生の方にインタビューをしてみました。ところがこれだけあのまあ小学校の時とか中学の時にこの飯島に居て、まあ農業的体験とかまあいろいろ体験しているんですけども、意外とそれが思い出として何かありますかと聞いたら、いやああんまり残っていないというふうにあの言われてしましまして、ああそうなのかなあと思って聞きましたけれども、ただあのその子達が言うには、飯島は好きですっていうふうに言っておりますし、子育てはこんなゆつたりした町で子育てをしたいなあというふうに言っております。現在あの今年になりまして6月の農業委員会の議員交流の中で、是非子ども達に授業の中で

農的体験を多くさせて、将来この町に戻り農業者になってほしいと言われましたが、あのまあ先程のインタビューの中からは、インタビューというかその大学生にしたインタビューの中からは、そういうふうな思っていた答えが私は返ってこなかったもので、いろいろな中でまあ農業的体験をするっていうことも大切だと思うんですけども、それがこう数々の違った体験をするっていうことで現在あるわけで、それを例えばあの繋げて、例えば米を作るっていうことをはずっと繋げて6年間やるっていうことはどうかと私は考えたわけです。あの1年生のときっていうのは何も分からないので、例えば今お花とかを花壇を持ってやっていると思うんですけども、1年生の時には手が小さいので細かい種は蒔けないと思うので、ただ花の大きな種を蒔いてみる。で2年生になったらそれよりもっと小さな花の種を蒔いてみるっていう、そのなかで種を蒔いて育てるということをして、まあその米を作るというのを基本にして、3年生になって初めて米の粒を蒔いてみると、でそれでそれを蒔いたのは3年生で、育てるのは4年生が管理して育てて、それで5年生はその育てた苗を田んぼに代掻きをして田植えをするということで、それで田植えをしたのを今度は6年生が稲刈りをして脱穀をして白米にすると、そうするとあのまああの6年生は稲刈りだけなんですけれども、1年生のときにそういうあれしてあの小さな花の種から始めて、まあ実際に米の種を蒔いたのは3年なんですけれども、まあ6年間かかってあの要するにまあ、今の米作りっていうのは苗は別の農家の方をお願いしてそれを持ってきてただ植えて、ただっていてもあの代掻きはするみたいなんですけれども、田植えをしてそれで稲を刈るというそういうことなんですけれども、なんかそういう部分でトータルの部分でのその体験をすると、少しもう少しその何らかの形でその体験というのが知識として体の中に入ってくるのではないかなと思うんですけども、そういうことはいかがでしょうか。

教育長

どの様にお答えしているのかちょっと困るんですけども、あの意図はこういうことでしょうか。あの学年段階に応じた栽培といいますかそういうことをしたらいいのかというふうに私ちょっと受け止めてお答えをしたいというふうに思いますけれども、あの5年生の稲作りについてそれピンポイントでお答えしますと、決してあの苗を買ってきてですね、苗を生産農家からいただいて植えているというのはまあ田んぼでやるんですけども、あのJAからバケツをいただきましてですね、そこに初蒔きをしてそこで教室のベランダで栽培しておりますので、稲の管理、これは理科の分野でありますからそういう限定されたところではありますが、米についてはそのように考えております。もう一つのそのそれぞれ分業で物を育てるっていうのは、子ども達はやっぱり種を巻いて収穫までが一連の活動が学習の目的でありますから、5年生が種蒔いて、種を植えたのを6年生が稲刈りをするというのはいかがなもんかなというふうに思います。やっぱり自分でまいて、自分で育てて、自分で収穫して、自分で食するというそういう一連の活動が、知識となり体験となり学習になるのではないかなというふうに考えております。

坂本議員

分業っていうことはそうですね確かに分業になってしまいますけれど、あのまあその年齢年齢に応じた作物の育て方とか、そのあの物の選び方っていうのはたぶんあるかと思うので、まあ私がこういう提案をしたとしても、授業自体がなかなかそんなふうな具合にいかれるとは思わないので、ちょっと難しいかと思えますけれども、まああの現在あるそういう中で、もっと深くっていうかその種を蒔いて芽が出てきてっていう、まあ今バケ

ツでやっているっていうお話を聞きましたけれども、そういうことを追及していつてもらいたいということで次の質問に移ります。

教育長

飯島町の歴史を学ぶ機会はあるのかということで、まず飯島町出身の人物や飯島町という名前はどのようにできたかということなど、授業の中でどのように取り組んでいるのでしょうか。

紹介をしたいと思いますが、「ふるさといいじま」というこういう副読本があります。これは今年度改定したものでありまして、最初に平成元年に作りました。これはあのいろんな町村で作っているものであります。今あの議員のご質問でありますけれども、中にはですねまああの生まれ育った、この作った願いとしては、まあ飯島町をもっと知ってほしいということ、それから飯島町を大事にほしいということ、飯島を離れてもですね思い返してほしいという、そういう願いを込めて、いろんな多面的な生物から歴史から地理からそういうものを盛り込んで作った副読本であります。小学校3年生からこれを活用しておりまして、この中には様々な今申し上げましたような内容が入っておりまして、歴史、地理的な内容、それから人物、産業についてトータルに学ぶ活動をしております。以上であります。

坂本議員

先ほど教育長がおっしゃいました、その「ふるさといいじま」を使って授業に取り組んでいるというお話は私も校長先生から伺いまして、それであのその話の中で飯島小学校が明治2年に県下で2番目に一早く作られたという小学校であるということと、また七久保小学校は明治6年にできたということも教えていただきました。で今現在飯島小学校というのは陣屋に近いので、陣屋ということを経営に取り入れて行っているということも聞きました。それで町では現在あの飯島町郷土研究会とか古文書クラブなど活発な活動をされている歴史研究の方々がけっこういらっしゃいます。それでこの方達に是非授業の中でね、あの自分たちが研究してきたことを聞いてもらいたいときがあるというようなこともおっしゃられております。であのまああんまり小学生の小さい子達だとちょっと大変だと思いますので、まあ中学生くらいか小学校の高学年ぐらいで是非あのその郷土研究会の方達、まあ古文書クラブなど、方達と交流しまして、飯島の歴史をもっと授業に組み込むことを望みたいと思いますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。また代官行列を楽しむ会、飯島陣屋友の会など企画したりする授業が町と協力して行う授業があります。岩間城の戦いとか1泊2日の陣屋体験学習もあります。それらはまあ授業から離れた中で週末に行っている行事ですけども、ここ数年ちょっと参加者が減ってきたりして、是非子ども達に歴史と遊びをドッキングした体験をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育長

歴史についてはあの6年生の社会科で扱うわけでありまして、当然あの陣屋には具体的な歴史のかつて使った物や、それから飯島の歴史について展示してありますので、それを通して学ぶこともあります。それから今あの社会教育からの面からのご指摘もありましたようにですね、まああの社会教育のこれはあの限られた時間ですので、授業時間の中ですべてをやるということではできませんから、まあ社会教育からの支援を受けて、今議員がお話にありましたように、昨年度のその岩間城の戦い、1泊2日で陣屋へ泊まって鎧や兜まで作ってですね、またあの小中学生が21人、大人が17人、それから議員も参加していただいたようでもありますけれども、まあこうした歴史体験ということについてはい

わゆる外に出てですね、学校の学習以外で地域のそういう方々の応援を得ながら、まあ学校支援地域本部事業もありますし、まあ社会教育のそういうそれぞれ歴史に精通した方もおられますので、土・日を使って積極的に子ども達に参加し飯島の歴史を体を通して学んでいってほしいなという願いは私も思っております。

坂本議員 次に戦争と平和についてという中で、授業の中での取り組みはどのようなものがありますでしょうか。教育長にお尋ねします。

教育長 小学校では3年生以上の国語の読み物教材の中にですね、先のあの戦争を背景とした教材が物語りが6年生まであります。まあ非常に感動的などいいますか非常に深い内容をもって子ども達に考えさせる良い教材でありますので、是非あのここの教科書に触れる機会がありましたら目を通していただきたい、読んでいただきたいというふうに思います。飯島小学校と七久保小学校の6年生の交流会がありまして、そうしたような機会にですね町内在住の方から戦争体験についてお話をお聞きする機会もここずっと続けております。今年度新聞でも扱っていただいてようでありますけれども、中学校では3年生が総合的な学習の時間を使いまして、町内在住の方から戦争体験の話を聞くそうした取り組みもしたようであります。それからあの七久保小学校には青い目の人形がありますが、学校ではその人形を使って校長講話、あるいはあのその歴史を学ぶ時間にそれを扱っておりますし、以前その青い目の人形を題材とした朗読劇を上演されたのはご承知のとおりかと思えます。まあこのような取り組みを基にして教科を通してですね、歴史まああのご指摘の平和教育も含めて戦争あるいは平和について深く考えるそういうきっかけになっていくのではないかなというふうに考えているところであります。

坂本議員 今ほど教育長がおっしゃいました青い目の人形を朗読劇としてやりました。まあ文化サロンの中の事業なんですけれども、今年もあの行いまして戦争まあこの朗読劇というのは歴史があるのでもう何回もやっておりますが、戦争をさまざまな角度から捉えて小中学生も参加して毎年8月に発表しています。で、あの以前にはただ戦争の体験の手記を読むだけのものでしたけれども、現在は演劇的要素も加わり、後藤監督のお手伝いもあり、かなり上達してきております。今年の出演メンバーは非常に長いセリフをよく覚えていまして、大人顔負けのほんとにお芝居になってきておりました。しかしあの夏休み中ということもあって観客に小中学生が少なく、非常に残念でした。まああの私たち文化サロンの方でも是非ということで各小・中学校の方にチラシは皆さん配布していただいたんですけれども、日があんまり良くなかったのかなと思えますが、あのまあそれでも去年よりは観に来られた方も多かったのですが、是非学校としてももう少しこの取り組みに参加していただいて、あのまあそれが出演する場合になるか、もしくは観客として観にいらして下さっても構いませんので、是非あのこれからも続けていくというふうになりますでしょうか、協力していただきたいと思えます。

教育長 それでは3番目の、病院や福祉施設の見学を中学卒業までに行い、病気、障がい、老い、死、について考えるきっかけを授業の中で持ってもらいたいということで、実態はどのようなになっているのでしょうか。

教育長 病院や福祉施設の見学を中学卒業までというその実態のことですけれども、まあ先程もお答えしましたように職場体験の中で施設訪問として病院や福祉施設について、今年度はですね病院3施設、3病院3施設ですか、10人、それから福祉施設は4施設1

4人が体験しておりますし、またあのボランティア体験の取り組みとして石楠花苑で子ども達が出向いて活動しております。ただの付け加えて言うならばあの議員のご質問の考えと私はちょっと考えを異にします。と言いますのはですね、病院や福祉施設を老いや病気を学ぶための目的として行くというのは、そこに入所している皆さんや家族に対していかなものかというふうに思います。まああのむしろですね福祉施設や病院を見学する目的はですね、弱い人に対する思いやり、いたわりの心を育てるものであって、病気や死についてそこを学ぶというのは違うのではないかなというふうに思うわけでありまして。昨今あの小学生が自殺をするというそういう事件が絶たない今ですね、むしろ子ども達には生きる喜びといますか明日への希望、そういうものをですね別のところで育てるべきではないかなと、もっと言うならば成長する喜びといますか将来の目的に向かって頑張っていく力をつける、そういうことが大事ではないかな、従いまして病院や福祉施設を先程ご指摘の老いや病気や死といったどちらかというネガティブな面を学ばせるきっかけにはすべきではないかなというふうに私は思います。以上です。

坂本議員 教育長のいうことはよくわかります。が、まあ福祉施設、あのこの考えるということもそうなんですけれども、福祉施設は本当に小学生の方達がまあ学校では行くことがあるということは何いまして。あの社協の石楠花苑の方に6年生が訪れて、一緒にボール遊びをしたりとかそういう遊びをしたり話をしたりするという機会があるということは聞きました。であのそれは確かにあのポジティブではなくネガティブなことを考えるということでもよく分かるのですが、あのそういう中でお年寄りはやっぱ同じ同年齢の方達はいらっしゃるのですが、その元気を持っている若い子ども達ってというのはあまり来て、まあこういう学校でなければこう来る機会があまりないみたいで、来ていろんなふうにかボール遊びとかそういうふうにお話をすると非常にあの元気になって、お年寄りの方達が楽しくなるっていうのはそれはまあ社協の方達も言っておられましたので、そういった意味でふれあいの場としてお年寄り達とふれあう場としてのそういう何かそういうのを感じていただきたいというのと、病院っていうのはあのまあその病気っていうこともあるんですけども、職業としての医師や看護婦というものを、先程体験学習で病院に行ってらっしゃる方が10人くらいいたんですけれども、そういう体験して職業としてみるということと、まあ後は自治体に病院というそのところがこの飯島町には大きな病院はございませんので、駒ヶ根に行かないと感ぜられないんですけれども、病院という施設がどういうふうな形になっているとかそういうことを体験していただきたいということで、あの言ったわけでありまして、あのそのそういうのを感じて考えてもらいたいということもあるんですけども、エネルギーをそのまま分けていただきたいっていうことで、1つはまあ町の行事なんかで敬老会でみんなて歌を歌うとかね、そういう形の中でもふれあいのところはやっているのて、そういう形で言ったわけでありましてございます。それで今回あのこういうふうな形でいろんな形でインタビューをして、まああの中学生の思い出はそのインタビューをした卒業生に聞きましたら、なんですかと尋ねたら、文化祭とそれから部活と生徒会活動でした、という答えが返ってまいりました。でそれで今年も文化祭が行われるわけですけども、今年は昨年までが若人の広場というものがあつたわけですけども、今年がそれがなくなりまして、その若人の広場に運動クラスマッチが入ってきまして、それで名前が変わりまして地域交流の場、交流の会という形で名前が変わってクラス発表の場とそれか

ら吹奏楽が盛り込まれてきております。それでそのまま若人の広場っていうのは非常に何か卒業生から現役の中学生に聞きましても、人気のあるというか、それに向けて1年間頑張るといような場でしたけれども、これがこういうふうに変ってきて実態としては例年通りの感じになっていくのでしょうか。それはまあ今年を見てみないと分からないということなののでしょうか。そこら辺はどんな感じになってくるのでしょうか。

教育長 今年の文化祭の詳細についてはまだあの報告はありませんので、招待状は来ているんですけども、あのただあのえーとですねあの綱引き、今年成人者が中学へ綱を贈っていたいたんですが、まあ新たな企画を加えてですねやっという、中学のそういう前向きな取り組みといいますか生徒たちの建設的な考えは評価したいなというふうに思っておりますし、まあこの機会にですね新たな文化祭、リニューアル、まあ一部リニューアルした文化祭にですね、清龍祭に是非地域の方も参加してほしいなということをこの機会にお願いしたいというふうに思っております。

坂本議員 とにかくあの中学生までに飯島町の隅々まで何がどこにあって、どんな歴史の町でどんな人が住んでいたのかとかそういうことを記憶のどこかにとどめてほしいと思うわけでありまして。そのためにも現在やっています体験的な学習をたくさん教育の中に押し広げていただいて、またあの教育現場はいろいろな情報が氾濫する中で先生方は大変かとは思いますが、子ども達を信じてそして子ども達一人ひとりときちんと向き合っていて信頼し合っていて良い教育をしていただきたいと思っております。以上一般質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

9番 竹沢秀幸 議員

9番 竹沢議員 通告に基づき具体的な質問を行ってまいります。第1の質問項目でありますけれども、町全体の町民の皆さん方の一般住宅並びに各事業所の模範といたしまして、役場庁舎屋根へ太陽光発電施設の設置ができないかにつきまして、前回に引き続き再度質問をいたします。早速ですけれども箕輪町が長野県グリーンニューディール基金を100%活用いたしまして、役場庁舎の太陽光発電に44,000,000円、庁舎内の照明LED照明に3,990,000の助成を受けて設置をし、7月1日から稼働しております。これはあの新聞の切り抜きですけれども、7月31日の長野日報で平沢町長さんが屋根の上で万歳をしてやっておるやつがありまして、これはあのまた私ども議会だよりの方にもこの写真を活用させていただいておりますが、そこで本県のグリーンニューディール基金というのはどういう制度であるかということと、この制度は終わりになるのかもしれませんが、飯島町としてこの制度の研究をしたのかどうか、また仮にもしなかった場合はその理由はなぜかについてお尋ねします。

町長 それでは竹沢議員から大変多岐にわたってのご質問をいただいておりますが、まず最初

に前回のご質問に引き続いての役場庁舎に対して太陽光発電と発光ダイオードの照明の設置ができないかということに関しまして、長野県のこのニューディール基金の内容とそれから2つ目にごきますその検討経過等についてのご質問にお答えをいたしたいと思えます。まず長野県のこのグリーンニューディール基金の事業であります、国庫補助による766,000,000円の基金運用による県の事業でございますが、県の行う中小企業向けの省エネ対策支援事業と市町村が行う公共施設、省エネグリーン化推進事業、それから不法投棄等の監視事業からなっております。そのうちの公共施設の省エネグリーン化推進事業は市町村が率先して行う温室効果ガスの排出削減の取り組みを支援するために、市町村施設への太陽光発電やLED照明灯の導入、省エネルギーの対策設備の設置整備などに対して助成をするものでございまして、この実施期間は平成21年度から平成23年度までということになっておりまして、この事業を実施する市町村としては現在のところ長野市をはじめ県下では77自治体のうちの14自治体というふうに聞いておるところでございます。で、このことにつきまして町では昨年の6月に県から事業紹介がございまして、導入検討をいたしました、この予算の範囲内での助成、それから附帯事業への補助未確定等、この補助率、事業内容にかなり具体性がなくて、まだこの申請期間が2週間という大変短かったこと等によりまして、他の事業を優先するという考えの中で当該事業申請を見送った経過がございます。太陽光発電施設設置にかかる他の支援策の検討では、平成21年度実施をされました国の経済危機対策の臨時交付金事業、これで役場へのこの庁舎への太陽光発電の設置も検討をいたしましたけれども、結果は6月議会でも申し上げましたけれども、過日完成をいたしました学校施設への太陽光発電事業を優先してまあ振り向けたということでございます。それからまた現行の補助制度では、通商産業省の地域新エネルギー等の導入促進事業補助率2分の1等との検討を行いながらまあ検討してきたわけでございますけれども、やはりあの結果としてこの県のエネルギーの基金事業に対しましても10,000,000円からのまあ一般財源が更にいるということになりまして、とてもこの両方を太陽光発電の施設に財源を充当するというようなことはできませんので、検討をいたしましたけれども小中3校の1つの生きた教材としてやることを優先したために見送ったという経過でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

竹沢議員 グリーンニューディール基金の経緯についてはそういうことでまあ期間も短かかったということ等で、飯島町としては手を挙げなかったということではありますが、まああの箕輪町では早々に手を挙げて100%これでやったということでございますので、まあ残念なことだなというふうに思います。そこで今特に言われましてけれども、現在町では3つの小・中学校の屋根へ太陽光発電施設を着手し、先日通電式も行われたところでございます。まあこの小・中学校の本事業につきましては公共施設の電気料の経費節減、また児童生徒への環境教育への貢献、また余剰電力の売電による経済効果、まあそして地球温暖化への貢献などその効果が大きい期待されるところであります。さてそこであの前回の私の質問に対して町長答弁で、学校の次は役場庁舎などを検討していきたいという答弁をいただいておりますので、復習、おさらいをしてみますと、庁舎への検討につきましては群馬県中之条町が飯島町とまあ同規模であるというようなことで、既に取り組みをしておるとい関係の中でこれを参考といたしまして検討した経緯がございまして、モジュール屋上パネルまあ130枚ほど、それから屋根置き型で出力は30キロワット、重量的にも

8トン弱ということであら耐震設計上問題ないと、ということの中で電気料金の節減も20%ぐらい節減ができるということをごさいます、全体の事業費が施設の設計料含めてまあ約20,000,000ぐらいであるという試算でありまして、その補助メニューとして先程も紹介がありましたが、経済産業省所管の地域新エネルギー等の導入促進対策事業補助制度など活用すれば2分の1の補助でできるんじゃないかと、こういうことであつたわけでありまして。そういうことであの先進地の事例等を勘案しまして、まあ飯島町でもその最も有利な補助ということで現行で言えばまあ2分の1ぐらいの補助を受けたとして、まあ10,000,000ほどの財源が必要ということであら学校を優先してやつてきたということでありまして。それから前回ご紹介いたしましたのは駒ヶ根市の市役所が庁舎の屋根に40キロワットの発電可能な施設をしたということを紹介いたしまして、改めてあの箕輪のやつを再度詳細を申し上げますと、補助メニューは先ほどのものでございまして、箕輪の場合は役場の屋上に236枚のパネルで40キロワットの発電とLED照明の36台、これによりまして年間19.6トンの二酸化炭素削減目標を設定しておりまして、この7月から稼働しておりまして、箕輪の場合にはすでに消防署などについては設置をしておりまして、次の事業として今年9月までに箕輪町内の6の小・中学校に太陽光発電システムを設置するということになっております。ということで飯島とどう比較すると取り組みの順位が違ふということをごさいます。まあそこであの先般マスコミ報道によれば同町長さんも3期目立候補するようでありまして、この施設ができたときの新聞報道の中で、環境に優しいまちづくりのシンボルとして町民ひとり一人の立場で協力をしていただきたいと、そういう思いを込めてこの施設を導入したというふうに訴えておつたわけでありまして。であのちょっとあの他の補助メニューについていうかそういうことも含めてちょっと考えてみたいと思うんですけれども、我が町が今現在取り組んでおります厚生労働省所管の高齢者支え合い拠点施設事業、福祉空間の、こういうメニューもですねまあどつちかつて言うと箕輪町とか辰野町が先行してやつた事業について、遅ればせながら我が町も南街道を皮切りにやつてきたということで、それらの流れがお隣の中川村また駒ヶ根市、伊那市というふうに広がつて今現在あちこちでこういう事業に取り組まれているということをごさいます。そこでこの事業ももうまるまる100%近いお金が国からくるわけですが、申し上げたいのはこの全額国や県の財政支援を受けてやれる事業があればなお結構なことで、それを有利に展開するのが必要でありまして、例えばその2分の1補助でやるというとなりの2分の1は町が負担しにやあいけないということで、町民の皆さん納めていただく税金ですとか自主財源を倍使わにやあならんということでありまして。そういう意味であの町長以下理事者の皆さんまた職員まで含めましてですね、このそうした国の情報を含めて情報収集、調査、研究ということを目的意識的に取り組んでいただいて、他市町村に先んじていろんな仕事を行つていくというそういう認識構えが必要じゃないかということをごさいます。まあ国の政権も代わりましてまあ現在小沢が菅か、いずれ近く決まるわけでありまして、先日も同僚議員も申し上げましたが、地方分権から地域主権というふうに変つてきた現在であります。まあこのことが良いか悪いかはともかくといたしまして、地域主権の個性的なまちづくりと申せば私が常に申し上げているキラリ輝く飯島町を作り上げていくという、まあそういう視点で考えた場合に先進事例をですねどんどん学んでそれを租借して、飯島町に合うようなメニューに置き換え

町長

竹沢議員

て政策を展開していくということが求められているというふうに思うわけでありまして。この間、私、地球温暖化対策についていろいろ一貫して提言してきておるわけでありましてけれども、あのどこの町でもそうですけれどもその緑豊かだとか自然豊かだとかそんなことはどこの市町村でも言つております。であの時期町の長期構想の中でも述べておりますけれども、私思うにあの飯島町の売りでもありますこの私たちの町の宝物であるのがこの緑輝く人と自然、これが素晴らしい私たちの町の宝物であるというふうに思うわけでありまして、現在長野県は今77市町村になつてしまいましたけれども、そういう中でこのそういう宝物のある飯島町だからこそまさにその先進的ですね地球温暖化について取り組んでいくということが私は大事じゃないかということで常にそういうことを訴えておるわけでありまして。まあそこで振り出しに戻りますけれども、太陽光発電の設置それから全町的にあのいわゆる外灯につきましては6月の議会で予算補正していただきまして、LEDに照明を変えることになつたわけでありまして、役場庁舎の照明を含めましてLED化すべきであるということでありまして、再度この事業実施を求めるわけでありまして、町長の見解を求めます。

まああのこの省エネルギー対策それから二酸化炭素の排出抑制というこの考え方につきましては、これはあの誰も同じだと思ひますし、どこの自治体も国も真剣に取り組んでいかなきゃならないし、また取り組んでおるということで、町もあの新エネルギービジョンというようなひとつの方向付けの中で、そのことをまた次期構想にも盛り込んで進めていくということをごさいます。で具体的な施策としてはあの太陽光まず導入して、まあ各町村のいろんな取り組み方があるわけでごさいますけれども、まあ箕輪の例も出されておりますが、町では庁舎ことも考えましたけれどもやっぱり優先してこの学校教育の中の実際の現場として3校足並みをそろえてこれを導入したという経過で、若干あの取り組んだ順序はいろいろまちまち逆があるかと思ひますけれども、それはそれでまたひとつよくご理解をいただきたいと思ひますし、それからあの他の町内の外灯の対応につきましてもまあ一部町費を伴いますけれども計画どおり進めていきたいということと同時に、やはりあの長期的なエネルギーの問題も含めて、水力の問題についても引き続き調査研究をして対応してまいりたいということでありまして。でそこであらあの一応一番シンボリックなまああの住宅対策のエネルギーの問題も補助制度でもつてやつてまいりますが、この役場庁舎の問題も是非いずれはやりたいと思ひております。ただあのそうした多額な一般財源が充当するということをごさいますし、また今後施策がどういうふうにより有利のものが出てくるかということもございまして、それからまた更に一層技術革新の問題もまた出てくると思ひますので、今すぐというわけには財政事情からいってとてもあのまいりませんが、いずれはやりたいということの中で考えておりますので是非ご理解をいただきたいと思ひます。

いずれはやりたいというご答弁いただきました。まあそこで国の方も来年度予算について概算要求がでてる段階ですけれども、我が町ももうじきまたこの9月議会過ぎますと新年度予算編成時ということでそういう時期を迎えるわけでごさいます、あの例えば2段階構想でLEDですと少額なお金で済みますので、それを第1期目で23年度予算で計上して、でその次の年に役場庁舎をやるとかいうふうにしてやるのも1つの選択肢じゃないかと思ひてありまして、一方で今回は決算議会ですけれども話題にもなつてい

が、まあ町税をですね課税してもまあ1億円近い町税が入らないということでそこを収納関係を努力すれば10,000,000ぐらい浮くというようなね、そういう努力目標を含めて財源確保するのも1つの選択じゃないかと思いますが、新年度予算編成に向けて検討してみるかどうかについて問います。

町長

あの今、次期総合計画の来年度はスタートの年になるということで、構想と基本計画を詰めていく、並行して方向が見えたところで今度は昨日来いろいろとまあ話をしておりますこの実施計画の策定を合わせてまあ、特に新年度予算に向けての内容もこの議会以降からは具体的にまあ検討していきなかなきゃなりません。従ってあの国の動向もいろいろあるわけでありまして、現状の段階の判断の中で予算編成に向けていくということでありまして。ただあの今年小中学校をやりまして来年役場庁舎というようなわけにはちょっとまいりません財源的な問題で。ですからあの3年間の実施計画に盛り込むかどうかというところはもう少し時間をかけて検討する必要があると思いますけれども、まあいずれはやりたいというふうに思っておりますが、ちょっと入れられるかどうかということは微妙な一つのまた動向の問題がございますので、確たるちょっとお答えは出来かねることを、申し訳ありませんけれどもひとつご理解をいただきたいと思えます。

竹沢議員

それではあのまあ町長答弁がありました、向こう5年間の計画、また平成27年までの5年間の計画がございまして、その前段の3カ年計画の実施計画もあるということでは是非ともこの3カ年の実施計画の中へ織り込んでいただくことが、要するにこの10年向うのまちづくりをこれから12月議会で決めますけれども、23年度の予算というのはすべり出しの予算でありまして、極めて大事だということを含めまして是非そういう方向で盛り込んでいただくように強く要望をしておきます。

それでは2つ目の質問であります、太陽光発電の補助金の関係についてでございます。この件につきましては私も何回も申し上げまして、ご理解をいただく中で当町としても本年度より予算化されまして、町民の皆さんがこの施設を設置することによりましてその効果が徐々に出てきておりまして、先般追加で予算補正も可決されたところでございます。そういうことであの需要が着実に伸びてきておりますし、その目的、必要性というものが町民の皆さんに少しずつ広がってきていると、事業効果が高まってきているとこういうふうに理解するわけでありまして、そこであの改めて今の町の制度の補助単価等については現状どうなっておるか、と、先般補正していただきましたがそれまでの需要の量ですけれど、のくらい需要があったかについてお答えください。

町長

今年度から取り組みましたこの個々の家庭等に対する太陽光発電に対する設置補助につきましてでございますが、現状これはあの住宅と事務所もしくは店舗等の兼用住宅を対象にしておるわけございまして、ご承知の通り1キロワット当たり町の分として30,000円を補助して、最大120,000円という形で取り組んだところでございます。おかげさまでまあ4月から8月末のこの補助申請の受付件数19件きておるわけでございます。額にいたしますと2,112,000円という報告を得ております。当初見込んだ11基に対して19基でございますので不足をしてまいりまして、これはあの是非ともまあ進めるというようなことの中で8基分960,000円を過日の補正予算でお願いして、現在19件ということでありまして、この補正後の19件でほぼ大体見通し満杯になるということでございますので、まあ今後どのくらい出てくるかわかりませんが、まあ推進をしておる事業でござい

竹沢議員

ますので、財源等もなかなか厳しいわけでございますけれども、できるだけ要望に沿うような形で追加のまた補正も考えていかなきゃならないという心積もりでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それではあの一般住宅の補助の分につきましてはまた需要が高まったらです必要な補正をしていただいて対応いただきたいというふうに思います。そこであのまああのそういうわけで重要が増えてきておるといこととまあ更にこの事業を推進するという立場で、補助単価それから対象の施設の拡充ができないかについて質問いたします。新聞報道でも明らかなお隣の駒ヶ根市では補助の充実ですとか環境意識の高まりなどを背景にいたしまして、住宅の補助につきましては1キロ20,000円から50,000円に、また上限を250,000円ということ、それから加えて民間事業者が地区集会施設の屋根を借りて発電装置を設置する場合に同様の補助を行うということでありまして。まずは前段の一般住宅の補助に乗せについて検討できるかどうかということと、もう一つは飯島町もその高齢者支え合いの拠点施設がどんどんできておりまして、その建物そのものは町の建物ですのであれですが、駒ヶ根の例のようにその民間の業者の方が屋根を借りて太陽光発電をしたいというような場合にです、補助をやるような考えがあるかどうかについてお尋ねします。

町長

この点につきましては町も今年から取り組んでスタートしたばかりでございますし、それから要望も当初予算予想よりもかなりのまあ普及でもって進んできておるといことで、大変結構なことではありますけれども、それに対するまた町の財源対応も考えていかなきゃならんと、まあ駒ヶ根市を今例にとりましたけれども、駒ヶ根市はまあ20,000円からスタートしたということ、まあ若干それは各町村競争的な部分もあるイメージがあるわけでありまして、従ってあの今、町は現行制度の始まった制度の中でいかに要望を満たしていく財源確保していくかということ、まあ精いっぱいかなというふうに思っておりますので、今ここでまた始まったばっか途中でこの補助金の額やその拡大対象を拡大していくというようなところまではちょっと考えられませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

この本制度ですけれども確かあの当時この制度を提案した折に、町長答弁の中でいわゆる財源の問題もあって継続的にねこの事業ができるということが大事だとおっしゃった記憶がございます。まあそういう中であの街の中でもこれだけ重要も多いので、まあ現行制度をです、是非ともあの引き続き継続していただきまして、またあの今後他市町村の動向等も踏まえる中で検討できる部分がありましたら検討いただきたいということでこの項はこのくらいにさせていただきます。

次に3番目の質問項目ということで、まああのいろいろ国県のいろんな動きがございまして、そうしたものについて町としてそれを受け入れてまあどう対応していくのかについて、いくつか問題を取り上げて質問していきたいと思えます。昨日同僚議員からは国県の財政支援がなくても町単独の鳥獣被害対策施設を設置すべきという提言もあったところであります。国の21年度予算概算要求の中で農水省の鳥獣被害対策支援費11,300,000,000円でありまして、緊急対策の同総合対策交付金につきましてはまあ本年度は飯島町が申請していきましてわけでありまして、事業仕分けによりましてゼロ配当ということで、次年度へこの事業を繰り延べせざるを得ないということになったわけでありまして、まあこうした動向を踏まえつつです、現実の問題として3カ年計画で行うとありえず日

町 長 曾利地区から始めますこの防護柵事業については、町としてこの国の動向を踏まえつつどう対応していくのかについてお答えをください。

次のご質問は国や県の政策動向に対して町はどう対応していくかということの中で、最初に今まあ盛んにあの課題として議論されておりますこの日曾利地区に当初予算で予定しております有害鳥獣、特にあの日本鹿に対する防護柵の設置の問題でございます。大変まあちょっと頭を痛めておるわけでございます、これはあの昨日の久保島議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、いずれにいたしましても今年度の町が採択をお願いした事業につきましては実質ゼロという形になりました。これは全国的には約農水省の予算4分の1というまあ大変厳しい状況でございます、しかもそれは継続して実施してきた市町村にして早く完結型でいくというふうなことの中で、重点配分されたために新規の方はそのしわ寄せを食ったということでございます。これが全体で2,270,000,000余りの今年度の実績だというふうに聞いておりますが、そこであの次の年度に向けて大変あの全国各地からこうした要望とまあ、厳しいそのおかしきじゃないかという1つの声が盛り上がりまして、まあ当町の議会の対応もやっていただきましたし、それから我々も口をそろえてまあ県や国を突き上げてきた経過もございますが、まあそのことがある程度上に通じたのかなというふうにも思いますけれども、概算要求ではこれが約5倍の11,280,000,000ぐらいのまあ規模出ていると、まあ是非これは最低通していただいて事業が全国で実現できるようにというふうに思っておりますけれども、ただあの22年度の今年度の対応の中でまだあの当町の当初予算化したものは修正してございません。若干あの遅れるかもしれませんが経済対策等も含めた国の2次補正というものを少し期待をしておる部分がございますので、もうちょっと推移を見守りたいと思っておりますけれども、まあほとんど厳しいのかなというふうに思っておりますので予断はできませんけれども、従ってあの今の前提としては23年度からスタートするようなことを前提としながら、いろいろあの地元やそれから関係する機関、団体の皆さん方とも協議をして詰めていきたいと、そのうちにまた国の動向がこれから一月二月のうちに出てくるのではないかと、ということで、また最終的にはその判断でということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員 23年度実施の方向で取り組んでまいるということでありまして、昨日の答弁の中で若干触れたと思われるのでちょっと確認というかお願ひしたいと思っておりますけれども、要するにこの事業使った場合にまあ2分の1にから来ます。で4分の1町から来ます。で、残りの4分の1は地元負担というふうな仕掛けになりますので、その場合にその例えば日曾利でこの事業をやる場合にですね、世帯数も少ない中でこの費用負担4分の1を負担するというのは多額な費用が想定されるわけでありまして。そこであの、まあこれはその中山間地の飯島町内におけるその山林に面した集落というかね、そういうとこだげがこの費用を負担するんじゃなくて、飯島町全体のその農業のね、例えば営農組合とか農家組合とか水田協だとかそういうのを含めて、それこそお金の方の共同でですねやるべきところもあるんじゃないかということで、そういう部分について受益者の衆だけじゃなくてですね、もう少し広く負担してもらおうようなそういうことについての研究をなさるおつもりはあるかどうかお答えください。

町 長 まあその点につきましても今あの所管課中心にいろいろとまあ検討させていただいてお

りますけれども、いずれにしてもこの事業スタートいたしますと3年間のセットでやっていく事業ということで国の補助制度が一応できておりますので、財源配分、負担区分についてはまあ一応そういう前提であります、なかなか地元の負担、町もそうでございますし、それから地元といってもその本当の地区とそれから町内全体でのまあ水田協あたりでもかかわる部分もあって大変だと思います。従ってあの当然増額要望という形も今度の新しい予算の積み増しする中ではまあ要望してまいりますけれども、加えてあの米の農家個別所得補償に加えて麦、大豆、ソバが新年度から加わってまいります。これは畑作あたりも入ってくるというようなことの中で、やっぱりこの有害鳥獣の問題は農地全体としてあるいはまた町全体として考えていく必要もあるというような考え方もあります。そのことも含めて今所管課の方で営農センターの皆さんやそれから地域の、もう一辺あの少し制度設計というものを構築する必要もあるんじゃないかということで、ご意見を聞きながら十分議論をしていただいた上でまた次の対応に結び付けていきたいという考え方でおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

それではそういう方向でお取り組みをいただきたいと思っております。それであのこの有害鳥獣の対策について対策は私は2つあると思うんですね、その私もあの僭越ながら町の有害鳥獣の役員をやっているんで恐縮ですが、1つはですねやっぱりその防護柵などの施設による有害鳥獣に対する対応、でもう一つは、個体数はやっぱり少なくしていくというまあ殺傷を含めた個体を減らすという、まあこれは猟友会等を含めてお願ひして、この2つよって取り組むという課題があるわけでありまして。そこで本日も日報にも報道されておりますけれど、伊那市の場合は例えば職員がですね銃だとかそういう免許を取るよう指導をかけてやっておりますし、それから今回やるのは罠を、括り罠ですけど括り罠をどなたでもその被害者の衆が農業生産者の衆ができるように構造改革特区を申請しまして、そこでできるようにするというふうなことを伊那市が取り組みをしようとしております。そういうのも1つの例です。それからあの通告にも申し上げてありますけれども、大町を中心にして取り組んでおりますモンキードックの普及育成、あるいはですねこの町内のその鹿だ猪だ猿だこうしたものの実態を把握するための、この発信機を付けた生息の調査、あるいは効果のあるものとしてはオオカミのですねこの尿を使ったこの駆除対策、あるいはよくテレビに出てきますけれども、住宅密集地なんかでこの猿とかあいうのが出てきちゃった場合は警察なんか出ていってですね吹き矢でこの射殺してしまうという技術もでございます。まあそういうことでいろいろあの対策を、先ほど申し上げた施設型の対策と固体数を圧縮する2つの選択があるわけですが、こうしたいくつかの事例を含めまして何らかの形で町として研究をしてほしいと思っておりますがいかがでしょうか。

町 長

確かにこの有害鳥獣駆除というのは防護柵で侵入防止をするだけのことで、その数の駆除に至るといふ政策ではないわけでございます。これはまあ施設型の防護施策でございます。やはりあの全体的には個体駆除の中で減らしていかないと増える一方ということで、この防護柵をしたことのしわ寄せがまた山の中でいろんなあの森林資源やそれから高山植物みたいなものが壊滅的な状態になるというようなことでございますので、今、国や県もそうした両方の面で施策を進めておるということでございます。それであのいろいろとあの今、今日の新聞も日報さん、伊那市が特区でまあ素人の方でも罠を使えるような形にして、幅広くその駆除対応ができないかというようなことで申請をして、県下にも先進

事例が1カ所か2カ所あるようでありすけれども、まあ確かに伊那市は長谷からずっと前前から広いわけでございますけれども、まあ飯島町に置き換えた場合に日曾エリアだけということではなくてですね、やっぱりこれはあの中川と飯島、それから駒ヶ根市に至る、この特に日本鹿でございますので、一部まあ西の方も心配しておりますけれども、東側で何とか防いでというようなことの中でこの特区をどう考えるかということも確かに研究が必要だと思いますので、これは伊南農振協あたりのこの特にまあ伊南地域の1つの大きなエリア、これは伊那市の特区に匹敵するくらいの距離とかエリアだと思いますので、またあの十分そうした連携の中に対応を考えてみたいと、その1つとしてそうした畷の特区の問題も目に入れて検討してまいりたいというふうに投げかけてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

それでは次に先程も町長答弁の中に出てきておりますが、まあ現政権中で農業個別所得補償制度というのが始まりまして、今年からお米について約15,000円ほど10アール当たり、ということで制度が始まるわけですが、次年度対策として当局的にいうと麦ですとか大豆、ソバなど7品目の支援策に9,160億円の概算要求が出ております。で、この個別所得補償制度そのものについてはですね、まあいろんな捉え方があるんですけど、町長としてまた飯島町営農センター構想を進める中で、この国政策なんですけれども、この政策について町長としてはどのように捉えておるのか、問題点がもしあるとしたら指摘していただければと思います。

町長

今年度からまあ始まっております今年まあ米、米作に対しての農家個別所得補償、それからまた次年度ではこれが麦と大豆とそばにまあ拡大をしていくと、反当り15,000円というような想定でまあ検討されておるようでございますが、まあこれはあのいろいろ議論があるわけございまして、特にあの、今日も営農センター長さんおいでになりますけれども、なかなかあの議論があるということで、今まで飯島町はこの組織営農の取り組みの中で、このいろんな中山間もそうでございますが、水環境の問題もそうでございますけれども、組織的にこう受けてそれがまあ再配分をしながらやってきたという、非常にあの円滑な取り組みの経過があったわけでございますが、これがあの今度の新しい方式につきましては、これの恩恵を受ける人とそうした組織営農にまあ加担しない人たちということの格差も出るんじゃないかというようなことで議論があるわけございまして、なかなか現場では難しいひとつの課題だというふうに捉えておるわけでございますけれども、まあいずれにいたしましてもこの制度、国の方は新年度も拡大をして進めていくということでございますので、是非ひとつその、まあブロックローテーションのような形ではその受け皿としてその団体で受けられる補償制度でありますけれども、それ以外の地区については個々が受け取ってしまう、入ってしまうということでもありますので、町としてはあの集約いたしますとやはりこの組織的に受け皿になるようなお願ひを是非というようなことで、私もあの農政局へ出向いた折に強くお願ひしてまいりましたけれども、緊急課題だというようなことの中でまだ終わっておりますけれども、そうしたことによって円滑なこの所得の補償の再配分ができると、米の生産調整にもそのことが繋がっていくと、というような考え方であるようでございますので、これはこれとしてまた新年度に対応する中でまた営農センターやいろいろと協議の場面があると思いますけれども、町が受け皿がこう機能できるような良い方向の中でまあひとつ検討していただくということで私としては考えておりま

竹沢議員

す。細部につきましてはちょっとまだあの次の考え方はまとまっておりませんが、まあ所管を中心にそれぞれの組織・機関の中で検討していただきたいというふうに思っております。

問題点の認識は一致しておると思っておりますのであれですけど、要するにこの現状まあ営農センター構想に基づいて、担い手としてですね町内4つの担い手法人がありまして、まあここが中心になって三作業を中心にして麦、大豆、ソバをやっておるわけでありまして、これがその現在は通称「ならし」と申しておりますが、収入減少影響緩和対策によりまして担い手法人はその受け皿としてやっておるわけでありまして、あのそうした問題がですねこの今度の制度によるとこの制度を廃止するという動きがあるようございまして、担い手法人にとってはこれは問題だというふうに私も思うわけでありまして、まあまだコンクリートされた制度ではありませんけれども、まあ今後それぞれの立場でも制度の問題点等についてまた関係機関の方へ意見要望を出していただきたいということをお願いする次第であります。そこであの6月の議会の時に先ほど町長答弁の中でも触れておりますが、われわれ議員が全会一致で国や県へまあ意見書提出をいたしまして、まあその内容として結果として、鳥獣被害緊急総合対策について国の方も考え方を改めていただきまして約11,300,000,000円、それから農業水路などの整備にかかわります農業農村整備事業が前年は6割カットだったわけでありすけれども、これが5%増えまして224,100,000,000円要求ということで現在なっております。こうした取り組み結果をみる中で、国の方でもそうした全国的な強い要望等もありまして譲歩していただいて農水省の方で予算要求がでてるんだというふうに理解をするわけでありまして、我々にとって対応は間違っていなかったというふうに思うわけでありすけれども、これはですねこれからのどちらが総理になるかわかりませんがその問題ですね、それからお得意の事業仕分け、それからですねねじれ国会、こうしたものが想定されるわけで、まあ最終的にこの国の新年度予算がどうなるかということとは不透明であるということでもあります。まあそういう状況を踏まえつつ、今後町長に対してもお願ひをしたいわけでありすけれども、こうしたまああの取り組みの成果を享受しつつもですね、機会あるたびにこの同趣旨のいわゆる農業農村のいろんな制度について国として責任を持って財政措置をしていただく、このことについて国や県に引き続き働きかけをいただきたいと思いますが、そのことについて見解をお願ひします。

町長

お話のまでもなく引き続いて強く国県へ要望してまいりますけれども、あの少し概算、農水省の関係で、まあ有害鳥獣のその総合対策の方は少しその声が響いたのかなというふうに思いますが、いわゆる農業用水路や溜め池改修のこの土地改良事業に対する国の負担分については、5%弱くらいの数字でありまして、とてもじゃないがこれはあのスズメの涙ぐらいにしか私どもは受けとめておりません。飯島町ではまだまだこの今進めておる本郷の溜め池の問題、それから原井用水の問題、次飯島の方へ来てそれぞれの水路もまだこれから改修していかなきゃならんと、これはあの現地調査をいただいたとおりでございます、それから田切の方へ行っても猿ヶ城から始まってまあいろいろあるわけございまして、更にこれはあの全国の土地改良連合会、私も役員の人でございすけれども、強力にこれはやっぱり進めていかないと、いくらこの10年後に自給率を50%に上げるといっても基盤となるこの水路この灌漑施設が脆弱貧弱では食糧の生産に繋がらないわけでありすから、そうした点をとにかく基礎の部分、所得補償なんかで莫大な予算

竹沢議員

が仕分けされますので大変厳しいわけでありませうけれども、そのことを今までも言っ
てまいっておりますけれども、さらに強調して全国の皆さんと共にこれはあの要望してまい
りたいと強くお願いをしてまいりたいとそういうことでございます。

それではあの通告の中での細かい部分の子ども手当てうんぬんの所管の部分とです
ね、阿部新知事のうんぬんの問題は時間がございませぬので飛ばさせていただきます、4つ
目の最後の質問の方でお願いしたいと思います。柏木の地区にあります経塚墓地について
ですけれども、石積み劣化の修復をしたのかということでもあります。これはあの9月7日
の一般会計補正予算で可決された予算の中で説明がありましたが、本件は私ほか同僚3
人の議員がこの問題についてある町民から上申を受けて相談に乗りまして町へ働きか
けた経緯のある案件であります。この件については既に修復したのかあるいはこれか
らするのかについてご答弁いただければ結構であります。

それから関連でありますが町内の墓地の中でこれはあの昭和40年代、確かお話によ
ると当時高坂町長氏もこの仕事に携わったというふうにお伺いしておりますが、まあ
そういうわけで古い墓地団地でありますので、お盆ですとかこれからあります彼岸と
かそういうときにまあ墓参する場合にですね、水道がないということで不便を生じ
るわけでありまして、これについて町で給水工事をしていただけるのか、あるいは
墓地組合が施工した場合にですね財政措置をしていただけて補助が受けられるのか
についてご答弁をいただきたいと思っております。

それからもう一つ、この時にも感じたことですがけれども、他に小段だとか北町だ
とかいろいろ墓地団地があるわけですが、一旦購入された方がですねいささかの事
情で墓地をいらなくなって返したいとこういう事例があります。で、近隣では宮田
村ではそうした事例を受けて一旦村が引き取ってですね、また次のお客さんが来
るまでストックで抱えておると、そういう部分の要綱を設置しておるようでありま
す。飯島でも今日お聞きするとそうしたあの返還したいという事例も若干あるよ
うにお聞きしておりますので、そういうまあ要綱を設置していく必要があるんじや
ないかということで、以上3点について、墓地の話ですのでぼちぼち願います。

町長

それじゃあの端的に経塚墓地の問題でございませうけれども、あの竹沢議員もご
覧になって、私も見ました。それでここに写真もございませう。あの40年余り前
に造った玉石積みのこの要壁が土留めとしてあるわけでございますが、あの下の
方から1メートルぐらいですか、少し亀裂が入っております。これがあの倒れて
は困るなということで専門家設計サイドに確認をしてもらいましたけれども、決
してあの地盤の路線がぶれておるわけではございませぬし、根もしっかりして
おるといふようなことで倒れることはまあ絶対ないだろうということで、まあ時
間の経過とともにいったクラックだという判断の中で、地元の墓地組合の皆
さん方ともお話を所管課の方でいたしまして、今度の一部補正をいただいて
補修をすることといたしました。今日現在まだ出来ておりませぬけれども、至
急にできるように思います。

それから環境整備ということで、特にあそこはあの最初のころの墓地団地の
造成でありましたので、給水施設、お墓に水をやるあの差し上げるというよ
うな施設がございませぬので、これはあのその後造成した墓地団地もそう
でございます。例えばあの北町の北田出の墓地なんかも、やはりあの地
元に組合ができておりますのでその皆さん方等の要望に

よって、町では共同墓地の整備事業補助金要綱というのがございませう。補助
率2分の1ということで、そういうご希望があればまた計画していただき、町
はその要望に沿った補助をするということでありたいと思っております。

それからもう1つ最後は、今まで分譲した墓地を戻したいので、ただこ
っちへ戻していただけるっていうのはまたちょっと話は別でございますけれども、
この当時のまあ有償でというような形になりますと、しかもこれはあの墓
地をお墓を建てるという想定の中でまあ購入をしていただいた方でござ
いませうので、何ともしも墓地を建てていただきたいということ
でございますが、それを全て町がやっておりますとまた新しいストックを
財源的にも抱えることとなります。従ってあのなんとか個人同士ある
いは民間同士の形の中で次のお客さんをみつけていただくことはやぶ
さかではありませんけれども、町が率先してそのことを買い戻して
また分譲に付していくというようなことはちょっと考えられませぬ
のでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といた
します。休憩。

午後12時01分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 浜田 稔 議員

4番

浜田議員

それでは通告に従い一般質問を行います。最初のテーマは6月議
会の積み残しでございますので、できるだけ手短かにまいりたいと思
いますけれども、6月の議会の一般質問におきまして私は企業誘致に
対する考え方を質しました。だいたい大まかな論点は次の通りです。
国内の製造業の空洞化がすでに15年以上前から進行しているとい
うこと、とりわけ長野県においては内陸型産業の縮小が著しいス
ピードで進んでいること、まあこのことをいくつかのデータでお
示しました。私自身は企業誘致そのものを否定するものではありません
し、この場で悲観論を振りまくことも目的ではありません。ただ
日本を取り巻く経済の厳しい事実から目を逸らすわけにはいか
ないということが1つ、それからその上でですねその認識の上
に立って、飯島町の町政、経済運営がですね正しいかじを取
ることを望むという立場から現状認識を厳しくするべきだとい
う意味でこういったことを申し上げたつもりであります。その
意味ですら飯島町の企業誘致のまあ経済的な効果、必要であ
れば波及効果も含めまして9月議会でご報告願えないかとい
うことをお願いした経過がございませう。ということでまず
最初にその検討結果についてお聞かせいただきたいと思
います。

町長

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります浜田議員
のご質問にお答えをまいりたいと思っておりますが、企業誘致と
町の将来像についてということで、まずこれまでの企業誘
致の効果の検証を検討結果についてであります。お話のよ
うに先の6月の議会でご発言のありました企業誘致に関
わる更に検証をするため、6月申し上げました内容に
加えまして、町内の企業導入をまいりました4地区の
工業団地に立地する企業に関連する税の状況など
具体的なこの経済効果、雇用効果等につきまして、
平成15年度から本年まで

の8年間に渡りまして担当の方で検討をし、集計をいたしましたので、その概略数値を申し上げたいと思いますが、各年度の法人町民税と固定資産税の調定額を集計しておくわけでありまして、この8年間の期間内の団地内立地企業のこの2つの税の内、固定資産税つきましては、まあ減免措置も一部ございますので、この減免後の実質町の歳入となるこの2税の合計額は両税でもって8年間に880,000,000円とこういう数字が出てまいりました。町内の固定資産税の総額がこれまで5,430,000,000円というふうにかウントをされたので、率にいたしますとこの4団地の8年間で税収に占めた割合は16.2%というふうにまあ数字が占めておるといこういう結果が出ておるわけでございます。なおまたあの期間内の企業の固定資産税の減免措置、これはあの新規新設に対する税の課税免除とかいろいろあるわけでございますけれども、これをトータルいたしますと総額で150,000,000円という数字に上って、企業にまあ貢献をさせていただいたということにまあなるわけでございますけれども、これを除いてもまあ880,000,000という数字が出たのでご報告を申し上げたいと思います。

それからまたついこの8年間のうち最近の平成19年度から21年前年度までの3年間です。これはあの主には久根平に導入をいたしました内堀醸造がまあ中心になるわけでございますけれども、企業誘致の補助金総額を12,000,000円まあ交付しておりますので、この補助金をまあ減税というような考え方の中で還元をして引いたとしても、各年度ごとにみてこれを含めると3年間では4工業団地の占める割合の最大は、19年度の固定資産税総額に占める割合は32%、最小で平成20年度の6%、これはあの非常にあのリーマンショック以降、急激に企業業績が悪化して赤字計上したというような企業もございまして、ちょっと極端にこの波がございましたけれども、こんなようなことございまして、まあ3年間平均いたしますとこの団地内の導入企業に対しての固定資産税に占める割合は16%というような数字が出て、まあ相当の底上げが図られたというふうにまあ考えておる次第でございます。

それから一方でこれらの企業に関係する雇用人員、従業者の数でございますけれども、いろいろとまああの雇用に関しての経済状況の中で一部契約社員が減ったとか解雇したとかまあいろいろ浮き沈み波がございましたけれども、今現在でこれらの4団地に勤めておる誘致した企業の対象となる従業員は1,108名という数字に上っておるわけございまして、この内、地元雇用という方が942名というまあ数字でカウントされておまして、相当のまあ企業に対しての雇用確保もなされておるといこううに理解をするわけでございます。であの大まかな数字で申し上げましたけれども、若干あのこれらの傾向について所管課長の方から少し補足してご報告をさせていただきたいと思っております。

それではあのただいま町長が申し上げましたことにつきまして、若干補足をしご報告をさせていただきます。平成15年度から平成22年度までの法人町民税それから固定資産税、この2税について数字的なことを町長の方からいま大綱申し上げました。この中で4つの工業団地への誘致企業からの2税に占める割合につきまして年度ごとにそれでは報告させていただきます。今回こういこううグラフを作らせていただきました。上の棒グラフですがこの関係につきましては青色になっておりますが下の部分です。青色下ですね、一番下にある青い部分です。この青色が団地内企業の法人町民税それから赤色部分が、赤色ですねこの部分ですね、赤色部分この部分が団地内企業の固定資産税の額となっております。

先ほど町長申し上げましたように、団地内企業で生産設備、まあ新・増設に関わる固定資産税の減免につきましては、そのすぐ上にありますクリーム色ということで、ちょっと遠く見てくいかもしれませんが、これで表示しております。これ以外の部分、上に出ている部分ですが、これが団地内企業以外の2つの税です。固定資産税と法人町民税。で、折線グラフでございますが、上の緑色これです。このラインですがこれにつきましては2つの税の総額になっております。下の青い線、このラインですが、これが団地内企業の合計額、下側の青い線が団地内企業の合計額、先程の固定資産税とそれから法人町民税の合計額でございます。なおあのこのグラフの中には先程申し上げました固定資産税の減免の状況を加えていますので、若干上の部分で減免を加えた部分が飛び出ている部分がございます。これはあの減免があったということで総額ではグラフ上では落ちた形になります。

それでは平成15年度からの数値を申し上げます。平成15・16・17・18・19こういこうう形で見えていただければと思っておりますが、平成15年度から17年度3年間につきましては、この2税に占める割合ですが10.1から10.7と同程度で推移しております。それから平成18年度でございますが、28%と上昇しております。19年度につきましては先程町長が申し上げましたように32%と、32%でございます。この部分ですが、上昇しております。これはあのその時点では景気がよかったことが反映されているのではないかと考えられます。それから平成20年度につきましては一気に6%まで落ち込みました。32から6%に落ちております。これはあのご存じの通りリーマンショックからの突然の世界同時不況が反映しているのではないかといこううことで、予定納税に伴います事業実績からの確定申告によります還付が大きく影響しているということが見えます。それから平成21年度につきましては10.6ということで平成15から17に、この調べた当初に戻ったような状況でございます。それから平成22年度につきましては現在確定しておりませんが、予算段階ではあります17%台を予測しております。ですのでこの8年間で平均いたしますと、先ほど町長が申し上げましたように16%ということでございます。これをまああのこのグラフから単純に申し上げますと、このラインから下でございますが、この部分につきましては工業団地への企業誘致から生まれた税収ということになります。逆に見ますとその分については工業団地への企業誘致がなければこの部分は町の歳入としてなかったということが見られますので、あのまたいつか見ていただければと思っております。以上でございます。

浜田議員

大変面倒な作業をありがとうございました。全体像が非常によく理解できたと思っております。それから前回まで疑問でありました減免措置が回収されているかどうかということもですね、グラフ上で非常に明らかになったということもありますし、それからまあ町内企業との比率も明らかになったというふうにも認識してありますので、あの行政報告書等でですね是非まあこういこううウオッチを続けていきたいということをお願いしたいと思います。

それでは続きまして、同じ一般質問の中でこの先の第5次総合計画についてですね、新たな工業用地の計画があるのかどうかということをお尋ねしたところ、まあ経済状況を判断しながら対応するけれども、具体的な地域については白紙だという町長答弁だったというふうにも認識しております。ところがその1カ月後7月に公開されました町の第5次総に関連する国土利用計画においてはですね、10ページについては飯島地区、それから12ページについては七久保地区にそれぞれ、本地域に新たな工業団地を造成するという

産業振興課長

町 長

ふうに記されております。そこでですねこの白紙という答弁とこの国土利用計画に明確に記載された工業団地という内容との関係についてご説明いただきたいと思います。

この新たな工業団地の確保と第5次総合計画の国土利用計画、この考え方についてであります。お話の今6月議会におきまして議員の質問に対して議事録等をもう一辺確認した中で、こういうふうに私としてはお答えをしておるわけですが、その現時点6月の時点ではありますが、複数のまあ企業導入を目的とした一団の工業団地の具体的な造成計画は現在持っていないということが1つ、それから現在企業誘致を進めている案件が1件あり、用地確保等の作業を進めていくというふうに申し上げたのが1つ、それから将来的には工業団地の造成についてその時々を経済情勢や町の状況等を総合的に判断した中で対応していくという、まあ少しあのぼかしたようなお答えになったかと思えますけれども、このようにお答えいたしましたのでご確認をいただいでよろしいでしょうか。そういうことであのただ作業が素案作りの段階で進んでおりました国土利用計画とのこの整合性を図った上での関連付けてのお答えでなかったために、少しあの誤解を招いたり、わからない面があったというふうに思っておるわけですが、そこであの質問の国土利用計画案についてでございますが、今お話にもございましたけれども、ただまあ現在、基本構想審議会中で国土利用計画もそれに含めて審議いただいておりますが、この素案に従ってちょっとお答えをして考え方を申し上げてまいりたいと思えますけれども、この素案では工業ゾーンとして新たに色付けが行われた箇所がございます。本文においても工業団地の造成と表記をされておりますが、これらは町内企業の移転立地等も含めた中での工業用地の候補地となりうる箇所としてまあ色付けをしたということでございます。具体的な計画があつてのものではないということをご理解いただくと同時に、先程もお答えしておりますように、この中には現在進行中としてお答えした1箇所、具体的には七久保の柏木地籍でございます。これはあの当時からも既に浜田議員もご承知のように、関係地域の方として説明会も経てまいりましたけれども、これが当然入っておるということでございます。当然のことながらこれは全体の面積規模の中での数値目標の中にはカウントをしていくということでございます。従つてあのここで整理してもう1回申し上げますと、この国土利用計画は6月にお答えした内容の上立って5年10年の土地利用の構想をイメージしていくということであることを是非ご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

浜田議員

私も当然のことながら一般質問を提出するに当たつてですね、何度も6月議会の議事録は確認いたしました。で、もしも私の質問に答えていただくのであればですね、白紙ではなくて、それと同時に並行してですね国土利用計画の中にこういった検討が進んでいるというふうにお答えいただいた方がよりオープンな説明だったのではないかとこのように思います。あのくれぐれもこの白紙という言葉が行政の特別な用語でないことを望む次第であります。

続きまして、そういうことで6月議会の積み残しについては以上にしたいと思えますが、もう既に町長の方から若干お触れいただきましたけれども、2番目の質問はですね飯島町の土地利用構想についてであります。で、議員に対してあるいは耕地に対する第5次総の説明会において、今ご説明のあつた土地利用計画あの構想図も含めてですね説明がございました。ただし私はその説明の中で記憶しておりますのはあの国県の国土利用計画と整合

町 長

させることが極めて大事だという説明が主であつてですね、そこで枠取りをしなればいけないという説明が説明の基本だったというふうに私は認識をしております。これだけを聞きますとですねこの土地利用計画は上位計画に整合させるということを重視した計画であつてですね、という説明であつて町の本意がどこにあるのかということが私にはよく読み取れませんでした。それということであの今若干ご説明いただきましたけれども、この土地利用構想というのが上位計画に対してどういう関係にあるのか、要するにこれに束縛された範囲であるのか、あるいは上位計画との整合性はそれほど重要ではなくてですね、それ以上に踏み見込んで町の将来の構想を描いたものであるのかどうか、この辺についてご説明いただきたいと思えます。

次のご質問であるこの町の素案としてお示しをしております土地利用構想図につきまして、第5次のまあ総合計画の説明会において併せてこの飯島町の、これはまあ数字ばかり並べてちょっとおわかりにくいと思えますけれども、この土地利用計画いわゆる国土利用計画の計画というのは町では第3次という形になりますこの部分は、この3次の国土利用計画すなわちまあ土地利用構想図、これがまあ上位計画、県の計画あるいは国の計画とこれとまあどういった整合性とそれから拘束性と申しますか束縛性といひますか、の関係にあるのかということ、説明会の折にはそれぞれの担当、交代で臨んでおまして、この辺のところも、まあ議会の説明は一括してお願いしたいと思いますけれども、なかなか国に縛られて動きがとれない計画ではないかというようなご意見も各地区からも出ておるやにまあ承知をしておるわけでございますけれども、若干その辺を整理してもう一度ここで申し上げたいと思えますが、この国土利用計画いわゆる土地利用構想図は計画全体が三重構造、まあ三層構造からなつておるということでございます。これはあの最上位となる全国の計画を基本といたしまして、この基に2番目に県の計画が策定をされます。それから市町村がこの土地利用構想、国土利用計画を策定することには任意というふうにされておりますけれども、やはりこれは土地利用を推進していくには国県との整合性を図つていかなきゃならないし、町独自にいたしましてもこれはあの秩序ある考え方の下に進めていくということでございます。過去3次にわたつてこの計画を策定して今日があるわけでございますけれども、それであのこの各市町村、まあ飯島町が策定する土地利用構想というのは、身近なすぐ上位の県の計画を基本として町の計画を策定することが、これは国土利用計画法という法律の中で明記されておるということになります。で、上位計画である県計画を基本として策定する点については、県から示されたこの文章の中では市町村づくりの理念や地域の特性を踏まえて、それぞれの市町村の特色を生かした計画を策定するものであるけれども、その際に留意しなければならない事項は次の通りであるということ、ちょっとあの文章を並べて恐縮でございますが、次のようにこの留意点が示されております。そう基本とするところは、1つには、町の土地利用の基本理念、そして2つ目には土地利用区分別の町の土地利用の基本方向、3つ目にその規模の目標、4つ目には規模の目標を達成するために必要な措置の概要、考え方、こうしたことがまあ反映をされるように県の方では指示をされて、その枠内で策定をするものというふうにあるわけでございます。で、まあ言い換えればこれはあの市町村の自主性があるような半面、やっぱりこの枠の中で県の枠の中でひとつ定めなさいよというまあ考え方であろうかと思えます。そしてこのまあ方向に従つて国土利用計画の飯島町計画を策定する場合には、案の段階で地方事

務所の協議をして、そのまあ事務的な協議の上に立って今度は県庁に上ります。県庁はいろんな企画部分から始まりましてそれぞれの担当する課が一堂に会した中でその各市町村のこの素案を練っていくということをごさいます、そしてその整合性がまあ図られた段階でもってまたこちらに戻してまいりまして、最終的に町の議案として提出をして議会議決をいただくということになっておるわけをごさいます。まあ確かにあの町が作る計画に対して上部機関が意見を述べることについては、この国が進めている地域主権、分権というこの改革の流れの考え方では逆行するものじゃないかと、余り拘束するべきではないじゃないかというふうにまあ言われる部分もあるわけでありまして、やはりこれはあの国としてはあるいは県としては地域全体のこの利用のバランス、秩序ある開発というようなことの考え方の下に、施策としてまあ法律で定められておるということで、やむを得ないことというふうに理解をしておるわけをごさいます。まあこうしたあの一部束縛というか制約のかぶった中での上位計画の中での町の計画ということになるわけでありまして、できるだけこの実情に即したまた町の将来像に即した形の中で検討をして町の独自の利用計画を定めていくと、こういうことで今作業を進めておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

浜田議員

あの私は町の計画が県に縛られてはならないとは思っておりません。というのは国土というのは増えたり減ったりするものでもございませぬし、国民全体に影響を及ぼすものですから、ただですな整合性という点でちょっと私自身が調べた内容から見るとちょっと奇妙な数字が目につきました。まず国の工業用地のみに例えば絞って申し上げますけれども、国全体では工業用地が17万ヘクタールから16万ヘクタールに10,000ヘクタール減っています過去10数年間に、そこでですな国の国土利用計画ではこれを10,000ヘクタール増す、つまり元の状態に戻すんだということで6%の増というのが国の国土利用計画の工業用地分。でそれに対してですな長野県はもっと激しく減ってました。長野県はそれに対してどういう態度をとったかというですな、わずか10ヘクタール増やしただけ、0.3%にしたら、つまり国が減った6%戻そうと言っているときに長野県の計画は0.3%に、要するに現状維持に留めてと、でそれに対して飯島町はどうなっているかというですな、柏木工業団地の分5ヘクタールがありますのでこれの増分というのは14%ということですから、県の計画に比べて非常に意欲的な計画になっているというふうには私には見えませんでした。でそれがこの表ですな、で今よくわからないのがこの表では5ヘクタールなんです、先ほどの利用構想図ではですなこの柏木の5ヘクタール以外に文章の中にも書いてありますけれども、鳥居原、それから北街道ですか、この辺りも工業用地として色分けされてますし、そのことも文面の中に飯島地区それから七久保地区というふうには明記されているというふうには私は理解しています。新たな工業団地として。そうしますとこれが県と整合をとった計画なのか、あるいは国土利用図という図面の方が計画なのか、それから町としては一体どちらを本気で推進しようとしているのか、ここについて非常に理解しにくかったわけですから。ここについてご説明いただきたいというふうには思ひます。

総務課長

図面の方でありますけれども、これはあの将来を見越してこういうような形で工業団地を造る場合にはこういうところへ誘導していきたいという数字でありまして、それがすべて10年後に企業を誘致してそこが工場団地になるということではありませぬ。であの5

ヘクタールというのは今おっしゃられたように柏木の工業団地を予定しておりますその現在実際に進めている実数を入れてあるわけをごさいます、その他はその図面、もしこれからあの企業誘致とかそういう照会があったり、この10年間でそういうお話があったときにはその図面の位置に誘導していきたいという図面でありまして、具体的にそれは今現在企業と話をしているという実態ではございませぬ。数字等につきましてはですから今の実際の数字だけを今カウントしてあるということで、図面の将来のその誘導していくためのイメージ図を全部面積を測定してカウントしたものではありません。確かに県の数字、国の数字とはちょっと違っておりますので現在県と下打ち合わせをしている最中をごさいます。

浜田議員

総務課長

浜田議員

確認させていただきたいのは、この表が県と整合すべき表であるのか、あるいは国土利用計画図が県と整合すべき、どちらが要するに正式の町の計画であるのかということです。図面と調書と全てについていま検討協議をしております。

先ほど町長の方からあの国土利用計画についての考え方、県の方からの文言上の縛りについてご説明がありましたけれども、そうしますと別の疑問が生じます。と言いますのはですね、例えば農地利用についてこの図面に示されているのは決して耕作放棄地でも何でも、優良農地だというふうには私は認識しております。で、先回の6月の答弁におきましてもですね、町長のご答弁はもしも状況が許すならば林地あるいは耕作放棄地、まあそういうところから順番に決めていくのだと、ただし企業側からの要求があればその実現のために農地等の取り合いが生じることはやむを得ないとまあこういう答弁だったというふうには記憶しております。それから町の総合計画の中でもですね、前回の第4次総の検証の内容としてですね、農地等の取り合いについては十分に注意を払う必要があるという趣旨の検証の報告が上がったというふうには私は記憶しております。そういう意味でこの構想図の中にですな優良な農地を最初から誘導すべき地域というふうには描かれることはいかなものかというふうには私は考えておりますけれども、そうなたいさきについてご説明をいただきたいと思ひます。

町長

あの確かにできれば林地も含めた国の自給率を上げるために、農地というものをできるだけ今後は減らさないんだというようなひとつの考え方もあるわけをごさいますけれども、やはりあの一団の工業団地というようなことの中で、今飯島町の中にこの林地だけでもってそのことがまあ満たせれるというのはちょっと見当たらないという現実がございませぬ。あの部分的には少し平でいろんな立地条件を満たすところもあるわけでありまして、これはあの農地ということとはまた切り離して、今後そういうものが出た場合には対応できるということで、構想の中には入れていかなければというふうには思っておりますけれども、やはりこの一団の今こうした考え方を県や国に示して町は考えておるというエリアを設定するには、どうしてもこの今ある農地の中でしかエリア取りができないというようなことの中でまああした図面になっておるわけをごさいますので、その点にひとつご了解をいただきたいと思ひます。

浜田議員

今のお答えはですなあの基本構想あるいは4次総の総括、あるいはこれまで伺ってきたお答えとは整合しないんじゃないかというふうには思ひます。まあただ今日この問題であまり追及的な議論だけするつもりはございませぬので、ぜひ再考を願いたいということだけ申し上げて次のテーマに進みたいというふうには思ひます。先程の土地利用構想図の中では

です。農地の他に住宅地の面積がかなり広くとってございます。その一方で、第5次総の人口はほぼ横ばいということになります。じゃこの意味するところは何かというのは非常に単純でありまして、一人ひとりが非常に広大な屋敷に住めるということの意味するわけですね、その具体的な姿はですね結局のところ独り暮らしのお宅ができたり、あるいは空き家が残ったりとそういう姿にならざるを得ないのではないかと、もしそうでないとなれば既存の住宅地はそのまま残されて、それ以外のところに新興住宅地ができて、で地域としては分断される、独り暮らしと空き家の拡大、その一方で交通手段等を持った新しい新築の住宅地の建設が進む、で当然生活圏の異なるですね新旧住民の二分化が生じるのではないかと、これは都市問題でも様々に論じられてきたところだと思いますけれども、この土地利用構想図はですねおのずとこういう形を誘導する形になっているのではないかと、これを私は非常に危惧します。ですので、こういう問題点が潜在するというところをあらかじめですねこの図面とともに示されたのか、あるいはこれを阻止する手立てというのはいったいどの様なことを考えておられるのか、このあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

町長

今度のまあ土地利用構想図、国土利用計画図の中から、まあ住宅地とそれからまあ工業用地地域を増やして農地のみが減少する、これがまあ生活圏、ひいてはまあ地域社会の格差につながるというようなことになりはしないかということでございます。しかも人口横ばいの中でということでございます。でまずあの議員の方から人口が横ばいというまあとを言われてご指摘をいただいておりますが、この人口問題については、あの国の推計では国土利用計画の目標年となるこの平成32年に至りますと、あくまでもこれは予想の統計でございますが町の人口は9,200人というふうに言われておるわけでございます。この程度まで減少するだろうということでございます。で今度の町の計画では人口目標、長期構想の中で位置付けたのは10,500人ということにしております。で現在の人口が10,000ちょっとでございますので、現在と比べれば10年後に500人程度の人口増加を見込むということになるわけでございますし、それからまた国の推計から9,200人から比べますとこれを埋めるにはまあ1,300人ぐらい、これの程度の人口増額を見込まなきゃならない、なかなかこれは並大抵のことではない至難のことだろうというふうに思いますけれども、従いましてあのこの計画と現状認識の中で横ばいでいくということではなくて、まあなんとか歯を食いしばって現在から500名ぐらい増やす施策の中で捉えていくということでございますので、是非そのところをご理解をいただきたいということと同時に、この住宅地と工業用地が増えることについては地域社会のまあ拡散と崩壊を招くのではないかと、まあご指摘もあるわけでございますが、現在でも町の可住区域は全町的に広がってきております。特にあのこの駅周辺あたりのところ、それから七久保も一部そうしたところがあるわけでございますけれども、こうしたまあ現実の中でこのことがインフラ整備に多くの時間と費用を要していると、この要因の1つであることは当然まあ認識をいたしておりますけれども、まあこのことを短時間で解決する手段は今のところないわけでありまして、従って今回の計画の中では住宅や工業に関して適した場所を構想図の中に示すことで、できる限りこうした区域に住宅や工場を誘導していこうと、いうこの誘導策としての構想図であることを是非ご理解いただきたい。従ってまあこうした考え方の中で一部の農地を転用ということになるわけでありまして、

浜田議員

まあ無秩序なやりかたは決してあってはならないわけでございます。また認められるものではございませんけれども、あくまでまあ利用計画に位置付けられて秩序あるまあ農地法や農振法、ここに定められた手続きによって従って行っていけば必ずこの地域社会の土地利用上の崩壊につながることは決してあり得ないというふうには確信をしておるわけでございますので、なかなかあの理想通りいかない部分もあるかと思っておりますけれども、一応まあ構想の上ではそういうイメージでもって素案が作成をされたということでございます。

無秩序じゃないというお話でしたけれども、私にはなかなかそういうふうには思えない構想図です。例えば先程のあの工業地域に関しましてもですね、6月の議会では一方で既存の4工業団地の中はかなり撤退企業があつて空き地が増えているという報告がありました。でその一方で分断されたいくつかの地域に工業団地を作るということですね、そこが栄えるだけならばいいですけども、再びそこも虫食い状態になる危惧を含んでいるんじゃないかというふうに思います。それから今回の図面の中にですねバイパス沿いも商店街区域、それから既存の中心市街地も商店街区域とまあそんなふうな構図が示されておりますけれども、これもそもそも両立するのかという質問は当然あります。で、商店街についてはライディの小売引力の法則とかいうのがあるようでして、これ万有引力の法則がもじりなんですけれども、集客力は商品の数量に比例してですね距離の二乗に反比例する、要するに品ぞろえの多いところに2倍多ければそこに2倍のお客が集まる、その代わり距離が2倍遠ければ4分の1に減ってしまうような、そんな非常に雑なルールですけども、まあそんな法則を見たことがあります。それからもう一つはストロー効果というのはよく言われていますけれども、これはあの本四架橋を4つ架けるときのですね、当時の通産省の総務部長、まあ埼玉大学の名誉教授が、この大橋のような幹線道路が開かれると大きい方の経済圏に小さい方の経済圏のメリットが飲み込まれてしまうと、これはちょうどアイスコーヒーにストロー、要するに本州からストローを差し込んでですねそのコーヒーを吸ってしまうようなもんだと、そうすると四国には氷しか残らないじゃないかと、そんな例え話をしました。でその効果をもう少し具体的に見ますと、ある交通網が出来上がるとですねその分岐点が発展して末端は寂れると、要するに分岐点のところに商業地域が集まる。それからある交通網の起点と終点が発展して中継地点が寂れると、それからある交通網の中で規模の大きい都市が発展して中小都市が衰退する。で現実の調査結果として4つの橋の両側で何が起こったかということですね、基本的には京阪神にほとんど産業が吸い込まれていった、もちろん四国地方はそれを予見してですね4県の結束とそれから物流拠点の整備を図ったんですけども、それでも交通網が持っている効果には抗しきれなかったというのが、私が調べたこの全体の顛末です。ですので、この構想図の中でですねわれわれは例えば飯島町はどうしてこの問題を防ぐのかということが当然議論されなければいけないんじゃないかというふうには私は思います。あの5次総いろんな方から抽象的で分かりにくいという話が出てますけれども、私も美しい言葉で掴み所の無いところがかかりにあると思ってるんですけども、その理由の1つは、昨日町長がおっしゃったようなメニューが具体的に示されていないということだけではなくて、この5次総が生み出すであろう負の面、マイナスの面これについてですねもっと突っ込んだ議論ができていないので、じゃ2つの商業地をどういうふうに組み合わせるのか、それに対して町は行政としてどう

というリーダーシップをとるのか、ここが示されていないということがですね、わかりにくい1つの理由じゃないかというふうには私は思います。で例えば具体的に今のような問題を考えるとすればですね、私個人的には例えば中心市街地の活性化を徹底的に行っていく上でバイパス沿線の整備をつなげる、で昨日も同僚議員から買い物難民の話がございましたけれども、ここにグループホームですとかあるいはもう少し自主的な地域の地域生協的なですね、あるいは自分たちの出資で成り立ってもいいんですけども、そういったローカルな、しかし他の既存の商業流通とは競合しないような流通網を自主的に築き上げてですね、それがある程度機能したところで次の段階を考えると、まあそういうステップを盛り込まないとですね非常にわかりにくい総合計画になってしまうのではないかと、まあこんなふう思う次第であります。少し話が飛びましたけれども、もう一度戻りまして中心市街地とバイパス商業圏との並立というものをどういうふうに考えておられるかお尋ねしたいと思います。

町 長

まあ現在あの中心商店街、まあこの既存の商店街もなかなかあの閉店された方等も出てまいりまして、この中心商店街というこの位置付けがなかなかそのイメージにならないようなイメージもあるわけでございますけれども、いずれにしてもこの前からの発展してきた中心部、これとこの構想図の中でまあ図面も表現もそうでありますけれども、バイパスに至るこの空間をどういうふうにもまあ土地利用で位置付けていくかと、ここがひとつ大変大きな課題であるわけでございます。で、このことについては少し考え方を申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、ご案内のようにこの地方の農山村では車なしではこの生活は困難な実情でございます。それから特に地方の商業、中でも店舗型の商業振興を考える上では消費者にとっては交通の便の良さ、それから店舗の前に駐車場があることや品ぞろえが豊富で買いたいものが買えるといった環境づくりが、まあ非常にあの消費者ニーズにとっても環境づくり、これが欠かせない条件であるというふうを考えているところでございまして、この既存商店街とは別の区域にバイパスが開通するわけでありませうけれども、この影響はまあ今お話にもございますように、近隣をはじめとして全国的にこの状況を見る中では、バイパス沿いに得てしてこの新たな商圏が形成されると、まあ一見活性化という形になるわけでございますけれども、それに対してその既存商店街がダメージを受けると、これはもうひとつの既存の現実のまあ考え方がいまいか現状であるわけでございます。まああのしかしながらこうしたあのバイパスできる新たなこの商圏の多くは、広い駐車場を備えた大型店がいくつもまあ立地をする場合が大変多いというようなこと、それからこの交通の利便性や品ぞろえの優位性などから既存商店街へ大変まあ大きな影響を及ぼすという形になるわけございまして、ただあの当町のバイパス沿線でありますけれども、まあ駒ヶ根工区等も見ていただくと比較していただくと分かるわけでございますけれども、あの全体の5キロあります本郷から駒ヶ根、田切の方まで含めて、その中で地形的な制約上が非常に受けるまあバイパスの沿線であるということございまして、なかなかあの平面交差するような土地利用のできるような範囲というものの一部にまあ限定されるという現実があるわけございまして、しかもまあ広い大型の駐車場を備えたこの大型スーパーといったようなものはなかなかあの進出しにくいのではないかと、まあ限られておりますので、ただまあこの身近な場所でしかもまたバイパス沿線上で商業振興を図ると、1つの多くの町民の皆さん方の要望のある中で、これはできるだけの

まあひとつ商業集積を図りながらこの集積をしていくことも当然大事だということでもいろいろと検討しておるわけでございます。そこであの過日この総合計画を策定する段階で住民アンケートをいたしまして、浜田議員もご承知かと思っておりますけれども、その中であのこの部分についてのアンケートで、やっぱりあの一番多く出されたのが中心商店街との共存を図るべきということが44%ぐらい占めております。それから町の発展のためにはどうしてもこのバイパス沿線沿いの商業集積を開発を進めるべきというのも同じぐらいの数字で43%ぐらいあります。それから町の発展のためにはなんとしても秩序ある開発を進めるべきといったようなのが続いております。それからあと景観の問題や周辺道路のまた道路整備といったようなことも続いているわけでございますけれども、まあこうした結果から多くの町民の皆さん方がこの開設されるバイパス沿線のいわゆる開発発展と今までのこの既存商店街との整合性を図ってやっぱり総体的に開発していくべきだということのご意見が多いわけでありまして、まあそうした考え方に沿って土地利用の方も考えながらいろいろと考え方を、施策を進めていかなきゃならないというふうには思っておるわけでございます。

そこで1つあの既存商店街とバイパスの間を結ぶ特にまあ下在と呼ばれる地域でありますけれども、この土地利用を1つの住宅集積地域という形の中でつないでですね、発展可能な地域にして、まあこちらには公共施設やJRの駅の問題もございまして。公共施設もございまして。下の商業集積も実現に向けてやっていくということになればその間を埋めるやっぱりこの住環境の生活の利便性を満たすうえでのエリアとして捉えておるのが今度の土地利用計画、特にこの下在全体の考え方であるということ、でこれをどういうふうにもまあ行政として道路の問題、水道の問題まあいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、順次そうした方向に沿ってまあ施策を可能な限り進めていきたいという考え方でございまして、ひとつ是非ご理解をいただきたいと思っております。

浜田議員

時間も押してまいりましたのであの、本来であればですね私は従来型の工業誘致、あるいは大型ショッピングセンターの誘致、あるいは公共事業の拡大という高度成長とその後のしばらくの時期に全国の市町村が取っていたような町の発展のモデルというのは既に失われているんじゃないかというふうに感じています。それは前回もお示したようないくつかの経済的な指標からも感じるわけでありまして。それに対して私たちが本気で飯島町の衰退を防いでこの後の発展を図るために考えなければいけないのは、より自立的な内需型の産業の創出ではないかというふうには思っています。で今日は時間がないのでご覧に入れませんが、あの産業連関表を使ってですね投資効果をいろいろ試算した例が、全国規模でもそれから県の規模でも町の規模でもありますけれども、その結果が示すところは社会保障や福祉が決して負担ではなくてですね、新しい雇用の創出効果を持っていること、でしかもその雇用創出能力は特に人的な雇用の創出能力についてはですね、当然福祉や何かというのは直接人間が関わる作業ですから、一般の公共事業やなんか比べてはるかに雇用創出能力が大きいということが、いくつかの研究者、機関等で報告されています。私はこれはひとつこの町が発展する1つの道ではないかなというふうには考えています。また林業も最近改めて注目されていまして、日経ビジネスの間見ていましたら25万人の創出効果というのがありました。これは全国の10,000分の1である飯島町にしてみれば25人ですけれども、残りの人口は大半が都会ですので私はそれ以上の創出効果がある

んではないかと思います。それからあの商業についてもですねあの従来型の商業とは違う、昨日の買い物難民を解消するようなやり方というのはありうるのではないかというふうに思ってますけれども、また次の機会に提案をさせていただきながらディスカッションを行っていきたいと思います。いずれにいたしましてもですね、ただあのこの基本構想が持っている様々な問題点というのは、ただ町民に提示してですねイエスカノーかを聞けばいいという種類の問題ではないというふうに私は考えます。やはり行政のプロは全国の市町村が陥った様々な問題についての情報をお持ちなわけですから、その危険な点、あるいは実現しないかもしれない点、例えばさっきバイパスに集積するというお話がございましたけれども、全国の経験が示しているのはですね、先ほどのストローの話で申し上げたようにもっと大きな商業地域に吸収されるんだというのが多くの経験じゃないかと思います。まあそういったことも積極的に提示していただいて、本当に実効性のある総合計画を実現していただきたいということをお願いして、町長の所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

町長 ああ決して企業導入のみをもって町の工業振興それから大型店舗の導入、まあ大型と申しますか町に合ったそのスーパー等の導入を持ってだけでこの振興を図るということでは決してございません。当然のことながらこれはあの既存の商工業の振興をまずこう支援しながら、そしてそこに更にまたインパクトを与えていくような、その住民要望を満たすようなひとつの形態の中で地域に根差したこの産業を育成していくと、まあ言ってみれば6次産業等の申し上げておくことも含めてですね、やはりこの推進していくべきだというふうに思っておりますし、そのことの受け皿になりうるのがやっぱりあのこの地域には信大の農学部でありますとか、それから看護大学、お隣には駒ヶ根工業高校というまあ技術を養成をしておる、この卒業をしていく見込みの方の期待に応えるためにも、やはりそういう受け皿的なものを、これはあの工業ばっかじゃございません。今おっしゃるこの福祉もひとつのこれからの大きな産業形成を成しうる1つの分野でございますので、看護大学を卒業しても県外へ全部就職してしまうようでは残念でございますので、そうしたことの受け皿も含める中でまあひとつ総合的に産業振興を図っていきたいということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員 終わります。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

午後 2時23分 散会

平成22年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成22年9月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第24号議案 財産（建物）の取得について

日程第 3 第 2号議案 平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 3号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 4号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 5号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 6号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 7号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 8号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 9号議案 平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第11 請願・陳情等の処理について

日程第12 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第13 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 米田章一郎 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議開会

開 議 平成22年9月17日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
町当局並びに議員各位には、大変ご苦勞さまでございます。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る7日の本会議において付託した決算案件8件、請願・陳情案件2件について、委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願審査報告書が提出されております。本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を行うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告を行います。
本日、町長から1件の議案が追加提案されております。なお、飯島町選挙管理委員及び同補充員の選挙については本日の会議で行います。

議 長 日程第2 第24号議案財産（建物）の取得についてを議題とします。
事務局長に議案を朗読させます。
（議案朗読）
議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 それでは追加議案として提出をいたしました第24号議案財産（建物）の取得についての提案理由の説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、既にご承知いただいておりますとおり、町の若者定住促進と人口増活活性化を図るために飯島町地域優良賃貸住宅18戸を飯島運動場西の旧飯島保育園跡地に長野県住宅供給公社の割賦買い取り方式で建設をしまいにしました。この15日に完成をいたしましたので、飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

建設水道課長 （補足説明）
議 長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。
（なしの声）
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありますか。
（なしの声）
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第24号議案財産（建物）の取得についてを採決します。

議 長

議 長

決算審査
特別委員長

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 第2号議案 平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第4 第3号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 第4号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 第5号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 第6号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 第7号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 第8号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第9号議案 平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について
以上決算8議案を一括議題といたします。
本案については、決算審査特別委員会に審査を付託してあります。委員長から一括議案審査報告を求めます。
宮下決算審査特別委員長。

それでは決算審査特別委員会の報告を行います。9月7日の本会議で本委員会に付託されました第2号議案平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第3号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第4号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第5号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第6号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について、以上8議案の会計歳入歳出決算認定について、9月13日、14日、15日の3日間、委員会を開き、各所管課からの説明を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、すべての決算議案を認定すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。
なお、審査で出された意見の中で主なものを以下申し上げます。
厳しい経済状況の中、財政運営の改善に努めていることは評価できる。27年度には公債費の償還のピークがやってくるが、十分配慮し今後の財政運営を行ってほしい。また21年度の執行状況をみると町内の弱者に対し配慮した政策は適切であった。今後も弱者対策を継続することを希望する。などの意見がありました。総括質疑では経常収支比率

は下がったが人件費以外で経常経費を削減する必要がある。町の経済の低迷など見えてきた。職員の負担も増加している現在、町民へのサービス低下があってはならない。単なる職員の人員削減でない対応が必要である。町の予算が町内に還流する率を高める政策が必要だ。現状の公共施設の利用状況によっては施設の存続を含め検討する必要がある。業者が役場庁舎内に立ち入る場合の対応を誤解を招かないよう適切に行うべきである。などの意見が出されました。

次に審議全般から、総務課関係では職員の耕地担当制は耕地や各組織代表の認識が薄いので理解を求め積極的に活用するよう徹底する必要がある。人事評価制度の目標管理で甘い設定をする人がいるのではないか。循環バスのデマンド方式は利用者に理解されているのか。選挙投票所や掲示板箇所の見直しが必要ではないか。ホームページの更新は各係ごとになったはずだができていない。役場への着信メールに対し担当課の詳細返信の前に着信確認と以後の対応方法を明記し即時に返信すべきである。住民福祉課関係では飯島町は外国の方が多い、このため税の不納欠損もあり今後対応をしっかりとすべき。産業振興課関係では飯島町が解る観光ポスターの作成や今回実施したPRしおり事業など有効活用するための検証をすべきである。建設水道課関係では合併浄化槽の11条検査は清掃費に多額の費用に係るなど問題点が多い、検査制度の改正を県や国へ働きかけるべきである。石綿管布設替工事を積極的に行うべきである。教育委員会関係では給食センターの機械化推進は地産地消を難しくするのではないか。などの意見が出されました。以上報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。宮下決算審査特別委員長自席へお戻り下さい。

以上で決算8議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これより議案ごとに討論採決を行います。

議長 最初に第2号議案 平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はございませんか。

11番
平沢議員

私は平成21年度一般会計決算につきまして認定すべきであるという立場より討論いたします。地方自治体の置かれております現下の厳しい財政環境の中にあつて、自主財源の減少を補うために依存財源の確保に最大努力された一方で、歳出におきましても管理経費の節減に努力された功績が随所に見られ、財政運営の効率化、健全化に細心の注意を払われ、財政構造の硬直化が改善された決算であり、私は本決算を認定することに何ら問題はないと確信をいたします。新年度予算においても更に経費の削減を図るとともに、効果的で効率的な予算の執行に努められ、今後公債費の累増が確実に予言されますので、長期的展望に立った財政運営の確立を期し、100年の大計を誤らないよう細心の注意を払い、町民ニーズを的確に把握して一層の努力を重ねるよう特に要望意見を付しまして私の賛成討論といたします。

議長 他に討論ありませんか。

7番
三浦議員

それでは平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について認定する立場で討論をしたいと思ひます。平成21年度の決算全般にリーマンショック後の派遣切り、リストラなど社会情勢の影響が見られ、税収はもとより生活に困窮する住民の増加が著しく現れたと感じられました。町税は定額減税廃止をはじめ各種の控除がなくなったことで、収入は変わらない、あるいは減少していても課税額はここ数年間増えており、低所得者に一層厳しい生活が求められることになりました。その表れとして、生活保護世帯の急増、町営住宅の使用料が払えなくなる世帯や、就学援助を受けた小学生が20人を超えるなど、若い世代の家庭の厳しい状況も表れていました。高齢者などの福祉灯油券交付事業の対象者の増加からも高齢者の暮らしが厳しい状況も見えます。町税の減収、福祉、教育などからみて高齢者から子どもに至るまで社会情勢の影響を少なからず受けたと言えると思ひます。この状況は今日も改善したとは言えません。こういう中で福祉の窓口をはじめ税務、住宅、教育委員会など状況に応じた社会的弱者への配慮や支援がなされ、職員の努力も感じられた決算報告でした。22年度後期もまた来年度の予算編成においても社会的弱者の立場を理解し誰もが安心して暮らせるよう取り組むよう要望し認定といたします。

議長

1番

久保島議員

他にありませんか。

平成21年度一般会計歳入歳出決算、認定賛成の立場にて討論いたします。21年度は財政健全化指数が大幅に改善されたことには大いに評価し敬意を表するものでございます。経常収支比率も20年度90.0%からおよそ9ポイント改善され81.1%となりました。しかしその内容は臨時的に歳入が増加したことが大きな要因でありまして、恒久的な財源が確保できたわけではありません。経常経費はほぼ横ばいの0.6%減と留まっておりまして。しかも繰出金それから今後増加することが予想されますし、公債費についても数年後にピークを迎えるということがわかっております。これらを考えると経常経費はそのものを削減もしくは縮小をしていくことが必至になってくるだろうと思ひます。そこで大胆な事務事業を見直し、施設の要・不要も含めた事業仕分けを行って無駄を削減し、より経常経費のスリム化を図っていくことが必要だと、これらの意見を付しまして21年度一般会計歳入歳出決算を認定といたします。

議長

5番

堀内議員

他に討論ありませんか。

それでは平成21年度一般会計の決算に認定に賛成の立場から意見を申し上げたいと思ひます。21年度は引き続き景気低迷の中、特に人口に占める外国人労働者が多い飯島町につきましては、今回の経済不況を諸に受けた形の中で町税の収入に大きな影響が出て、町税調定額の6.6%、81,000,000余の収入未済額、それから12,000,000余の不納欠損額、一般会計だけでも約100,000,000円に近い実質的な収入未済を出しておるということでございまして、収納率は年々低下しておりまして92.3という数字になっております。しかし収納担当では納税者の状況を把握されまして、悪質な滞納者に対しましては強制執行を行うなど毅然とした対応をいたしておりますし、弱者に対してはきめ細かな納税相談を通じて収納対策を積極的に実施していることは評価に値するものでございます。今後ますます厳しい状況が予想されますが、新設されます長野県地方税滞納整理機構と連携の

中で収納率の向上に努められることを要望しておきます。歳出面では国の福祉・経済対策の各政策の情報を的確に捉えて対応し、特に高齢者支えあい拠点施設の整備では繰越しも含めて多くの集落施設の整備を進めることになっております。これは地域への住民負担の軽減を図るという意味で大きな成果を上げたものとして評価をいたしておきます。現在策定しております第5次総合計画は町の方向を決める重要なものでございます。町民参加の計画策定を進めておりますが、総合計画は首長が交代した時には政策を反映したものにつくり直すべきだ、そういう意見を言う学者の皆さんもおります。町長の政策をしっかりと反映した総合計画になりますよう期待をしております。協働のまちづくりということでまちづくりを進めておりますが、住民の負担のために成り立っておるということでもあります。あまり負担をお願いしますと町民の皆さんが疲れてまいりますので、疲れないうちに将来に向かった的確な行政運営に努められますことを要望しまして賛成の意見といたします。以上です。

議長
4番
浜田議員

他に討論はありませんか。

21年度一般会計決算に認定すべき立場から討論を行います。本予算の執行においては福祉・社会保障に一定の配慮を行い、決算も適切に行われたというふうと考えております。決算はもちろん予算が適切に執行され所期の成果を上げたという検証作業であることは言うまでもないわけでありまして、当然1つの成果というのは量と質の両面から成り立っているものであります。その意味でその金額が適正に執行されたかという問題と同時に、それが住民サービスへの質としてどの様に反映されたのかということも当然把握されなければならないと思います。その意味でその特に質の部分を記述する行政報告書がですね、まだ部所にはよりますけれども無味乾燥な事実の列記に留まっているということは非常に残念であって、その点については改善を求めたいというふうに思っております。それから同時に先程も何人かの同僚から発言がありましたが、この事業執行の過程で町が直面している様々な課題が浮かび上がったことにも目を向ける必要があるだろうと思っております。滞納や生活保護、様々な相談案件の増加などが、商業の衰退などがですね、この決算の中でより明らかになってきたというふうに考えておまして、次年度予算の策定にあたってはこの決算結果を反映させ、社会保障や医療、福祉などあるいは町内商工業の活性化と組み合わせた予算編成に反映されることを強く希望するものであります。それと同時にささやかではありますけれども町全体の人口減少が続く中で、七久保地区の日本人の人口がですね2年連続で35名増加したという事実、これは先程の量に留まらない把握の一つの成果だと思いますけれども、これは注目に値すると思います。かつて同僚議員から企業誘致よりも人の誘致というお話がありましてですね、この数字はささやかではありますけれども町の行政の方向によってはある可能性を示唆したものではないかというふうに私は感じる次第でありまして、そういったことも含めて次の政策決定がなされることを希望し、認定の討議といたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案平成21年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決しま

す。

この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長

次に第3号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

それでは平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について認定の立場で討論をしたいと思います。国保税は前年度所得に応じて算出されるため現在の社会状況の中で支払いが困難な世帯が増加していると決算報告の滞納状況から見えてまいります。現在はそれぞれの世帯の状況に応じた支払い方法を相談の中で行っており、無理な対応はしていないと受け止めていますが、支払い能力を超える高額な国保税に対して支払可能額を収め続けても、滞納額は増えることはあっても減ることはなかなかないとみております。実態としては滞納額を納税者は特別なことがない限り減らせませんし、国保会計の滞納額も増えても減らすことは難しい状況だと考えられます。町長特認の減免制度を適用することで全額支払いが可能な額にして滞納せず済むなら国保会計の滞納額の削減も可能になるのではないかと私は考えます。今後の検討を求めます。また厚生労働省は国保の患者負担減免の新たな基準について全国の自治体へ通知をしたと報道がされております。誰もが安心して医療を受けられるよう今後の対応を要望いたしまして認定といたします。

議長

他に討論はありませんか。

11番

平沢議員

私は3号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について原案を認定する立場で討論いたします。国保会計は住民の健康を守る極めて重要な会計であります。本町の国民健康保険の運営は給付費の増加が予想され、医療費の適正な予測や収入の確保が困難な状況がうかがえますが、国保会計は制度上の運営の中で町の状況に合わせて運営をしていかなければなりません。会計の制度上から見ると国保出資金と被保険者の負担によって支弁されるものですから、従って被保険者の減少は大きく決算に影響がありますが、今日の置かれている状況から判断すれば今回の決算は最善の決算と評価いたします。よって住民の健康を守ることが町政の基本でありますから、本旨に沿ってさらなる努力を付して賛成討論といたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第3号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第4号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第5号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第6号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

それでは平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について認定の立場で討論をいたします。普通徴収に滞納者が見られ所得の少ない高齢者の介護に不安を感じております。滞納者が介護が必要な状況になったときに介護サービスが受けられない事態が生まれると考えられます。現実的に支払う能力がない高齢者がこのような状況に置かれているならば何らかの支援が必要となると考えられます。実態を把握し介護難民を生まないように支援策が必要と決算報告の中で感じたものであります。今後の対応を求め認定いたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第6号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定する

ものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第7号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第8号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第8号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第9号議案平成21年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

原案に賛成討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第9号議案平成21年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。よって第9号議案は原案のとおり認定することに決定

しました。

議長 日程第11 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議長 (異議なしの声)
ご異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました22請願第7号「農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施に関する請願書」につきましてですが、内容を慎重に審議した結果お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出されました主な意見といたしましては、この事業は飯島町に適しており水路の改修などできましてその利用効果を評価できます。まだ要望カ所も多くありますので本事業を継続することを求めます。などでございます。

続きまして、22陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情、本郷区里用水、清水の下流、塩沢正治さん宅裏水路の改修」同じく同区、「五十鈴川武義さん宅北側の(通称)製紙落とし流路の改修」についてでございますが、陳情の実態を把握するため9月10日当委員会として地元米山区長ご案内の下、現場踏査をいたしましてこの陳情の必要性についてつぶさに調査したところでございます。以降内容につきまして慎重に審議をした結果お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお陳情について出された審議の中での意見でありますけれども、まあ本事業につきましては圃場整備事業区域外での危険でかつ人家に近いところのカ所ございまして、防災も整備が必要なカ所でありまして早急に整備する必要があります。順次日を追って侵食される宅地周辺の現状は危機的な状況にあり、また不安感も抱くものでありまして早急な措置が必要であり、早期に施工するよう求めるものである。などの意見が出されております。以上、総務産業委員長。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。竹沢委員長自席へお戻り下さい。
以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに順次討論採決を行います。
最初に22請願第7号「農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施に関する請願」について討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第7号「農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施に関する請願」について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報

告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって22請願第7号は採択することに決定しました。

議長 次に22陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情、本郷区里用水の改修」について討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情、本郷区里用水等の改修」についてを採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって22陳情第6号は採択することに決定しました。

議長 日程第12 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第1項及び第2項の規定により指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
〔暫時休憩〕(選挙管理委員及び補充員名簿を配布)

議長 休憩を解き会議を再開します。ただ今お手元に配布のとおり選挙管理委員には伊藤和夫さん、森谷正習さん、新井 稔さん、伊藤志保恵さん、以上の方を指名いたします。お諮りします。只今議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました伊藤和夫さん、森谷正習さん、新井 稔さん、伊藤志保恵さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長 次に選挙管理委員補充員についてはお手元に配布のとおり、千村久美子さん、坂井 寛さん、中村澄子さん、北原治夫さん、以上の方を指名いたします。お諮りします。只今議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って只今指名いたしました千村久美子さん、坂井 寛さん、中村澄子さん、北原治夫さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

議長 次に補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は只今議長が指名いたしました順序にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって補充員の順序は只今議長が指名いたしました順序に決定し

ました。

議長

日程第13 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会、議会報編集特別委員会、議会ホームページ運営特別委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。
ここで休憩をとります。再開時刻を10時20分と致します。休憩。

午前10時01分 休憩
午前10時20分 再開

議長

会議を再開いたします。
只今お手元へお配りいたしましたとおり、北沢議員から1件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し議題にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって議案1件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長

追加日程第1 発議第10号「農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 北沢正文議員。

8番

北沢議員

それでは、農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。この内容につきましては意見書の案に示してあるとおりの内容でございます。この内容による継続実施を求めるわけでございますけれども、若干、この関係に至る経過とそれから今後町が望むこれらの事業についての細部について説明を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきたいと思っております。飯島町農村保全対策協議会の資料によりますと、農地・水・環境保全対策事業共同活動の当町での実績でございますけれども、19年度から23年度これが現在行われている事業でございますけれども、対象面積が890ヘクタール、交付額が177,500,000、単年度では36,000,000ほどになるわけでございます。内訳としては補修・改修が約600カ所、事業費で120,000,000、草刈り等共同活動それから事務費が5,750,000、まあこういった事業が現在行われているところでございます。この共同活動につきましては地域のリーダーの皆さんがこの大変ご苦勞をいただいて地域を取りまとめてこの事業を推進をいただいているということでございまして、当町にとりましてはまさしく今行われているいわゆる地域協働、この事業にマッチシ

た事業であるというように考えるとところでございます。次期対策の期待としては、この1期期間のみでは水路等の補修が完全に要望カ所を満たすことができないというところでございます。特に当町は全町を対象とした圃場整備事業が行われておりまして、これが30年を経過をいたしておるところでございます。これによりまして経過年数の劣化によりまして水路等の老朽化が進行いたしております。まあいろんなところで水路の不具合が生じてきている、こういった問題をこの事業で解決をいただいているという内容でございます。それから現在、新政権になりまして非常に農業に対する考え方が変わってきておりますが、その中の1つに、土地改良の予算が大幅に減額されているわけでございまして、今後このままでいきますと農家がこういった水路、当町にとりましては農業を生かすも殺すもこの水路の維持にかかっているわけでございますけれども、その予算が減額されている現状でございます。そういったものをこの事業で随分カバーをいただいているというところでございます。それから混住化の進行に伴います農村機能の維持保全が必要であると、それからもちろん農村の環境保全が必要であると、まあこういったことが事業を継続されることによりまして継続して問題解決にあたることができるんじゃないかとこんな内容でございます。また同時に行われております営農活動、この先進的取り組みの中では当町が目指しております安全・安心農産物の増産、それから生産リスクの補完、環境に配慮した農業振興、それから農産物価格が低迷する中で安定的な収入であると、まあこういったことが今後営農活動の中でも期待をされるところでございまして、まさしく当町が目指している農業農村の活性化には必要な事業であるというように考えるとところでございます。従いましてこの継続を求める意見書を提出し、是非国のこの事業の継続をお願いするところでございます。なおあの提出先の大臣の名前が入っておりませんが、昨今の国政の状況を勘案したものでございますので、ご理解をいただきこの意見書を提出するころにはしっかり組閣ができていると思っておりますので、お名前を入れた上で提出をさせていただきたいというふうにと考えるとところでございます。是非議員皆様のご賛同をお願い致したく説明を申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 浜田 稔議員。

4番

浜田議員

ただいまの提案説明がほぼすべてを尽くしているというふうに感じておりますので、それに付け加える代わりに別の視点から賛成理由について若干申し述べたいと思っております。私事で恐縮ですが、実はこの制度が発足したとき私は新米の農家として耕地の農家組合長という立場からこの制度の推進に関わりました。当初は非常に官庁好みの事務処理が重く、あるいはその提案者の立案者が現場を知らないと感じられる制度でもありましたけれども、それ以上に私が当時問題と感じたのはですね、この政策とセットになった農業政策の推進でありました。それは具体的には4ヘクタール以上の農家を優遇し、でそれ以外農家に対してはですね、差別的な取り扱いをすると、でその結果予見される地域の農業の荒廃に対して言わばこの制度でもって補完する、非常に厳しい言葉を使えばですね、当時の大規模農家優遇政策に対するイチジクの葉っぱだったのではないかとということを私は強く感じた次第であります。まあしかしながらその結果どうなったかということでありまして、この農村に導入しようとした弱肉強食の農業政策というのは地域から大きな反

発を食い、手直しをされ、それがこの数年間の特に地方から起こった農業政策への否定、そして政権の交代に繋がったものだとそのように私は感じております。でそんな中でこの制度立案の本来の本音がどうであれですね、しかしながらこの農地・水・環境保全の政策というのは本来進められるべき政策、それが残ったのではないかというふうには私は非常に強く感じます。農業は本来単独で営めるものではなく、林業から河川、水位など地域の自然の保全なしには成り立たないことは明らかであります。そういう意味です、定着しつつある地域全員で農地を守るという、それを推進する事業としてのこの事業がですね、今後も継続されることを強く望みますし、それからあのこの3年間でどうなったかというまあ数値は先ほどご報告ありましたけれども、国全体のレベルでも3年間で2割以上の対象耕地の拡大、それから長野県でも同じぐらいの規模の拡大が進んでおります。これは見方を変えれば現在必要性が増えつつあると、そのことの非常に直接的な証明ではないかというふうに思います。まあそういったことでこの制度がより推進されることを希望しまして賛成の討論といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第10号「農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長 それでは議会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る7日から本日までの11日間の会期をもって開催をされました9月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決認定をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見ご提案等を十分に胸に留めおきまして、今後、町政運営に全力で努めてまいりたいと思っておりますので、議会をはじめ町民各位のご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げます。また今議会には大変ご多用のところをご出席をいただき、また決算審査報告をいただきました林代表監査委員さん、はじめ、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さん、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

さてこの14日には民主党の代表選挙が行われ、菅直人氏が再選をされまして引き続き内閣総理大臣の任に当たることになりました。菅総理は本日までに党役員人事や内閣改造を行い、新たな布陣で内外ともに課題の山積する極めて厳しい政権運営に臨むこととなり

ます。当町といたしましては今後の政局運営に伴う地域主権の行方や当面する景気・雇用対策、補正予算や新年度予算の編成等々、それぞれの課題に対して特に注目をし、また要望を申し上げてまいりたいと考えております。管政権には国民の負託に応えていただくとともに、是非地方と都市との格差是正にも意を注いでいただき、飯島町の第5次総合計画に掲げる目標に向かって町の各種の事業が滞ることなく計画どおりに進捗すると同時に、町民が安心して暮らせる国民生活重視の安定した政策を国レベルで進めていただくよう期待をいたしておる次第でございます。

一方、当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。今後平成22年度後半の予算を計画的に執行するとともに、国、県、町が連携した経済対策や高齢者支えあい拠点施設整備事業など引き続き精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、飯島町では厳しい猛暑の夏も終わり、これから本格的な秋の収穫作業の最盛期を迎えます。順調に収穫作業が進むとともに、円高に歯止めがかかって景気が少しでも上向くことを祈りながら、これからの時期は当町にも県内外から農産物や秋の紅葉を求めて大勢のお客さまがお見えになります。大変厳しい経済情勢ではありますが昨年にも増して多くの観光客が訪れることを願っているところでございます。町民の皆様にも是非おもてなしの心を持ってお客さまをお迎えし、一人でも多くの飯島ファンを増やしながら、交流から物流にとつなげて、飯島町全体が活性化していくことを大いに期待をしておるところでございます。

最後になりましたが議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、9月議会定例会の閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。大変にお世話様になりました。ありがとうございました。

議長 以上をもって、平成22年9月飯島町議会定例会を閉会します。

午前10時39分 閉会

上記の議事録は、事務局長 米田章一郎の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員